

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化  
に関する法律に係る申請手続等マニュアル

令和 2 (2020) 年 3 月

高圧ガス保安協会



はじめに

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）は、昭和42年12月28日に公布され、平成8月3月にそれまでの販売事業の許可制度を登録制度に変更し、保安機関制度を創設するなどの大改正が行われ、その後、改正が適宜行われ現在に至っていますが、液化石油ガス販売事業者及び保安機関等は、液化石油ガス法の他、必要な法令等に基づいた許可申請等の手続きを行わなければなりません。

このマニュアルは、九州液化石油ガス保安連絡協議会が平成13年3月に発行した「液化石油ガス販売事業登録申請等マニュアル（第4次改訂版）」をもとに、保安専門技術者が活用できるように高圧ガス保安協会が平成14年度「液化石油ガス保安機関高度化技術支援指導事業」において「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律申請手続等マニュアル（以下、「法律申請手続等マニュアル」という。）」として作成したものです。

その後、平成24年度保安専門技術者指導等事業において高圧ガス保安協会に「法律申請手続等マニュアル分科会」を設置して改訂し、第2版として更新しました。

この法律申請手続等マニュアル（第4版）は、平成28年3月改訂（第3版）以降の法令改正により、令和2年(2020)年3月末時点の法令等に基づき改訂しました。

法律申請手続等マニュアルは、液化石油ガス販売事業者及び保安機関等がその事業を遂行する際に、必要な法令等に基づく申請等の手続きについて、主に経済産業省（局）所管の販売事業者又は保安機関を対象として、記入見本等を加え、わかりやすくまとめましたので、日常業務等の一助としてご活用いただければ幸いです。

なお、都道府県所管の販売事業者におかれましては、都道府県知事への許可申請又は届出等に際しては、それぞれの行政庁の指導等に従って下さい。

このマニュアルの電子データ（PDF等）は、「LPガス保安技術者向けWebサイト」の「参考資料」のページに掲載しており、無償でダウンロードすることができます。

LPガス保安技術者向けWebサイト【URL：<https://www.lpgpro.go.jp/>】



この法律申請手続等マニュアルの改訂は、令和元(2019)年度保安技術普及委員会法律申請手続等マニュアル分科会で実施しました。

## 法律申請手続等マニュアル分科会委員名簿

敬称略(順不同)【令和元(2019)年度】

主査	石井美継	一般社団法人和歌山県LPガス協会
委員	飯田正史	一般社団法人全国LPガス協会
〃	吉本正樹	北海道エアー・ウォーター株式会社
〃	石田晴俊	昭和ガス株式会社
〃	石田一	橋本産業株式会社
〃	徳島光人	サーラエナジー株式会社
〃	塚口勝弘	株式会社ザ・トーカイ
〃	山崎直人	アストモスリテイリング株式会社
〃	石郷岡正明	ENEOSグローブエナジー株式会社
関係者	経済産業省 産業保安グループ	ガス安全室
事務局	高圧ガス保安協会	液化石油ガス部

# 法律申請手続等マニュアルの取扱について

## 1. 全体の構成

### (1) マニュアルの構成

- 第1章 販売事業者の申請・届出等の手続き
- 第2章 保安機関の申請・届出等の手続き
- 第3章 貯蔵施設の申請・届出等手続き
- 第4章 特定供給設備の申請・届出等の手続き
- 第5章 充てん設備の申請・届出等の手続き
- 第6章 液化石油ガス設備工事等の届出の手続き
- 第7章 参考資料

### (2) 各章の内容

- ① 1ページ目をⅠ. としその章の「手続き一覧表」としました。
- ② 2ページ目をⅡ. とし申請・届出等の「手続き要領」としました。
- ③ 手続き要領の内容を次のようにしました。
  - 1-1 各項目に係る法令
  - 1-2 各項目に係る提出書類一覧表
  - 1-3 各項目の申請書・届書の作成例

## 2. 申請書、届書等の記載

### (1) 提出書類の宛先

#### ① 販売事業者

販売に関する申請書、届書等は、経済産業局所管事業者を対象にしたため、宛先の記載は経済産業局長、産業保安監督部長の連名としました。

提出書類一覧表の宛先は、次のような略称にしました。

都道府県知事	: 知事*
産業保安監督部長	: 部長
経済産業局長	: 局長
経済産業大臣	: 大臣

#### ② 保安機関

保安機関に関する申請書、届書等は、宛先の記載を産業保安監督部長としました。

提出書類一覧表の宛先は、知事\*・部長・大臣としました。

#### ③ 貯蔵施設(3ト以上)、特定供給設備、充てん設備、設備工事事業等

第3章から第6章は、宛先の記載は知事\*としました。

提出書類一覧表の宛先は、消防長・知事\*としました。

\*都道府県から市町村に権限委譲がされている場合には、宛先が知事から市町村長になります。

### (2) 申請書、届書の記載

#### ① 申請書、届書の法令様式では、句読点が入ってないため、様式どおりとしました。

(例) 1 販売所の名称及び所在地 旧記載 1. 販売所の名称及び所在地

#### ② 全体的に本文の文字は、MS明朝・10ポイントとしました。

(一部は他のフォント・ポイントを使用)

## 3. 作成例について

本書作成例の申請書、届書及びその添付書類等については、各行政庁で指導が異なる場合がありますので、関係行政庁に確認して作成してください。

## 4. 作成例等における年月日について

本書作成例等には、和暦を使用しています。申請書等の提出にあたっては、和暦を用いるかどうかについて、関係行政庁に確認してください。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化  
に関する法律に係る申請手続等マニュアル

目 次

第1章 販売事業者の申請・届出等の手続き	1
Ⅰ. 販売事業の申請・届出等の手続き一覧表	3
Ⅱ. 販売事業の申請・届出等の手続き要領	4
第2章 保安機関の申請・届出等の手続き	80
Ⅰ. 保安機関の申請・届出等の手続き一覧表	82
Ⅱ. 保安機関の申請・届出等の手続き要領	83
第3章 貯蔵施設の申請・届出等手続き	136
Ⅰ. 貯蔵施設の申請・届出等の手続き一覧表	138
Ⅱ. 貯蔵施設の申請・届出等の手続き要領	139
第4章 特定供給設備の申請・届出等の手続き	159
Ⅰ. 特定供給設備の申請・届出等の手続き一覧表	161
Ⅱ. 特定供給設備の申請・届出等の手続き要領	162
第5章 充てん設備の申請・届出等の手続き	217
Ⅰ. 充てん設備の申請・届出等の手続き一覧表	219
Ⅱ. 充てん設備の申請・届出等の手続き要領	220
第6章 特定液化石油ガス設備工事事業等の届出の手続き	263
Ⅰ. 特定液化石油ガス設備工事事業等の届出の手続き一覧表	265
Ⅱ. 特定液化石油ガス設備工事事業等の届出の手続き要領	266
第7章 参考資料	281
1. 保安業務委受託契約書・覚書の作成例	283
2. 販売事業登録先及び保安機関認定先について	289
3. 事故報告・事故届出等について	296
4. 用途地域内の高圧ガスの貯蔵等の制限について	301
5. 建築基準法施行令による補強コンクリートブロック造について	303
6. 登録免許税法、手数料令等の抜粋	305
7. バルク貯槽告示検査の際の仮設の手続き（特定供給設備の場合）	311

END 312

## 第 1 章 販売事業者の申請・届出等の手続き

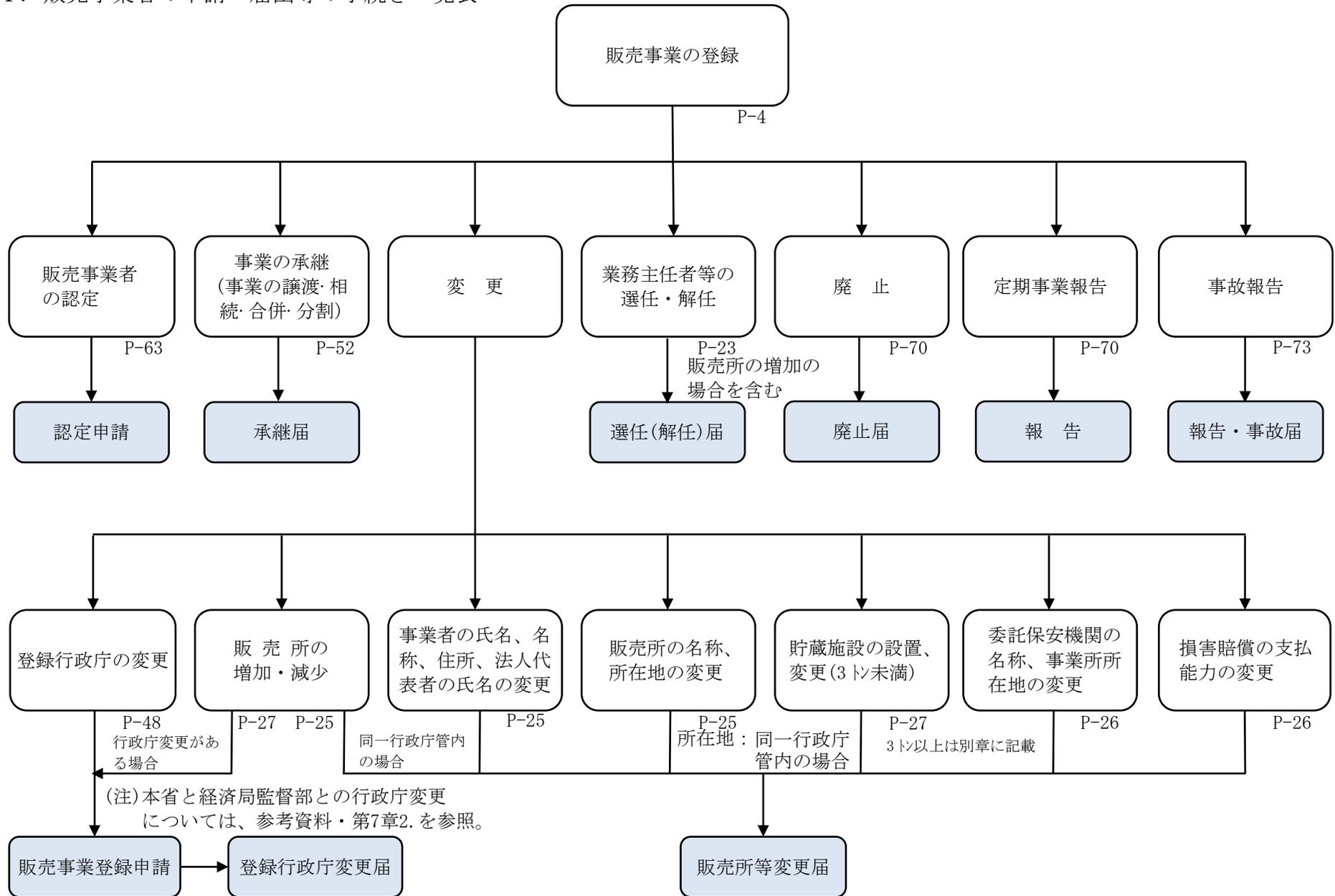
## 第1章 販売事業者の申請・届出等の手続き

### 目次

I. 販売事業の申請・届出等の手続き一覧表	3
II. 販売事業の申請・届出等の手続き要領	4
1. 販売事業の登録申請	4
1-1 販売事業の登録申請に係る法令	4
1-2 販売事業の登録申請に係る提出書類一覧表	4
1-3 販売事業登録申請書の作成例	7
2. 業務主任者等の選任・解任	23
2-1 業務主任者の選任・解任に係る法令	23
2-2 業務主任者の選任・解任に係る提出書類一覧表	23
2-3 業務主任者の選任（解任）届書の作成例	24
3. 販売事業に係る変更の届出	25
3-1 販売事業の変更届出に係る法令	25
3-2 販売事業の変更届出に係る提出書類一覧表	28
3-3 販売事業の変更届書の作成例	30
4. 販売事業者の登録行政庁の変更関係	48
4-1 登録行政庁の変更届出に係る法令	48
4-2 登録行政庁の変更届出に係る提出書類一覧表	49
4-3 登録行政庁の変更届書の作成例	50
5. 販売事業の承継等に係る届出	53
5-1 販売事業の承継等に係る法令	53
5-2 販売事業の承継等に係る提出書類一覧表	54
5-3 販売事業の承継等に係る届書の作成例	56
6. 販売事業者の認定申請及び報告	64
6-1 販売事業者の認定申請及び報告に係る法令	64
6-2 販売事業者の認定申請に係る提出書類一覧表	64
6-3 販売事業者認定申請書及び報告書の作成例	65
7. その他の届出・報告等	71
7-1 販売事業の廃止届出、販売事業報告に係る法令	71
7-2 販売事業の廃止届出、販売事業報告に係る提出書類一覧表	71
7-3 販売事業廃止届書、販売事業報告書の作成例	73
8. 事故報告	75
8-1 事故報告・届出に係る法令	75
8-2 事故報告・届出に係る提出書類一覧表	75
8-3 事故報告書・届書の作成例	79

END 79

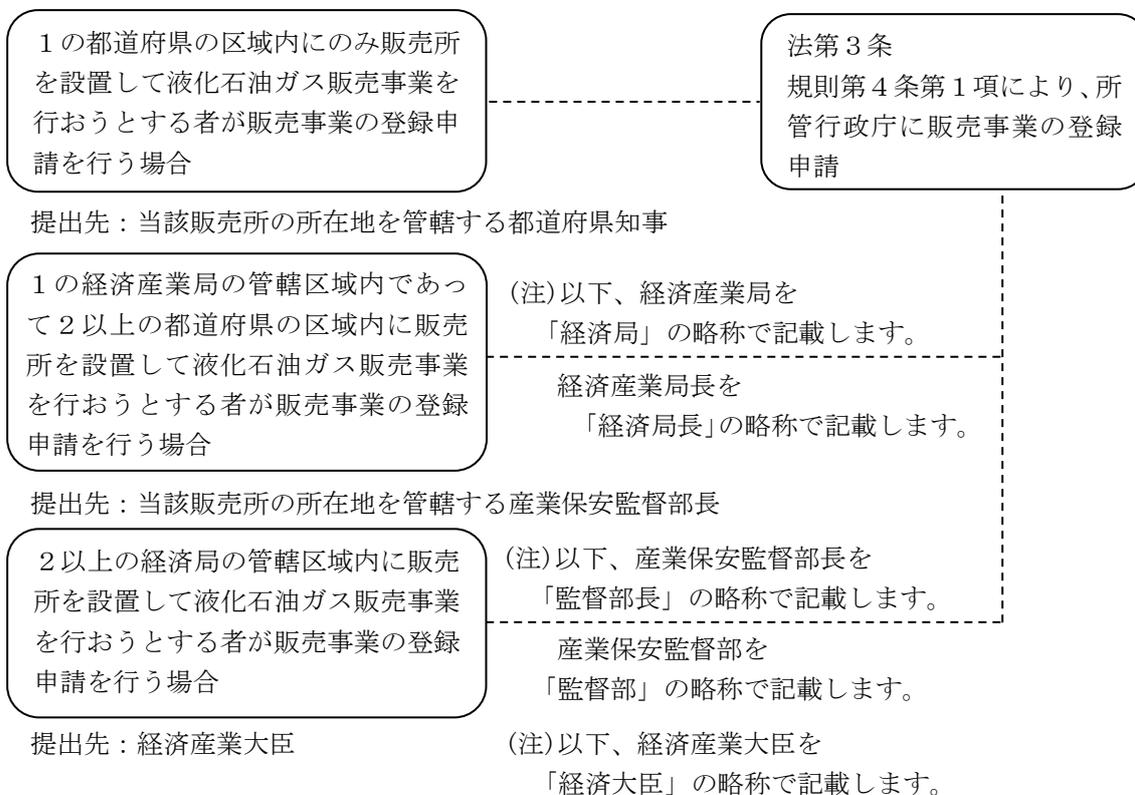
I. 販売事業者の申請・届出等の手続き一覧表



## II. 販売事業者の申請・届出等の手続き要領

### 1. 販売事業の登録申請

#### 1-1 販売事業の登録申請に係る法令



☆ 販売事業の登録申請は、貯蔵施設の所有状況により以下の申請となります。

- (1) 貯蔵施設（貯蔵量3トン未満）を所有して販売事業の登録申請をする場合
- (2) 貯蔵施設（貯蔵量3トン以上）を所有して販売事業の登録申請をする場合
- (3) 貯蔵施設を所有又は占有しない販売事業の登録申請をする場合

#### 1-2 販売事業の登録申請に係る提出書類一覧表

##### (1) 貯蔵施設（貯蔵量3トン未満）を所有して販売事業の登録申請をする場合

提出書類名	関係法令		宛先				頁 No.
	液石法 規則	様式	知事	部長	局長	大臣	
液化石油ガス販売事業登録申請書	4-1	1	○	○	○	○	7
別紙 販売所の名称及び所在地、貯蔵施設の位置等	4-1	—	○	○	○	○	8
① 貯蔵施設の位置及び構造等の明細書	4-2-1	—	○	○	○	○	9
② 貯蔵施設の位置を示す案内図	4-2-1	—	○	○	○	○	11
③ 貯蔵施設の付近の状況見取図	4-2-1	—	○	○	○	○	12
④ 貯蔵施設の構造図	4-2-1	—	○	○	○	○	13
⑤ 販売予定地域、販売予定戸数及び販売予定数量	4-2-3	—	○	○	○	○	14
⑥ 損害賠償の支払能力を証する書面（付保証明書等）	4-2-4	—	○	○	○	○	15

⑦ 法人の定款	4-2-5	—	○	○	○	○	—
⑧ 法人の登記事項証明書	4-2-5	—	○	○	○	○	—
⑨ 登録の拒否要件に該当しないことの誓約書	4-2-6	—	○	○	○	○	17

(注) 1. 液化石油ガス販売事業の登録申請時の提出書類は、液化石油ガスの貯蔵施設を所有又は占有する場合と法第11条ただし書により貯蔵施設を所有しない場合で異なり、また、貯蔵施設を所有する場合でもその貯蔵量が3トン未満と3トン以上でも異なるため、それぞれのケースに分けて提出書類一覧表を作成した。

貯蔵量3トン以上の貯蔵施設を所有する場合は、次の(2)を、貯蔵施設を所有しない場合は、次ページの(3)を参照すること。

2. 貯蔵施設の液化石油ガスの貯蔵量が3トン以上の許可にかかるものかどうかの判断は、販売事業者が3トン以上の液化石油ガスを貯蔵するか否かによるものであり、貯蔵施設の面積によって決定されるものではない。(法律関係通達・第36条(貯蔵施設の設置の許可)関係1.)

3. 登録申請は、貯蔵施設を設置する前に行うこと。

4. 登録の通知があれば、販売事業を開始するまでに販売所ごとに、業務主任者等の選任届を所管行政庁に提出すること。(以下、(2)、(3)の登録申請においても同じ。)

5. 特定液化石油ガス設備工事事業を行う者は、事業所ごとに、事業の開始の日から30日以内に事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出を行うこと。(以下、(2)、(3)の登録申請においても同じ。)

6. 申請書の綴じ込みは、この表の順番とすること。(他の申請等においても同じ。)

## (2) 貯蔵施設(貯蔵量3トン以上)を所有して販売事業の登録申請をする場合

提出書類名	関係法令		宛先				頁 No.
	液石法 規則	様 式	知 事	部 長	局 長	大 臣	
液化石油ガス販売事業登録申請書	4-1	1	○	○	○	○	18
別紙 販売所の名称及び所在地、貯蔵施設の位置等	4-1	—	○	○	○	○	19
① 販売予定地域、販売予定戸数及び販売予定数量	4-2-3	—	○	○	○	○	14
② 損害賠償の支払能力を証する書面(付保証明書等)	4-2-4	—	○	○	○	○	15
③ 法人の定款	4-2-5	—	○	○	○	○	—
④ 法人の登記事項証明書	4-2-5	—	○	○	○	○	—
⑤ 登録の拒否要件に該当しないことの誓約書	4-2-6	—	○	○	○	○	17
⑥ 貯蔵施設等設置許可申請書の写し等	51-1	28	○	○	○	○	—

(注) 1. 液化石油ガスの貯蔵量が3トン以上の貯蔵施設を設置する場合は、都道府県知事に貯蔵施設の設置許可申請をすることになるため、販売事業の登録申請を行おうとする場合には、所管行政庁に貯蔵施設の設置時期、貯蔵施設の提出書類(前記(1)の①～④及びこの表の⑥等)について確認すること。

(3トン以上の貯蔵施設の設置許可申請については、第3章を参照すること。)

2. 複数の販売所を所有する場合で、液化石油ガスの貯蔵量が3トン未満の貯蔵施設を所有する販売所がある場合は、前記(1)を、貯蔵施設を所有しない販売所がある場合は、次ページの(3)を参照すること。

(3) 貯蔵施設を所有又は占有しない販売事業の登録申請をする場合

提出書類名	関係法令		宛先				頁 No.
	液石法 規則	様 式	知 事	部 長	局 長	大 臣	
液化石油ガス販売事業登録申請書	4-1	1	○	○	○	○	20
別紙 販売所の名称及び所在地、保安業務を行う者等	4-1	—	○	○	○	○	21
① 貯蔵施設を所有又は占有しない理由書	法3-3	—	○	○	○	○	22
② 法第11条ただし書に定める場合の適合内容を証する書面	4-2-2	—	○	○	○	○	—
③ 販売予定地域、販売予定戸数及び販売予定数量	4-2-3	—	○	○	○	○	14
④ 損害賠償の支払能力を証する書面（付保証明書等）	4-2-4	—	○	○	○	○	15
⑤ 法人の定款	4-2-5	—	○	○	○	○	—
⑥ 法人の登記事項証明書	4-2-5	—	○	○	○	○	—
⑦ 登録の拒否要件に該当しないことの誓約書	4-2-6	—	○	○	○	○	17
<p>(注) 1. ①の理由書は、規則第11条第2項各号の一つに該当する内容を記載し、充てん所を所有している場合の名称及び所在地、配送業務等を委託している事業者の名称及び所在地を記載すること。</p> <p>2. ②の適合内容を証する書面は、高圧ガス保安法第5条第1項の許可書の写し、配送業務委託契約書の写し、第1種製造者と配送事業者の資本関係を示す書面等を添付すること。</p> <p>3. 複数の販売所を所有する場合で、液化石油ガスの貯蔵量が3トン未満の貯蔵施設を所有する販売所がある場合は、前記(1)を、3トン以上の貯蔵施設を所有する販売所がある場合は、前記(2)を参照すること。</p>							

### 1-3 販売事業登録申請書の作成例

#### (1) 貯蔵施設（貯蔵量3トン未満）を所有して販売事業の登録申請をする場合

様式第1（第4条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	

液化石油ガス販売事業登録申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名  
住 所

〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第2項の規定により同条第1項の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1 販売所の名称及び所在地

別紙のとおり

2 貯蔵施設の位置

別紙のとおり

3 保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所の所在地

別紙のとおり

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

別 紙

1. 販売所の名称及び所在地		2. 貯蔵施設の位置	
名 称	所 在 地	位 置	所 在 地
〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地	同一敷地内	販売所所在地と同じ
□□営業所	〇〇県□□市□□町□丁目□□番地	販売所から 3,000 m	〇〇県□□市〇〇町〇丁目〇〇番地

(注) 貯蔵施設が販売所と同一敷地でない場合は、位置欄に販売所からの距離を記載すること。

3. 保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所の所在地			
販売所の名称		〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所	
保安業務区分		保安機関の名称、認定番号	保安機関の所在地
1	供給開始時点検・調査	当 社 〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
2	容器交換時等供給設備点検	当 社 〇〇営業所 第〇〇A〇〇〇〇RA号 (株)□□LPガス配送センター 第〇〇A〇〇〇1RA号	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地 〇〇県〇〇市□□町□丁目□□番地
3	定期供給設備点検	当 社 〇〇営業所 第〇〇A〇〇〇〇RA号 ◇◇液化石油ガス事業協同組合 第〇〇A〇〇〇2RA号	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地 〇〇県〇〇市◇◇町◇丁目◇◇番地
4	定期消費設備調査	当 社 〇〇営業所 第〇〇A〇〇〇〇RA号 ◇◇液化石油ガス事業協同組合 第〇〇A〇〇〇2RA号	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地 〇〇県〇〇市◇◇町◇丁目◇◇番地
5	周 知	当 社 〇〇営業所 第〇〇A〇〇〇〇RA号	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
6	緊急時対応	当 社 〇〇営業所 第〇〇A〇〇〇〇RA号	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
7	緊急時連絡	当 社 〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

(注) 1. この表は、販売所ごとに作成すること。

2. 各保安業務について、複数の保安機関に委託する場合には、例示のように全ての保安機関の名称、認定番号及び所在地を記載すること。

3. 自社の保安機関の認定番号は、認定を受けている保安業務区分について記載すること。

貯蔵施設の位置及び構造等の明細書

1. 販売所の名称、所在地及び貯蔵施設の位置等

販売所の名称 ○○液化石油ガス株式会社 ○○営業所

販売所の所在地 ○○県○○市○○町○○丁目○○番地

貯蔵施設の位置 販売所と同一敷地内

貯蔵施設の面積 7.42 m<sup>2</sup> (貯蔵量3トン未満)

貯蔵施設の障壁 有 (補強コンクリートブロック造)

2. 貯蔵施設の技術上の基準に対応する事項

(液化石油ガス法施行規則第14条各号及び第16条第7号)

号	対 応 事 項												
第14条 第1号	<p>警戒標</p> <p>(1) 掲示位置 貯蔵施設入口及び側面</p> <p>(2) 表示内容</p> <p>① LPガス貯蔵施設</p> <p>② 燃 (赤色文字)</p> <p>③ 火気厳禁 (赤色文字)</p> <p>④ 無断立入禁止 (赤色文字)</p>												
第2号	<p>施設距離</p> <p>(1) 貯蔵施設面積 <u>7.42 m<sup>2</sup></u> (注) 面積の算定は、柱、壁の中心線から行う。</p> <p>(2) 施設距離</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>保安物件</th> <th>施設距離</th> <th>実測距離</th> <th>対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種保安物件</td> <td>12.73m ( 0m)</td> <td>36.0m</td> <td>○○○病院</td> </tr> <tr> <td>第2種保安物件</td> <td>8.49m ( 0m)</td> <td>8.0m</td> <td>民 家</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 施設距離の ( ) 内は障壁設置時の距離を示す。</p> <p>(3) 施設距離の不足に対する障壁の必要性 有 ・ 無</p>	保安物件	施設距離	実測距離	対象物件	第1種保安物件	12.73m ( 0m)	36.0m	○○○病院	第2種保安物件	8.49m ( 0m)	8.0m	民 家
保安物件	施設距離	実測距離	対象物件										
第1種保安物件	12.73m ( 0m)	36.0m	○○○病院										
第2種保安物件	8.49m ( 0m)	8.0m	民 家										
第3号	<p>障 壁</p> <p>(1) 障壁の構造</p> <p>① 材料 <u>コンクリートブロック</u></p> <p>② 寸法 (高さ) <u>200 cm</u> (厚さ) <u>15 cm</u></p> <p>③ 配筋 <u>9 mm, 13 mm 鉄筋</u> 間隔 (縦) <u>40 cm</u> (横) <u>40 cm</u></p> <p>(注) 例示基準では直径9mm以上の鉄筋となっているが、建築基準法施行令第62条の4により、耐力壁は、その端部及び隅角部に径12mm以上の鉄筋を縦に配置する。 (異形鉄筋規格・D10 : 9.53mm, D13 : 12.7mm)</p> <p>(2) 扉の構造</p> <p>① 材料 <u>鋼板</u></p> <p>② 寸法 (厚さ) <u>3.2 mm</u> (高さ) <u>195 cm</u> (幅) <u>134 cm</u></p> <p>③ 補強 等辺山形鋼 (枠) <u>50 mm × 50 mm</u> (内) <u>30 mm × 30 mm</u> 間隔 (縦) <u>39 cm</u> (横) <u>33.5 cm</u></p>												
第4号	<p>屋根材等</p> <p>屋根組及び屋根の材料 <u>軽量鉄骨、繊維強化セメント板</u></p>												

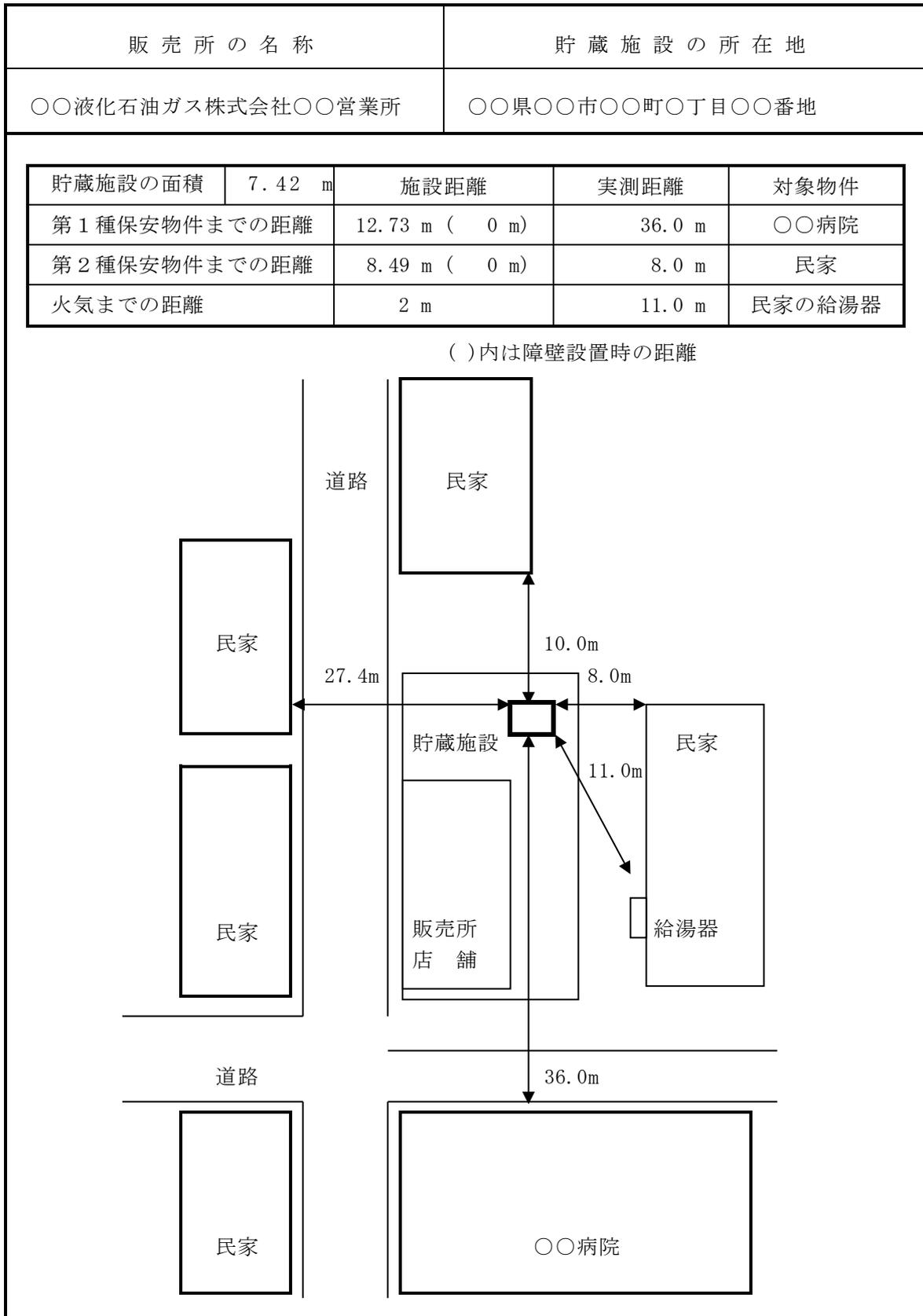
号	対 応 事 項
第5号	滞留防止措置 (1) 貯蔵施設面積 <u>7.42 m<sup>2</sup></u> (2) 法定換気口面積 <u>7.42 m<sup>2</sup></u> × 300 cm <sup>2</sup> /m <sup>2</sup> = <u>2,226 cm<sup>2</sup></u> (A) (3) 換気口面積 開口部面積 (縦) 20 cm × (横) 40 cm × 6ヶ所 = 4,800 cm <sup>2</sup>
第6号	消火器 (1) 型式 <u>20型 (A5B12C) 6 kg</u> (2) 個数 <u>2 個</u> (3) 設置場所 当該貯蔵施設の入口外側の収納ボックス内に設置する。
第16条 第7号	火気距離等 (1) 火気の種類 <u>民家の給湯器</u> (2) 火気までの距離 <u>11.0 m</u> (3) 火気との距離が2 m以内の場合の障壁……該当しない。 ① 材料 <u>----</u> ② 高さ <u>---- m</u> ③ 迂回水平距離 <u>---- m</u>

- (注) 1. 明細書は、販売所ごとに作成すること。
2. 3トン未満の貯蔵施設を所有する場合は、明細書を添付すること。
3. 3トン以上の貯蔵施設を所有する場合は、都道府県知事の設置許可申請が必要となるため、貯蔵施設の設置時期及び明細書、案内図、付近の状況見取図、構造図等の提出書類については、所管行政庁に確認すること。
4. 貯蔵施設が販売所と同一敷地でない場合は、規則関係通達第11条(貯蔵施設)関係2. に対する適合状況を記載すること。
5. 法第11条ただし書により貯蔵施設を所有しない場合は、その理由書を添付すること。

貯蔵施設の位置を示す案内図

販売所の名称		貯蔵施設の所在地
〇〇液化石油ガス株式会社〇〇営業所		〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
電話番号	000-000-0000	〇〇駅より 〇 km 目標物件 〇〇病院
<p>5万分の1*の地図を貼付し最寄駅等より販売所への経路、販売所、貯蔵施設の位置を明示                      (*地図の縮尺は5万分の1を原則とし、状況等により縮尺を変更することは可。)</p>		

貯蔵施設の付近の状況見取図



## 貯蔵施設の構造図

貯蔵施設の平面図、側面図、障壁の配筋図、扉図等を添付

販売予定地域、販売予定戸数及び販売予定数量

販売所の名称	販売予定地域	販売予定戸数	販売予定数量
〇〇営業所	〇〇県〇〇市、□□市の区域	〇〇〇 戸	〇〇 トン/年
□□営業所	〇〇県□□市、〇〇郡〇〇町の区域	〇〇〇 戸	〇〇 トン/年

(注) 1. 販売予定地域は、販売しようとする一般消費者等の分布している地域を市町村の単位で記載すること。  
 2. 販売予定数量は、賠償責任保険の付保証明書に係る数量と同一のものであること。

L P ガス販売事業者賠償責任保険付保証明書（例）

第 号  
 (西暦) 年 月 日

〇〇産業保安監督部長 殿

一般財団法人  
 全国LPガス保安共済事業団  
 理事長 〇 〇 〇 〇 ㊟

下記のとおり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第6条に規定する条件に適合する賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

付保証明依頼書

(西暦) 年 月 日

一般財団法人  
 全国LPガス保安共済事業団 殿

被保険者（保険料の負担者）

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

氏名又は

名 称 〇〇液化石油ガス株式会社 ㊟

保険契約者

一般社団法人 全国LPガス協会  
 東京都港区新橋1-18-6

保険者

東日本地区幹事 損害保険ジャパン日本興亜(株)  
 東京都新宿区西新宿1-26-1  
 西日本地区幹事 東京海上日動火災保険(株)  
 東京都千代田区丸の内1-2-1

保険期間 (西暦) 年 月 日～(西暦) 年 月 日

下記のとおり保険契約をしましたので証明をお願いします。

都道府県別	販売所名	所在地	補償限度額 タイプ	消費者戸数	家庭・業務用 販売トン数	備考
			A B C			
			A B C			
			A B C			
			A B C			
			A B C			
			A B C			
			A B C			
			A B C			
			A B C			
			A B C			

1. 家庭・業務用ガスのトン数及び消費者戸数には、簡易ガスを含めない。
2. 保険限度額タイプはA. B. Cのいずれかに〇印をつける。

《 MEMO 》

登録の拒否要件に該当しないことの誓約書

氏 名	職 名	現 住 所
○ ○ ○ ○	代表取締役会長	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
○ ○ ○ ○	代表取締役社長	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
○ ○ ○ ○	専務取締役	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
○ ○ ○ ○	常務取締役	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
○ ○ ○ ○	取 締 役	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

上記の者は当社の業務を行う役員であり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第4条第1項に規定する登録の拒否要件に当社及びその役員が該当しないことを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿

〇〇産業保安監督部長 殿

名 称 〇〇液化石油ガス株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

(注) 当社の業務を行う役員とは、非常勤の役員を含み監査を行う役員を除く。

(2) 貯蔵施設（貯蔵量3トン以上）を所有して販売事業の登録申請をする場合

様式第1（第4条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	

液化石油ガス販売事業登録申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名  
住 所

〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第2項の規定により同条第1項の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1 販売所の名称及び所在地

別紙のとおり

2 貯蔵施設の位置

別紙のとおり

3 保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所の所在地

別紙のとおり

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

別 紙

1. 販売所の名称及び所在地		2. 貯蔵施設の位置	
名 称	所 在 地	位 置	所 在 地
〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地	同一敷地	販売所所在地と同じ
□□営業所	〇〇県□□市□□町□丁目□□番地	販売所から 3,000 m	〇〇県□□市〇〇町〇丁目〇〇番地

(備考) 〇〇営業所の貯蔵施設は、液化石油ガスの貯蔵量が3トン以上であるため貯蔵施設等設置許可申請書を〇〇県知事に提出している。

(注) 1. 液化石油ガスの貯蔵量が3トン以上の貯蔵施設を所有する場合は、備考欄に許可申請について記載すること。(貯蔵施設に関する提出書類については、所管行政庁に確認すること。)  
2. 貯蔵施設が販売所と同一敷地でない場合は、位置欄に販売所からの距離を記載すること。

3. 保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所の所在地			
販売所の名称		〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所	
保安業務区分		保安機関の名称、認定番号	保安機関の所在地
1	供給開始時点検・調査	当 社 〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
2	容器交換時等供給設備点検	当 社 〇〇営業所 第00A0000RA号 (株)□□LPガス配送センター 第00A0001RA号	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地 〇〇県〇〇市□□町□丁目□□番地
3	定期供給設備点検	当 社 〇〇営業所 第00A0000RA号 ◇◇液化石油ガス事業協同組合 第00A0002RA号	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地 〇〇県〇〇市◇◇町◇◇丁目◇◇番地
4	定期消費設備調査	当 社 〇〇営業所 第00A0000RA号 ◇◇液化石油ガス事業協同組合 第00A0002RA号	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地 〇〇県〇〇市◇◇町◇◇丁目◇◇番地
5	周 知	当 社 〇〇営業所 第00A0000RA号	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
6	緊急時対応	当 社 〇〇営業所 第00A0000RA号	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
7	緊急時連絡	当 社 〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

(注) 1. この表は、販売所ごとに作成すること。  
2. 各保安業務について、複数の保安機関に委託する場合には、例示のように全ての保安機関の名称、認定番号及び所在地を記載すること。  
3. 自社の保安機関の認定番号は、認定を受けている保安業務区分について記載すること。

(3) 貯蔵施設を所有又は占有しない販売事業の登録申請をする場合

様式第1(第4条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	

液化石油ガス販売事業登録申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名  
住 所

〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第2項の規定により同条第1項の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1 販売所の名称及び所在地

別紙のとおり

2 貯蔵施設の位置

法第11条ただし書により貯蔵施設を所有又は占有しない  
なお、その理由は添付書類のとおり

3 保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所の所在地

別紙のとおり

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

別 紙

1. 販売所の名称及び所在地		2. 貯蔵施設の位置	
名 称	所 在 地	貯蔵施設を所有しない理由	所 在 地
〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地	当社充てん所	販売所所在地と同じ
□□営業所	〇〇県□□市□□町□□丁目□□番地	全量委託	〇〇県□□市〇〇町〇丁目〇〇番地

(注) 貯蔵施設を所有しない理由欄に「当社充てん所」、「全量委託」等と記載し、充てん所、委託先等の所在地を記載すること。この場合には、高圧ガス保安法第5条第1項の許可書の写し、配送業務委託契約書の写し、第1種製造者と配送事業者の資本関係を示す書面等の適合内容を証する書面を添付すること。

3. 保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所の所在地			
販売所の名称		〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所	
保安業務区分		保安機関の名称、認定番号	保安機関の所在地
1	供給開始時点検・調査	当 社 〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
2	容器交換時等供給設備点検	当 社 〇〇営業所 第00A0000RA号 (株)□□LPガス配送センター 第00A0001RA号	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地 〇〇県〇〇市□□町□□丁目□□番地
3	定期供給設備点検	当 社 〇〇営業所 第00A0000RA号 ◇◇液化石油ガス事業協同組合 第00A0002RA号	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地 〇〇県〇〇市◇◇町◇◇丁目◇◇番地
4	定期消費設備調査	当 社 〇〇営業所 第00A0000RA号 ◇◇液化石油ガス事業協同組合 第00A0002RA号	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地 〇〇県〇〇市◇◇町◇◇丁目◇◇番地
5	周 知	当 社 〇〇営業所 第00A0000RA号	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
6	緊急時対応	当 社 〇〇営業所 第00A0000RA号	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
7	緊急時連絡	当 社 〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

(注) 1. この表は、販売所ごとに作成すること。  
2. 各保安業務について、複数の保安機関に委託する場合には、例示のように全ての保安機関の名称、認定番号及び所在地を記載すること。  
3. 自社の保安機関の認定番号は、認定を受けている保安業務区分について記載すること。

## 貯蔵施設を所有又は占有しない理由書

### 1. 販売所の名称及び所在地

販売所の名称 ○○液化石油ガス株式会社 ○○営業所  
販売所の所在地 ○○県○○市○○町○丁目○○番地

### 2. 貯蔵施設を所有又は占有しない理由

(例1) 販売所と同一敷地内に充てん所を所有している場合

#### (1) 理由

販売所と同一敷地内に充てん所を所有しているため。(規則第11条第2項第1号を適用)  
充てん所の名称 ○○液化石油ガス株式会社 ○○営業所

#### (2) 添付書類

充てん所の高圧ガス保安法第5条第1項の許可書の写し

(例2) 配送業務を委託している場合で第1種製造者と配送事業者が同一の場合

#### (1) 理由

配送業務を第1種製造者に全て委託しているため。(規則第11条第2項第3号イを適用)  
委託先事業者の名称 □□液化石油ガス株式会社 □□充てん所  
委託先事業者の所在地 ○○県○○市□□町□丁目□□番地

#### (2) 添付書類

- ① 第1種製造者の高圧ガス保安法第5条第1項の許可書の写し
- ② 当社と□□液化石油ガス株式会社との配送業務委託契約書の写し

(例3) 配送業務を委託している場合で第1種製造者と配送事業者が異なる場合

#### (1) 理由

配送業務を株式会社○○LPガス配送センターに全て委託しているが、第1種製造者は、□□液化石油ガス株式会社であり、株式会社○○LPガス配送センターとの間には資本関係があるため。(規則通達 第11条(貯蔵施設)関係 7.を適用)

委託先事業者の名称 株式会社○○LPガス配送センター  
委託先事業者の所在地 ○○県○○市□□町□丁目□□番地  
第1種製造者の名称 □□液化石油ガス株式会社 □□充てん所  
第1種製造者の所在地 ○○県○○市□□町□丁目□□番地

#### (2) 添付書類

- ① 第1種製造者の高圧ガス保安法第5条第1項の許可書の写し
- ② 当社と株式会社○○LPガス配送センターとの配送業務委託契約書の写し
- ③ 第1種製造者と配送事業者との資本関係を示す書面

(注) 理由書は、販売所ごとに作成すること。

## 2. 業務主任者等の選任・解任

### 2-1 業務主任者の選任・解任に係る法令

業務主任者又は業務主任者の代理者を選任・解任した場合

法第19条、第21条  
規則第22条第5項により、  
所管行政庁に業務主任者等  
選任(解任)届出

(例1) 社内人事異動等による変更

(例2) 販売所の増加による変更

(例3) 一般消費者等の数の増減による変更

#### 【参考】業務主任者の選任数（規則第22条第1項）

一般消費者等の数	業務主任者の数
1,000未満	1人以上
1,000以上 3,000未満	2人以上
3,000以上 5,000未満	3人以上
5,000以上	4人に一般消費者等の数が2,000増すごとに1人を加えた人数

(注) 令和2年1月より経済産業大臣（監督部長を含む）登録の販売事業者は、業務主任者の選解任等において電子申請が可能となりました。7

詳細は経済産業省ホームページをご確認ください。

### 2-2 業務主任者の選任・解任に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先				頁No.
	液石法規則	様式	知事	部長	局長	大臣	
業務主任者等選任（解任）届書	22-5	10	○	○	—	○	24
① 第2種販売主任者免状等の写し	—	—	○	○	—	○	—

(注) 1. 業務主任者及び業務主任者の代理者を選任又は解任したときは、遅滞なく、所管行政庁に届書を提出すること。

2. 業務主任者は、販売所ごとに、第二種販売主任者免状の交付を受けている者であって、液化石油ガスの販売の実務に6ヶ月以上従事した経験を有する者のうちから選任し、その販売する一般消費者等の数に適合した数以上の業務主任者を選任すること。

3. 業務主任者の代理者は、販売所ごとに、第二種販売主任者免状又は業務主任者代理者講習修了証の交付を受け、液化石油ガスの販売の実務に6ヶ月以上従事した経験を有する者を1人以上選任すること。（業務主任者代理者講習修了証の交付を受けた者は18歳以上であること。）

4. 液化石油ガス販売に関する経験の内容を書面で求められる場合があるので、所管行政庁に記載方法等について確認すること。

5. 業務主任者及びその代理者が届出事業者の従業員であることの証明を書面で求められる場合があるので、所管行政庁に記載方法等について確認すること。

## 2-3 業務主任者の選任（解任）届書の作成例

様式第10(第22条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

### 業務主任者等選任（解任）届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名  
住 所

〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑨  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

- 販売所の名称及び所在地並びに一般消費者等の数  
 名 称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
 所 在 地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
 一般消費者等の数 3,800戸 (必要業務主任者の数 3人)
- 業務主任者又は業務主任者の代理者の氏名及び液化石油ガスの販売に関する経験

種 別	変 更 前		変 更 後		実務経験期間
	氏 名	選解任の別	氏 名	選解任の別	
業 務 主 任 者	〇〇 〇〇		〇〇 〇〇		
	◇◇ ◇◇		◇◇ ◇◇		
	△△ △△	解任	□□ □□	選任	〇〇年〇〇月
業務主任者の代理者	☆☆ ☆☆		☆☆ ☆☆		

- 選任（解任）の年月日  
 令和□□年□□月□□日

- 解任の理由  
 人事異動のため

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 業務主任者又は業務主任者の代理者が法第19条第1項又は法第21条第1項の規定に該当することを証明(液化石油ガスの販売に関する経験に係るものを除く。)した書面を添付すること。
- 3 ×印の項は記載しないこと。
- 4 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名とができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 備考2の書面の添付は、第2種販売主任者免状の写し、業務主任者の代理者講習修了証の写しを添付すること。
2. 認定販売事業者の必要業務主任者の数は、算定根拠を示す書類を添付すること。

### 3. 販売事業に係る変更の届出

#### 3-1 販売事業の変更届出に係る法令

##### (1) 販売事業者に係る変更の届出

###### ① 販売事業者の名称の変更

同一法人格の事業者の名称を変更した場合

(例) 会社の名称を変更  
〇〇液化石油ガス株式会社→株式会社〇〇

法第8条  
(法第3条第2項第1号)  
規則第9条第1項により、  
所管行政庁に販売所等の変更届出

###### ② 販売事業者の住所の変更

事業者の住所を移転等で変更した場合

(注) 販売所としての登録をしていない本社の移転も含まれます。

###### ③ 販売事業者の法人格の変更

事業者の法人格を組織変更等により変更した場合

(例1) 有限会社→株式会社  
(例2) 合名会社→合資会社

###### ④ 代表者の氏名の変更

事業者の法人代表者を変更した場合

(例) 代表取締役社長の交代

事業体を個人から法人に変更した場合

(例) 個人名義(個人商店)→法人(株式会社)

・ 個人事業主の死亡又は引退による事業主の変更は「事業の相続5.(2)」の手続きを参照。

法第3条  
規則第4条第1項により、  
所管行政庁に新たに販売事業の登録申請

##### (2) 販売所及び貯蔵設備に係る変更の届出(販売所の新設を除く。)

###### ① 販売所の名称の変更

販売所の名称を変更した場合

(例) 販売所の名称を変更  
〇〇販売所→△△営業所

法第8条  
(法第3条第2項第2号)  
規則第9条第1項により、  
所管行政庁に販売所等の変更届出

###### ② 販売所の所在地の変更

市町村合併、区画整理等で住所表記が変更された場合

(例) 市町村合併等による住所表記の変更(手続き不要の場合があります。市町村合併等により住所表記が変わった場合の手続きについて、登録行政庁にご確認ください。)

### ③ 保安業務を委託した保安機関の変更

保安業務を委託した保安機関の氏名又は  
名称及びその事業所所在地を変更した場合

(例1) 委託先保安機関の変更

○○配送センター(株)→△△供給センター(株)

(例2) 委託先保安機関が移転

○○県○○市○○町○○丁目○○番地

→○○県○○市□□町□□丁目□□番地

法第8条

(法第3条第2項第4号)  
規則第9条第1項により、  
所管行政庁に販売所等の変  
更届出

### ④ 貯蔵施設を保有又は占有しない理由の変更

貯蔵施設を持たない販売所が配送の委託先  
を変更した場合

(例) 販売所が、配送業務を第1種製造者に全量  
委託していたものを、他の配送事業者に全  
量委託

法第8条

(法第3条第2項第3号)  
規則第9条第2項により、  
所管行政庁に販売所等の変  
更届出

### ⑤ 損害賠償の支払能力の変更

賠償責任保険の支払能力を変更した場合

(例1) 損害賠償の支払能力をAランクからCラン  
クに変更

(例2) 販売所を新設した場合の追加加入

(例3) 販売店買収等による一般消費者等の増加  
による追加加入

(例4) 損害賠償保険の加入先を変更

法第8条

(法第3条第2項第5号)  
規則第9条第2項により、  
所管行政庁に販売所等の変  
更届出

### ⑥ 販売所及び貯蔵施設の廃止(同一行政庁管内)

同一行政庁管内で販売所及び貯蔵施設を廃止  
した場合

(例) X知事所管A販売事業者が、2ヶ所の販売  
所を1ヶ所の販売所に統合するため、1ヶ  
所の販売所及び貯蔵施設を廃止

法第8条

(法第3条第2項第2号、  
第3号)  
規則第9条第1項により、  
所管行政庁に販売所等の変  
更届出

(3) 販売所及び貯蔵施設の新設、移転等に係る変更の届出

① 販売所及び貯蔵施設（貯蔵量3トン未満）の新設、移転

同一行政庁管内で販売所及び貯蔵施設（3トン未満）を新設、移転する場合

② 販売所及び貯蔵施設（貯蔵量3トン以上）の新設、移転

同一行政庁管内で販売所及び貯蔵施設（3トン以上）を新設、移転する場合

③ 貯蔵施設を所有又は占有しない場合の販売所の新設、移転

同一行政庁管内で貯蔵施設を所有又は占有しない場合の販売所の新設、移転する場合

(例1) X知事所管A販売事業者が、X知事管内に販売所及び貯蔵施設を新設、移転し、販売事業を行う。

(貯蔵施設を所有、占有しない場合も含む。例2も同じ。)

(例2) X経済局所管のY県とZ県に販売所及び貯蔵施設を有するA販売事業者が、X経済局所管のV県に販売所及び貯蔵施設を新設、移転し、販売事業を行う。

(注)異なる行政庁管内に販売所を新設、移転をする場合は、4.登録行政庁の変更届出が必要になります。

法第8条

(法第3条第2項第2号、第3号)

規則第9条第1項、第2項により、所管行政庁に販売所等の変更届出

3トン以上の貯蔵施設は、都道府県知事の許可を受け完成検査証の交付を受けた後に届出をしてください。

※P.29 (3)表中、(注)2. 参照

販売所を増設した場合は、2.業務主任者等の選任・解任の手続きも忘れないでください。

(4) 貯蔵施設（貯蔵量3トン未満）の設置、変更をする場合

貯蔵施設を設置、変更する場合

① 貯蔵施設の設置

② 貯蔵施設を販売所敷地内から敷地外（販売所から5km以内）に移転

③ 貯蔵施設の構造（面積）の変更

④ 貯蔵施設の構造（障壁）の変更

⑤ 貯蔵施設の廃止

貯蔵施設を廃止する場合

(例)販売所が、充てん所を保有するB事業者に配送を全量委託し、貯蔵施設を廃止

法第8条

(法第3条第2項第3号)

規則第9条第1項により、所管行政庁に販売所等の変更届出

(5) 経済局長の登録者が経済大臣の登録を受ける場合又はその逆の登録を受ける場合

次項の4. 販売事業者の登録行政庁の変更関係の(3)、(4)を参照してください。

### 3-2 販売事業の変更届出に係る提出書類一覧表

#### (1) 販売事業者に係る変更の届出

提出書類名	関係法令		宛先				頁 No.
	液石法 規則	様式	知事	部長	局長	大臣	
液化石油ガス販売所等変更届書	9-1	5	○	○	○	○	—
① 販売事業者の名称の変更	法 8	5	○	○	○	○	30
② 販売事業者の住所の変更	法 8	5	○	○	○	○	31
③ 販売事業者の法人格の変更	法 8	5	○	○	○	○	32
④ 代表者の氏名の変更	法 8	5	○	○	○	○	33

(注) 1. ①～④の変更の場合には、登記事項証明書の添付を求められる場合があるので届出行政庁に添付の可否を確認すること。

2. 市町村合併等で販売事業者の住所の変更があった場合には、変更届の提出を求められる場合があるので届出行政庁に可否を確認すること。

#### (2) 販売所及び貯蔵施設等に係る変更の届出（販売所の新設を除く。）

提出書類名	関係法令		宛先				頁 No.
	液石法 規則	様式	知事	部長	局長	大臣	
液化石油ガス販売所等変更届書	9-1	5	○	○	○	○	—
① 販売所の名称の変更	法 8	5	○	○	○	○	34
② 販売所の所在地の変更	法 8	5	○	○	○	○	35
③ 保安業務を委託する保安機関の変更	法 8	5	○	○	○	○	36
④ 貯蔵施設を保有又は占有しない理由の変更	9-2	5	○	○	○	○	37
⑤ 損害賠償の支払能力の変更	9-2	5	○	○	○	○	38
⑥ 販売所及び貯蔵施設の廃止	法 8	5	○	○	○	○	39

(注) 1. 保安業務を委託する保安機関の変更は、保安業務区分ごと販売所ごとに届出を要するが、別紙としてまとめて提出すること。

2. 損害賠償の支払能力の変更は、損害賠償責任保険を追加加入した場合、付保額を変更した場合、損害賠償保険の加入先を変更した場合をいう。（規則関係通達・第9条（販売所等の変更の届出）関係2.）届書に付保証書等を添付すること。

3. ④の理由書の変更は、規則第11条第2項各号の一つに該当する内容を記載し、充てん所を所有している場合の名称及び所在地、配送業務等を委託している事業者の名称及び所在地を記載すること。

4. 市町村合併等で販売所の所在地の変更があった場合には、変更届の提出を求められる場合があるので届出行政庁に可否を確認すること。

**(3) 販売所及び貯蔵施設の新設、移転等に係る変更の届出**

- ① 販売所及び貯蔵施設（貯蔵量3トン未満）の新設、移転
- ② 販売所及び貯蔵施設（貯蔵量3トン以上）の新設、移転
- ③ 貯蔵施設を所有又は占有しない場合の販売所の新設、移転

提出書類名	関係法令		宛先				頁 No.
	液石法 規則	様式	知事	部長	局長	大臣	
① 液化石油ガス販売所等変更届書（貯蔵施設 3トン未満）	9-1	5	○	○	○	○	40
1-2(1)販売事業登録申請の別紙及び①～⑥等の書類	—	—	○	○	○	○	—
② 液化石油ガス販売所等変更届書（貯蔵施設 3トン以上）	9-1		○	○	○	○	41
1-2(2)販売事業登録申請の別紙及び①、②、⑥等の書類	—		○	○	○	○	—
③ 液化石油ガス販売所等変更届書（貯蔵施設 所有しない）	9-1		○	○	○	○	42
1-2(3)販売事業登録申請の別紙及び①～④の書類	—		○	○	○	○	—

(注) 1. 液化石油ガスの貯蔵量が3トン未満の貯蔵施設を設置して販売所の新設、移転をする場合は、貯蔵施設を設置した後に販売所の変更届出をすること。  
 2. 液化石油ガスの貯蔵量が3トン以上の貯蔵施設を設置して販売所の新設、移転をする場合は、都道府県知事に貯蔵施設の設置許可申請を行い、完成後に貯蔵施設の完成検査を受け、完成検査証を受領した後に販売所の変更届出をすること。（提出書類は、所管行政庁に確認すること。）  
 3. 貯蔵施設を所有、占有しない理由書は、規則第11条第2項各号の一つに該当する内容を記載し、充てん所を所有している場合の名称及び所在地、配送業務等を委託している事業者の名称及び所在地を記載すること。

**(4) 貯蔵施設（貯蔵量3トン未満）の新設、変更をする場合**

- ① 貯蔵施設の新設
- ② 貯蔵施設の移設
- ③ 貯蔵施設の構造（面積）の変更
- ④ 貯蔵施設の構造（障壁）の変更
- ⑤ 貯蔵施設の廃止

提出書類名	関係法令		宛先				頁 No.
	液石法 規則	様式	知事	部長	局長	大臣	
液化石油ガス販売所等変更届書（貯蔵施設の新設）	9-1	5	○	○	○	○	43
液化石油ガス販売所等変更届書（貯蔵施設の移設）	9-1	5	○	○	○	○	44
液化石油ガス販売所等変更届書（構造（面積）の変更）	9-1	5	○	○	○	○	45
液化石油ガス販売所等変更届書（構造（障壁）の変更）	9-1	5	○	○	○	○	46
① 貯蔵施設の位置及び構造等の明細書	4-2-1	—	○	○	○	○	9
② 貯蔵施設の位置を示す案内図	4-2-1	—	○	○	○	○	11
③ 貯蔵施設の付近の状況見取図	4-2-1	—	○	○	○	○	12
④ 貯蔵施設の構造図	4-2-1	—	○	○	○	○	13
液化石油ガス販売所等変更届書（貯蔵施設の廃止）	法 8	5	○	○	○	○	47

(注) 1. 添付書類については、届書の注書欄を参照すること。  
 2. 上記表内の①～④については、1-2(1)販売事業登録申請の①から④を参照すること。

3-3 販売事業の変更届書の作成例  
(1) 販売事業者に係る変更の届出  
① 販売事業者の名称の変更

様式第5(第9条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売所等変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名  
住 所

株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

販売事業者の名称の変更  
変更前 〇〇液化石油ガス株式会社  
変更後 株式会社〇〇〇〇

2 変更の年月日

令和□□年□□月□□日

3 変更の理由

会社のイメージアップのため。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 変更後の販売事業者名で届出すること。  
2. 登記事項証明書等で確認される場合がある。

## ② 販売事業者の住所の変更

様式第5(第9条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

### 液化石油ガス販売所等変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名  
住 所

〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

#### 1 変更の内容

事業者の住所の変更

変更前 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
変更後 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

#### 2 変更の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

#### 3 変更の理由

本社住所を変更したため。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 変更後の住所で届出すること。  
2. 登記事項証明書等で確認される場合がある。

### ③ 販売事業者の法人格の変更

様式第5(第9条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

#### 液化石油ガス販売所等変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあつては  
その代表者の氏名  
住 所

〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

#### 1 変更の内容

法人格の変更

変更前 〇〇液化石油ガス有限会社  
変更後 〇〇液化石油ガス株式会社

#### 2 変更の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

#### 3 変更の理由

会社の組織変更のため。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 変更後の法人名で届出すること。  
2. 登記事項証明書で確認される場合がある。

④ 代表者の氏名の変更

様式第5(第9条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売所等変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名  
住 所

〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

代表者の氏名の変更

変更前 〇〇液化石油ガス株式会社 代表取締役      
変更後 〇〇液化石油ガス株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇

2 変更の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更の理由

役員改選のため。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 変更後の代表者の氏名で届出すること。  
2. 登記事項証明書で確認される場合がある。

(2) 販売所及び貯蔵施設に係る変更の届出

① 販売所の名称の変更

様式第5(第9条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売所等変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名  
住 所

〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

販売所の名称の変更

変更前 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
変更後 〇〇液化石油ガス株式会社 □□支店

2 変更の年月日

令和□□年□□月□□日

3 変更の理由

会社組織の変更のため。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## ② 販売所の所在地の変更

様式第5(第9条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

### 液化石油ガス販売所等変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名  
住 所

〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

#### 1 変更の内容

販売所の住所の変更

変更前 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
変更後 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

#### 2 変更の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

#### 3 変更の理由

市町村合併のため。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

### ③ 保安業務を委託する保安機関の変更

様式第5(第9条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

#### 液化石油ガス販売所等変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあつては  
その代表者の氏名  
住 所

〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

#### 1 変更の内容

保安業務を委託する保安機関の変更

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
保安業務区分 容器交換時等供給設備点検  
保安機関の名称 変更前 株式会社〇〇LPガス配送センター  
変更後 株式会社〇〇LPガス配送センター  
保安機関の事業所の所在地  
変更前 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
変更後 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

#### 2 変更の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

#### 3 変更の理由

容器交換時等供給設備点検を委託している保安機関を変更したため。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 配送事業者に配送業務を全量委託し、貯蔵施設を所有又は占有していない場合は、貯蔵施設を所有又は占有しない理由の変更届出も同時に行うこと。

④ 貯蔵施設を所有又は占有しない理由の変更

様式第5(第9条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売所等変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名  
住所  
〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

貯蔵施設を所有又は占有しない理由の変更

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所

販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

貯蔵施設を所有又は占有しない理由

変更前 配送業務を第1種製造者に全量委託

変更後 配送業務を配送事業者に全量委託

委託先事業者の名称 変更前 □□液化石油ガス株式会社 □□充てん所

変更後 株式会社◇◇LPガス配送センター

委託先事業者の所在地 変更前 〇〇県〇〇市□□町□□丁目□□番地

変更後 〇〇県〇〇市◇◇町◇◇丁目◇◇番地

2 変更の年月日

令和□□年□□月□□日

3 変更の理由

配送業務を全量委託している配送事業者を変更したため。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 1. 貯蔵施設を所有又は占有しない理由書及び高圧ガス保安法第5条第1項の許可書の写し、配送業務委託契約書等を添付すること。(登録申請時の記載例を参照のこと。)  
2. 配送事業者が保安機関の場合は、保安業務を委託する保安機関の変更届出も同時に行うこと。

⑤ 損害賠償の支払能力の変更

様式第5(第9条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売所等変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名  
住 所

〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

損害賠償の支払能力の変更

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
損害賠償責任保険の加入先 (一財)全国エルピーガス保安共済事業団  
損害賠償の支払能力 変更前 付保額 Aタイプ  
変更後 付保額 Cタイプ

2 変更の年月日

令和□□年□□月□□日

3 変更の理由

損害賠償責任保険の補償限度額を変更したため。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 変更後の付保証書等を添付すること。  
2. 販売所を新設した場合の追加加入、販売店買収等による一般消費者等の増加による追加加入、損害賠償保険の加入先を変更した場合も届出すること。

⑥ 販売所及び貯蔵施設の廃止

様式第5（第9条関係）

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売所等変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

販売所及び貯蔵施設の廃止

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 □□営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
貯蔵施設の位置 販売所から〇〇〇m 又は 販売所と同一敷地内  
〇〇県〇〇市〇〇町□丁目□番地（同一敷地内の場合は記載不要）  
貯蔵施設の面積 〇.〇〇 m<sup>2</sup>（貯蔵量3トン未満）  
貯蔵施設の障壁 有（鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造）

2 変更の年月日

令和□□年□□月□□日

3 変更の理由

販売所を統合（□□営業所を〇〇支店に統合）し、事業の合理化を図るため。

- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

（注） 貯蔵量3トン以上の貯蔵施設を廃止するときは、その許可をした都道府県知事に貯蔵施設等変更届書を提出すること。

(3) 販売所及び貯蔵施設の新設、移転をする場合

① 販売所及び貯蔵施設（貯蔵量3トン未満）の新設、移転

様式第5（第9条関係）

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売所等変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名  
住 所

〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

販売所及び貯蔵施設の新設（移転）

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
貯蔵施設の位置 販売所から〇〇〇m 又は 販売所と同一敷地内  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地（同一敷地内の場合は記載不要）  
貯蔵施設の面積 〇.〇〇 m<sup>2</sup>（貯蔵量3トン未満）  
貯蔵施設の障壁 有（鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造）  
保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所の所在地等については、別紙のとおり

2 変更の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更の理由

新設の例 一般消費者等の数が増加し販売所及び貯蔵施設を新設したため。  
移転の例 都市計画による区画整理で販売所及び貯蔵施設を移転したため。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 液化石油ガスの貯蔵量が3トン未満の貯蔵施設を設置して販売所の新設、移転をする場合は、貯蔵施設を設置した後に販売所の変更届出をすること。  
2. 変更の内容で貯蔵施設の位置欄は、貯蔵施設が同一敷地でない場合は、販売所からの距離及び所在地を記載すること。  
3. 貯蔵施設の面積欄は、面積を記載し( )書で貯蔵量の区分を記載すること。  
4. 貯蔵施設の障壁欄は、有無を記載し( )書で障壁の構造を記載すること。  
5. 販売所の移転の場合は、販売所の所在地は変更後の所在地を記載すること。  
6. 1-2(1)販売事業登録申請の別紙及び①～⑥の書類を添付すること。（P-4,5）

② 販売所及び貯蔵施設（貯蔵量3トン以上）の新設、移転

様式第5（第9条関係）

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売所等変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあつては  
その代表者の氏名  
住 所

〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

販売所及び貯蔵施設の新設（移転）

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
貯蔵施設の位置 販売所から〇〇〇m 又は 販売所と同一敷地内  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地（同一敷地内の場合は記載不要）  
貯蔵施設の面積 〇〇.〇 m<sup>2</sup>（貯蔵量3トン以上）  
貯蔵施設の障壁 有（鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造）  
保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所の所在地等については、別紙のとおり

2 変更の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更の理由

新設の例 一般消費者等の数が増加し販売所及び貯蔵施設を新設したため。  
移転の例 都市計画による区画整理で販売所及び貯蔵施設を移転したため。

- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- （注） 1. 液化石油ガスの貯蔵量が3トン以上の貯蔵施設を設置して販売所の新設、移転をする場合は、貯蔵施設の完成検査を受け、完成検査証を受領した後に販売所の変更届出をすること。（下記6.等の提出書類は、所管行政庁に確認すること。）  
2. 変更の内容で貯蔵施設の位置欄は、貯蔵施設が同一敷地でない場合は、販売所からの距離及び所在地を記載すること。  
3. 貯蔵施設の面積欄は、面積を記載し（ ）書で貯蔵量の区分を記載すること。  
4. 貯蔵施設の障壁欄は、有無を記載し（ ）書で障壁の構造を記載すること。  
5. 販売所の移転の場合は、販売所の所在地は変更後の所在地を記載すること。  
6. 1-2(2)販売事業登録申請の別紙及び①、②、⑥等の書類を添付すること。（P-4, 5）

③ 貯蔵施設を所有又は占有しない場合の販売所の新設、移転

様式第5(第9条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売所等変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名  
住 所

〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

販売所の新設(移転)

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
貯蔵施設を所有又は占有しない理由 配送業務を配送事業者に全量委託  
委託先事業者の名称 株式会社〇〇LPガス配送センター  
委託先事業者の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所の所在地等については、別紙のとおり

2 変更の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更の理由

新設の例 一般消費者等の数が増加し販売所を新設したため。  
移転の例 都市計画による区画整理で販売所を移転したため。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 貯蔵施設を所有又は占有しない理由書及び高圧ガス保安法第5条第1項の許可書の写し、配送業務委託契約書等を添付すること。(登録申請時の記載例を参照のこと。)  
2. 販売所の移転の場合は、販売所の所在地は変更後の所在地を記載すること。  
3. 1-2(3)販売事業登録申請の別紙及び①~④の書類を添付すること。(P-6)

(4) 貯蔵施設（3トン未満）の設置、変更をする場合

① 貯蔵施設の設置

様式第5（第9条関係）

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売所等変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名  
住 所

〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

貯蔵施設の設置

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
貯蔵施設の位置 変更前 配送センターに全量委託し、貯蔵施設の所有なし  
変更後 販売所から〇,〇〇〇m  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
貯蔵施設の面積 変更前 貯蔵施設なし  
変更後 〇.〇〇 m<sup>2</sup>（貯蔵量3トン未満）  
貯蔵施設の障壁 有（鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造）

2 変更の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更の理由

貯蔵施設の設置場所がなかったため、配送センターに全量委託し、貯蔵施設を所有して  
いなかったが、設置場所が確保でき、貯蔵施設を設置したため。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名  
することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 1. 変更の内容で貯蔵施設が販売所と同一敷地でない場合は、貯蔵施設の位置欄に販売  
所からの距離及び所在地を記載すること。

2. 貯蔵施設の面積欄は、面積を記載し( )書で貯蔵量の区分を記載すること。

3. 貯蔵施設の障壁欄は、有無を記載し( )書で障壁の構造を記載すること。

4. 1-2(1)販売事業登録申請の①～④の書類を添付すること。(P-4)

## ② 貯蔵施設の移設

様式第5(第9条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

### 液化石油ガス販売所等変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

#### 1 変更の内容

##### 貯蔵施設の移設

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
貯蔵施設の位置 変更前 販売所と同一敷地内  
変更後 販売所から〇,〇〇〇m  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
貯蔵施設の面積 変更前 〇.〇〇 m<sup>2</sup> (貯蔵量3トン未満)  
変更後 〇.〇〇 m<sup>2</sup> (貯蔵量3トン未満)  
貯蔵施設の障壁 有 (鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造)

#### 2 変更の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

#### 3 変更の理由

販売所と同一敷地内の貯蔵施設を撤去し、販売所と別の場所に貯蔵施設を移設したため。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 変更の内容で貯蔵施設が販売所と同一敷地でない場合は、貯蔵施設の位置欄に販売所からの距離及び所在地を記載すること。  
2. 貯蔵施設の面積欄は、面積を記載し( )書で貯蔵量の区分を記載すること。  
3. 貯蔵施設の障壁欄は、有無を記載し( )書で障壁の構造を記載すること。  
4. 1-2(1)販売事業登録申請の①～④の書類を添付すること。(P-4)

### ③ 貯蔵施設の構造（面積）の変更

様式第5（第9条関係）

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

#### 液化石油ガス販売所等変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名  
住 所

〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

#### 1 変更の内容

##### 貯蔵施設の構造（面積）の変更

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
貯蔵施設の位置 販売所と同一敷地内  
貯蔵施設の面積 変更前 〇.〇〇 m<sup>2</sup>（貯蔵量3トン未満）  
変更後 〇.〇〇 m<sup>2</sup>（貯蔵量3トン未満）  
貯蔵施設の障壁 有（鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造）

#### 2 変更の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

#### 3 変更の理由

液化石油ガス販売事業の拡大により、貯蔵施設が手狭になり改築したため。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 変更の内容で貯蔵施設が販売所と同一敷地でない場合は、貯蔵施設の位置欄に販売所からの距離及び所在地を記載すること。  
2. 貯蔵施設の面積欄は、面積を記載し( )書で貯蔵量の区分を記載すること。  
3. 貯蔵施設の障壁欄は、有無を記載し( )書で障壁の構造を記載すること。  
4. 1-2(1)販売事業登録申請の①～④の書類を添付すること。(P-4)

#### ④ 貯蔵施設の構造（障壁）の変更

様式第5（第9条関係）

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

#### 液化石油ガス販売所等変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名  
住 所

〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

#### 1 変更の内容

##### 貯蔵施設の構造（障壁）の変更

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
貯蔵施設の位置 販売所と同一敷地内  
貯蔵施設の面積 〇.〇〇 m<sup>2</sup>（貯蔵量3トン未満）  
貯蔵施設の障壁 変更前 無  
変更後 有（鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造）

#### 2 変更の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

#### 3 変更の理由

貯蔵施設の近くに住宅が建ち、貯蔵施設との施設距離が不足するため住宅側に障壁を設置したため。

（備考）1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

（注）1. 内容の変更で貯蔵施設が販売所と同一敷地でない場合は、貯蔵施設の位置欄に販売所からの距離及び所在地を記載すること。

2. 貯蔵施設の面積欄は、面積を記載し（）書で貯蔵量の区分を記載すること。

3. 貯蔵施設の障壁欄は、有無を記載し（）書で障壁の構造を記載すること。

4. 1-2(1)販売事業登録申請の①～④の書類を添付すること。（P-4）

⑤ 貯蔵施設の廃止

様式第5(第9条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売所等変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名  
住 所  
〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

貯蔵施設の廃止

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
廃止した貯蔵施設の位置 販売所と同一敷地内  
貯蔵施設を所有又は占有しない理由 配送業務を配送事業者に全量委託  
委託先事業者の名称 株式会社〇〇LPガス配送センター  
委託先事業者の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

2 変更の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更の理由

配送業務を配送事業者に全量委託したため貯蔵施設を廃止する。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 貯蔵施設を所有又は占有しない理由書及び高圧ガス保安法第5条第1項の許可書の写し、配送業務委託契約書等を添付すること。(登録申請時の記載例を参照のこと。)  
2. 配送事業者が保安機関の場合は、保安業務を委託する保安機関の変更届出も同時に行うこと。  
3. 貯蔵量3トン以上の貯蔵施設を廃止するときは、その許可をした都道府県知事に貯蔵施設等変更届書を提出すること。

## 4. 販売事業者の登録行政庁の変更関係

### 4-1 登録行政庁の変更届出に係る法令

販売所の増減、販売所の移転等により所管行政庁が変更になったときは、新行政庁の登録を受け、旧行政庁に登録行政庁変更届を提出します。

#### (1) 都道府県知事の登録者が経済局長の登録を受ける場合

都道府県知事の登録を受けた者が、一つの経済局管内の二つ以上の都道府県の区域内に販売所を持ち、液化石油ガスの販売事業を行おうとする者

(例) X知事所管A販売事業者が、同一経済局管内のY知事管内に販売所を増設し、経済局所管で販売事業を行う。

法第3条  
規則第4条第1項により、  
新規所管行政庁に販売事業の  
登録申請  
法第6条第3号  
規則第7条により、  
既存所管行政庁に登録行政  
庁の変更届出

#### (2) 都道府県知事の登録者が経済大臣の登録を受ける場合

都道府県知事の登録を受けた者が、二つ以上の経済局の区域内に販売所を持ち、液化石油ガスの販売事業を行おうとする者

(例) X経済局管内のY知事所管A販売事業者が、V経済局管内のZ県内に販売所を増設し、経済大臣所管で販売事業を行う。

#### (3) 経済局長の登録者が経済大臣の登録を受ける場合

経済局長の登録を受けた者が、二つ以上の経済局の区域内に販売所を持ち、液化石油ガスの販売事業を行おうとする者

(例) X経済局所管A販売事業者が、Y経済局管内のZ県内に販売所を増設し、経済大臣所管で販売事業を行う。

法第8条  
規則第9条第1項により、  
新規所管行政庁に販売所等  
の変更届出  
又は  
法第10条第3項  
規則第10条第1項により、  
新規所管行政庁に販売事業  
の承継届出

#### (4) 経済大臣の登録者が経済局長の登録を受ける場合

経済大臣の登録を受けた者が、一つの経済局管内の二つ以上の都道府県の区域内に販売所を持ち、液化石油ガスの販売事業を行おうとする者

(例) 経済大臣所管A販売事業者が、X経済局管内の販売所を廃止し、Y経済局管内の販売所のみで販売事業を行う。

法第8条  
規則第9条第1項により、  
新規所管行政庁に販売所等  
の変更届出

(5) 経済大臣の登録者が都道府県知事の登録を受ける場合

経済大臣の登録を受けた者が、一つの都道府県  
経済大臣の登録を受けた者が、一つの都道府県  
販売事業を行おうとする者

(例) 経済大臣所管 A 販売事業者、X 経済局管  
内の販売所を廃止し、Y 経済局管内の Z  
県の販売所のみで販売事業を行う。

法第 3 条  
規則第 4 条第 1 項により、  
新規所管行政庁に販売事業  
の登録申請  
法第 6 条第 1 号  
規則第 7 条により、  
既存所管行政庁に登録行政  
庁の変更届出

(6) 経済局長の登録者が都道府県知事の登録を受ける場合

経済局長の登録を受けた者が、一つの都道府  
県管内にのみ販売所を持ち、液化石油ガスの  
販売事業を行おうとする者

(例) 経済局所管 A 販売事業者が、X 知事管内  
の販売所を廃止し、Y 知事管内の販売所  
のみで販売事業を行う。

(7) 都道府県知事の登録者が、全販売所を他の都道府県に移転する場合

一つの都道府県内に所有又は占有している  
全販売所を、他の都道府県に移転する場合

既存販売所を廃止し、新規に事業の登録を  
行う。

(例) X 県〇〇市内のみに設置している  
販売所を Y 県△△市に移転

法第 3 条  
規則第 4 条第 1 項により、  
移転先所管行政庁に販売  
事業の登録申請  
法第 6 条第 2 号  
規則第 7 条により、  
既存所管行政庁に登録行政  
庁の変更届出

4-2 登録行政庁の変更届出に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先				頁 No.
	液石法 規則	様式	知事	部長	局長	大臣	
① 新たな所管行政庁に販売事業登録申請書	4-1	1	○	○	○	○	7~22
② 登録行政庁変更届書	7	3	○	○	○	○	50
③ 販売所等変更届書	9	5	○	○	○	○	51

(注) 1. 新たな所管行政庁に販売事業の登録申請をすること。  
販売事業の登録申請時に提出する書類は、販売事業登録申請書の提出書類を参照すること。  
2. 新たな販売事業の登録後、従前の登録をした所管行政庁に登録行政庁変更届書を提出すること。  
3. 経済局長の登録者が経済大臣の登録を受ける場合は、新規所管行政庁に販売所等の変更届書  
又は販売事業の承継届書を提出すること。  
(その逆の場合は、新規所管行政庁に販売所等の変更届書を提出すること。)

4-3 登録行政庁の変更届書の作成例  
(1) 登録行政庁の変更がある場合

様式第3(第7条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

登録行政庁変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名  
住 所

〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 従前の法第3条第1項の登録の年月日及び登録番号  
登録年月日 令和□□年□□月□□日  
登録番号 第□□□□□□□号
- 2 新たな法第3条第1項の登録をした者、登録の年月日及び登録番号  
登録者 〇〇県知事  
登録年月日 令和◇◇年◇◇月◇◇日  
登録番号 第◇◇◇◇◇◇◇◇号

3 登録行政庁の変更の理由

(例1)

〇〇県、□□県で販売事業を行っていたが、□□県の販売所を廃止し、〇〇県内だけで販売事業を行うことになり、〇〇県知事の液化石油ガス販売事業の登録を受けたため。

(例2)

〇〇県だけで販売事業を行っていたが、□□県に販売所を新設するため〇〇経済産業局長の液化石油ガス販売事業の登録を受けたため。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

(注) 1. 例1の場合は、〇〇県知事の登録を受けた後、〇〇経済局長に登録行政庁変更届書を提出すること。  
2. 例2の場合は、〇〇経済局長の登録を受けた後、〇〇県知事に登録行政庁変更届書を提出すること。

(2) 経済大臣所管から経済局所管に変更する場合

様式第5(第9条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売所等変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名  
住 所

〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

(例1)

経済産業大臣所管から、〇〇経済産業局所管への移行

(例2)

〇〇経済産業局所管から経済産業大臣所管への移行

2 変更の年月日

令和□□年□□月□□日

3 変更の理由

(例1)

経済産業大臣の管轄区域内で販売事業を行っていたが、□□経済産業局の管轄区域内の◇◇県の販売所を廃止し、〇〇経済産業局の管轄区域内だけで販売事業を行うこととなったため。

(例2)

〇〇経済産業局の管轄区域内で販売事業を行っていたが、□□経済産業局の管轄区域内の◇◇県に販売所を新設して販売事業を行うこととなったため。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 例1の場合は、販売所及び貯蔵施設の形態により、販売事業登録申請時と同様の書類を添付すること。(1-2販売事業登録申請の(1)～(3)により判断すること。(P-4～6))
2. 例2の場合は、経済局所管から経済大臣所管に変わるときは、宛先を経済産業大臣として変更届書を作成し、提出すること。(添付書類は1.に同じ。)

## 5. 販売事業の承継等に係る届出

承継とは、譲渡、相続、合併（分割）をいいます。

- ・譲渡とは……被承継者の液石法に係る販売事業すべてについて、譲り受けること。
- ・相続とは……相続人が事業を承継する場合
- ・合併とは……事業者同士が一つになる場合
- ・分割とは……会社の営業の一部又は全部の分離（新設分割又は吸収分割）

### 5-1 販売事業の承継等に係る法令

#### (1) 事業の譲渡

同一行政庁管内の販売事業者間で  
その事業の全部を譲渡した場合

被承継者のLPガス販売に係る事業すべて（全販売所の営業権、店舗、貯蔵施設、従業員、帳簿等）について譲り渡す。

(例) X知事所管A販売事業者の事業すべてを、X知事所管B販売事業者に譲渡

法第10条  
規則第10条第1項により、  
所管行政庁に販売事業承継届出

異なる行政庁管内の販売事業者間で  
その事業の全部を譲渡した場合

被承継者のLPガス販売に係る事業すべて（全販売所の営業権、店舗、貯蔵施設、従業員、帳簿等）について譲り渡す。

(例) X知事所管A販売事業者の事業すべてを、  
X経済局所管B販売事業者に譲渡

法第10条  
規則第10条第1項により、  
譲渡を受けた事業者の所管行政庁に販売事業承継届出  
規則第10条第1項により、  
譲渡した事業者の所管行政庁に販売事業承継届出

#### (2) 事業の相続

相続人が相続した場合

(例) 事業主が死亡し、長男が事業を承継

法第10条  
規則第10条第1項により、  
所管行政庁に販売事業承継届出

#### (3) 事業の合併

同一行政庁管内の販売事業者が  
合併した場合

(例) X知事所管A販売事業者とX知事所管  
B販売事業者が合併し、X知事所管C  
販売事業者となる

法第10条  
規則第10条第1項により、  
所管行政庁に販売事業承継届出

異なる行政庁管内の販売事業者が  
合併した場合

(例) X知事所管A販売事業者とY知事所管  
B販売事業者が合併し、Z経済局所管  
C販売事業者となる

法第10条  
規則第10条第1項により、  
新規所管となる行政庁に  
販売事業承継届出  
規則第10条第1項により、  
各々の既存所管行政庁に  
販売事業承継届出

#### (4) 事業の分割承継

同一行政庁管内の販売事業者が  
分割承継をした場合

法第 10 条  
規則第 10 条第 1 項により、  
所管行政庁に販売事業承継届出

(例) X 知事所管 A 販売事業者と X 知事所管 B 事業者の液化石油ガス販売部門を分割承継し、X 知事所管 C 販売事業者となる。

異なる行政庁管内の販売事業者が  
分割承継した場合

法第 10 条  
規則第 10 条第 1 項により、  
新規所管となる行政庁に  
販売事業承継届出  
規則第 10 条第 1 項により、  
各々の既存所管行政庁に  
販売事業承継届出

(例) X 知事所管 A 販売事業者と Y 知事所管 B 事業者の液化石油ガス販売部門を分割承継し、Z 経済局所管 C 販売事業者となる

### 5-2 販売事業の承継等に係る提出書類一覧表

#### (1) 事業の譲渡

提出書類名	関係法令		宛先				頁 No.
	液石法 規則	様式	知 事	部 長	局 長	大 臣	
① 液化石油ガス販売事業承継届書(甲)	10-1	6	○	○	○	○	55
② 液化石油ガス販売事業承継届書(乙)	10-1	7	○	○	○	○	56
③ 液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書	10-2-1	7-2	○	○	○	○	57
④ 液化石油ガス販売事業者事業譲渡明細書 (任意様式)	10-2-1	—	○	○	○	○	58

(注) 1. 経済産業局長・産業保安監督部長登録の販売事業者が県知事登録の販売事業者を承継したとき（その逆の承継を含む。）は、届書(甲)を経済産業局長・産業保安監督部長に、届書(乙)を県知事に提出すること。  
登録行政庁が同一の場合は、届書(甲)をその行政庁に提出すること。  
2. 販売事業者の事業の全部を譲り受けてその地位を承継した者は、様式第 7 の 2 による書面及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面を添付すること。  
3. 添付書類については、届書の注書欄を参照すること。

#### (2) 事業の相続

提出書類名	関係法令		宛先				頁 No.
	液石法 規則	様式	知 事	部 長	局 長	大 臣	
① 液化石油ガス販売事業承継届書(甲)	10-1	6	○	○	○	○	55
② 液化石油ガス販売事業承継届書(乙)	10-1	7	○	○	○	○	56
③ 液化石油ガス販売事業者相続同意証明書	10-2-2	8	○	○	○	○	59
④ 液化石油ガス販売事業者相続証明書	10-2-3	9	○	○	○	○	60
⑤ 戸籍謄本	10-2-3	—	○	○	○	○	—

- (注) 1. 販売事業の地位を継承した相続人であって、2以上の相続人の全員の同意により選定された者は、様式第8による書面及び戸籍謄本を添付すること。  
 2. 販売事業者の地位を承継した相続人であって、(注) 1. の相続人以外の者は、様式第9による書面及び戸籍謄本を添付すること。

### (3) 事業の合併

提出書類名	関係法令		宛先				頁 No.
	液石法 規則	様 式	知 事	部 長	局 長	大 臣	
① 液化石油ガス販売事業承継届書(甲)	10-1	6	○	○	○	○	55
② 液化石油ガス販売事業承継届書(乙)	10-1	7	○	○	○	○	56
③ 法人の登記事項証明書	10-2-4	—	○	○	○	○	—

(注) 合併によって販売事業者の地位を承継した法人は、その法人の登記事項証明書を添付すること。

### (4) 事業の分割承継

提出書類名	関係法令		宛先				頁 No.
	液石法 規則	様 式	知 事	部 長	局 長	大 臣	
① 液化石油ガス販売事業承継届書(甲)	10-1	6	○	○	○	○	55
② 液化石油ガス販売事業承継届書(乙)	10-1	7	○	○	○	○	56
③ 液化石油ガス販売事業者事業承継証明書	10-2-5	9-2	○	○	○	○	61
④ 法人の登記事項証明書	10-2-5	—	○	○	○	○	—
⑤ 液化石油ガス販売事業者事業承継明細書 (任意様式)	10-2-5	—	○	○	○	○	62

- (注) 1. 分割によって販売事業者の地位を承継した法人は、様式第9の2による書面、事業の全部の承継があったことを証する書面及び法人の登記事項証明書を添付すること。  
 2. 添付書類については、届書の注書欄を参照すること。

5-3 販売事業の承継等に係る届書の作成例

(1) 事業の譲渡

① 液化石油ガス販売事業の承継届書（甲）

様式第6（第10条関係）

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売事業承継届書（甲）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
 〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
 法人にあっては  
 その代表者の氏名  
 住 所

〇〇液化石油ガス株式会社  
 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印  
 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第10条第3項の規定により、次のとおり届けます。

承継の原因	譲受・相続・合併・分割等	
被承継者に関する事項	氏名又は名称	〇〇液化石油ガス株式会社
	法人にあってはその代表者の氏名	代表取締役 〇 〇 〇 〇
	住 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
	登録の年月日及び登録番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇〇〇〇〇号
	販売所の名称及び所在地	別紙のとおり
	貯蔵施設の位置	別紙のとおり
	保安業務を行う者の氏名又は名称及び事業所の所在地	別紙のとおり
承継者に関する事項	登録の年月日及び登録番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇〇〇〇〇号

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。

- (注) 1. 経済産業局長・産業保安監督部長登録の販売事業者が県知事登録の販売事業者を承継したとき（その逆の承継を含む。）は、届書(甲)を経済産業局長・産業保安監督部長に、届書(乙)を県知事に提出すること。  
 登録行政庁が同一の場合は、届書(甲)をその行政庁に提出すること。  
 2. 販売事業者の事業の全部を譲り受けてその地位を承継した者は、様式第7の2による書面及び事業の全部の譲渡しがあったことを証する書面を添付すること。  
 3. 販売事業者の地位を承継した相続人であって、2以上の相続人の全員の同意により選定された者は、様式第8による書面及び戸籍謄本を添付すること。  
 4. 販売事業者の地位を承継した相続人であって、注3の相続人以外のものは、様式第9による書面及び戸籍謄本を添付すること。  
 5. 合併によって販売事業者の地位を承継した法人は、その法人の登記事項証明書を添付すること。  
 6. 分割によって販売事業者の地位を承継した法人は、様式第9の2による書面、事業の全部の承継があったことを証する書面及び法人の登記事項証明書を添付すること。  
 7. 別紙は、販売事業登録申請書に添付したものと同様のものを添付すること。

② 液化石油ガス販売事業の承継届書（乙）

様式第7（第10条関係）

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売事業承継届書（乙）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名  
住 所

〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因	譲受・相続・合併・分割 等
被承継者の登録の年月日及び登録番号	登録年月日 令和□□年□□月□□日 登録番号 第□□□□□□□号
承継者の登録の年月日及び登録番号	登録年月日 令和◇◇年◇◇月◇◇日 登録番号 第◇◇◇◇◇◇◇号

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

③ 液化石油ガス販売事業者の事業譲渡証明書

様式第7の2(第10条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
〇〇産業保安監督部長 殿

譲り渡した者 氏名又は名称及び  
法人にあつては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 □ □ □ □ ⑩  
住 所 〇〇県□□市□□町□□丁目□□番地

譲り受けた者 氏名又は名称及び  
法人にあつては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○ ⑩  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

次のとおり液化石油ガス販売事業者の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。

1 登録の年月日

令和□□年□□月□□日

2 登録番号

第□□□□□□□号

3 譲渡しの年月日

令和◇◇年◇◇月◇◇日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

(注) 1. 液化石油ガス販売事業の全部を譲受する場合に添付する。  
2. 本書には、次ページの液化石油ガス販売事業者事業譲渡明細書を添付すること。

④ 液化石油ガス販売事業者の事業譲渡明細書

任意様式

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売事業者事業譲渡明細書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
 〇〇産業保安監督部長 殿

譲り渡した者 氏名又は名称及び  
 法人にあっては  
 その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
 代表取締役     ⑩  
 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

譲り受けた者 氏名又は名称及び  
 法人にあっては  
 その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
 代表取締役     ⑩  
 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

次のとおり液化石油ガス販売事業の全部を譲り渡したことを証明します。

- 1 営業権
- 2 店舗
- 3 貯蔵施設
- 4 従業員
- 5 帳簿
- 6 車両
- 7 電話
- 8 その他販売事業に係る全てのもの

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。

(2) 事業の相続

① 液化石油ガス販売事業者の相続同意証明書

様式第8(第10条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売事業者相続同意証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
〇〇産業保安監督部長 殿

証明者 氏 名 ◇ ◇ ◇ ◇ 印

住 所 〇〇県〇〇市◇◇町◇◇丁目◇◇番地

次のとおり液化石油ガス販売事業者について相続がありましたことを証明します。

1 被相続人の氏名及び住所

氏 名 □ □ □ □

住 所 〇〇県□□市□□町□□丁目□□番地

2 登録の年月日

令和□□年□□月□□日

3 登録番号

第□□□□□□号

4 液化石油ガス販売事業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所

氏 名 〇 〇 〇 〇

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

5 相続開始の年月日

令和◇◇年◇◇月◇◇日

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 証明書は、液化石油ガス販売事業者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名押印すること。

3 ×印の項は記載しないこと。

(注) 液化石油ガス販売事業の相続人が2人以上の場合に添付する。

## ② 液化石油ガス販売事業者の相続証明書

様式第9（第10条関係）

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

### 液化石油ガス販売事業者相続証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
〇〇産業保安監督部長 殿

証 明 者 氏名又は名称及び  
法人にあっては ◇ ◇ ◇ ◇ ⑩  
その代表者の氏名  
住 所 〇〇県〇〇市◇◇町◇◇丁目◇◇番地

氏名又は名称及び  
法人にあっては ☆ ☆ ☆ ☆ ⑩  
その代表者の氏名  
住 所 〇〇県〇〇市☆☆町☆丁目☆☆番地

次のとおり液化石油ガス販売事業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所  
氏 名 □ □ □ □  
住 所 〇〇県□□市□□町□□丁目□□番地
- 2 登録の年月日  
令和□□年□□月□□日
- 3 登録番号  
第□□□□□□号
- 4 液化石油ガス販売事業者の地位を承継した者の氏名及び住所  
氏 名 〇 〇 〇 〇  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
- 5 相続開始の年月日  
令和◇◇年◇◇月◇◇日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 証明者は、2人以上とすること。  
3 ×印の項は記載しないこと。

(注) 液化石油ガス販売事業の相続人が1人の場合に添付する。

(3) 事業の分割承継

① 液化石油ガス販売事業者の事業承継証明書

様式第9の2(第10条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売事業者事業承継証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
〇〇産業保安監督部長 殿

被承継者	氏名又は名称及び 法人にあっては その代表者の氏名	<input type="checkbox"/> 〇〇液化石油ガス株式会社 代表取締役 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ⑩
住 所		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
承継者	氏名又は名称及び 法人にあっては その代表者の氏名	〇〇液化石油ガス株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩
住 所		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

次のとおり分割によって液化石油ガス販売事業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

1 登録の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 登録番号

第〇〇〇〇〇〇〇〇号

3 承継の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

(注) 1. 分割によって液化石油ガス販売事業の全部を承継するときに添付する。  
2. 本書には、次ページの液化石油ガス販売事業者事業承継明細書を添付すること。

② 液化石油ガス販売事業者の事業承継明細書

任意様式

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

液化石油ガス販売事業者事業承継明細書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
 〇〇産業保安監督部長 殿

被承継者 氏名又は名称及び  
 法人にあっては  
 その代表者の氏名  
 住 所

〇〇液化石油ガス株式会社  
 代表取締役     ⑩  
 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

承継者 氏名又は名称及び  
 法人にあっては  
 その代表者の氏名  
 住 所

〇〇液化石油ガス株式会社  
 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩  
 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

次のとおり液化石油ガス販売事業の全部を承継したことを証明します。

- 1 営業権
- 2 店舗
- 3 貯蔵施設
- 4 従業員
- 5 帳簿
- 6 車両
- 7 電話
- 8 その他販売事業に係る全てのもの

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。

## 6. 液化石油ガス販売事業者の認定申請及び報告

### 6-1 販売事業者の認定申請及び報告に係る法令

#### (1) 認定申請

##### (第一号認定)

規則第 49 条及び第 50 条に規定する特例による  
ことができる保安確保機器の設置及び管理の方  
法の基準に適合している液化石油ガス販売事  
業者の認定申請を行う場合

法第 35 条の 6、  
規則第 47 条により、  
所管行政庁に液化石油ガス  
販売事業者の認定申請

##### (第二号認定)

規則第 50 条の 2 に規定する特例によること  
ができる保安確保機器の設置及び管理の方  
法の基準に適合している液化石油ガス販売事  
業者の認定申請を行う場合

法第 35 条の 6、  
規則第 47 条により、  
所管行政庁に液化石油ガス  
販売事業者の認定申請

#### (2) 認定販売事業者の報告

##### ① 事業年度報告

毎事業年度が経過した場合

法第 35 条の 7、  
規則第 48 条第 1 項により、  
所管行政庁に認定液化石油  
ガス販売事業者の状況報告

毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に下記事項を所管行政庁に報告する。

- (事項 1) 保安確保機器の設置及び管理の方法の例
- (事項 2) 販売する一般消費者等の数
- (事項 3) 認定対象消費者の数

##### ② 承継状況報告

合併その他の事由による事業の承継により、当  
該承継の日に認定対象消費者割合が次に掲げ  
る割合を下回った場合

- ・ 第一号認定液化石油ガス販売事業者  
規則第 46 条第 1 号ロに掲げる割合 (70%)
- ・ 第二号認定液化石油ガス販売事業者  
規則第 46 条第 2 号ロに掲げる割合 (50%)

法第 35 条の 7  
規則第 48 条第 2 項及び第  
3 項により、所管行政庁に  
認定液化石油ガス販売事  
業者の継承状況報告

遅滞なく、当該承継の事実を証する書面を添えて、次の事項を所管行政庁に報告する。

- (事項 1) 保安確保機器の設置及び管理の方法の別
- (事項 2) 当該承継の日における販売所ごとの販売契約を締結している一般消費者等の数
- (事項 3) 認定対象消費者の数
- (事項 4) 承継の原因及び年月日

※事業年度経過後 3 ヶ月以内に、②の承継状況報告を行った場合には①の事業年度報告は要しない

### 6-2 販売事業者の認定申請及び報告に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先				頁 No.
	液石法 規則	様 式	知 事	部 長	局 長	大 臣	
① 液化石油ガス販売事業者認定申請書	47	26	○	○	○	○	64
運営管理規程 (例)	47	—	○	○	○	○	65
② 認定液化石油ガス販売事業者状況報告書	48-1	27	○	○	○	○	67
③ 認定液化石油ガス販売事業者承継状況報告書	48-2, 3	27の2	○	○	○	○	68
承継の事実を証する書面 (任意様式)		—					69

(注) 添付書類については、申請書の注書欄を参照すること。

6-3 販売事業者の認定申請書及び報告書の作成例  
 (1) 液化石油ガス販売事業者の認定申請

様式第26 (第47条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認定番号	

液化石油ガス販売事業者認定申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
 法人にあっては  
 その代表者の氏名  
 〇〇液化石油ガス株式会社  
 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

法人にあっては  
 その法人番号  
 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定により認定を受けたいので、申請します。

1 保安確保機器の設置及び管理の方法の別

設置及び管理の方法の別	第46条第1号	・	第46条第2号
-------------	---------	---	---------

2 一般消費者の数及び認定対象消費者の数

販売所の名称	一般消費者の数	認定対象消費者の数	認定対象消費者の割合
〇〇営業所	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇〇.〇 %
□□営業所	□,□□□	□,□□□	□□.□ %
◇◇営業所	◇,◇◇◇	◇,◇◇◇	◇◇.◇ %
合 計	☆,☆☆☆	☆,☆☆☆	☆☆.☆ %

3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第45条第3号に定める保安確保機器を設置している者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 〇〇集中監視センター株式会社  
 住 所 〇〇県□□市□□町□丁目□□番地

4 合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者割合が、申請の前1年以内に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第46条第1号ロ(同条第2号ロ)に掲げる割合を下回った場合にあつては、当該承継の事由及び年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。  
 3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 1. 1の一般消費者の数等について販売所が多いときは、別紙にまとめること。  
 2. 運営管理規程を添付すること。  
 3. 合併その他の事由による事業の継承により、当該承継の日に認定対象消費者割合が申請の前1年以内に規則第46条第1号ロ(同条第2号ロ)に掲げる割合を下回った場合にあつては、当該承継の事由及び年月日を記載すること。

## 《運営管理規程の作成例》

### 運 営 管 理 規 程 ( 例 )

(目的)

第1条 この規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第35条の6の規定に基づき、保安確保機器の設置及び管理の方法について定め、もって管理業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(保安確保機器の種類)

第2条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第45条第1号及び第4号に定める機器のうち、認定対象消費者の供給設備及び消費設備に設置する機器は次の各号に定めるものとする。（実際に設置するものを適宜記載すること。）

- (1) S型マイコンメーター、SB型マイコンメーター、E型マイコンメーター又はEB型マイコンメーター（雰囲気空気中の一酸化炭素濃度を検知し警報する装置と連動し、当該装置が検知した一酸化炭素濃度が0.03パーセントに達する以前に自動的にガスの供給を停止する機能を有するマイコンメーターにあっては、当該装置と併せてその旨を記載すること。）
- (2) 流量検知式切替型漏えい検知装置又は流量検知式圧力監視型漏えい検知装置（ただし、〇〇戸以上の集合住宅に設置するものとする。）
- (3) 液化石油ガス用ガス漏れ警報器
- (4) 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（Ⅰ類）
- (5) 調整器（Ⅰ類又はⅡ類）
- (6) 液化石油ガス用継手金具付高圧ホース（Ⅰ類又はⅡ類）

2 規則第45条第3号の機器の設置場所（以下「集中監視センター」という。）は自社（他社）の集中監視センターであって次に掲げる所在地に設置するものとする。

名 称：〇〇集中監視センター株式会社

所 在 地：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(特定保安情報の種類)

第3条 液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（以下「告示」という。）第6条第2号に定める特定保安情報の種類は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 合計・増加流量遮断
- (2) 継続使用時間超過
- (3) 微少漏えい警告
- (4) 圧力監視異常（調整圧力、閉そく圧力）
- (5) 感震遮断
- (6) ガス漏れ警報連動遮断
- (7) 不完全燃焼警報連動遮断
- (8) 集中監視センターからのガスメータの遮断

(監視する者の業務内容)

第4条 規則第46条第3号の監視する者（以下「監視員」という。）の業務内容は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 集中監視センター内の機器の作動状況を確認し、異常があった場合に必要な措置を講ずること。
- (2) 特定保安情報を液化石油ガス販売事業者（保安機関）に連絡すること。
- (3) 伝達された特定保安情報について、当該一般消費者等に対し、適確な対応（指示、助言）を行うこと。
- (4) 緊急を要するものについては、緊急時対応を行う保安機関、液化石油ガス販売事業者及び集中監視センター責任者に連絡すること。
- (5) 受信票（例えば受信日時、顧客名、特定保安情報の内容、原因、処置事項、担当者等）に必要事項を記載すること。

（監視員の配置場所及びその体制）

第5条 監視員は、第2条第2項の集中監視センターに常時配置するものとする。

2 当該集中監視センターの監視員は当直により対応するものとし、〇〇人での交代制とする。

（保安確保機器の設置の計画）

第6条 規則第45条第1号及び第4号の保安確保機器は、告示第5条の基準に適合するよう設置するものとし、毎年度初に当該年度に設置期限が満了となる機器、交換を要する一般消費者等の氏名及び住所をとりまとめ、〇月から△月までの間に適宜交換を行うものとする。

（附則）

この運営管理規程は令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

（注）保安確保機器の設備及び管理の方法について変更があった場合には、本運営管理規程を直ちに改定すること。

(2) 認定液化石油ガス販売事業者の状況報告書

様式第27 (第48条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

認定液化石油ガス販売事業者状況報告書  
 (事業年度：〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日まで)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
 法人にあっては  
 その代表者の氏名  
 〇〇液化石油ガス株式会社  
 代表取締役 〇 〇 〇 〇

法人にあっては  
 その法人番号  
 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の7の規定により、次のとおり報告します。

① 保安確保機器の設置及び管理の方法の別

設置及び管理の方法の別	第46条第1号	・	第46条第2号
-------------	---------	---	---------

② 一般消費者等及び認定対象消費者の数

販売所の名称	一般消費者の数	認定対象消費者の数
〇〇営業所	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
□□営業所	□, □□□	□, □□□
◇◇営業所	◇, ◇◇◇	◇, ◇◇◇
合 計	☆, ☆☆☆	☆, ☆☆☆

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 一般消費者等の数及び認定対象消費者の数は各事業年度末における数を記入すること。  
 3 ×印の項は記載しないこと。

- (注) 1. 販売所が多いときは、別紙にまとめること。  
2. 事業年度経過後3カ月以内に承継状況時報告を行った場合にあっては、事業年度報告は要しない。

(3) 認定液化石油ガス販売事業者の承継状況報告書

様式第27の2 (第48条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

認定液化石油ガス販売事業者承継状況報告書  
(事業年度：〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日まで)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名  
〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

法人にあっては  
その法人番号  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者割合が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第46条第1号ロ(同条第2号ロ)に掲げる割合を下回ったので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第48条第2項及び第3項の規定により、次のとおり報告します。

① 保安確保機器の設置及び管理の方法の別

設置及び管理の方法の別	第46条第1号	・	第46条第2号
-------------	---------	---	---------

② 一般消費者等及び認定対象消費者の数

販売所の名称	一般消費者の数	認定対象消費者の数
〇〇営業所	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇
□□営業所	□, □□□	□, □□□
◇◇営業所	◇, ◇◇◇	◇, ◇◇◇
合 計	☆, ☆☆☆	☆, ☆☆☆

③ 承継の原因及び年月日

承継の原因	譲受 ・ 相続 ・ 合併 ・ 分割 等
承継の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

(注) 1. 販売所が多いときは、別紙にまとめること。  
2. 当該承継の事実を証する書面を添付すること。

《承継の事実を証する書面の作成例》

任意様式

液化石油ガス販売事業者事業承継証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

被承継者	氏名又は名称及び 法人にあっては その代表者の氏名	〇〇液化石油ガス株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩
	法人にあっては その法人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	住 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
承継者	氏名又は名称及び 法人にあっては その代表者の氏名	〇〇液化石油ガス株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩
	法人にあっては その法人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	住 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

次のとおり液化石油ガス販売事業の事業の承継がありましたことを証明します。

1. 承継の年月日

令和◇◇年◇◇月◇◇日

2. 法律第 10 条の承継を行う場合にあっては当該承継に係る被承継者及び承継者の登録年月日

被承継者 令和□□年□□月□□日

承継者 令和〇〇年〇〇月〇〇日

3. 法律第 10 条の承継を行う場合にあっては当該承継に係る被承継者及び承継者の登録番号

被承継者 第□□□□□□□号

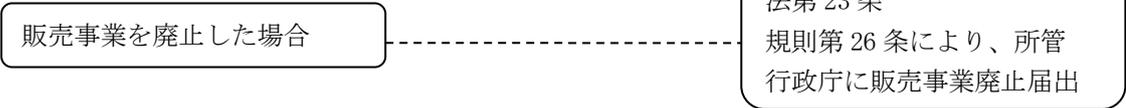
承継者 第〇〇〇〇〇〇〇〇号

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

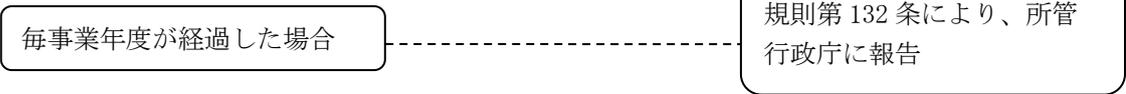
7. その他の届出・報告等

7-1 販売事業の廃止届出、販売事業報告に係る法令

(1) 販売事業の廃止届出



(2) 販売事業者の販売事業報告



毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に下記事項を所管行政庁に報告する。  
 (事項 1) 販売する一般消費者等の数  
 (事項 2) 保安機関への保安業務の委託状況

7-2 販売事業の廃止届出、販売事業報告に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先				頁 No.
	液化石油ガス規則	様式	知事	部長	局長	大臣	
① 液化石油ガス販売事業廃止届書	26	11	○	○	○	○	71
② 液化石油ガス販売事業報告	132通達	1	○	○	○	○	72

(注) 1. 液化石油ガス販売事業廃止届書は、販売事業のすべてを廃止するときに提出すること。  
 2. 販売所の廃止は、液化石油ガス販売所等変更届書を提出すること。  
 3. 液化石油ガス販売事業報告は、事業年度経過後 3 ヶ月以内に所管行政庁に提出すること。



### 7-3 販売事業廃止届書、定期事業報告書の作成例

#### (1) 液化石油ガス販売事業の廃止届出

様式第11(第26条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

#### 液化石油ガス販売事業廃止届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇経済産業局長 殿  
〇〇産業保安監督部長 殿

承継者 氏名又は名称及び  
法人にあっては 〇 〇 〇 〇 印  
その代表者の氏名  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第23条の規定により、次のとおり届け出ます。

#### 1 登録の年月日及び登録番号

登録年月日 令和□□年□□月□□日

登録番号 第□□□□□□□号

#### 2 事業を廃止した年月日

廃止年月日 令和◇◇年◇◇月◇◇日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

(2) 液化石油ガス販売事業の報告

様式 1

令和〇〇年〇〇月〇〇日

液化石油ガス販売事業報告

〇〇経済産業局長 殿  
 〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
 法人にあっては  
 その代表者の氏名  
 〇〇液化石油ガス株式会社  
 代表取締役 〇 〇 〇 〇

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告  
 します。

1. 報告する事業年度の期間 令和□□年□□月□□日から令和◇◇年◇◇月◇◇日
2. 販売する一般消費者等の数及び保安業務の委託状況 (〇〇営業所)

販売する一般消費者等の数	〇,〇〇〇 戸	
保安業務の委託状況 保安業務区分	委託先の保安機関の名称及び 認定番号	委託している一般消費者等の数
1. 供給開始時点検・調査	当社 〇〇営業所 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	〇,〇〇〇 戸
2. 容器交換時等供給設備点検	(株)〇〇LPガス配送センター 第□□□□□□□□号	〇,〇〇〇 戸
3. 定期供給設備点検	〇〇液化石油ガス事業協同組合 第◇◇◇◇◇◇◇◇号	〇,〇〇〇 戸
4. 定期消費設備調査	〇〇液化石油ガス事業協同組合 第◇◇◇◇◇◇◇◇号	〇,〇〇〇 戸
5. 周 知	当社 〇〇営業所 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	〇,〇〇〇 戸
6. 緊急時対応	当社 〇〇営業所 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	〇,〇〇〇 戸
7. 緊急時連絡	当社 〇〇営業所 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	〇,〇〇〇 戸

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 液化石油ガス販売事業者が保安業務の全部又は一部について自らが行っている場合には  
 「委託先の保安機関の名称及び認定番号」及び「委託している一般消費者等の数」の欄に  
 自社の名称及び認定番号、一般消費者等の数を記載すること。

(注) 1. 販売所ごとに作成し、事業年度経過後3ヶ月以内に提出すること。  
 2. 各保安業務区分の委託先が多い場合は、別紙に記載すること。  
 3. 委託している一般消費者等の数は、備考2により自社分と委託分の合計になるため、  
 販売する一般消費者等の数を記載すること。

## 8. 事故報告

### 8-1 事故報告・届出に係る法令

#### (1) LPガス事故発生報告

特定消費設備について事故が発生した場合

(例1) 特定消費設備の使用に伴い人が死亡し、

中毒し又は酸素欠乏症となった事故

(例2) 特定消費設備から漏えいしたガスに引火

することにより発生した負傷又は物損

事故

(注) 特定消費設備については、平成18年12月

27日付けの通達を参照すること。

(第7章 参考資料 297ページ)

高压ガス保安法第 61 条第 1 項、  
液化石油ガス保安規則第 93 条の  
2 により、管轄する産業保安監督  
部長に電話、ファクシミリ等で事  
故の報告

#### (2) 事故届

所有又は占有する液化石油ガスについて事故が発生した場合

(例1) 液化石油ガスに起因する災害が発生

(例2) 液化石油ガスの容器を喪失又は盗難

高压ガス保安法第 63 条第 1 項、  
液化石油ガス保安規則第 96 条に  
より、事故発生場所を管轄する都  
道府県知事に事故の届出

#### (3) 事故届（特定消費設備に係る場合）

特定消費設備について事故が発生した場合

高压ガス保安法第 63 条第 1 項、  
液化石油ガス保安規則第 96 条に  
より、事故発生場所を管轄する都  
道府県知事に事故の届出

### 8-2 事故報告・届出に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先				頁 No.
	高压法 液石則	様 式	知 事	部 長	局 長	大 臣	
① LPガス事故発生報告書	93の2	—	—	○	—	—	74
② 事故届書	96	57	○	—	—	—	75
③ 事故届書（特定消費設備に係る場合）	96	57-2	○	—	—	—	76

(注) 1. ①の場合は、特定消費設備の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故又は特定消費設備から漏えいしたガスに引火することにより発生した負傷又は物損事故が発生したときは、電話、ファクシミリ、その他適当な方法により事故の発生した場所を管轄する産業保安監督部長に報告すること。（様式を定めている産業保安監督部もある。）

2. ②の場合は、液化石油ガスについて災害が発生したとき又は液化石油ガス容器を喪失し、又は盗まれたときは、遅滞なく、事故発生場所を管轄する都道府県知事に事故届書を提出すること。

3. ③の場合は、特定消費設備に係る事故が発生したときは、2.と同様に事故届書を提出すること。

4. LPガス事故の発生時には、事業者賠償責任保険の適用に関係があるため、所管行政庁に報告

するとともに、事故発生場所の都道府県LPガス協会にも電話等で速やかに連絡すること。

8-3 事故報告書・届書の作成例

(1) LPガス事故発生報告書（〇〇産業保安監督部の例）

LPガス事故発生報告書（速報第 報）

事故連絡先：〇〇産業保安監督部保安課  
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
 FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

事故発生日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃		
事故発生場所  (該当するものに〇印を付けること)	市郡 町村大字		
	氏名又は名称		
	戸建住宅・マンション・アパート・雑居ビル・寮・旅館・飲食店・その他店舗（ ）・ 事務所・学校・集会所・医病院・作業所・工場・運搬中・LPガス事業所・その他（ ）		
事故の概要	.....		
被害者と損害区分  (該当するものに〇印を付けること)	人的被害（無・不明）		物的被害（有・無・不明）
	有	死亡（ 名）うち(第三者 名)	全焼・全壊・半焼・半壊・一部焼・ 破損・焦損・濡損・（ ）
	（不明）	重傷（ 名）うち(第三者 名)	マンション・集合住宅・雑居ビル等の場合
	軽傷（ 名）うち(第三者 名)	総戸数 戸の内被害 戸 総室数 室の内被害 室	
事故の概要	.....		
事故発生の 特定消費設備	機器製造 メーカー名称		機器製造 メーカー名称
	機 種		機 種
	型 式		型 式
	製 造 年 月	年 月	製 造 年 月
その他参考となる事項	機器製造メーカーへの連絡事項（連絡済・連絡していない） .....		

令和 年 月 日

〇〇産業保安監督部長 殿

報告者（供給事業者）

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

報告者 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 ☎ \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

(2) 事故届書

様式第57(第96条関係)

事 故 届 書	液石	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
氏 名 又 は 名 称 ( 事 業 所 の 名 称 又 は 販 売 所 の 名 称 を 含 む 。 )			
住 所 又 は 事 務 所 ( 本 社 ) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
事 故 発 生 年 月 日			
事 故 発 生 場 所			
事 故 の 状 況	別紙のとおり		

令和 年 月 日

代表者 氏 名

Ⓔ

〇〇 県 知 事 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。  
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(3) 事故届書（特定消費設備に係る場合）

様式第57の2（第96条関係）

事故届書		液石	× 整理番号	
			× 受理年月日	年 月 日
氏名又は名称 （事業所の名称又は 販売所の名称を含む。）				
住所又は事務所（本社）所在地				
事業所所在地				
事故発生年月日				
事故発生場所				
事故の状況		別紙のとおり		
事故発生の 特定消費設備	製造者又は 輸入者の名称			
	機 種			
	型 式			
	製 造 年 月	年 月		
特定ガス消 費機器の設 置工事の監 督に関する 法律第6条 の規定によ る表示	工事業者の氏 名又は名称及 び連絡先			
	監督者の氏名			
	資格証の番号			
	施工内容及び 施工年月日			

令和 年 月 日

代表者 氏 名

印

〇〇県知事殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。  
 3 事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。  
 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 第2章 保安機関の申請・届出等の手続き

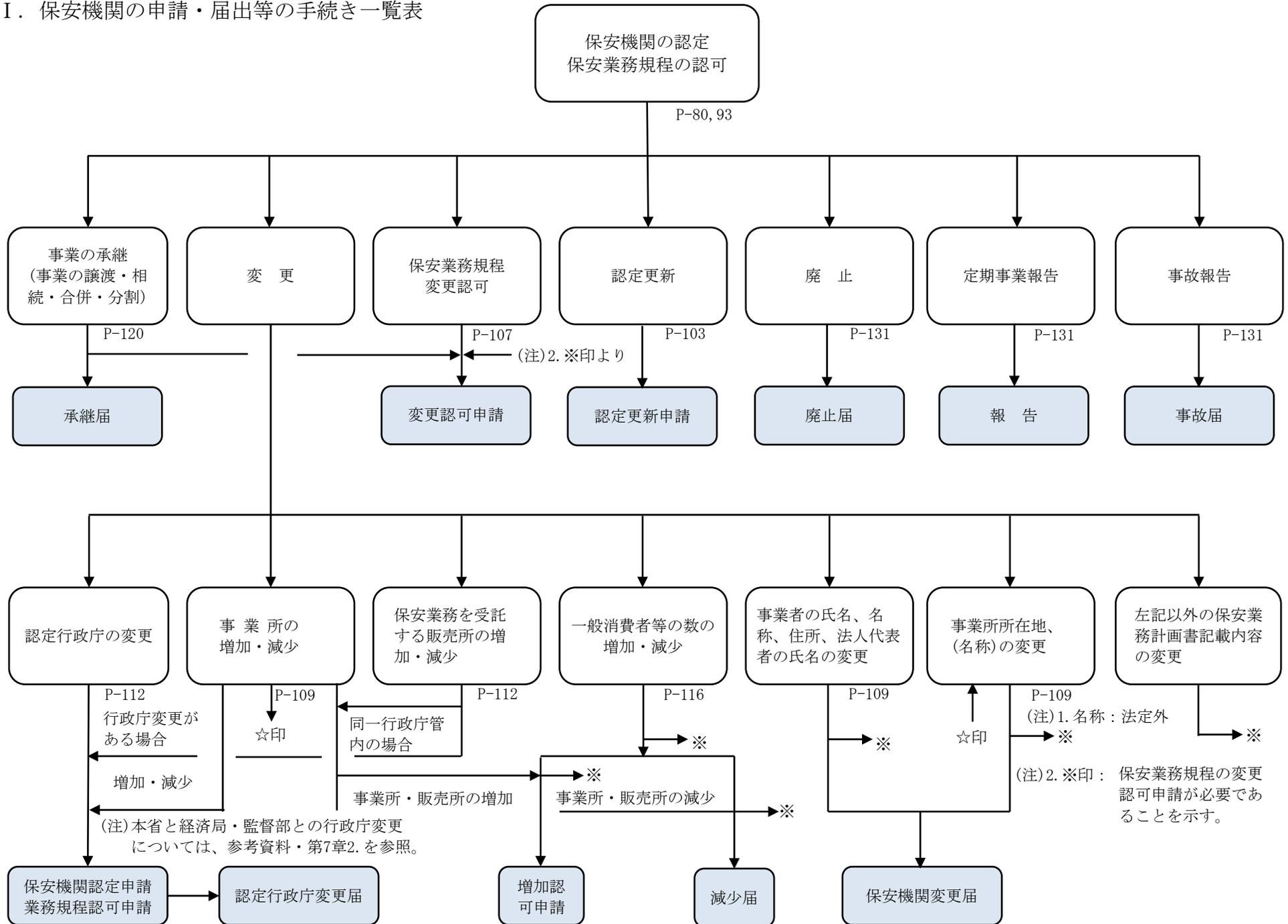
## 第2章 保安機関の申請・届出等の手続き

### 目 次

I. 保安機関の申請・届出等の手続き一覧表	82
II. 保安機関の申請・届出等の手続き要領	83
1. 保安機関の認定申請	83
1-1 保安機関の認定申請に係る法令	83
1-2 保安機関の認定申請に係る提出書類一覧表	83
1-3 保安機関認定申請書の作成例	85
2. 保安業務規程の認可申請	94
2-1 保安業務規程の認可申請に係る法令	94
2-2 保安業務規程の認可申請に係る提出書類一覧表	94
2-3 保安業務規程認可申請書の作成例	95
3. 保安機関の認定更新の申請	104
3-1 保安機関の認定更新に係る法令	104
3-2 保安機関の認定更新に係る提出書類一覧表	104
3-3 保安機関認定更新申請書の作成例	107
4. 保安業務規程の変更認可申請	108
4-1 保安業務規程の変更認可申請に係る法令	108
4-2 保安業務規程の変更認可申請に係る提出書類一覧表	108
4-3 保安業務規程認可申請書の作成例	109
5. 保安機関に係る変更の届出	110
5-1 保安機関の変更届出に係る法令	110
5-2 保安機関の変更届出に係る提出書類一覧表	111
5-3 保安機関の変更届書の作成例	112
6. 保安機関の認定行政庁の変更関係	113
6-1 保安機関の認定行政庁の変更届出に係る法令	113
6-2 保安機関の認定行政庁の変更に係る提出書類一覧表	114
6-3 保安機関の認定行政庁の変更届書の作成例	115
7. 一般消費者等の数の増減に係る申請・届出	117
7-1 一般消費者等の数の増減に係る法令	117
7-2 一般消費者等の数の増減に係る提出書類一覧表	118
7-3 一般消費者等の数の増減に係る申請書・届書の作成例	119
8. 保安機関の承継等に係る届出	121
8-1 保安機関の承継等に係る法令	121
8-2 保安機関の承継等に係る提出書類一覧表	122
8-3 保安機関の承継等に係る届書の作成例	124
9. その他の届出・報告等	132
9-1 保安業務の廃止届出、保安業務実施状況報告等に係る法令	132
9-2 保安業務の廃止届出、保安業務実施状況報告等に係る提出書類一覧表	132
9-3 保安業務廃止届書、保安業務実施状況報告書の作成例	133

END 135

I. 保安機関の申請・届出等の手続き一覧表



## II. 保安機関の申請・届出等の手続き要領

### 1. 保安機関の認定申請

#### 1-1 保安機関の認定申請に係る法令

保安業務区分毎に認定を受けます。従って保安業務区分を追加する場合は新たな認定が必要となります。

1の都道府県の区域内にのみ設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者が保安機関の認定の申請を行う場合

法第29条  
規則第30条第1項により、  
所管行政庁に保安機関の  
認定申請

提出先：当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事

1の産業保安監督部の管轄区域内であって2以上の都道府県の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者が保安機関の認定の申請を行う場合

(注)以下、産業保安監督部を  
「監督部」の略称で記載します。

産業保安監督部長を  
「監督部長」の略称で記載します。

提出先：当該販売所の所在地を管轄する監督部長

2以上の監督部の管轄区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者が保安機関の認定の申請を行う場合

提出先：経済産業大臣

(注)以下、経済産業大臣を  
「経済大臣」の略称で記載します。

#### 1-2 保安機関の認定申請に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先			頁 No.
	液石法 規則	様 式	知 事	部 長	大 臣	
保安機関認定申請書	30-1	12	○	○	○	82
別紙 保安業務に係る事業所の名称及び所在地等	30-1	—	○	○	○	83
① 保安業務計画書	30-2-1	13	○	○	○	84
(1) 保安業務資格者数及び機器数の算定	30-2-1	—	○	○	○	85
(2) 保安業務資格者等一覧表	30-2-1	—	○	○	○	86
② 一般消費者等の範囲を示した図面	30-2-2	—	○	○	○	87
③ 損害賠償の支払能力を証する書面（付保証証明書等）	30-2-3	—	○	○	○	88
④ 役員及び規則第33条に定める構成員の説明書	30-2-4	—	○	○	○	90
⑤ 保安業務以外の業務の種類等の説明書（会社概要）	30-2-5	—	○	○	○	91

⑥ 法人の定款	30-2-6	—	○	○	○	—
⑦ 法人の登記事項証明書	30-2-6	—	○	○	○	—
⑧ 欠格条項に該当しないことの誓約書	30-2-7	—	○	○	○	92
<p>(注) 1. 保安機関認定申請書の提出書類は、作成例を参照すること。</p> <p>2. ②の図面は、緊急時対応を行う場合のみ添付し、保安業務を行う事業所から原則として、30分以内で緊急時対応を行える地理的範囲及びその事業所の位置を記載すること。</p> <p>(保安機関認定通達)</p>						

### 1-3 保安機関認定申請書の作成例

様式第12(第30条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認定番号	

## 保安機関認定申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条第2項の規定により同条第1項の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 保安業務に係る事業所の名称及び所在地

別紙のとおり

2 認定を受けようとする保安業務区分

別紙のとおり

3 保安業務区分ごとの一般消費者等の数

別紙のとおり

4 当該保安業務に係る液化石油ガス販売事業を行う販売所の所在する都道府県名

〇〇県、□□県

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

1. 保安業務に係る事業所の名称及び所在地		2. 認定を受けようとする保安業務区分							3. 保安業務区分ごとの一般消費者等の数						
名 称	所 在 地	検・調査 供給開始時 点	容 器交 換時 等 供 給 設 備 点 検	点 検 定 期 供 給 設 備	調 査 定 期 消 費 設 備	周 知	緊 急 時 対 応	緊 急 時 連 絡	検・調査 供給開始時 点	容 器交 換時 等 供 給 設 備 点 検	点 検 定 期 供 給 設 備	調 査 定 期 消 費 設 備	周 知	緊 急 時 対 応	緊 急 時 連 絡
〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地	—	○	○	○	○	○	—	—	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	—
□□営業所	□□県□□市□□町□丁目□□番地	—	○	○	○	○	○	—	—	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	—

- (注) 1. 上記表中の2. 認定を受けようとする保安業務区分欄、3. 保安業務区分ごとの一般消費者等の数欄の「—」記号は認定を受けないことを示す。
2. 供給開始時点検・調査業務は、容器交換時等供給設備点検・定期供給設備点検・定期消費設備調査の3区分の認定を受けていれば、そのうち最小の消費者数までは、供給開始時点検・調査の認定を受けることなくその業務を行うことができる。(規則関係通達第29条(保安業務区分)関係による。次の3. も同じ)
3. 「緊急時対応」を行うことにつき法第29条第1項の認定を受けた保安機関の事業所が行う「緊急時対応」に係る一般消費者等の数が、その保安機関が法第29条第3項の規定により申請した一般消費者等の数より少ない場合、当該事業所は、同項の規定により申請した一般消費者等の数までは、新たに法第29条第1項の認定を受けることなく「緊急時連絡」の業務を行うことができる。

## 保安業務計画書

事業所の名称 ○○営業所  
事業所の所在地 ○○県○○市○○町○丁目○○番地

保安業務区分	供給開始時点 検・調査	容器交換時等 供給設備点検	定期供給設備 点検	定期消費設備 調査	周知	緊急時 対応	緊急時 連絡
一般消費者等の数	—	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	—
保安業務資格者の数	液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者 3人 製造保安責任者 0人 その他 0人(業務主任者の代理者)						
調査員の数		0					
保安業務資格者及び調査員 以外の者であって保安業務 に従事する者			0				
年間実働日数又は 平均月間実働日数		22 日/月	260 日/年	260 日/年			
保安業務 用機	自記圧力計			1 個			
	マンメータ			1 個			
	ガス検知器			1 個			
	漏えい検知液			3 個			
	緊急工具類			3 個			
	一酸化炭素測定器			1 個			
	ボーリングバー			1 個			
	(数字は次頁で計算した法定数)						
緊急時対応を行う場合に あってはその方法	出動手段 : 自動車 緊急時連絡受信方法 : 電話・ファクシミリ 集中監視システム導入 : 有・無						

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 事業所ごとに記載すること。

- (注) 1. 保安業務資格者の数欄のその他の( )内には、具体的に資格を記入すること。  
2. 「保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する者」とは、点検又は調査に際し保安業務資格者を補助する者のことをいい、事業所において事務に従事する者であって保安業務資格者に同行しない者は含まれない。  
3. 年間実働日数又は平均月間実働日数は、各事業所の実態にあった日数を記入すること。  
4. 「緊急時対応を行う場合にあってはその方法」は、緊急時対応の認定の申請をする保安機関のみが記載することとなり、具体的には、出動するための手段(自動車、オートバイ等)、緊急時の連絡の受信方法(電話等)及び集中監視システムの導入の有無について記載する。(注2, 4は保安機関認定通達)

## 保安業務資格者数及び保安業務用機器数の算定

事業所の名称 ○○営業所

事業所の所在地 ○○県○○市○○町○○丁目○○番地

### 1. 保安業務資格者数の算定

#### (1) 容器交換時等供給設備点検（告示第2条第1号表中ロによる算定）

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{100 \times \text{年間実働日数}} - \text{調査員数} - \text{充てん作業数} = 3,800 \times \frac{1}{100 \times 22} - 0 - 0 = 1.727$$

#### (2) 定期供給設備点検及び定期消費設備調査（告示第2条第2号表中イによる算定）

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20 \times \text{年間実働日数}} \times \frac{1}{4} = 3,800 \times \frac{1}{20 \times 260} \times \frac{1}{4} = 0.183$$

#### (3) 周知（告示第2条第2号表中ロによる算定）

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{40,000} = 3,800 \times \frac{1}{40,000} = 0.095$$

#### (4) 緊急時対応（告示第2条第1号表中へによる算定）

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20,000} = 3,800 \times \frac{1}{20,000} = 0.190$$

#### (5) 保安業務資格者数

$$(1) + (2) + (3) + (4) = 1.727 + 0.183 + 0.095 + 0.190 = 2.195 \quad \text{切り上げて3人以上必要}$$

### 2. 保安業務用機器数の算定

#### (1) 容器交換時等供給設備点検

告示第3条第1項表中ロによる算定（告示第2条第1号表中ロによる算定に調査員・充てん作業数を加えた数）

【漏えい検知液・緊急工具類】

$$\begin{aligned} \text{消費者戸数} \times \frac{1}{100 \times \text{年間実働日数}} - \text{調査員数} - \text{充てん作業数} + \text{調査員数} + \text{充てん作業数} \\ = 3,800 \times \frac{1}{100 \times 22} - 0 - 0 + 0 + 0 = 1.727 \end{aligned}$$

#### (2) 定期供給設備点検及び定期消費設備調査

##### ① 告示第3条第2項による算定（告示第2条第2号表中イによる算定）

【自記圧力計又はマノメータ・ガス検知器・漏えい検知液・緊急工具類・ポーリングバー】

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20 \times \text{年間実働日数}} \times \frac{1}{4} = 3,800 \times \frac{1}{20 \times 260} \times \frac{1}{4} = 0.183$$

##### ② 告示第3条第2項による算定（告示第2条第1号表中ニによる算定）

【一酸化炭素測定器】

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{25 \times \text{年間実働日数}} \times \frac{1}{4} = 3,800 \times \frac{1}{25 \times 260} \times \frac{1}{4} = 0.146$$

#### (3) 緊急時対応

告示第3条第1項表中ホによる算定（告示第2条第1号表中へによる算定）

【自記圧力計又はマノメータ・ガス検知器・漏えい検知液・緊急工具類・一酸化炭素測定器・ポーリングバー】

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20,000} = 3,800 \times \frac{1}{20,000} = 0.190$$

#### (4) 保安業務用機器数

自記圧力計	(2)① + (3) = 0.183 + 0.190 = 0.373	切り上げて1以上必要
又はマノメータ		
ガス検知器	(2)① + (3) = 0.183 + 0.190 = 0.373	切り上げて1以上必要
漏えい検知液	(1) + (2)① + (3) = 1.727 + 0.183 + 0.190 = 2.100	切り上げて3以上必要
緊急工具類	(1) + (2)① + (3) = 1.727 + 0.183 + 0.190 = 2.100	切り上げて3以上必要
一酸化炭素測定器	(2)② + (3) = 0.146 + 0.190 = 0.336	切り上げて1以上必要
ポーリングバー	(2)① + (3) = 0.183 + 0.190 = 0.373	切り上げて1以上必要



- (注) 1. 免状の種類欄は、免状を重複所有している場合には、液化石油ガス設備士免状、高圧ガス販売主任者免状(販Ⅱ)、高圧ガス製造保安責任者免状(乙化・丙化等)、業務主任者の代理者講習修了証、保安業務員講習修了証、液化石油ガス調査員講習修了証の順に1種類の免状だけを記載すること。
2. 免状番号欄は、番号の前に免状交付の県名を記載すること。
  3. 免状の写し(再講習受講記録を含む。)を添付すること。
  4. 保安業務資格者が申請事業者の従業員であることの証明を書面で求められる場合があるので、所管行政庁に記載方法等について確認すること。

緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した図面

事業所名 ○○事業所

緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲を示した地図を添付

(注書欄を参照すること。)

- (注) 1. 地図に事業所の位置を示すこと。(地図は縮尺表示が必要)
2. 道路に沿って30分以内に到着できる範囲を記入する。  
(道路の制限速度、混雑状況を勘案する。)
3. 本図面の書き方については行政庁により差異があるので申請先に確認すること。

# L P ガス受託認定保安機関賠償責任保険付保証明書（例）

第 号  
(西暦) 年 月 日

〇〇産業保安監督部長 殿

一般財団法人  
全国L P ガス保安共済事業団  
理事長 〇 〇 〇 〇 印

下記のとおり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第32条に規定する条件に適合する賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

## 付保証明依頼書

(西暦) 年 月 日

一般財団法人  
全国L P ガス保安共済事業団 殿

被保険者（保険料の負担者）  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地  
  
氏名又は  
名 称 〇〇液化石油ガス株式会社 印

保険契約者  
一般社団法人 全国L P ガス協会  
東京都港区新橋1-18-6

保険者  
東日本地区幹事 損害保険ジャパン日本興亜(株)  
東京都新宿区西新宿1-26-1  
西日本地区幹事 東京海上日動火災保険(株)  
東京都千代田区丸の内1-2-1

保険期間 (西暦) 年 月 日～(西暦) 年 月 日

下記のとおり保険契約をいたしましたので証明をお願いします。

都道府県	事業所名	所在地	補償限度額タイプ			I II		備考
			付保安業務	イ	ロ	ハ	ニ	
			販売所数					
			消費者戸数					
			販売所数					
			消費者戸数					
			販売所数					
			消費者戸数					
			販売所数					
			消費者戸数					
			販売所数					
			消費者戸数					

1. 補償限度額タイプはI、IIのいずれかに○印をつける。
2. 付保安業務は右表を参照のうえ、該当欄の付保数を記入してください。

保安業務内容	
イ	供給開始時点検・調査、周知、緊急時対応
ロ	定期供給設備点検、定期消費設備調査
ハ	容器交換時等供給設備点検
ニ	緊急時連絡

《 MEMO 》

役員及び規則第33条に定める構成員の構成を説明した書面

(1) 役員構成及び履歴

氏名	職名	履歴
〇〇 〇〇	代表取締役会長	元号〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 元号〇〇年〇〇月 代表取締役に就任 現在に至る
〇〇 〇〇	代表取締役社長	元号〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 元号〇〇年〇〇月 代表取締役社長に就任 現在に至る
〇〇 〇〇	専務取締役	元号〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 元号〇〇年〇〇月 専務取締役に就任 現在に至る
〇〇 〇〇	常務取締役	元号〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 元号〇〇年〇〇月 常務取締役に就任 現在に至る
〇〇 〇〇	取締役	現行〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 元号〇〇年〇〇月 取締役に就任 現在に至る
〇〇 〇〇	取締役	元号〇〇年〇〇月 〇〇液化石油ガス株式会社に入社 元号〇〇年〇〇月 取締役に就任 (非常勤) 現在に至る
		日付は、和暦とすること。

(注) 非常勤の役員を含み監査を行う役員を除く。(非常勤役員の場合は履歴欄にその旨を記載する。)

(2) 構成員の状況

株主	持株比率 %	主要な業務
〇〇 〇〇	50	液化石油ガスの販売業務及び保安業務
〇〇 〇〇	10	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	〃
〇〇 〇〇	5	液化石油ガス設備工場の業務
〇〇 〇〇	5	〃

発行済株式の総数 : 〇〇〇,〇〇〇株      資本の額 : 〇千万円  
 保安業務に係る構成員の持株比率 : 90% (内訳 : 50% 1人 + 10% 1人 + 5% 6人)

(注) 1. 通達で定める液化石油ガス供給機器、消費機器の製造・販売を主たる事業としている者及び液化石油ガス設備工事を主たる事業としている者が1/3を超えないこと。  
 2. 株主が多数であるため、この様式で対応できない場合は、申請先に相談すること。

## 会 社 概 要

事業者名	〇〇液化石油ガス株式会社		登録番号	第〇〇〇〇〇〇〇号
住 所	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地		電話番号	000-000-0000
代表者名	代表取締役 〇〇 〇〇		資 本 金	〇〇,〇〇〇千円
売上金額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇千円	L P ガス部門売上金額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇千円	
社員総数	〇〇〇名	L P ガス部門社員数	〇〇〇名	
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 液化石油ガスの貯蔵、充てん及び販売業務</li> <li>2. 液化石油ガスの配送業務</li> <li>3. 液化石油ガスに関する保安業務</li> <li>4. 液化石油ガス機器類の販売及びその設備の設計と工事</li> <li>5. 厨房、給湯器、空調機等の住宅設備機器の販売及びその設備の設計と工事</li> <li>6. 燃料油、潤滑油等の貯蔵、販売及びその設備の設計と工事</li> <li>7. 給排水設備機器の販売及びその設備の設計と工事</li> <li>8. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol>			

- (注) 1. 売上金額欄は、直近の事業年度の売上金額を記載すること。  
 2. 事業内容欄は、定款の事業目的で定めていることを記載すること。  
 3. 会社案内等で代替が可能な場合は、この文書は不要となります。

欠格条項に該当しないことの誓約書

氏 名	職 名	現 住 所
○ ○ ○ ○	代表取締役会長	○○県○○市○○町○丁目○○番地
○ ○ ○ ○	代表取締役社長	○○県○○市○○町○丁目○○番地
○ ○ ○ ○	専務取締役	○○県○○市○○町○丁目○○番地
○ ○ ○ ○	常務取締役	○○県○○市○○町○丁目○○番地
○ ○ ○ ○	取締役	○○県○○市○○町○丁目○○番地

上記の者は当社の業務を行う役員であり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第30条に規定する欠格条項に当社及びその役員が該当しないことを誓約します。

令和○○年○○月○○日

○○産業保安監督部長 殿

名 称 ○○液化石油ガス株式会社  
 代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○ ㊟

(注) 当社の業務を行う役員は、非常勤の役員を含み監査を行う役員を除く。

## 2. 保安業務規程の認可申請

### 2-1 保安業務規程の認可申請に係る法令

保安業務規程は、保安機関の認定申請と同時に、規則第39条第2項による定めるべき事項を記載して、保安機関の認定をする所管行政庁に認可申請をします。

保安業務規程の認可を受けようとする場合

法第35条  
規則第39条第1項により、保安機関の認定をする所管行政庁に保安業務規程の認可申請

保安業務規程の作成に当たっては、通達「2 保安機関の認定について」の「別添、保安業務規程の記載例について」及び本書の作成例を参照してください。

### 2-2 保安業務規程の認可申請に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先			頁No.
	液石法規則	様式	知事	部長	大臣	
保安業務規程認可申請書	39-1	17	○	○	○	94
① 保安業務規程	39-1, 2	—	○	○	○	95
② 保安業務計画書	30-2-1	13	○	○	○	102

(注) 以前は、委託を受ける保安機関の場合、委託を受けない保安機関の場合で第4条の連絡の方法の記載で区分していたが、委託を受けない場合でも事業者内での連絡の方法が必要であるため、保安業務規程は同じものとした。

## 2-3 保安業務規程認可申請書の作成例

様式第17(第39条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認可番号	

### 保安業務規程認可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条第1項前段の規定により保安業務規程の認可を受けたいので、申請します。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 〇〇産業保安監督部長の保安機関の認定を受けている者が合併等により承継する場合は、保安業務規程の申請は変更の認可申請とすること。  
2. 〇〇産業保安監督部長の保安機関の認定を受けたことのない者が保安機関の地位を承継した場合は、保安業務規程の申請は新規の認可申請とすること。

《保安業務規程の作成例》

# 保 安 業 務 規 程

令和□□年□□月□□日

〇〇液化石油ガス株式会社

(注) 本保安業務規程は作成例であり、各事業者の保安業務状況に合わせて作成すること。

## 保安業務規程

(目的)

**第1条** この保安業務規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第35条の規定に基づき定めるものであり、法第27条第1項に規定する保安業務の適確かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

(事業所の所在地等)

**第2条** 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第39条第2項第1号から第4号までに規定する事項は、別表（保安業務計画書）のとおりとする。

(注) 別表は、保安機関の認定申請時のものを添付すること。

(保安業務の実施の方法)

**第3条** 規則第39条第2項第5号に規定する保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法は、次のとおりとする。

(1) 供給開始時点検・調査

- ① 供給開始時点検・調査は、委託者である液化石油ガス販売事業者（以下「委託者」とい、当社が自ら保安業務を行おうとする場合を含む。）からの申出により指定された日時及び場所において行うこととする。なお、申出は原則として供給開始時点検・調査を行う5日前までに行わなければならないが、当該期日を過ぎてから申出が行われた場合については、委託者と協議を行い調整することとする。
- ② 供給開始時点検・調査は、別表-1の1.イからニ及び2.イ、ロの事項について行い、その結果を別途定める様式により書面をもって委託者及び所有者又は占有者に通知することとする。
- ③ 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合において、当該通知をした場合には、その通知の日から1月を経過した日以降5月以内に、再び当該通知に係る事項について調査を行い、改善されていることを確認することとする。
- ④ 供給開始時点検・調査は、保安業務資格者（バルク供給に係るものについては、充てん作業者を含む。以下同じ）が行うこととする。

(2) 容器交換時等供給設備点検

- ① 容器交換時等供給設備点検は、供給設備又は消費設備の充てん容器等の交換時等に行うこととする。
- ② 容器交換時等供給設備点検は、別表-1の1.イからニの各(1)及び2.ロ、(1)の事項について行い、その結果を別途定める様式により書面をもって委託者及び所有者又は占有者に通知することとする。
- ③ 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合において、当該通知をした場合には、その通知の日から1月を経過した日以降5月以内に、再び当該通知に係る事項について調査を行い、改善されていることを確認することとする。
- ④ 容器交換時等供給設備点検は、保安業務資格者又は調査員が行うこととする。ただし、バルク供給に係る充てん作業時の点検は、保安業務資格者が行うこととする。

(3) 定期供給設備点検

- ① 定期供給設備点検は、年間及び月間計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。
- ② 定期供給設備点検は、別表-1の1.イからのニの各(1)以外の事項について行い、その結果を別途定める様式により書面をもって委託者に通知することとする。
- ③ 定期供給設備点検は、保安業務資格者が行うこととする。
- ④ 供給設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者から承諾を得られない場合は、別表-2の第3号の2の各事項について点検伝票等に記録をし、委託者と協議の上、その後の措置を決定することとする。

(4) 定期消費設備調査

- ① 定期消費設備調査は、年間及び月間計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。
- ② 定期消費設備調査は、別表一 1 の 2. イ. (1)、(2)及びロ. (2)、(3)の事項について行い、その結果を別途定める様式により書面をもって委託者及び所有者又は占有者に通知することとする。
- ③ 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合において、当該通知をした場合には、その通知の日から1月を経過した日以降5月以内に、再び当該通知に係る事項について調査を行い、改善されていることを確認することとする。
- ④ 定期消費設備調査は、保安業務資格者が行うこととする。
- ⑤ 消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者から承諾を得られない場合は、別表一 2 の第4号の2の各事項について調査伝票等に記録をし、委託者と協議の上、その後の措置を決定することとする。

(5) 周知

- ① 周知は、規則第27条の周知の内容について、次に掲げる方法により行うこととする。
  - イ. 周知事項を記載した書面を配布する方法
  - ロ. 一般消費者等の承諾を得て、情報通信技術を利用する方法であって次に掲げるものにより、周知事項の提供を行う方法。ただし、一般消費者等からの求めがあった場合には、周知事項を記載した書面も配布する。
    - a 電子メールを一般消費者等に送信し、当該一般消費者等が電子メールの記録を出力することにより書面を作成できる方法
    - b 本保安機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された周知事項を、電気通信回線を通じて一般消費者等の閲覧に供し、当該一般消費者等の電子計算機に備えられたファイルに周知事項を記録する方法
    - c 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法
- ② 前号ロ. に掲げる方法により周知を行おうとするときは、あらかじめ一般消費者等に対し、その用いる方法の種類及び内容を示し、書面又は情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものによる承諾を得る。

なお、当該承諾後、当該一般消費者等から前号ロ. に掲げる方法により周知事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該方法による提供はしない。ただし、再び当該一般消費者等から承諾を得た場合には、当該方法により周知事項を提供する。

  - イ. 一般消費者等が電子メールを本保安機関に送信し、本保安機関が当該電子メールの記録を出力することにより書面を作成できる方法
  - ロ. 本保安機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された一般消費者等の承諾に関する事項を、電気通信回線を通じて当該一般消費者等の閲覧に供し、本保安機関の電子計算機に備えられたファイルに当該一般消費者等の承諾に関する事項を記録する方法
  - ハ. 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法
- ③ 周知は、年間及び月間計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。
- ④ 周知の具体的内容は、保安業務資格者が委託者と協議の上作成し、又は委託者から指示のあった内容とすることとする。
- ⑤ 周知に際しては、一般消費者等に対し災害の発生の防止に関し必要な事項を理解できるよう説明することとする。ただし、不在、電子メールの不達その他の理由により説明ができない場合にあっては、委託者と協議の上その後の措置を決定することとする。
- ⑥ 周知は、保安業務資格者又はその監督の下に液化石油ガスに関する基礎的知識及び実務経験等を有する者が行うこととする。

(6) 緊急時対応

- ① 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、委託者に当該事実を速やかに連絡するとともに、以下の措置を行うこととする。
  - イ. 電話等の通信手段により、一般消費者等に対し適確な助言等を与えること。
  - ロ. 出動の際には、必要な機材を携行し、可及的速やかに現場に到着し適確な措置（点検、調査、何らかの措置が必要な場合の委託者への連絡、安全が確認できた場合の復帰作業等）を講ずること。
- ② 出動は、保安業務資格者又はその監督の下に前号ロの措置を適確に行う能力を有する者が行うこととする。

(7) 緊急時連絡

- ① 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、委託者に当該事実を速やかに連絡するとともに、電話等の通信手段により、一般消費者等に対し適確な助言等を与えることとする。
- ② 緊急時連絡は、保安業務資格者又はその監督の下に前号の措置を適確に行う能力を有する者が行うこととする。

(連絡の方法)

**第4条** 規則第39条第2項第6号に規定する保安業務の結果を委託者に連絡する方法は、次のとおりとする。

(1) 供給開始時点検・調査

点検・調査の終了後40日以内に別表－2の第1号の各事項について委託者に書面をもって連絡することとする。

なお、点検・調査の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合するようにするための必要な措置、当該消費設備の所有者又は占有者に対し通知した書面及び再調査実施予定時期について、委託者に書面をもって連絡することとする。

(2) 容器交換時等供給設備点検

容器交換時等供給設備点検の終了後40日以内に別表－2の第2号の各事項について委託者に書面をもって連絡することとする。

なお、点検・調査の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合するようにするための必要な措置、当該消費設備の所有者又は占有者に対し通知した書面をもって、委託者に連絡することとする。

(3) 定期供給設備点検

点検の終了後40日以内に別表－2の第3号及び第3号の2の各事項について委託者に書面をもって連絡することとする。

なお、点検の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合するようにするための必要な措置について、委託者に書面をもって連絡することとする。

(4) 定期消費設備調査

調査の終了後40日以内に別表－2の第4号及び第4号の2の各事項について委託者に書面をもって連絡することとする。

なお、調査の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合するようにするための必要な措置、当該消費設備の所有者又は占有者に対し通知した書面及び再調査実施予定時期について、委託者に書面をもって連絡することとする。

(5) 周知

周知の終了後40日以内に別表－2の第5号の各事項について委託者に書面をもって連絡することとする。

(6) 緊急時対応

- ① 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、委託者に当該事実を電話等により速やかに連絡することとする。

- ② 一般消費者等の供給設備を点検し、又は消費設備を調査した結果、委託者又は消防機関

等による措置が必要であると判断された場合には、当該委託者又は消防機関等に速やかに連絡することとする。

③ 緊急時対応を行った場合は、別表－２の第６号の各事項について、速やかに委託者に書面をもって報告することとする。

(7) 緊急時連絡

① 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、委託者に当該事実を電話等により速やかに連絡するとともに、必要に応じ消防機関等へも連絡することとする。

② 緊急時連絡を行った場合は、別表－２の第７号の各事項について、速やかに委託者に書面をもって報告することとする。

(保安業務資格者等の身分証明書)

**第５条** 保安業務資格者及び調査員は、保安業務に従事しているときは身分証明書を携帯し、関係者からの求めに応じ、これを提示することとする。

(帳簿)

**第６条** 保安業務の委託者ごとに、別表－２による帳簿を備えることとする。

２．前項の帳簿は、記載の日から２年間保存することとする。ただし、保安業務の点検又は調査の回数が４年に１回以上の項目にあっては、直前に実施した結果を保存することとする。

３．第１項の帳簿は、保安機関に委託を行った液化石油ガス販売事業者等の求めに応じ、閲覧に供することとする。

(報告)

**第７条** 規則第132条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を毎事業年度経過後３月以内に法第29条第１項の認定をした〇〇産業保安監督部長に報告することとする。

(1) 当該事業年度における法第27条第１項各号に掲げる保安業務の実施状況

(2) 当該事業年度末における保安業務資格者の数

(3) 当該事業年度末における保安業務に係る一般消費者等の数

(4) 当該事業年度中の役員又は規則第33条各号に掲げる構成員の構成の変更

(注) 第４号は、保安機関が法人の場合に記載すること。

(保安教育)

**第８条** 保安業務に係る責任者は、事業所の保安業務の水準の維持、向上のため、次のとおり保安教育を行うものとする。

(1) 保安教育計画を立案し、全従事者に保安教育を行い、その実施結果を記録するものとする。

(2) 保安業務に従事する者は、保安団体等が実施する講習会等に積極的に参加し、法令改正、事故情報を常に把握するように努めるものとする。

(労務規程)

**第９条** 職員の就業時間、休日等労働条件に関する事項は別に定める。

(実施細則)

**第10条** この保安業務規程の実施に際し、次の要領を定めることとし、その他の要領については必要に応じて別に定める。

(1) 保安業務の事務処理要領

(2) 保安業務区分ごとの実施要領

(3) 保安業務用機器の管理要領

附 則

(例１)

この保安業務規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

(例２)

この保安業務規程は、〇〇産業保安監督部長の認可を受けた日から実施する。

## 供給設備・消費設備の点検・調査の回数

### 1. 供給設備の点検の回数

(規則第36条第1項第1号の表の供給設備の種類のエ～ニ及び点検を行う事項のエ～ニの(1)～(4)に係る点検の回数による。なお、点検を行う事項の内容については、規則第36条第1項第1号の表を参照すること。)

イ. 特定供給設備以外の供給設備 (バルク供給に係るものを除く。)

- (1) 供給開始時及び充てん容器等の交換時 (充てん容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあっては毎月1回以上)
- (2) 供給開始時及び1年に1回以上 (貯槽・埋設白管・地下室関係)
- (3) 供給開始時及び2年に1回以上 (貯槽関係)
- (4) 供給開始時及び4年に1回以上

ロ. 特定供給設備以外の供給設備 (バルク供給に係るものに限る。)

- (1) 供給開始時及び6月に1回以上又は1年を超えない範囲で行う充てん作業時
- (2) 供給開始時及び1年に1回以上 (埋設白管・地下室関係)
- (3) 供給開始時及び2年に1回以上 (バルク容器・バルク貯槽関係)
- (4) 供給開始時及び4年に1回以上

ハ. 特定供給設備 (バルク供給に係るものを除く。)

- (1) 供給開始時及び充てん容器等の交換時 (充てん容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあっては毎月1回以上)
- (2) 供給開始時及び1年に1回以上 (貯槽・埋設白管・地下室関係)
- (3) 供給開始時及び2年に1回以上 (貯槽関係)
- (4) 供給開始時及び4年に1回以上

ニ. 特定供給設備 (バルク供給に係るものに限る。)

- (1) 供給開始時及び6月に1回以上又は1年を超えない範囲で行う充てん作業時
- (2) 供給開始時及び1年に1回以上 (埋設白管・地下室関係)
- (3) 供給開始時及び2年に1回以上 (バルク容器・バルク貯槽関係)
- (4) 供給開始時及び4年に1回以上

### 2. 消費設備の調査の回数

(規則第37条第1号の表の消費設備の種類のエ、ロ及び調査を行う事項のエ.(1)、(2)及びロ.(1)～(3)に係る調査の回数による。なお、調査を行う事項の内容については、規則第37条第1号の表を参照すること。)

イ. 第44条第1号に掲げる消費設備 (体積販売関係)

- (1) 供給開始時及び1年に1回以上 (埋設白管・地下室関係)
- (2) 供給開始時及び4年に1回以上

ロ. 第44条第2号に掲げる消費設備 (質量販売関係)

- (1) 液化石油ガスの最初の引渡し時及び毎月 (容器に充てんされた液化石油ガスを一般消費者等に引き渡さない月を除く。) 1回以上
- (2) 液化石油ガスの最初の引渡し時及び1年に1回以上 (埋設白管・地下室関係)
- (3) 液化石油ガスの最初の引渡し時及び4年に1回以上

## 保安機関が帳簿に記載すべき事項

- 自ら行う販売事業に係る保安業務にあつては販売所ごとに記載  
 ○ 委託を受けた保安業務にあつては当該委託を受けた液化石油ガス販売事業者ごとに記載

記載すべき場合	記載すべき事項
一 供給開始時点検・調査を行った場合	一 供給開始時点検・調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 供給開始時点検・調査を行った者の氏名 三 供給開始時点検・調査の結果 四 供給開始時点検・調査の実施又は法第27条第1項第1号又は第2号の通知をした場合は、その内容 五 供給開始時点検・調査又は通知の年月日 六 供給開始時点調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称 七 供給開始時点調査に係る燃焼器の型式及び製造年月
二 容器交換時等供給設備点検を行った場合	一 容器交換時等供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 容器交換時等供給設備点検を行った者の氏名 三 容器交換時等供給設備点検の結果 四 容器交換時等供給設備点検の実施又は法第27条第1項第1号の通知をした場合は、その内容 五 容器交換時等供給設備点検又は通知の年月日
三 定期供給設備点検を行った場合	一 定期供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 定期供給設備点検を行った者の氏名 三 定期供給設備点検の結果 四 定期供給設備点検の実施又は法第27条第1項第1号の通知をした場合は、その内容 五 定期供給設備点検又は通知の年月日
三の二 法第34条ただし書の規定により定期供給設備点検を行わなかった場合	一 法第34条ただし書中の承諾を得ることができなかった一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 法第34条ただし書中の承諾を求めた者の氏名 三 法第34条ただし書中の承諾を求めた年月日
四 定期消費設備調査を行った場合	一 定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 定期消費設備調査を行った者の氏名 三 定期消費設備調査の結果 四 定期消費設備調査の実施又は法第27条第1項第2号の通知をした場合は、その内容 五 定期消費設備調査又は通知の年月日 六 定期消費設備調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称 七 定期消費設備調査に係る燃焼器の型式及び製造年月
四の二 法第34条ただし書の規定により定期消費設備調査を行わなかった場合	一 法第34条ただし書中の承諾を得ることができなかった一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 法第34条ただし書中の承諾を求めた者の氏名 三 法第34条ただし書中の承諾を求めた年月日
五 周知を行った場合	一 周知に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 周知を行った者の氏名 三 周知の内容 四 周知の年月日
六 緊急時対応を行った場合	一 緊急時対応に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 緊急時対応を行った者の氏名 三 緊急時対応の内容及び結果 四 緊急時対応を行った年月日
七 緊急時連絡を行った場合	一 緊急時連絡に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二 緊急時連絡を行った者の氏名 三 緊急時連絡の内容及び結果 四 緊急時連絡を行った年月日

別 表

様式第13(第30条関係)

保 安 業 務 計 画 書

事業所の名称 ○○営業所

事業所の所在地 □□県○○市○○町○丁目○○番地

保安業務区分		供給開始時点 検・調査	容器交換時等 供給設備点検	定期供給設備 点検	定期消費設備 調査	周 知	緊急時 対応	緊急時 連絡
一般消費者等の数		—	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	—
保安業務資格者の数		液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者 3人 製造保安責任者 0人 その他 0人(業務主任者の代理者)						
調査員の数			0					
保安業務資格者及び調査員 以外の者であって保安業務 に従事する者				0				
年間実働日数又は 平均月間実働日数			22 日/月	260 日/年	260 日/年			
保 安 業 務 用 機 器	自記圧力計	1 個						
	マンメータ	1 個						
	ガス検知器	1 個						
	漏えい検知液	3 個						
	緊急工具類	3 個						
	一酸化炭素測定器	1 個						
	ボーリングバー	1 個						
		(数字は保安業務告示による数)						
緊急時対応を行う場合に あってはその方法		出動手段 : 自動車 緊急時連絡受信方法 : 電話・ファクシミリ 集中監視システム導入 : 有・無						

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 事業所ごとに記載すること。

### 3. 保安機関の認定更新申請

#### 3-1 保安機関の認定更新申請に係る法令

保安機関の認定の更新を受けようとする者は、認定の満了する30日前までに申請することが必要です。

保安機関の認定更新を受けようとする場合

法第 32 条  
規則第 34 条により、認定をした所管行政庁に保安機関の認定更新の申請

- ① 認定時に受けた保安業務区分は、認定取得時から 5 年です。
- ② 追加認定を受けた保安業務区分は、追加認定取得時から 5 年です。
- ③ 行政庁の変更による認定を受けた場合、行政庁の変更は、新規の認定となるため、新行政庁の認定時から 5 年となります。

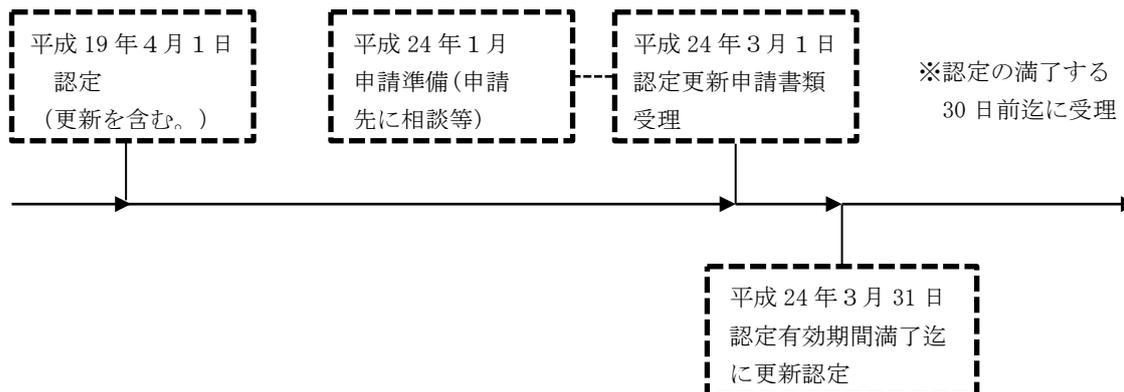
#### 3-2 保安機関の認定更新申請に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先			頁 No.
	液石法規則	様式	知事	部長	大臣	
保安機関認定更新申請書	34	14	○	○	○	106
別紙 保安業務に係る事業所の名称及び所在地等	30-1	—	○	○	○	83
① 保安業務計画書	30-2-1	13	○	○	○	84
(1) 保安業務資格者数及び機器数の算定	30-2-1	—	○	○	○	85
(2) 保安業務資格者等一覧表	30-2-1	—	○	○	○	86
② 一般消費者等の範囲を示した図面	30-2-2	—	○	○	○	87
③ 損害賠償の支払能力を証する書面（付保証証明書等）	30-2-3	—	○	○	○	88
④ 役員及び規則第33条に定める構成員の説明書	30-2-4	—	○	○	○	90
⑤ 保安業務以外の業務の種類等の説明書（会社概要）	30-2-5	—	○	○	○	91
⑥ 法人の定款	30-2-6	—	○	○	○	—
⑦ 法人の登記事項証明書	30-2-6	—	○	○	○	—
⑧ 欠格条項に該当しないことの誓約書	30-2-7	—	○	○	○	92

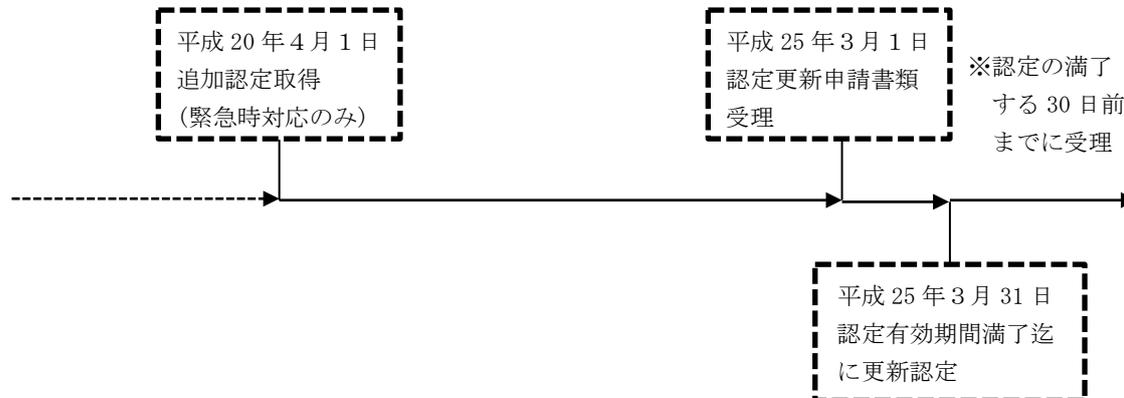
(注) 1. 保安機関の認定更新申請は、認定の満了する30日前までに行うこと。  
2. 保安機関認定更新申請書に添付する別紙、①から⑧の書類については、保安機関認定申請書の提出書類を参照すること。  
3. ②の図面は、緊急時対応を行う場合のみ添付し、保安業務を行う事業所から原則として、30分以内で緊急時対応を行える地理的範囲及びその事業所の位置を記載すること。  
(保安機関認定通達)

「認定時に受けた保安業務区分」、「追加認定を受けた保安業務区分」の更新のいずれにおいても、各保安業務区分毎に更新することは可能ですが、「追加認定を受けた保安業務区分」も「認定時に受けた保安業務区分」の更新に合わせて更新を行った方が更新の時期及び認定番号の管理等から望ましい。

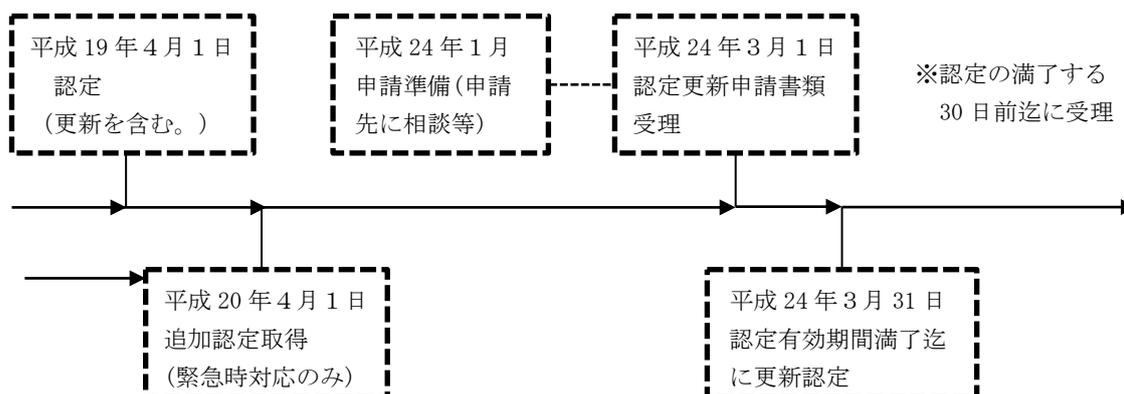
(例1) 認定時の保安業務区分が「容器交換時等供給設備点検」・「定期供給設備点検」・「定期消費設備調査」・「周知」の場合



(例2) 認定後に保安業務区分「緊急時対応」の追加認定を受けた場合



(例3) 認定時の有効期間に追加認定の有効期間を合わせる場合  
※全ての保安業務区分を平成 24 年 3 月 31 日までに認定更新



☆ 保安機関の認定更新時に留意すべき事項

(注) 1. 保安機関の認定更新時に一般消費者等の数の増減がある場合

一般消費者等の数の増減がある場合は、一般消費者等の数の増加認可申請、数の減少届出を保安機関の認定更新の申請前に手続きを済ませておいて下さい。

(注) 2. 一般消費者等の数の増加認可及び数の減少届出をした場合の認定起算日

- ① 初回認定後、一般消費者等の数の増加認可を受けた場合（例えば、「容器交換時等供給設備点検」の保安業務の一般消費者等の数を1万件から2万件に増加した場合）の認定起算日は、初回認定を受けた日です。
- ② 初回認定後、一般消費者等の数の減少届出をしている場合の認定の起算日は、初回認定を受けた日です。
- ③ 初回認定後、一般消費者等の数の増加認可で新規事業所を追加した場合の認定起算日は、初回認定を受けた日です。

(注) 3. 保安機関の承継（譲渡・相続・合併・分割）があった場合

行政庁へ承継の手続きを完了した日からそれぞれ以下のとおりとなります。

（承継した日からでないことに注意して下さい。）

- ① 保安機関A社が保安機関B社を譲り受けた場合  
A社・B社のいずれか早い認定の満了する日に合わせてすべての保安業務区分の認定日を統一するよう認定更新をして下さい。
- ② 相続の場合  
認定取得時から5年です。（相続後ではない。）
- ③ 保安機関A社・保安機関B社が合併した場合  
A社・B社のいずれか早い認定の満了する日に合わせてすべての保安業務区分の認定日を統一するよう認定更新をして下さい。

(注) 4. 保安機関の認定更新時に保安業務規程の変更がある場合

保安機関の認定更新に当たり、保安業務規程の変更がある場合は、認定更新申請前に、規則第39条第3項により、保安業務規程の変更認可申請を済ませておいてください。

### 3-3 保安機関認定更新申請書の作成例

様式第14(第34条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認定番号	

## 保安機関認定更新申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第32条第1項の更新の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 保安業務に係る事業所の名称及び所在地

別紙のとおり

2 更新を受けようとする保安業務区分

別紙のとおり

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 別紙は、保安機関認定申請書に添付したものと同様のものを添付すること。  
2. 添付書類は、提出書類一覧表を参照すること。(P-103)  
3. 申請は、認定の満了する30日前までに行うこと。

#### 4. 保安業務規程の変更認可申請

##### 4-1 保安業務規程の変更認可申請に係る法令

保安機関の認定時に認可を受けた保安業務規程の内容を変更しようとする場合は、保安業務規程の変更認可申請が必要となります。

保安業務規程の変更認可を受けようとする場合

次の内容を変更しようとする場合は、変更認可の対象になる場合があります。

- ① 保安業務規程の内容を変更しようとする場合
- ② 新たな保安業務区分の認定を受けようとする場合
- ③ 保安業務区分の認定を取消しようとする場合
- ④ 保安業務区分の消費者の数の増加又は事業所の増加をしようとする場合
- ⑤ 保安業務区分の消費者の数の減少又は事業所の減少をしようとする場合
- ⑥ 保安業務資格者の数を変更しようとする場合
- ⑦ 保安業務用機器の数を変更しようとする場合
- ⑧ 年間実働日数及び平均月間実働日数を変更しようとする場合
- ⑨ 事業所の名称を変更しようとする場合
- ⑩ 事業所の所在地を変更しようとする場合
- ⑪ 保安機関を承継しようとする場合
- ⑫ 経済大臣と監督部長の間で所管行政庁の移動をする場合

法第 35 条  
規則第 39 条第 3 項により、保安機関の認定をした所管行政庁に保安業務規程の変更認可申請

##### 4-2 保安業務規程の変更認可申請に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先			頁 No.
	液石法規則	様式	知事	部長	大臣	
保安業務規程変更認可申請書	39-3	18	○	○	○	108
① 保安業務規程	39-1, 2	—	○	○	○	95
② 保安業務計画書	30-2-1	13	○	○	○	102
③ その他	—	—	○	○	○	—

(注) 添付書類については、変更内容によって必要となるものが異なるので、所管行政庁に確認すること。

### 4-3 保安業務規程の変更認可申請書の作成例

様式第18(第39条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認可番号	

## 保安業務規程変更認可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条第1項後段の規定により保安業務規程の変更の認可を受けたいので、申請します。

#### 1 変更の内容

別紙のとおり

#### 2 変更の理由

保安業務を当社の一般消費者等についてのみ実施していたが、他の販売事業者の一般消費者等についても受託することになったため。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 変更後の保安業務規程を添付すること。  
3 ×印の項は記載しないこと。  
4 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 別紙として変更の内容の説明書と変更後の保安業務規程及び保安業務計画書を添付すること。さらに、変更内容によって添付する書類が異なるので、所管行政庁に必要書類を確認すること。

## 5. 保安機関に係る変更の届出

### 5-1 保安機関の変更届出に係る法令

#### (1) 保安機関の名称・住所の変更

同一法人格の保安機関の名称を変更した場合

(例) 会社の名称を変更  
〇〇保安機関株式会社→株式会社△△保安機関

保安機関の住所を移転等に変更した場合

(注) 保安機関の認定を受けていない本社の移転も含まれます。

保安機関の法人格を組織変更等により変更した場合

(例1) 有限会社→株式会社  
(例2) 合名会社→合資会社

#### (2) 保安機関の代表者の変更

事業者の法人代表者を変更した場合

(例) 代表取締役社長の交代

#### (3) 保安業務を行う事業所の所在地の変更

同一行政庁管内で事業所を移転した場合

(例) X県〇〇市に設置している事業所をX県△△市に移転

#### (4) 保安業務を行う事業所の名称の変更

事業所の名称の変更をした場合

#### (5) 保安業務を行う事業所の新設

事業所の新設をする場合

#### (6) 保安業務を行う事業所の廃止

事業所の廃止をする場合

法第35条の4において準用する法第8条  
(法第29条第2項第1号)規則第41条第1項により、所管行政庁に保安機関の変更届出

法第35条の4において準用する法第8条  
(法第29条第2項第3号)規則第41条第1項により、所管行政庁に保安機関の変更届出

(注) 1. 異なる行政庁管内に事業所を新設、廃止をする場合は、6. 認定行政庁の変更届出が必要になります。

(7) 監督部長の認定者が経済大臣の認定を受ける場合又は  
 経済大臣の認定者が監督部長の認定を受ける場合

次項の6 保安機関の認定  
 行政庁の変更関係の(3)、(4)  
 を参照してください。

(注) 2. (1)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)の場合は、事前に保安業務規程の変更認可申請が必要となります。

### 5-2 保安機関の変更届出に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先			頁 No.
	液石法 規則	様式	知事	部長	大臣	
保安機関変更届書	41-1	20	○	○	○	111

(注) 1. 添付書類については、届書の作成例の注書欄を参照すること。  
 2. 保安機関の変更届出は、次の場合にその手続きを行うこと。  
 ① 保安機関の名称・住所・法人格の変更  
 ② 保安機関の代表者の変更  
 ③ 保安業務を行う事業所所在地の変更  
 ④ 保安業務を行う事業所の名称の変更  
 ⑤ 保安業務を行う事業所の新設  
 ⑥ 保安業務を行う事業所の廃止  
 ⑦ 経済大臣所管から監督部所管に移動があった場合（その逆の場合も含む。）  
 3. 緊急時対応を行う事業所であって、その所在地を変更した場合は、変更後の事業所の位置及び緊急時対応を行う一般消費者等の範囲を示した図面を添付すること。  
 4. 保安機関の名称変更、代表者の変更の場合には、登記事項証明書で確認されることがある。  
 5. 市町村合併等で保安機関の住所、事業所の所在地の変更があった場合には、変更届の提出を求められる場合があるので届出行政庁に要否を確認すること。

### 5-3 保安機関の名称・住所等変更届書の作成例

様式第20(第41条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 保安機関変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4において準用する同法第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

#### 1 変更の内容

代表者の氏名の変更

変更前 〇〇液化石油ガス株式会社 代表取締役      
変更後 〇〇液化石油ガス株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇

#### 2 変更の年月日

令和□□年□□月□□日

#### 3 変更の理由

役員改選のため

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 保安機関の名称、住所、法人格、代表者の変更又は事業所の所在地、名称の変更、事業所の新設、廃止をする場合には、この様式により届出すること。  
また、変更後の事業者の名称、住所、代表者の氏名で届出すること。  
2. 保安機関の名称、住所、法人格の変更又は事業所の名称、所在地の変更、事業所の新設、廃止をする場合には、事前に保安業務規程の変更認可申請が必要となる。  
3. 緊急時対応を行う事業所であつてその所在地を変更した場合は、変更後の事業所の位置及び緊急時対応を行う消費者等の範囲を示した図面を添付すること。  
4. 保安機関の名称変更及び代表者の変更の場合には、登記事項証明書で確認されることである。

## 6. 保安機関の認定行政庁の変更関係

### 6-1 保安機関の認定行政庁の変更に係る法令

事業所の増減、事業所の移転等により所管行政庁が変更になったときは、新行政庁の認定を受け、旧行政庁に認定行政庁変更届を提出します。

#### (1) 都道府県知事の認定者が監督部長の認定を受ける場合

都道府県知事の認定を受けた者が、一つの監督部管内の二つ以上の都道府県管内販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者

(例) X知事所管 A 保安機関が、同一監督部管内の他県の販売事業所に係る設備についても保安業務を行う。

法第 29 条  
規則第 30 条第 1 項により、  
新規所管行政庁に保安機関  
の認定申請  
法 35 条  
規則第 39 条第 1 項により、  
新規所管行政庁に保安業務  
規程の認可申請  
法第 35 条の 4 において準用  
する法第 6 条  
規則第 40 条により、  
既存所管行政庁に認定行政  
庁の変更届出

#### (2) 都道府県知事の認定者が経済大臣の認定を受ける場合

都道府県知事の認定を受けた者が、二つ以上の監督部管内販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者

(例) X知事所管 A 保安機関が、他監督部管内の販売事業所に係る設備についても保安業務を行う。

法 35 条  
規則第 39 条第 3 項により、  
新規所管行政庁に保安業務規  
程の変更認可申請  
法第 33 条第 1 項  
規則第 35 条第 1 項により、  
新規所管行政庁に一般消費者  
等の数の増加認可申請  
法第 35 条の 4 において準用  
する法第 8 条  
規則第 41 条により、規所管  
行政庁に保安機関の変更届出

#### (3) 監督部長の認定者が経済大臣の認定を受ける場合

監督部長の認定を受けた者が、二つ以上の監督部管内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者

(例) X 監督部所管 A 保安機関が、他監督部管内の販売事業所に係る設備についても保安業務を行う。

法 35 条  
規則第 39 条第 3 項により、  
既存所管行政庁に保安業務規  
程の変更認可申請  
法第 33 条第 2 項  
規則第 35 条第 2 項により、  
新規所管行政庁に一般消費者  
等の数の減少届出  
法第 35 条の 4 において準用  
する法第 8 条  
規則第 41 条により、新規所  
管行政庁に保安機関の変更届

#### (4) 経済大臣の認定者が監督部長の認定を受ける場合

経済大臣の認定を受けた者が、一つの監督部管内の二つ以上の都道府県管内の販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者

(例) 経済大臣所管 A 保安機関が、X 監督部所管の二つ以上の都道府県管内の販売所に係る設備について保安業務を行う。

(5) 経済大臣の認定者が都道府県知事の認定を受ける場合

経済大臣の認定を受けた者が、一つの都道府県管内にのみ設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者

(例) 経済大臣所管 A 保安機関が、X 知事所管販売事業所に係る設備について保安業務を行う。

(6) 監督部長の認定者が都道府県知事の認定を受ける場合

監督部長の認定を受けた者が、一つの都道府県管内にのみ設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行おうとする者

(例) 監督部所管 A 保安機関が、X 知事所管の販売事業所に係る設備について保安業務を行う。

法第 29 条  
規則第 30 条第 1 項により、新規所管行政庁に保安機関の認定申請

法 35 条  
規則第 39 条第 1 項により、新規所管行政庁に保安業務規程の認可申請

法第 35 条の 4 において準用する法第 6 条  
規則第 40 条により、既存所管行政庁に認定行政庁の変更届出

6-2 保安機関の認定行政庁の変更に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先			頁 No.
	液石法 規則	様式	知事	部長	大臣	
① 新たな所管行政庁に保安機関認定申請書	30-1	12	○	○	○	82
② 認定行政庁変更届書	40	19	○	○	○	114
③ 保安機関変更届書	40	19	○	○	○	115

(注) 1. 新たな所管行政庁に保安機関の認定申請をすること。  
保安機関の認定申請時に提出する書類は、保安機関認定申請書の提出書類を参照すること。  
2. 新たな保安機関の認定後、従前の認定をした所管行政庁に認定行政庁変更届書を提出すること。  
3. 経済大臣所管事業者・監督部所管事業者間については、③の保安機関変更届書作成例を参照す

6-3 保安機関の認定行政庁変更届書の作成例  
(1) 保安機関の認定行政庁の変更届出

様式第19(第40条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

認定行政庁変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ④  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4において準用する同法第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 従前の法第29条第1項の認定の年月日及び認定番号  
認定年月日 令和□□年□□月□□日  
認定番号 第□□□□□□□□号
- 2 新たな法第29条第1項の認定をした者、認定の年月日及び認定番号  
認定者 〇〇県知事  
認定年月日 令和◇◇年◇◇月◇◇日  
認定番号 第◇◇◇◇◇◇◇◇号

- 3 認定行政庁の変更の理由  
(例1)

〇〇県、□□県の販売所の保安業務を受託していたが、〇〇県内だけの販売所の保安業務を受託することになり、〇〇県知事の認定を受けたため。

(例2)

〇〇県内だけの販売所の保安業務を受託していたが、□□県の販売所の保安業務を受託することになり、〇〇産業保安監督部長の認定を受けたため。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

- (注) 1. 例1の場合は、〇〇県知事の認定を受けた後、〇〇産業保安監督部長に認定行政庁変更届書を提出すること。  
2. 例2の場合は、〇〇産業保安監督部長の認可を受けた後、〇〇県知事に認定行政庁変更届書を提出すること。

## (2) 経済大臣所管から監督部所管に変更する場合

様式第20(第41条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

### 保安機関変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4において準用する同法第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

#### 1 変更の内容

(例1)

経済産業大臣所管から、〇〇産業保安監督部所管への移行

(例2)

〇〇産業保安監督部所管から経済産業大臣所管への移行

#### 2 変更の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

#### 3 変更の理由

(例1)

経済産業大臣の管轄区域内で保安業務を行っていたが、〇〇経済産業局の管轄区域内の◇◇県の事業所を廃止し、〇〇産業保安監督部の管轄区域内だけで保安業務を行うこととなったため。

(例2)

〇〇産業保安監督部の管轄区域内で保安業務を行っていたが、〇〇産業保安監督部の管轄区域内の◇◇県に事業所を新設して保安業務を行うこととなったため。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 1. 例1の場合は、保安業務規程変更認可申請を本省に行い、認可後、監督部に保安機関変更届書及び一般消費者等の数の減少届書を提出すること。

2. 例2の場合は、本省に保安業務規程変更認可申請及び一般消費者等の数の増加認可申請を行い、認可後、宛先を経済大臣とし本省に保安機関変更届書を提出すること。

## 7. 一般消費者等の数の増減に係る申請・届出

### 7-1 一般消費者等の数の増減に係る法令

有効期間内にある認定又は認定更新時の一般消費者等の数より、現に保安業務を行う一般消費者等の数が増える場合は、数の増加認可申請が必要となります。

保安業務資格者を減少したため、保安業務ができる一般消費者等の数に変更があった場合等、その他の理由で一般消費者等の数を減少するときは、一般消費者等の数の減少届を出さなければなりません。（同一所管行政庁管内の場合）

#### (1) 一般消費者等の数の増加認可申請

保安機関の認定を受けた同一所管行政庁管内で保安業務を行う一般消費者等の数の増加がある場合又は、事業所の増加がある場合

法第 33 条第 1 項  
規則第 35 条第 1 項により、  
所管行政庁に一般消費者等

#### (2) 一般消費者等の数の減少届出

保安機関の認定を受けた同一所管行政庁管内で保安業務を行う一般消費者等の数の減少がある場合又は、事業所の減少がある場合

法第 33 条第 2 項  
規則第 35 条第 2 項により、  
所管行政庁に一般消費者等

(注) 一般消費者等の数の増減の場合には、事前に保安業務規程の変更認可申請をすることが必要となります。

7-2 一般消費者等の数の増減に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先			頁 No.
	液石法 規則	様 式	知 事	部 長	大 臣	
① 一般消費者等の数の増加認可申請書	35-1	15	○	○	○	118
別紙 保安業務に係る事業所の名称及び所在地等 (新旧対照表とすること。)	30-1	—	○	○	○	83
(1) 保安業務計画書	30-2-1	13	○	○	○	84
(a) 保安業務資格者数及び機器数の算定	30-2-1	—	○	○	○	85
(b) 保安業務資格者等一覧表	30-2-1	—	○	○	○	86
(2) 一般消費者等の範囲を示した図面(緊急時対応を行う場合)	30-2-2	—	○	○	○	87
(3) 損害賠償の支払能力を証する書面(付保証明書等)	30-2-3	—	○	○	○	88
② 一般消費者等の数の減少届書	35-2	16	○	○	○	119
別紙 保安業務に係る事業所の名称及び所在地等 (新旧対照表とすること。)	30-1	—	○	○	○	83
(1) 保安業務計画書	30-2-1	13	○	○	○	84
(a) 保安業務資格者数及び機器数の算定	30-2-1	—	○	○	○	85
(b) 保安業務資格者等一覧表	30-2-1	—	○	○	○	86
<p>(注) 1. 一般消費者等の数の増加認可申請は、保安業務区分の一般消費者等の数の増加の場合と事業所の増加の場合がある。</p> <p>2. 一般消費者等の数の増加認可申請書に添付する別紙、(1)から(3)の書類は、保安機関認定申請書の提出書類を参照すること。</p> <p>3. 一般消費者等の数の減少届は、保安業務区分の一般消費者等の数の減少の場合と事業所の減少の場合がある。</p> <p>4. 保安業務計画書は、増減する事業所のものとする。</p> <p>5. 別途、保安業務規程変更認可申請が必要です。</p>						

### 7-3 一般消費者等の数の増減に係る申請書・届書の作成例

#### (1) 一般消費者等の数の増加認可申請

様式第15(第35条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認可番号	

#### 一般消費者等の数の増加認可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ④

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第33条第1項の規定により認可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 認定の年月日及び認定番号  
認定年月日 令和□□年□□月□□日  
認定番号 第□□□□□□□□号
- 2 一般消費者等の数を増加をしようとする保安業務区分  
容器交換時等供給設備点検
- 3 増加しようとする一般消費者等の数  
認定を受けている消費者数 〇〇,〇〇〇  
増加しようとする消費者数 □,□□□
- 4 一般消費者等の数の増加に係る事業所の名称及び所在地  
事業所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
事業所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 一般消費者等の数の増加認可申請は、保安業務区分の消費者の増加の場合と事業所の増加場合があります。  
2. 添付書類は、提出書類一覧表を参照すること。  
3. 一般消費者等の数について、全事業所の新旧対照表を添付すること。  
(P-81の様式で代用可)  
4. 数の増加認可申請と同時に保安業務規程変更認可申請をすること。

#### (2) 一般消費者等の数の減少届出

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 一般消費者等の数の減少届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第33条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 認定の年月日及び認定番号  
認定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
認定番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
- 2 一般消費者等の数を減少しようとする保安業務区分  
容器交換時等供給設備点検
- 3 減少した一般消費者等の数  
届出前 〇〇,〇〇〇  
届出後 〇〇,〇〇〇 減少数 ◇,◇◇◇
- 4 一般消費者等の数の減少に係る事業所の名称及び所在地  
事業所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
事業所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 一般消費者等の数の減少届は、保安業務区分の消費者の減少の場合と事業所の廃止の場合があります。  
2. 添付書類は、提出書類一覧表を参照すること。  
3. 一般消費者等の数について、全事業所の新旧対照表を添付すること。  
(P-81の様式で代用可)  
4. 事前に保安業務規程変更認可申請をすること。

## 8. 保安機関の承継等に係る届出

承継とは、譲渡、相続、合併、分割をいいます。

- ・譲渡とは……被承継者の保安機関に係る事業すべてについて、譲り受けること。
- ・相続とは……相続人が事業を承継する場合
- ・合併とは……事業者同士が一つになる場合
- ・分割とは……会社の営業の一部又は全部の分離（新設分割又は吸収分割）

### 8-1 保安機関の承継等に係る法令

#### (1) 事業の譲渡

同一行政庁管内の保安機関の間で  
その事業の全部を譲渡した場合

被承継者の保安機関に係る事業すべて（全事業所の保安業務、店舗、従業員、帳簿等）について譲り渡す。

(例) X知事所管 A保安機関の事業すべてを、  
X知事所管 B保安機関に譲渡

法第 35 条の 4 において準用  
する法第 10 条  
規則第 42 条第 1 項により、

異なる行政庁管内の保安機関の間で  
その事業の全部を譲渡した場合

被承継者の保安機関に係る事業すべて（全事業所の保安業務、店舗、従業員、帳簿等）について譲り渡す。

(例) X知事所管 A保安機関の事業すべてを、  
X 監督部所管 B保安機関に譲渡

法第 35 条の 4 において準用  
する法第 10 条  
規則第 42 条第 1 項により、  
新規所管となる所管行政庁  
に保安機関の承継届出  
規則第 42 条第 1 項によ

#### (2) 事業の相続

相続人が相続した場合

(例) 事業主が死亡し、長男が事業を承継

法第 35 条の 4 において準用  
する法第 10 条  
規則第 42 条第 1 項により、  
所管行政庁に保安機関の承  
継届出

#### (3) 事業の合併

同一行政庁管内の保安機関が  
合併した場合

(例) X知事所管 A保安機関と X知事所管  
B保安機関が合併し、X知事所管 C  
保安機関となる

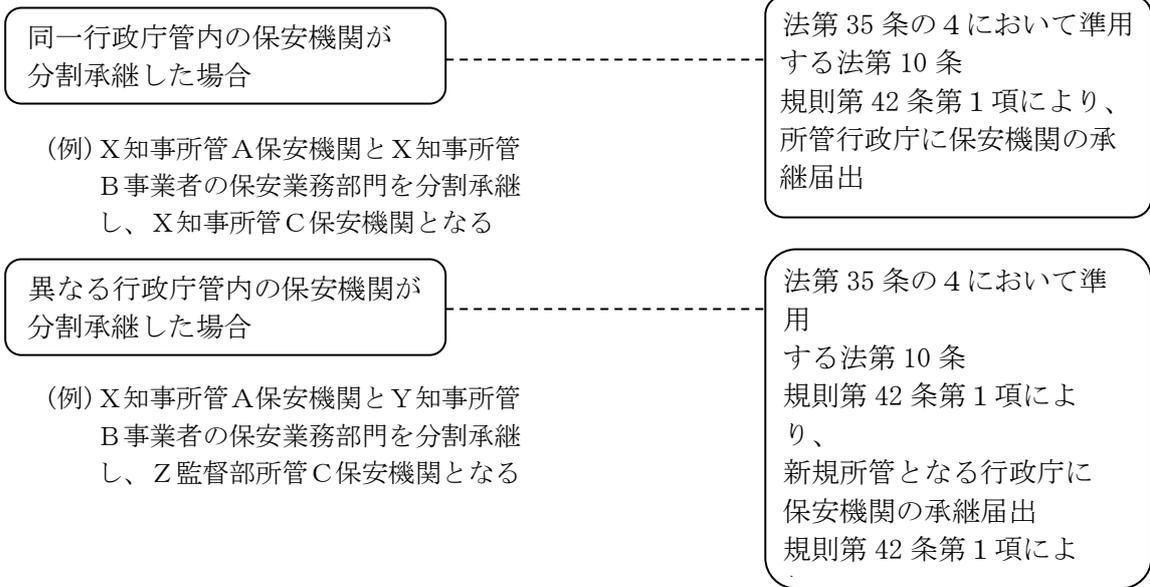
法第 35 条の 4 において準用  
する法第 10 条  
規則第 42 条第 1 項によ  
り、

異なる行政庁管内の保安機関が  
合併した場合

(例) X知事所管 A保安機関と Y知事所管  
B保安機関が合併し、Z 監督部所管  
C保安機関となる

法第 35 条の 4 において準用  
する法第 10 条  
規則第 42 条第 1 項により、  
新規所管となる行政庁に  
保安機関の承継届出  
規則第 42 条第 1 項により、  
各々の既存所管行政庁に  
保安機関の承継届出

(4) 事業の分割承継



- (注) 1. 事前に保安業務規程の変更認可申請が必要です。なお、行政庁が変わる場合は、保安業務規程の認可申請が必要となることがあります。  
 2. 都道府県所管の事業者は、別途、一般消費者等の数の増加認可申請が必要な場合があります。

8-2 保安機関の承継等に係る提出書類一覧表

(1) 事業の譲渡

提出書類名	関係法令		宛先			頁No.
	液石法規則	様式	知事	部長	大臣	
① 保安機関承継届書(甲)	42-1	21	○	○	○	123
② 保安機関承継届書(乙)	42-1	22	○	○	○	124
③ 保安機関事業譲渡証明書	42-2-1	22-2	○	○	○	125
④ 保安機関事業譲渡明細書(任意様式)	42-2-1	—	○	○	○	126

(注) 1. 産業保安監督部長認定の保安機関が県知事認定の保安機関を承継したとき(その逆の承継を含む。)は、届書(甲)を産業保安監督部長に、届書(乙)を県知事に提出すること。  
 認定行政庁が同一の場合は、届書(甲)をその行政庁に提出すること。  
 2. 保安機関の事業の全部を譲り受けてその地位を承継した者は、様式第22の2による書面及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面を添付すること。  
 3. 添付書類については、届書の注書欄を参照すること。

(2) 事業の相続

提出書類名	関係法令		宛先			頁No.
	液石法規則	様式	知事	部長	大臣	
① 保安機関事業承継届書(甲)	42-1	21	○	○	○	123
② 保安機関事業承継届書(乙)	42-1	22	○	○	○	124
③ 保安機関相続同意証明書	42-2-2	23	○	○	○	127

④ 保安機関相続証明書	42-2-3	24	○	○	○	128
⑤ 戸籍謄本	42-2-3	—	○	○	○	—

(注) 1. 保安機関の地位を承継した相続人であって、2以上の相続人の全員の同意により選定された者は、様式第23による書面及び戸籍謄本を添付すること。  
2. 保安機関の地位を承継した相続人であって、(注) 1. の相続人以外のは、様式第24による書面及び戸籍謄本を添付すること。

### (3) 事業の合併

提出書類名	関係法令		宛先			頁No.
	液石法規則	様式	知事	部長	大臣	
① 保安機関事業承継届書(甲)	42-1	21	○	○	○	123
② 保安機関事業承継届書(乙)	42-1	22	○	○	○	124
③ 法人の登記事項証明書	42-2-4	—	○	○	○	—

(注) 合併によって保安機関の地位を承継した法人は、その法人の登記事項証明書を添付すること。

### (4) 事業の分割承継

提出書類名	関係法令		宛先			頁No.
	液石法規則	様式	知事	部長	大臣	
① 保安機関事業承継届書(甲)	42-1	6	○	○	○	123
② 保安機関事業承継届書(乙)	42-1	7	○	○	○	124
③ 保安機関事業承継証明書	42-2-5	24-2	○	○	○	129
④ 法人の登記事項証明書	42-2-5	—	○	○	○	—
⑤ 保安機関事業承継明細書 (任意様式)	42-2-5	—	○	○	○	130

(注) 1. 分割によって保安機関の地位を承継した法人は、様式第24の2による書面、事業の全部の承継があったことを証する書面及び法人の登記事項証明書を添付すること。  
2. 添付書類については、届書の注書欄を参照すること。

### 8-3 保安機関の承継に係る届書の作成例

#### (1) 事業の譲渡

##### ① 保安機関の承継届書（甲）

様式第21(第42条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

### 保安機関承継届書（甲）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては

その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4において準用する同法第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因	譲受・相続・合併・分割 等	
被承継者に関する事項	氏名又は名称	〇〇液化石油ガス株式会社
	法人にあつてはその代表者の氏名	代表取締役 〇 〇 〇 〇
	住 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
	認定の年月日及び認定番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
	事業所の名称及び所在地	〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
承継者に関する事項	認定の年月日及び認定番号	令和〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

- (注) 1. 産業保安監督部長認定の保安機関が県知事認定の保安機関の地位を承継したとき（その逆の承継を含む。）は、届書(甲)を産業保安監督部長に、届書(乙)を県知事に提出すること。認定行政庁が同一の場合は、届書(甲)をその行政庁に提出すること。  
2. 保安機関の事業の全部を譲り受けてその地位を承継した者は、様式第22の2による書面及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面を添付すること。  
3. 保安機関の地位を承継した相続人であつて、2以上の相続人の全員の同意により選定された者は、様式第23による書面及び戸籍謄本を添付すること。  
4. 保安機関の地位を承継した相続人であつて、注3の相続人以外のものは、様式第24による書面及び戸籍謄本を添付すること。  
5. 合併によつて保安機関の地位を承継した法人は、その法人の登記事項証明書を添付すること。  
6. 分割によつて保安機関の地位を承継した法人は、様式第24の2による書面、事業の全部の承継があつたことを証する書面、その法人の登記事項証明書を添付すること。  
7. 承継に係る事業所が多いときは、別紙とすること。  
8. 保安機関の認定を受けている者が合併等により承継した場合は、保安業務規程の申請は変更の認可申請とすること。  
9. 保安機関の認定を受けたことのない者が保安機関の地位を承継した場合は、保安業務規程の申請は新規の認可申請とすること。

② 保安機関の承継届書（乙）

様式第22(第42条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

保安機関承継届書（乙）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 ㊟

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4において準用する同法第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因	譲受・相続・合併・分割 等
被承継者の認定の年月日及び認定番号	認定年月日 令和□□年□□月□□日 認定番号 第□□□□□□□□号
承継者の認定の年月日及び認定番号	認定年月日 令和◇◇年◇◇月◇◇日 認定番号 第◇◇◇◇◇◇◇◇号

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

### ③ 保安機関の事業譲渡証明書

様式第22の2(第42条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 保安機関事業譲渡証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

譲り渡した者 氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

譲り受けた者 氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

次のとおり保安機関の事業の全部の譲渡しがりましたことを証明します。

1 認定の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 認定番号

第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

3 譲渡しの年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

- (注) 1. 保安機関の全部を譲受する場合に添付する。  
2. 本書には、次ページの保安機関譲渡明細書を添付すること。

#### ④ 保安機関の事業譲渡明細書

任意様式

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

### 保安機関事業譲渡明細書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

譲り渡した者 氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 □□液化石油ガス株式会社  
代表取締役 □ □ □ □ ㊟  
住 所 〇〇県□□市□□町□□丁目□□番地

譲り受けた者 氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

次のとおり保安機関の全部を譲り渡したことを証明します。

- 1 保安業務の受託区分ごとの一般消費者等の数
- 2 店舗
- 3 従業員
- 4 帳簿
- 5 車両
- 6 電話
- 7 その他保安機関に係る全てのもの

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

(2) 事業の相続

① 保安機関の相続同意証明書

様式第23(第42条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

保安機関相続同意証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

証明者 氏 名 ◇ ◇ ◇ ◇ ㊟

住 所 〇〇県〇〇市◇◇町◇◇丁目◇◇番地

次のとおり保安機関について相続がありましたことを証明します。

1 被相続人の氏名及び住所

氏 名 □ □ □ □

住 所 〇〇県□□市□□町□□丁目□□番地

2 認定の年月日

令和□□年□□月□□日

3 認定番号

第□□□□□□□□号

4 保安機関の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所

氏 名 〇 〇 〇 〇

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

5 相続開始の年月日

令和◇◇年◇◇月◇◇日

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 証明書は、保安機関の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名押印すること。

3 ×印の項は記載しないこと。

(注) 保安機関の相続人が2人以上の場合に添付する。

## ② 保安機関の相続証明書

様式第24(第42条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

### 保安機関相続証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

証明者 氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 ◇ ◇ ◇ ◇ ㊟  
住 所 〇〇県〇〇市◇◇町◇◇丁目◇◇番地  
氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 ☆ ☆ ☆ ☆ ㊟  
住 所 〇〇県〇〇市☆☆町☆☆丁目☆☆番地

次のとおり保安機関について相続がありましたことを証明します。

#### 1 被相続人の氏名及び住所

氏 名 □ □ □ □  
住 所 〇〇県□□市□□町□□丁目□□番地

#### 2 認定の年月日

令和□□年□□月□□日

#### 3 認定番号

第□□□□□□□□号

#### 4 保安機関の地位を承継した者の氏名及び住所

氏 名 ○ ○ ○ ○  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

#### 5 相続開始の年月日

令和◇◇年◇◇月◇◇日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 証明者は、2人以上とすること。  
3 ×印の項は記載しないこと。

(注) 保安機関の相続人が1人の場合に添付する。

(3) 事業の分割承継

① 保安機関の事業承継証明書

様式第24の2(第42条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

保安機関事業承継証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

被承継者 氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

承継者 氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

次のとおり分割によって保安機関の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

1 認定の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 認定番号

第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

3 承継の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

(注) 1. 分割によって保安機関の全部を承継するときに添付する。

2. 本書には、次ページの保安機関事業承継明細書を添付すること。

## ② 保安機関の事業承継明細書

任意様式

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

### 保安機関事業承継明細書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

被承継者 氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 □□液化石油ガス株式会社  
代表取締役 □ □ □ □ ㊟  
住 所 〇〇県□□市□□町□□丁目□□番地

承継者 氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

次のとおり保安機関の全部を承継したことを証明します。

- 1 保安業務の受託区分ごとの一般消費者等の数
- 2 店舗
- 3 従業員
- 4 帳簿
- 5 車両
- 6 電話
- 7 その他保安機関に係る全てのもの

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

## 9. その他の届出・報告等

### 9-1 保安業務の廃止届出、保安業務実施状況報告等に係る法令

#### (1) 保安業務の廃止届出

保安業務を廃止した場合

(注) この廃止は、保安業務の事業の全部をやめる場合であり、事業所の一つの廃止は、一般消費者等の数の減少届けとなります。

法第 35 条第 4 において準用  
法第 23 条  
規則第 43 条により、  
所管行政庁に保安業務の廃  
止届出

#### (2) 保安業務の実施状況の報告

毎事業年度が経過した場合

毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に下記事項を所管行政庁に報告する。(規則関係通達 様式 2)

(事項 1) 保安業務の実施状況

(事項 2) 保安業務資格者の数

(事項 3) 保安業務に係る一般消費者等の数

(事項 4) 法人にあっては、役員又は構成員の変更の内容

規則第 132 条により、所管  
行政庁に保安業務の実施状  
況を報告

#### (3) 事故届

供給設備又は消費設備に災害  
が発生したとき

保安機関は、自ら行っている保安業務の範囲内において当該一般消費者等の供給設備又は消費設備に災害が発生したときには、遅滞なく、その旨を警察官に届出

規則第 133 条により、遅滞  
なく、警察官に届出

### 9-2 保安業務の廃止届出、保安業務実施状況報告等に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先			頁 No.
	液石法 規則	様 式	知 事	部 長	大 臣	
保安業務廃止届書	43	25	○	○	○	132
保安業務実施状況報告	132通達	2	○	○	○	133

(注) 1. 保安業務のすべてを廃止するときに提出すること。  
2. 事業所の廃止の場合は、一般消費者等の数の減少届をすること。  
3. 保安業務実施状況報告は、事業所ごとに作成し、事業年度経過後 3 ヶ月以内に所管行政庁に提出すること。  
4. 規則第 133 条による事故届については、届出様式の定めがないので、液化石油ガス保安規則の事故届書により、ファクシミリ等で事故発生場所の近くの警察署に報告すること。

## 9-3 保安業務廃止届書、保安業務実施状況報告書の作成例

### (1) 保安業務の廃止届書

様式第25(第43条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 保安業務廃止届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては 〇 〇 〇 〇 ④  
その代表者の氏名

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4において準用する同法第23条の規定により、次のとおり届け出ます。

#### 1 認定の年月日及び認定番号

認定年月日 令和□□年□□月□□日

認定番号 第□□□□□□□□号

#### 2 保安業務を廃止した年月日

令和◇◇年◇◇月◇◇日

#### 3 保安業務を廃止した理由

液化石油ガス販売事業とともに保安業務を廃止したため。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

(2) 保安業務実施状況の報告

様式 2

令和〇〇年〇〇月〇〇日

保安業務実施状況報告

〇〇産業保安監督部長 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
 法人にあっては  
 その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇

認定番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 1 3 2 条の規定により報告  
 します。

1. 報告する事業年度の期間 令和□□年□□月□□日から令和◇◇年◇◇月◇◇日  
 2. 保安業務実施状況

事業所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
 事業所の所在地 〇〇県□□市□□町□丁目□□番地  
 保安業務資格者の数 〇人（うち、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成9年通商産  
 業省告示第122号）第2条第1号又は第2号に規定する数 人）

保安業務の区分	保安業務に係る一般消費者等の数		
	保安業務計画書 に記載した数	保安業務を 行うべき数	当該事業年度に保安 業務を実施した数
1. 供給開始時点検・調査	0000戸	0000戸（000戸）	0000戸（000戸） うち再調査 00戸（00戸）
2. 容器交換時等供給設備点検	0000戸	0000戸（000戸）	0000戸（000戸）
3. 定期供給設備点検	0000戸	0000戸（000戸）	0000戸（000戸） うち拒否数 00戸（00戸）
4. 定期消費設備調査	0000戸	0000戸（000戸）	当年調査 0000戸（000戸） うち完了数 0000戸（000戸） 拒否数 00戸（00戸） 不在数 00戸（00戸） 当年再調査 00戸（00戸） うち完了数 00戸（00戸） 拒否数 00戸（00戸） 不在数 00戸（00戸）
5. 周 知	0000戸	0000戸（000戸）	0000戸（000戸） うち書面配布 0戸（0戸） 電子メール 0戸（0戸） ファイル記録 0戸（0戸） 記録媒体 0戸（0戸）
6. 緊急時対応	0000戸	0000戸（000戸）	00戸（00戸）
7. 緊急時連絡	0000戸	0000戸（000戸）	00戸（00戸）

3. 役員又は構成員の変更の内容

変 更 の 内 容
令和□□年□□月□□日開催の株主総会において役員の変更 取締役□□ □□が定年により退任し、取締役◇◇ ◇◇が就任

- (備考) 1 定期消費設備調査の当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における「不在数」には、調査又は再調査のために3回以上訪問したが、不在で調査又は再調査が実施できない一般消費者等の数を記載すること。
- 2 「保安業務を行うべき数」の欄及び「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における括弧内には、他の液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務に係る一般消費者等の数を記載すること。
- 3 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- (注) 1. 事業所ごとに作成し、事業年度経過後3ヶ月以内に提出すること。
2. 一般消費者等の数は、事業年度末の保安業務の対象となる消費者数を記載すること。
3. 当該事業年度に保安業務を実施した数は、保安機関が事業年度の期間に実際に実施した数を記載すること。(受託分を含む。)

### 第3章 貯蔵施設の申請・届出等の手続き

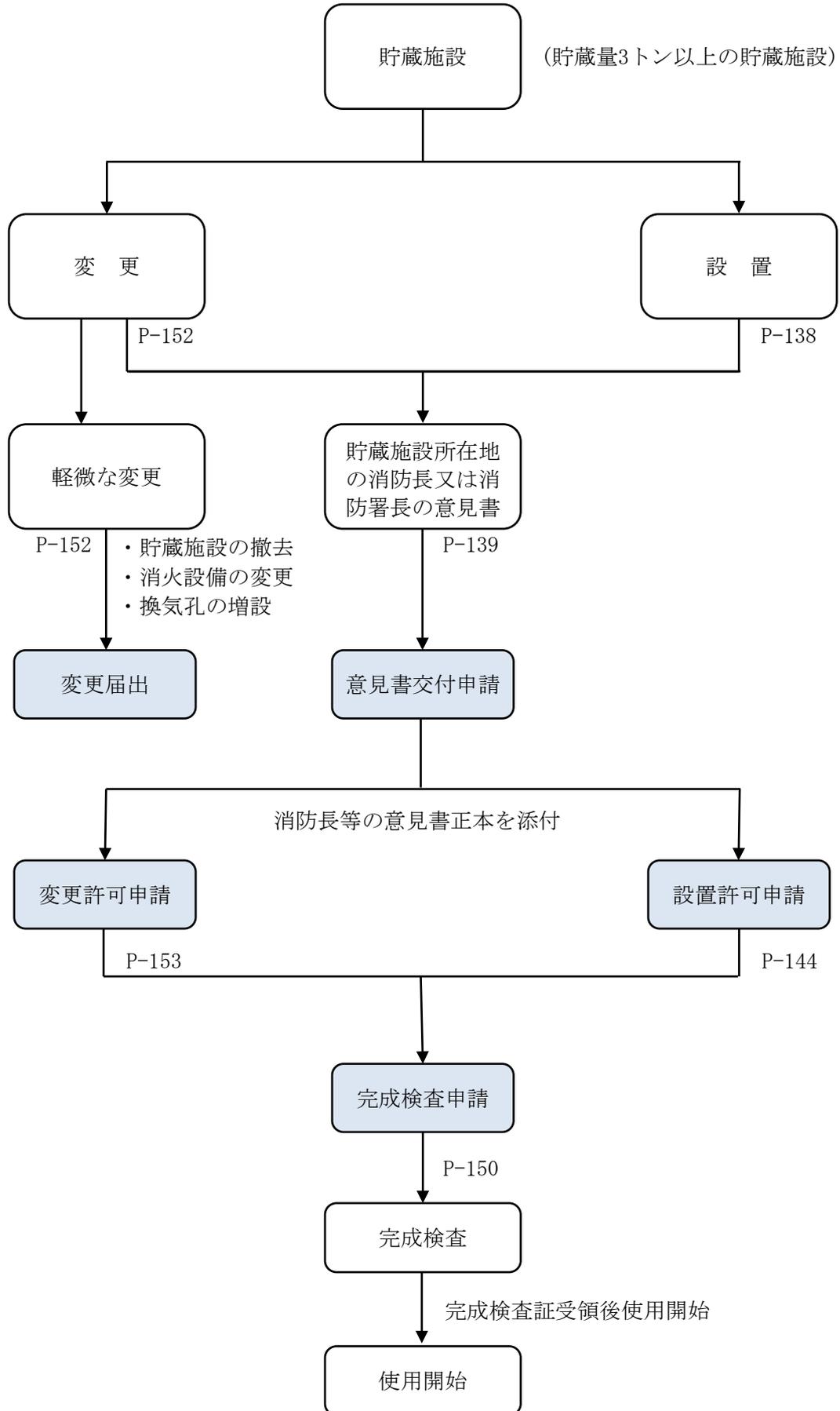
### 第3章 貯蔵施設の申請・届出等の手続き

#### 目 次

I. 貯蔵施設の申請・届出等の手続き一覧表	138
II. 貯蔵施設の申請・届出等の手続き要領	139
1. 貯蔵施設（貯蔵量3トン以上）の設置	139
1-1 貯蔵施設の設置に係る法令	139
1-2 貯蔵施設の設置に係る提出書類一覧表	139
1-3 貯蔵施設等設置許可申請書等の作成例	140
2. 貯蔵施設（貯蔵量3トン以上）の変更	152
2-1 貯蔵施設の変更に係る法令	152
2-2 貯蔵施設の変更に係る提出書類一覧表	152
2-3 貯蔵施設等変更許可申請書等の作成例	153

END 158

# I. 貯蔵施設の申請・届出等の手続き一覧表



## II. 貯蔵施設の申請・届出等の手続き要領

### 1. 貯蔵施設（貯蔵量3トン以上）の設置

#### 1-1 貯蔵施設の設置に係る法令

##### (1) 意見書交付申請

意見書の交付を申請する場合

法第36条第2項により、  
貯蔵施設所在地を管轄する  
消防長等に意見書交付申請

##### (2) 貯蔵施設等設置許可申請

貯蔵量3トン以上の貯蔵施設を設置する  
場合

法第36条第1項第1号  
規則第51条により、  
所在地の都道府県に貯蔵施  
設等設置許可申請  
法第37条の3  
規則第59条により、  
所在地の都道府県に貯蔵施  
設等完成検査申請

(例1) 販売所に貯蔵量3トン以上となる貯蔵施  
設を新設

(例2) 貯蔵量3トン未満の貯蔵施設を、3トン  
以上に変更

(例3) 販売所の移転にともない、貯蔵量3トン  
以上の貯蔵施設を移設

(注) 貯蔵施設の完成検査は、都道府県知事によるもののほか、協会又は指定完成検査機関  
による完成検査の受検も可能です。(規則第60条)

#### 1-2 貯蔵施設の設置に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先		頁 No.
	液石法 規則	様 式	消 防 長	知 事	
1. 意見書交付申請書	法36-2	—	○	—	139
① 貯蔵施設等設置許可申請書の写し	51-1	28	○	—	—
② 2. ②～⑤の書類	51-2	—	○	—	—
③ 防火管理の計画書	—	—	○	—	140
④ 自主点検記録表	—	—	○	—	142
⑤ 特記事項	—	—	○	—	143
2. 貯蔵施設等設置許可申請書	51-1	28	—	○	144
① 消防長等の意見書(正本)	法36-2	—	—	○	—
② 貯蔵施設の位置及び構造等の明細書	51-2	—	—	○	145
③ 貯蔵施設の位置を示す案内図	51-2	—	—	○	147
④ 貯蔵施設の付近の状況見取図	51-2	—	—	○	148
⑤ 貯蔵施設の構造図	51-2	—	—	○	149
3. 貯蔵施設等完成検査申請書	59-1	31	—	○	150
4. 貯蔵施設等完成検査受検届書	60-2	33	—	○	151

(注) 1. 意見書交付申請は、貯蔵施設の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。)又は消防署長となっているので、市町村に提出先を確認すること。  
2. 貯蔵量3トン以上の貯蔵施設を設置するとき、都道府県以外の所管行政庁の場合は、販売所等変更届書の提出が必要な場合があるので、事前に担当部署に相談すること。

### 1-3 貯蔵施設等設置許可申請書等の作成例

#### (1) 意見書交付申請

様式 1

## 意見書交付申請書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×交付年月日	年 月 日
×交付番号	

□ □ □ 消防長 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に定めるところにより、貯蔵施設等の設置の許可を受けたいので、同法第36条第2項に定める意見書を交付されたく、別添関係書類を添えて申請致します。

(注) 1. 貯蔵施設の変更許可申請の場合の申請書本文は、次のとおりとすること。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に定めるところにより、貯蔵施設等の変更の許可を受けたいので、同法施行規則第56条第2項に定める意見書を交付されたく、別添関係書類を添えて申請致します。

(注) 2. 提出先は、消防局、消防署、市町村等に確認し記載すること。

# 防 火 管 理 の 計 画 書

## 1. 目 的

この計画は、液化石油ガス貯蔵施設における液化石油ガスの貯蔵取扱いに関し、防火上必要なことを定め、これを実行することにより、災害の防止と被害の軽減をはかることを目的とする。

## 2. 防火管理の監督等

- (1) ○○営業所所長は、液化石油ガスの貯蔵、取扱いに関する防火管理業務を総括し、業務主任者（業務主任者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合は、業務主任者の代理者が代行する。以下同じ。）をして、その監督にあたらせるものとする。
- (2) 業務主任者は、液化石油ガスの貯蔵、取扱いの作業をするすべての従業員を掌握し、LPガス協会等の講習を受けるほか、常に防火についての知識の高揚に努め、必要に応じ適確な保安上の指示を与え、施設の保安の確保についての責任を十分果たすよう努めなければならない。

## 3. 自 主 点 検

- (1) 業務主任者は、貯蔵施設の点検を1箇月に1回以上、別表に定める自主点検記録表によって実施しなければならない。
- (2) 業務主任者は、前項の自主点検を行ったつど自主点検記録表を販売事業者に提出しなければならない。
- (3) ○○営業所所長は、自主点検記録表の内容を検討し、災害予防上必要であると認められる事項については、ただちに改修等の措置を講じなければならない。

## 4. 液化石油ガスの貯蔵等

液化石油ガスの貯蔵、取扱いは、次により行わなければならない。

- (1) 充てん容器は、原則として積み重ねないこと。ただし10キログラム容器以下の容器で積み重ねのできるものは2段積以内とする。
- (2) 充てん容器または残ガス容器（以下容器という。）は立てて置き、転倒、転落、衝撃を受けないように措置すること。
- (3) 貯蔵施設内には、温度計を備え温度を常に40度以下に保つこと。
- (4) 容器の容器弁は確実に閉じておくこと。
- (5) 貯蔵施設には、容器以外のものをみだりに置かないこと。
- (6) 容器は、必ず貯蔵施設に収納すること。
- (7) 容器への移充てんは行わないこと。
- (8) 貯蔵施設内は、充てん容器と残ガス容器を区分して置くこと。
- (9) 貯蔵施設内では、絶対に火気を使用しないこと。
- (10) 貯蔵施設の周囲では、火気を使用する作業等をしないこと。
- (11) 貯蔵施設の消火器は毎月1回以上点検すること。
- (12) 店舗には容器を置かないこと。

## 5. 災害時の処置等

火災等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の応急処置は次のとおりとする。

- (1) 消防機関への通報
- (2) 初期消火活動
- (3) 避難誘導に関する事。
- (4) 消防隊の誘導に関する事。
- (5) その他

## 6. 消防機関への連絡等

- (1) 液化石油ガス販売事業者は、常に消防機関との連絡を密にし、より防火管理の適正化をはかるよう努めなければならない。
- (2) 消防職員の立入検査を受けるにあたっては、〇〇営業所所長又は業務主任者が立会い、災害の予防に関し、指導を受けなければならない。
- (3) 教育計画  
業務主任者は、すべての従業員に対し、液化石油ガスの災害予防に関する必要な知識及び技能を習得させるために毎月1回以上教育を実施するとともに、この結果を記録しておかなければならない。

別 表

自 主 点 検 記 録 表

点検項目	点 検 月 日	月	日	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
	点 検 者 印														
	販売事業者確認印														
1	貯蔵施設の警戒標は所定の場所に掲げられているか。														
2	貯蔵施設の警戒標の文字は鮮明か。														
3	容器貯蔵量は許可を受けた貯蔵量を越えていないか。														
4	第1種保安物件又は第2種保安物件との距離は適当か。														
5	貯蔵施設周囲2m以内に火気又は発火性のものを置いていないか。														
6	貯蔵施設内の容器は転倒のおそれはないか。														
7	貯蔵施設の周囲に可燃物、ドラムかん等が放置されていないか。														
8	貯蔵施設内に充てん容器と残ガス容器が区別して置いてあるか。														
9	貯蔵施設内に計量器等作業に必要な物以外を置いていないか。														
10	貯蔵施設の屋根は破損していないか。														
11	貯蔵施設の扉は正常に開閉できるか。														
12	貯蔵施設の出入口は容器の持出に支障はないか。														
13	貯蔵施設内の温度は適正か。(40℃以下)														
14	貯蔵施設内の電気設備は異常ないか。														
15	貯蔵施設内で特に異状なお臭いはしていないか。														
16	貯蔵施設内の消火器は所定の場所にあるか。														
17	貯蔵施設内の消火器の標示は有効か。														
18	貯蔵施設内の消火器は有効に使用できるか。														
19	貯蔵施設の換気口は有効に作用しているか。														
20	店舗にはガス漏えいを検知する器具を備えているか。														
21	貯蔵施設の床は破損していないか。														

備考 点検項目に異常のあった時は×印を記入のこと。

特 記 事 項

	月 日	項 目	内 容 (処 置)
点 検 以 外 の 記 録 事 項			

備考 特記事項についてはできるだけ詳細に記入すること。

## (2) 貯蔵施設等設置許可申請書

様式第28(第51条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×許可番号	

### 貯蔵施設等設置許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

#### 1 貯蔵施設又は特定供給設備を設置しようとする販売所の名称及び所在地

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

#### 2 設置しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

貯蔵施設の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

(注) 消防長等の意見書の正本を添付すること。

## 貯蔵施設の位置及び構造等の明細書

### 1. 設置の理由

液化石油ガスの取扱数量が増加したため、販売所と同一敷地内の貯蔵量3トン未満の既存の貯蔵施設を撤去し、販売所と同一敷地内に貯蔵量3トン以上の貯蔵施設を設置するため。

### 2. 販売所の名称、所在地及び貯蔵施設の位置等

販売所の名称 ○○液化石油ガス株式会社 ○○営業所  
 販売所の所在地 ○○県○○市○○町○○丁目○○番地  
 貯蔵施設の位置 販売所と同一敷地内  
 貯蔵施設の面積 15.10 m<sup>2</sup>  
 貯蔵施設の障壁 有（補強コンクリートブロック造）

### 3. 貯蔵施設の技術上の基準に対応する事項

（液化石油ガス法施行規則第14条各号及び第16条第7号）

号	対 応 事 項												
第14条 第1号	警戒標 (1) 掲示位置 貯蔵施設入口及び側面 (2) 表示内容 ① LPガス貯蔵施設 ② 燃（赤色文字） ③ 火気厳禁（赤色文字） ④ 無断立入禁止												
第2号	施設距離 (1) 貯蔵施設面積 <u>15.10 m<sup>2</sup></u> (2) 施設距離 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">保安物件</th> <th style="width: 25%;">施設距離</th> <th style="width: 25%;">実測距離</th> <th style="width: 25%;">対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種保安物件</td> <td>17.49m（8.75m）</td> <td>36.0m</td> <td>○○○病院</td> </tr> <tr> <td>第2種保安物件</td> <td>11.66m（5.83m）</td> <td>8.0m</td> <td>民家</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（注）施設距離の（ ）内は障壁設置時の距離を示す。</p> (3) 施設距離の不足に対する障壁の必要性 有・無	保安物件	施設距離	実測距離	対象物件	第1種保安物件	17.49m（8.75m）	36.0m	○○○病院	第2種保安物件	11.66m（5.83m）	8.0m	民家
保安物件	施設距離	実測距離	対象物件										
第1種保安物件	17.49m（8.75m）	36.0m	○○○病院										
第2種保安物件	11.66m（5.83m）	8.0m	民家										
第3号	障壁 (1) 障壁の構造 ① 材料 <u>コンクリートブロック</u> ② 寸法（高さ） <u>200 cm</u> （厚さ） <u>15 cm</u> ③ 配筋 <u>9 mm, 13 mm 鉄筋</u> 間隔（縦） <u>40 cm</u> （横） <u>40 cm</u> (2) 扉の構造 ① 材料 <u>鋼板</u> ② 寸法（厚さ） <u>3.2 mm</u> （高さ） <u>195 cm</u> （幅） <u>134 cm</u> ③ 補強 等辺山形鋼（枠） <u>50 mm × 50 mm</u> （内） <u>30 mm × 30 mm</u> 間隔（縦） <u>39 cm</u> （横） <u>33.5 cm</u>												

号	対 応 事 項
第4号	屋根材等 屋根組及び屋根の材料 <u>軽量鉄骨、繊維強化セメント板</u>
第5号	滞留防止措置 (1) 貯蔵施設面積 <u>15.10 m<sup>2</sup></u> (2) 法定換気口面積 <u>15.10 m<sup>2</sup></u> × 300 cm <sup>2</sup> /m <sup>2</sup> = <u>4,530 cm<sup>2</sup></u> (A) (3) 換気口面積 開口部面積 (縦) <u>20 cm</u> × (横) <u>40 cm</u> × <u>8ヶ所</u> = <u>6,400 cm<sup>2</sup></u> 鉄筋断面積 <u>1 cm</u> × <u>20 cm</u> × <u>2 本</u> × <u>8ヶ所</u> = <u>320 cm<sup>2</sup></u> 実際換気口面積 <u>6,400</u> - <u>320</u> = <u>6,080 cm<sup>2</sup></u> (B) (B) > (A)
第6号	消火器 (1) 型式 <u>20型 (A5B12C) 6 kg</u> (2) 個数 <u>2 個</u> (3) 設置場所 当該貯蔵施設の入口外側の収納ボックス内に設置する。
第16条 第7号	火気距離等 (1) 火気の種類 <u>民家の給湯器</u> (2) 火気までの距離 <u>11.0 m</u> (3) 火気との距離が2 m以内の場合の障壁・・・該当しない。 ① 材料 <u>-----</u> ② 高さ <u>----- m</u> ③ 迂回水平距離 <u>----- m</u>

貯蔵施設の位置を示す案内図

販売所の名称		貯蔵施設の所在地
〇〇液化石油ガス株式会社〇〇営業所		〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
電話番号	000-000-0000	〇〇駅より 〇 Km 目標物件 〇〇病院
<p>5万分の1*の地図を貼付し最寄駅等より販売所への経路、販売所、貯蔵施設の位置を明示          (*地図の縮尺は5万分の1を原則とし、状況等により縮尺を変更することは可。)</p>		

貯蔵施設の付近の状況見取図

販売所の名称	貯蔵施設の所在地
〇〇液化石油ガス株式会社〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

貯蔵施設の面積	15.10 m <sup>2</sup>	施設距離	実測距離	対象物件
第1種保安物件までの距離		17.49 m ( 8.75 m)	36.0 m	〇〇病院
第2種保安物件までの距離		11.66 m ( 5.83 m)	8.0 m	民家
火気までの距離		2 m	11.0 m	民家の給湯器

( )内は障壁設置時の距離

## 貯蔵施設の構造図

貯蔵施設の平面図、側面図、障壁の配筋図、扉図等を添付

### (3) 貯蔵施設等完成検査申請書

様式第31(第59条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×検査番号	

### 貯蔵施設等完成検査申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項本文の検査を受けたいので、次のとおり申請します。

1 検査を受けようとする貯蔵施設又は特定供給設備の許可の年月日及び許可番号

許可年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

許可番号 〇〇〇第〇〇〇号

2 検査を受けようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

貯蔵施設の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 協会又は指定完成検査機関に申請する場合は、宛先を高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関の名称とし、申請書本文は、次のとおりとすること。  
「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項ただし書の検査を受けたいので、次のとおり申請します。」

#### (4) 貯蔵施設等完成検査受検届書

様式第33(第60条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

### 貯蔵施設等完成検査受検届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項ただし書の規定により、次のとおり届け出ます。

1 検査を受けた貯蔵施設又は特定供給設備の許可の年月日及び許可番号

許可年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

許可番号 〇〇〇第〇〇〇号

2 検査を受けた貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

貯蔵施設の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

3 検査実施者の名称及び検査年月日

検査実施者の名称 指定完成検査機関：〇〇〇株式会社

検査年月日 令和□□年□□月□□日

4 貯蔵施設等完成検査証の検査番号

第〇〇〇号

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 2. 貯蔵施設（3トン以上）の変更

### 2-1 貯蔵施設の変更に係る法令

#### (1) 意見書交付申請

意見書の交付を申請する場合

法第36条第2項により、  
貯蔵施設所在地を管轄する  
消防長等に意見書交付申請

#### (2) 貯蔵施設等変更許可申請

貯蔵量3トン以上の貯蔵施設を変更する  
場合（軽微変更を除く。）

- (例1) 貯蔵施設の位置の変更  
 (例2) 貯蔵施設の構造（面積、障壁）の変更  
 (注) 都道府県以外の所管行政庁の場合は、販  
 売所等変更届書の提出が必要

法第37条の2項第1項  
規則第56条により、  
所在地の都道府県に貯蔵施  
設等変更許可申請  
法第37条の3  
規則第59条により、  
所在地の都道府県に貯蔵施  
設等完成検査申請

#### (3) 貯蔵施設変更届書

貯蔵量3トン以上の貯蔵施設の撤去その  
他軽微な変更する場合

- (例1) 貯蔵施設の撤去  
 (例2) 貯蔵施設の消火設備を変更、又は換気孔  
 を増設

法第8条（法第3条第2項  
第3号の変更）  
規則第9条第1項により、  
所管行政庁に販売所等変更  
届出  
法第37条の2項第2項  
規則第58条により、  
所在地の都道府県に貯蔵施  
設等変更届出

### 2-2 貯蔵施設の変更に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先		頁 No.
	液石法 規則	様 式	消 防 長	知 事	
1. 意見書交付申請書（添付書類は新設と同じ）	法36-2	—	○	—	139
2. 貯蔵施設等変更許可申請書	56-1	29	—	○	153
① 消防長等の意見書（正本）	56-2	—	—	○	—
② 貯蔵施設の位置及び構造等の変更明細書	56-2	—	—	○	154
③ 貯蔵施設の位置を示す案内図	56-2	—	—	○	147
④ 貯蔵施設の付近の状況見取図	56-2	—	—	○	148
⑤ 貯蔵施設の構造図	56-2	—	—	○	149
3. 貯蔵施設等変更届書	58	30	—	○	157
4. 貯蔵施設等完成検査申請書	59-1	31	—	○	150
5. 貯蔵施設等完成検査受検届書	60-2	33	—	○	151
(注) 1. 貯蔵施設の変更事項で、警戒標の付けかえや、同一材料での屋根のふきかえは含まれない。 （通達：法第37条の2（変更の許可）関係） 2. 貯蔵施設等変更許可申請書、変更明細書、貯蔵施設等変更届書以外の項目は、貯蔵施設等 設置許可申請の内容を参照して作成すること。					

## 2-3 貯蔵施設等変更許可申請書等の作成例

### (1) 貯蔵施設の移設

様式第29(第56条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×許可番号	

## 貯蔵施設等変更許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

#### 1 貯蔵施設又は特定供給設備を変更しようとする販売所の名称及び所在地

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

#### 2 変更しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

貯蔵施設の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

#### 3 貯蔵施設又は特定供給設備の変更の内容

##### 貯蔵施設の移設

貯蔵施設の位置 変更前 販売所と同一敷地内  
変更後 販売所から3,000m  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
貯蔵施設の面積 変更前 15.10 m<sup>2</sup>  
変更後 15.10 m<sup>2</sup>  
貯蔵施設の障壁 有 (補強コンクリートブロック造)

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 消防長等の意見書の正本を添付すること。



号	対 応 事 項
第3号	(2) 扉の構造 ① 材料 <u>鋼板</u> ② 寸法 (厚さ) <u>3.2 mm</u> (高さ) <u>195 cm</u> (幅) <u>134 cm</u> ③ 補強 等辺山形鋼 (枠) <u>50 mm × 50 mm</u> (内) <u>30 mm × 30 mm</u> 間隔 (縦) <u>39 cm</u> (横) <u>33.5 cm</u>
第4号	屋根材等 屋根組及び屋根の材料 <u>軽量鉄骨、繊維強化セメント板</u>
第5号	滞留防止措置 (1) 貯蔵施設面積 <u>15.10 m<sup>2</sup></u> (2) 法定換気口面積 <u>15.10 m<sup>2</sup></u> × 300 cm <sup>2</sup> /m <sup>2</sup> = <u>4,530 cm<sup>2</sup></u> (A) (3) 換気口面積 開口部面積 (縦) <u>20 cm</u> × (横) <u>40 cm</u> × <u>8ヶ所</u> = <u>6,400 cm<sup>2</sup></u> 鉄筋断面積 <u>1 cm</u> × <u>20 cm</u> × <u>2 本</u> × <u>8ヶ所</u> = <u>320 cm<sup>2</sup></u> 実際換気口面積 <u>6,400</u> - <u>320</u> = <u>6,080 cm<sup>2</sup></u> (B) (B) > (A)
第6号	消火器 (1) 型式 <u>20型 (A5B12C) 6 kg</u> (2) 個数 <u>2 個</u> (3) 設置場所 当該貯蔵施設の入口外側の収納ボックス内に設置する。
第16条 第7号	火気距離等 (1) 火気の種類 <u>民家の給湯器</u> (2) 火気までの距離 <u>11.0 m</u> (3) 火気との距離が2 m以内の場合の障壁……該当しない。 ① 材料 <u>-----</u> ② 高さ <u>----- m</u> ③ 迂回水平距離 <u>----- m</u>

## (2) 貯蔵施設の構造（障壁）の変更

様式第29(第56条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×許可番号	

### 貯蔵施設等変更許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

#### 1 貯蔵施設又は特定供給設備を変更しようとする販売所の名称及び所在地

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

#### 2 変更しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

貯蔵施設の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

#### 3 貯蔵施設又は特定供給設備の変更の内容

貯蔵施設の構造（障壁）の変更  
貯蔵施設の障壁 変更前 無  
変更後 有（補強コンクリートブロック造）

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 消防長等の意見書の正本を添付すること。

(3) 貯蔵施設等変更届書

様式第30(第58条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

貯蔵施設等変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

貯蔵施設の撤去

2 変更の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更の理由

配送業務を第1種製造者に全量委託したため貯蔵施設を撤去

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 貯蔵施設の軽微な変更(貯蔵施設の撤去、消火設備の変更、換気孔の増設)を行ったとき、その貯蔵施設の許可をした都道府県知事に提出すること。

《 MEMO 》

## 第4章 特定供給設備の申請・届出等の手続き

## 第4章 特定供給設備の申請・届出等の手続き

### 目 次

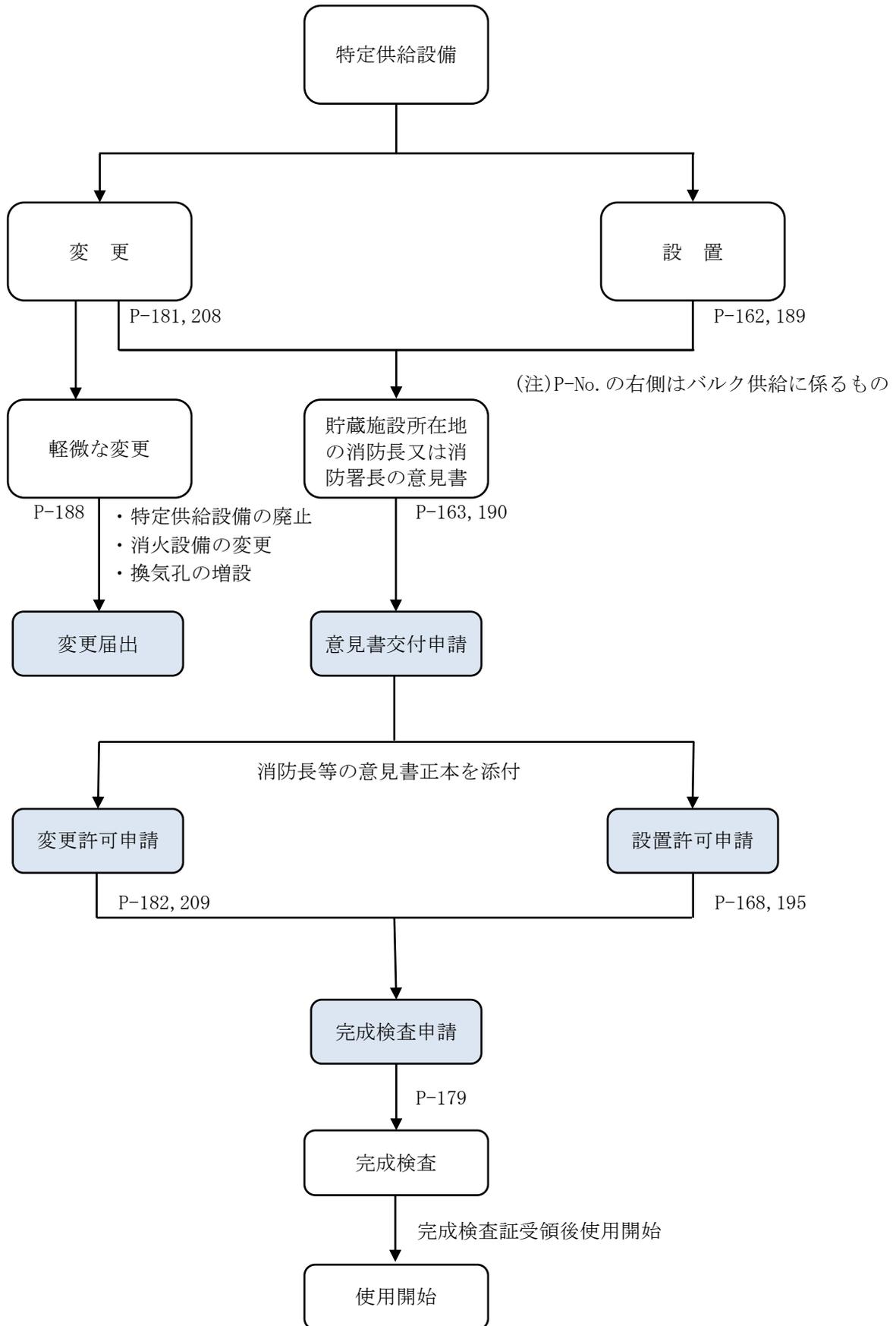
I. 特定供給設備の申請・届出等の手続き一覧表	161
II. 特定供給設備の申請・届出等の手続き要領	162
1. 特定供給設備の設置	162
1-1 特定供給設備の設置に係る法令	162
1-2 特定供給設備の設置に係る提出書類一覧表	162
1-3 貯蔵施設等設置許可申請書等(特定供給設備(容器設置))の作成例	163
2. 特定供給設備の変更	181
2-1 特定供給設備の変更に係る法令	181
2-2 特定供給設備の変更に係る提出書類一覧表	181
2-3 貯蔵施設等変更許可申請書等(特定供給設備(容器設置))の作成例	182
3. バルク特定供給設備の設置	189
3-1 バルク特定供給設備の設置に係る法令	189
3-2 バルク特定供給設備の設置に係る提出書類一覧表	189
3-3 貯蔵施設等設置許可申請書等(特定供給設備(バルク貯槽設置))の作成例	190
4. バルク特定供給設備の変更	208
4-1 バルク特定供給設備の変更に係る法令	208
4-2 バルク特定供給設備の変更に係る提出書類一覧表	208
4-3 貯蔵施設等変更許可申請書等の(特定供給設備(バルク貯槽設置))作成例	209
END	216

(注)

「第4章 特定供給設備の申請・届出等の手続き」において、貯槽及び1基3トン以上のバルク貯槽を含むもの手続きはご案内しておりません。

これらの場合の申請等手続きについては、都道府県の担当者にご確認ください。

I. 特定供給設備の申請・届出等の手続き一覧表



# 1. 特定供給設備の設置

## 1-1 特定供給設備の設置に係る法令

### (1) 意見書交付申請

意見書の交付を申請する場合

法第36条第2項により、  
貯蔵施設所在地を管轄する  
消防長等に意見書交付申請

### (2) 貯蔵施設等設置許可申請

特定供給設備を設置する場合

法第36条第1項第2号  
規則第51条により、  
所在地の都道府県に貯蔵施設  
等設置許可申請  
法第37条の3  
規則第59条により、  
所在地の都道府県に貯蔵施設  
等完成検査申請

(例1) 容器による貯蔵能力が3トン以上  
10トン未満の供給設備を設置

(例2) 貯槽(バルク貯槽を含む。)による  
貯蔵能力1トン以上10トン未満の  
供給設備を設置

(注) 特定供給設備の完成検査は、都道府県知事によるもののほか、協会又は指定完成検査機関による完成検査の受検も可能です。(規則第60条)

## 1-2 特定供給設備の設置に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先		頁 No.
	液石法 規則	様 式	消 防 長	知 事	
1. 意見書交付申請書	法36-2	—	○	—	163
① 貯蔵施設等設置許可申請書の写し	51-1	28	○	—	—
② 2. ②～⑤の書類	51-2	—	○	—	—
③ 防火管理の計画書	—	—	○	—	164
④ 自主点検記録表	—	—	○	—	166
⑤ 特記事項	—	—	○	—	167
2. 貯蔵施設等設置許可申請書	51-1	28	—	○	168
① 消防長等の意見書(正本)	法36-2	—	—	○	—
② 特定供給設備の位置及び構造等の明細書	51-2	—	—	○	169
③ 特定供給設備の位置を示す案内図	51-2	—	—	○	176
④ 特定供給設備の付近の状況見取図	51-2	—	—	○	177
⑤ 特定供給設備の構造図	51-2	—	—	○	178
3. 貯蔵施設等完成検査申請書	59-1	31	—	○	179
4. 貯蔵施設等完成検査受検届書	60-2	33	—	○	180

(注) 意見書交付申請は、貯蔵施設の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長。)又は消防署長となっているので、市町村に提出先を確認すること。

### 1-3 貯蔵施設等設置許可申請書等(特定供給設備(容器設置))の作成例

#### (1) 意見書交付申請

様式 1

## 意見書交付申請書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×交付年月日	年 月 日
×交付番号	

□ □ □ 消防長 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に定めるところにより、貯蔵施設等(特定供給設備)の設置の許可を受けたいので、同法第36条第2項に定める意見書を交付されたく、別添関係書類を添えて申請致します。

(注)1. 特定供給設備の変更許可申請の場合の申請書本文は、次のとおりとすること。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に定めるところにより、貯蔵施設等(特定供給設備)の変更の許可を受けたいので、同法施行規則第56条第2項に定める意見書を交付されたく、別添関係書類を添えて申請致します。

(注)2. 提出先は、消防局、消防署、市町村等に確認し記載すること。

# 防 火 管 理 の 計 画 書

## 1. 目 的

この計画は、特定供給設備における液化石油ガスの貯蔵取扱いに関し、防火上必要なことを定め、これを実行することにより、災害の防止と被害の軽減をはかることを目的とする。

## 2. 防火管理の監督等

(1) ○○営業所所長は、液化石油ガスの貯蔵、取扱いに関する防火管理業務を総括し、業務主任者（業務主任者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合は、業務主任者の代理者が代行する。以下同じ。）をして、その監督にあたらせるものとする。

(2) 業務主任者は、液化石油ガスの貯蔵、取扱いの作業をするすべての従業員を掌握し、LPガス協会等の講習を受けるほか、常に防火についての知識の高揚に努め、必要に応じ適確な保安上の指示を与え、施設の保安の確保についての責任を十分果たすよう努めなければならない。

## 3. 自 主 点 検

(1) 業務主任者は、特定供給設備の点検を1箇月に1回以上、別表に定める自主点検記録表によって実施しなければならない。

(2) 業務主任者は、前項の自主点検を行ったつど自主点検記録表を○○営業所所長に提出しなければならない。

(3) ○○営業所所長は、自主点検記録表の内容を検討し、災害予防上必要であると認められる事項については、ただちに改修等の措置を講じなければならない。

## 4. 液化石油ガスの貯蔵等

液化石油ガスの貯蔵、取扱いは、次により行わなければならない。

(1) 充てん容器等は、転倒、転落、衝撃を受けないように措置すること。

(2) 貯蔵設備内には、温度計を備え温度を常に40度以下に保つこと。

(3) 貯蔵設備内には、容器以外のものをみだりに置かないこと。

(4) 貯蔵設備内では、絶対に火気を使用しないこと。

(5) 貯蔵設備の周囲では、火気を使用する作業等をしないこと。

(6) 貯蔵設備の消火器は毎月1回以上点検すること。

## 5. 災害時の処置等

火災等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の応急処置は次のとおりとする。

(1) 消防機関への通報

(2) 初期消火活動

(3) 避難誘導に関すること。

(4) 消防隊の誘導に関すること。

(5) その他

## 6. 消防機関への連絡等

- (1) 液化石油ガス販売事業者は、常に消防機関との連絡を密にし、より防火管理の適正化をはかるよう努めなければならない。
- (2) 消防職員の立入検査を受けるにあたっては、〇〇営業所所長又は業務主任者が立会い、災害の予防に関し、指導を受けなければならない。
- (3) 教育計画

業務主任者は、すべての従業員に対し、液化石油ガスの災害予防に関する必要な知識及び技能を取得させるために毎月1回以上教育を実施するとともに、この結果を記録しておかなければならない。

別 表

自 主 点 検 記 録 表

点検項目		点 検 月 日	月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
		点 検 者 印														
		販売事業者確認印														
1	特定供給設備の警戒標は所定の場所に掲げられているか。															
2	特定供給設備の警戒標の文字は鮮明か。															
3	貯蔵量は許可を受けた貯蔵量を越えていないか。															
4	第1種保安物件又は第2種保安物件との距離は適当か。															
5	貯蔵設備は火気取扱施設から8m以上の距離があるか。															
6	貯蔵設備内の容器は転倒のおそれはないか。															
7	貯蔵設備の周囲に可燃物、ドラムかん等が放置されていないか。															
8	貯蔵設備内に作業に必要な物以外を置いていないか。															
9	貯蔵設備の屋根は破損していないか。															
10	貯蔵設備の扉は正常に開閉できるか。															
11	貯蔵設備の出入口は容器の持出に支障はないか。															
12	貯蔵設備内の温度は適正か。(40℃以下)															
13	貯蔵設備内の電気設備は異常ないか。															
14	貯蔵設備内で特に異状な臭いはしていないか。															
15	貯蔵設備内の消火器は所定の場所にあるか。															
16	貯蔵設備内の消火器の標示は有効か。															
17	貯蔵設備内の消火器は有効に使用できるか。															
18	貯蔵設備の換気口は有効に作用しているか。															
19	貯蔵設備の床は破損していないか。															

備考 点検項目に異常のあった時は×印を記入のこと。

## 特 記 事 項

	月 日	項 目	内 容 (処 置)
点 検 以 外 の 記 録 事 項			

備考 特記事項についてはできるだけ詳細に記入すること。

(2) 貯蔵施設等設置許可申請書（特定供給設備(容器設置)）

様式第28(第51条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×許可番号	

貯蔵施設等設置許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 貯蔵施設又は特定供給設備を設置しようとする販売所の名称及び所在地

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

2 設置しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

特定供給設備の設置先名称 マーケット〇〇〇店  
特定供給設備の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

(注) 消防長等の意見書の正本を添付すること。

特定供給設備の位置及び構造等の明細書

1. 設置の理由

マーケット〇〇〇店の新設に伴い、同店の冷暖房をガスエンジンヒートポンプ（GHP）により行うため、貯蔵能力3,200kgの特定供給設備を設置し、液化石油ガスを供給するため。

2. 特定供給設備の設置先名称及び所在地

設置先名称 マーケット〇〇〇店  
 所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

3. 特定供給設備の技術上の基準に対応する事項

(液化石油ガス法施行規則第53条各号)

※号数の網掛け部分は、施行規則第18条の引用部分を示す。

号	対 応 事 項												
第1号	貯蔵設備の基準												
	イ 設備距離 (1) 貯蔵能力 <u>50 kg(容器) × 64 (本) = 3,200 kg</u> (2) 設備距離 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>保安物件</th> <th>設備距離</th> <th>実測距離</th> <th>対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種保安物件</td> <td>16.97m (13.58m)</td> <td>15.0m</td> <td>マーケット〇〇〇店</td> </tr> <tr> <td>第2種保安物件</td> <td>11.31m (9.05m)</td> <td>100m</td> <td>民家</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(注) 設備距離の ( ) 内は障壁設置時の距離を示す。</p> (3) 設備距離の不足に対する障壁の必要性 <u>有・無</u>	保安物件	設備距離	実測距離	対象物件	第1種保安物件	16.97m (13.58m)	15.0m	マーケット〇〇〇店	第2種保安物件	11.31m (9.05m)	100m	民家
	保安物件	設備距離	実測距離	対象物件									
第1種保安物件	16.97m (13.58m)	15.0m	マーケット〇〇〇店										
第2種保安物件	11.31m (9.05m)	100m	民家										
ロ 障壁 (1) 障壁の構造 ① 材料 <u>コンクリートブロック(一部鉄筋コンクリート)</u> ② 寸法 (高さ) <u>210 cm</u> (厚さ) <u>15 cm</u> ③ 配筋 <u>10 mm, 13 mm 鉄筋</u> 間隔 (縦) <u>40 cm</u> (横) <u>40 cm</u> (2) 扉の構造 ① 材料 <u>鋼板</u> ② 寸法 (厚さ) <u>3.2 mm</u> (高さ) <u>192 cm</u> (幅) <u>132 cm</u> ③ 補強 <u>等辺山形鋼 (枠) 40 mm × 40 mm (内) 30 mm × 30 mm</u> 間隔 (縦) <u>38 cm, 39 cm</u> (横) <u>33 cm</u>													
ハ 火気取扱施設距離等 (1) 火気取扱施設の種類 <u>GHP 室外機</u> (2) 火気取扱施設距離 <u>18.5 m</u> (3) 火気取扱施設距離が 8 m 以上ない場合の障壁……該当しない。 ① 材料 <u>----</u> ② 高さ <u>---- m</u> ③ 迂回水平距離 <u>---- m</u>													

号	対 応 事 項
第1号	<p>ニ 滞留防止措置</p> <p>(1) 容器置場面積 <math>\underline{20.54 \text{ m}^2}</math></p> <p>(2) 法定換気口面積 <math>\underline{20.54 \text{ m}^2} \times 300 \text{ cm}^2/\text{m}^2 = \underline{6,162 \text{ cm}^2}</math> (A)</p> <p>(3) 換気口面積</p> <p>開口部面積 (縦) <math>\underline{39 \text{ cm}} \times</math> (横) <math>\underline{39 \text{ cm}} \times \underline{10ヶ所} = \underline{15,210 \text{ cm}^2}</math></p> <p>鉄筋断面積 <math>\underline{1 \text{ cm}} \times \underline{39 \text{ cm}} \times \underline{4 \text{ 本}} \times \underline{10ヶ所} = \underline{1,560 \text{ cm}^2}</math></p> <p>実際換気口面積 <math>\underline{15,210} - \underline{1,560} = \underline{13,650 \text{ cm}^2}</math> (B) (B) &gt; (A)</p> <hr/> <p>ホ さく、へい等の設置……貯蔵設備の建屋と兼ねる。</p> <hr/> <p>へ 警戒標</p> <p>(1) 掲示位置 容器置場入口及び側面</p> <p>(2) 表示内容</p> <p>① L P G 特定供給設備</p> <p>② 燃 (赤色文字)</p> <p>③ 火気厳禁 (赤色文字)</p> <p>(3) (2)に掲げるもののほか、次の事項を表示した標識を掲げる。</p> <p>① 特定供給設備の管理者の住所、氏名</p> <p>〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所</p> <p>〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地</p> <p>〇 〇 〇 〇</p> <p>② 電話番号 (昼間・夜間) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</p> <hr/> <p>ト 消火器</p> <p>(1) 型式 <math>\underline{20型 (A5B12C) 6 \text{ kg}}</math></p> <p>(2) 個数 <math>\underline{4 \text{ 個}}</math></p> <p>(3) 設置場所 当該容器置場の入口外側の収納ボックス内に設置する。</p> <hr/> <p>チ 屋根材等</p> <p>屋根組及び屋根の材料 <math>\underline{軽量鉄骨、折版}</math></p> <hr/> <p>リ 転落転倒防止措置</p> <p>(1) 容器置場は水平でかつ上から物が落ちる恐れがないようにする。</p> <p>(2) 転倒防止チェーンによる転倒防止措置を講ずる。</p> <hr/> <p>ヌ 腐食防止措置</p> <p>(1) 充てん容器は全面にわたって十分に防錆塗装がされた容器を使用する。</p> <p>(2) 容器置場は排水のよい構造とし容器の底部を乾きやすくする。</p>
第2号	貯槽の基準……貯槽を設置しない。
第3号	容器交換時の供給中断防止措置 自動切替式調整器を設置する。
第4号	第18条第4号から第8号まで、第10号及び第19号から第21号までの基準

号	対 応 事 項
第18条 第4号	<p>貯蔵設備、調整器等の選定</p> <p>一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適応する数量の液化石油ガスを供給しうるものを設置する。</p> <p>別紙－1に貯蔵設備、調整器及びガスメーターの選定根拠を記載</p>
第5号	<p>腐食、割れ等の欠陥</p> <p>バルブ、集合装置及び供給管は、使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものを使用する。</p>
第6号	<p>腐食防止措置</p> <p>バルブ、集合装置及び供給管には、腐食を防止する措置を講ずる。</p>
第7号	<p>使用材料</p> <p>バルブ、集合装置及び供給管の材料は、その使用条件等に照らし適切なものを使用する。</p> <p>別紙－2にバルブ、集合装置等の材料、耐圧性能、腐食防止措置を記載</p> <p>別紙－3にバルブ、集合装置等に関する添付書類を記載</p>
第8号	<p>集合装置及び供給管に関する基準</p> <p>イ 高圧部の耐圧試験 充てん容器と調整器の間に設置される管は、2.6MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用する。</p> <p>ロ 低圧部の耐圧試験 調整器とガスメーターの間に設置される管は、0.8MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用する。</p> <p>ハ 中圧部の耐圧試験 2段式減圧用1次側調整器と2次側調整器の間に設置される管は、0.8MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用する。</p> <p>ニ 引張試験 充てん容器等と集合装置に係る集合管を接続する管は、接続状態で1kN以上の引張試験に合格するものを使用する。</p>
第10号	<p>漏えい試験</p> <p>バルブ、集合装置及び供給管は、漏えい試験に合格するものを使用する。</p>
第19号	<p>気化装置に関する基準……気化装置は設置しない。</p> <p>イ 腐食、割れ等の欠陥 使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものを使用する。</p> <p>ロ 耐圧試験    --- MPa</p> <p>ハ 加熱方式    -----</p>

号	対 応 事 項
第18条 第19号	ニ 液流出防止方式 _____ ホ 温水部の凍結防止措置 _____  ※ 気化装置のメーカー、型式等 (1) メーカー <u>〇〇〇〇(株)</u> (2) 型式 <u>000-0000-00</u> (3) 処理能力 <u>000 kg/h</u>
第20号	調整器に関する基準  イ 腐食、割れ等の欠陥、液化石油ガスへの適合性 使用上支障のある腐食、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものを使用する。  ロ 耐圧試験、気密試験 次の耐圧試験、気密試験に合格するものを使用する。 (1) 2段式減圧用2次側のものを除く調整器 耐圧試験 2.6MPa以上 気密試験 1.56MPa以上 (2) 2段式減圧用2次側の調整器 耐圧試験 0.8MPa以上 気密試験 0.15MPa以上  ハ 調整圧力、閉そく圧力（2段式減圧用1次側のものを除く。） 次の調整圧力、閉そく圧力のものを使用する。 (1) 生活用の調整器 調整圧力 2.3kPa以上3.3kPa以下 閉そく圧力 3.5kPa以下 (2) 生活用以外の調整器 調整圧力、閉そく圧力は、使用する燃焼器に適合したものを使用する。  ※ 調整器の種類、メーカー、型式等 (1) 種類 <u>自動切替式一体型</u> (2) メーカー <u>〇〇〇〇(株)</u> (3) 型式 <u>1次側 00-000-0</u> <u>2次側 00-000-0</u> (4) 容量 <u>1次側 100 kg/h 2個</u> <u>2次側 100 kg/h 2個</u>
第21号	地下室等に係る供給管の緊急遮断装置・・・地下室等に供給しない。
第22号	ハ 対震自動ガス遮断器 調整器の1次側と2次側の間の中圧部分に2個設置する。

(注) 対震自動ガス遮断器の設置は、特定供給設備（貯蔵設備から調整器まで）の技術上の基準には規定されていないが、供給設備の技術上の基準が適用されるため、対象物件のガスメーターが大型ガスメーターで感震器が組込まれていない場合は、対震自動ガス遮断器を設置する必要がある。（施行規則第18条第22号ハ）

この場合、調整器の1次側と2次側の間の中圧部分に対震自動ガス遮断器を設置することが多いため記載した。

貯蔵設備、調整器及びガスメーターの選定根拠

1. 設計条件

- (1) 使用容器の種類 ..... 50kg容器
- (2) 液化石油ガスの規格 ..... い号 (PP95%以上)
- (3) 最大消費数量 ..... 62.2kg/h  
    GHP設置台数 20馬力 17台  
    1台当たり消費量 51.2kW  
    最大消費数量 =  $51.2 \times 17 = 870.4 \text{ kW} = 870.4 \div 14 = 62.2 \text{ kg/h}$   
    (kWからkg/hへの換算値 : 1/14)
- (4) ピーク時の気温 ..... 0℃
- (5) 50kg容器1本当たりのガス発生能力 ..... 2.0kg/h  
    LPガス設備設置基準及び取扱要領 (KHK) より  
    気温0℃時の連続使用のガス発生能力を採用

2. 容器設置本数の計算

- (1) 必要本数 最大消費数量÷容器1本当たりガス発生能力  
    =  $62.2 \div 2.0 = 31.1$  ..... 32本 (片側) 採用
- (2) 設置本数  $32 \times 2 = 64$ 本 (両側)
- (3) 貯蔵量  $50 \text{ kg} \times 64 = 3,200 \text{ kg}$

3. 調整器容量の計算

調整器容量 : 最大消費数量  $\times 1.5 = 62.2 \text{ kg/h} \times 1.5 = 93.3 \text{ kg/h}$  ..... 100kg/h採用

4. ガスメーター容量の計算

メーター容量 : 最大消費数量  $\times 1.2 = 62.2 \text{ kg/h} \times 0.482 \times 1.2 = 36.0 \text{ m}^3/\text{h}$  ..... 40 $\text{m}^3/\text{h}$ 採用  
(kg/hから $\text{m}^3/\text{h}$ への換算値 : 0.482)

## バルブ、集合装置及び供給管の材料、耐圧性能及び腐食防止措置

名 称	材料及び規格	耐圧性能	腐食防止措置
集合装置	圧力配管用炭素鋼鋼管 JIS G 3454 STPG370 Sch40	3.6 MPa	防錆塗装施工
高圧ホース	L P G用高圧ホース NBR (国検品)	3.6 MPa	-----
根元バルブ	鍛造用黄銅 JIS H 3250 C3771BE	2.7 MPa	-----
ストレーナーバルブ	ダクタイル鉄鑄造品 FCD-S	4.0 MPa	防錆塗装施工
高圧用バルブ	鍛造用黄銅 JIS H 3250 C3771BE	2.7 MPa	-----
1次用調整器	ダクタイル鉄鑄造品 FCD-S	2.7 MPa	防錆塗装施工
2次用調整器	ダクタイル鉄鑄造品 FCD-S	0.8 MPa	同上
中圧用バルブ	ダクタイル鉄鑄造品 FCD-S	2.4 MPa	同上
低圧用バルブ	鍛造用黄銅 JIS H 3250 C3771BE	0.8 MPa	-----
供給管	露出部 配管用炭素鋼鋼管 埋設管 ポリエチレン被覆鋼管 鑄鉄管	0.8 MPa	防錆塗装施工

バルブ、集合装置等に関する添付書類

1. 集合装置	配置図
2. 集合装置・調整装置	詳細図
3. 集合装置の鋼管	強度計算書
4. 溶接式1/4オンボス	強度計算書 詳細図
5. ストレーナーバルブ	強度計算書 組立図
6. 根元バルブ (チェック弁付ストップ弁)	強度計算書 組立図
7. 高圧用バルブ (ネジ込式ストップ弁)	強度計算書 組立図
8. サイフォンパイプ	強度計算書 組立図
9. 高圧ホース	強度計算書 組立図
10. 自動切替調整器	強度計算書 組立図 流量性能曲線
11. 2次側調整器	強度計算書 組立図 流量性能曲線
12. 中圧用バルブ (ボールバルブ)	強度計算書 組立図
13. 低圧用バルブ (ネジ込式ユニオンボールバルブ)	強度計算書 組立図
14. 対震自動ガス遮断弁	強度計算書 組立図
15. 圧力計	仕様書

(注) 本書では、図面等の添付は省略する。

特定供給設備の位置を示す案内図

特定供給設備の設置先名称		特定供給設備の所在地
マーケット〇〇〇店		〇〇県〇〇市□□町□□丁目□□番地
電話番号	000-000-0000	〇〇駅より 〇 Km 目標物件 〇〇小学校
<p>5万分の1*の地図を貼付し最寄駅等より特定供給設備への経路、位置を明示                  (*地図の縮尺は5万分の1を原則とし、状況等により縮尺を変更することは可。)</p>		

特定供給設備の付近の状況見取図

特定供給設備の設置先名称	特定供給設備の所在地
マーケット〇〇〇店	〇〇県〇〇市□□町□□丁目□□番地

貯蔵能力	3,200 kg	設備距離	実測距離	対象物件
第1種保安物件までの距離		16.97 m (13.58 m)	15.0 m	マーケットの建物
第2種保安物件までの距離		11.31 m ( 9.05 m)	100 m	民家
火気取扱施設までの距離		8 m	18.5 m	GHP室外機

( )内は障壁設置時の距離

〇〇小学校

## 特定供給設備の構造図

特定供給設備の平面図、側面図、障壁の配筋図、扉図等を添付

### (3) 貯蔵施設等完成検査申請書

様式第31(第59条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×検査番号	

## 貯蔵施設等完成検査申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項本文の検査を受けたいので、次のとおり申請します。

1 検査を受けようとする貯蔵施設又は特定供給設備の許可の年月日及び許可番号

許可年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

許可番号 〇〇〇第〇〇〇号

2 検査を受けようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

特定供給設備の設置先名称 マーケット〇〇〇店

特定供給設備の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 協会又は指定完成検査機関に申請する場合は、宛先を高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関の名称とし、申請書本文は、次のとおりとすること。  
「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項ただし書の検査を受けたいので、次のとおり申請します。」

#### (4) 貯蔵施設等完成検査受検届書

様式第33(第60条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

### 貯蔵施設等完成検査受検届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項ただし書の規定により、次のとおり届け出ます。

1 検査を受けた貯蔵施設又は特定供給設備の許可の年月日及び許可番号

許可年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

許可番号 〇〇〇第〇〇〇号

2 検査を受けた貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

特定供給設備の設置先名称 マーケット〇〇〇店

特定供給設備の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

3 検査実施者の名称及び検査年月日

検査実施者の名称 〇〇指定完成検査機関

検査年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 貯蔵施設等完成検査証の検査番号

第〇〇〇号

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 2. 特定供給設備の変更

### 2-1 特定供給設備の変更に係る法令

#### (1) 意見書交付申請

意見書の交付を申請する場合

法第36条第2項により、  
貯蔵施設所在地を管轄する  
消防長等に意見書交付申請

#### (2) 貯蔵施設等変更許可申請

特定供給設備を変更する場合

- (例1) 特定供給設備の貯蔵能力を増加
- (例2) 特定供給設備の位置を変更
- (例3) 特定供給設備の構造、設備、装置等の変更

法第37条の2第1項  
規則第56条により、  
所在地の都道府県に貯蔵施設等  
変更許可申請  
法第37条の3  
規則第59条により、所在地  
都道府県に貯蔵施設等完成  
検査申請

#### (3) 特定供給設備の軽微変更

特定供給設備の廃止その他軽微な  
変更をする場合

- (例1) 特定供給設備を廃止
- (例2) 特定供給設備の消火設備を変更  
又は換気孔を増設

法第37条の2第2項  
規則第58条により、  
所在地の都道府県に貯蔵施設  
等変更届出

### 2-2 特定供給設備の変更に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先		頁 No.
	液石法 規則	様 式	消 防 長	知 事	
1. 意見書交付申請書（添付書類は新設と同じ）	法36-2	—	○	—	163
2. 貯蔵施設等変更許可申請書	56-1	29	—	○	182
① 消防長等の意見書（正本）	56-2	—	—	○	—
② 特定供給設備の位置及び構造等の変更明細書	56-2	—	—	○	183
③ 特定供給設備の位置を示す案内図	56-2	—	—	○	176
④ 特定供給設備の付近の状況見取図	56-2	—	—	○	177
⑤ 特定供給設備の構造図	56-2	—	—	○	178
3. 貯蔵施設等変更届書	58	30	—	○	188
4. 貯蔵施設等完成検査申請書	59-1	31	—	○	179
5. 貯蔵施設等完成検査受検届書	60-2	33	—	○	180

(注) 1. 特定供給設備の変更事項で、同一材料での屋根のふきかえや、同一製造事業者による同一型式の調整器、気化装置等の交換は含まれない。（通達：法第37条の2（変更の許可）関係）  
2. 貯蔵施設等変更許可申請書、変更明細書、貯蔵施設等変更届書以外の項目は、貯蔵施設等設

## 2-3 貯蔵施設等変更許可申請書等(特定供給設備(容器設置))の作成例

### (1) 特定供給設備(容器設置)の変更許可申請書

様式第29(第56条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×許可番号	

## 貯蔵施設等変更許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

#### 1 貯蔵施設又は特定供給設備を変更しようとする販売所の名称及び所在地

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

#### 2 変更しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

特定供給設備の設置先名称 マーケット〇〇〇店  
特定供給設備の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

#### 3 貯蔵施設又は特定供給設備の変更の内容

特定供給設備の貯蔵能力の変更  
変更前 貯蔵能力 50kg容器 64本 (3,200kg)  
変更後 貯蔵能力 50kg容器 66本 (3,300kg)

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 消防長等の意見書の正本を添付すること。

## 特定供給設備の位置及び構造等の変更明細書

### 1. 変更の理由

特定供給設備の設置先マーケット〇〇〇店に50kg容器64本(3,200kg)を設置し、液化石油ガスを供給してきたが、同店でガスエンジンヒートポンプ(GHP)を追加導入することとなったため、供給が十分に賄えるよう貯蔵能力を50kg容器66本(3,300kg)に変更するため。

### 2. 特定供給設備の設置先名称及び所在地

設置先名称 マーケット〇〇〇店  
 所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

### 3. 変更の内容

変更前 特定供給設備の貯蔵能力：3,200kg  
 変更後 特定供給設備の貯蔵能力：3,300kg

### 4. 特定供給設備の技術上の基準に対応する事項

(液化石油ガス法施行規則第53条各号)

※号数の網掛け部分は、施行規則第18条の引用部分を示す。

号	対 応 事 項												
第1号	貯蔵設備の基準  イ 設備距離 (1) 貯蔵能力 <u>50 kg(容器) × 66 (本) = 3,300 kg</u> (2) 設備距離 <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">保安物件</th> <th style="width: 20%;">設備距離</th> <th style="width: 20%;">実測距離</th> <th style="width: 40%;">対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種保安物件</td> <td>16.97m (13.58m)</td> <td>15.0m</td> <td>マーケット〇〇〇店</td> </tr> <tr> <td>第2種保安物件</td> <td>11.31m (9.05m)</td> <td>100m</td> <td>民家</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">(注) 設備距離の( )内は障壁設置時の距離を示す。</p> (3) 設備距離の不足に対する障壁の必要性 有・無  ロ 障壁 (1) 障壁の構造 ① 材料 <u>コンクリートブロック(一部鉄筋コンクリート)</u> ② 寸法 (高さ) <u>210 cm</u> (厚さ) <u>15 cm</u> ③ 配筋 <u>10 mm, 13 mm 鉄筋</u> 間隔 (縦) <u>40 cm</u> (横) <u>40 cm</u> (2) 扉の構造 ① 材料 <u>鋼板</u> ② 寸法 (厚さ) <u>3.2 mm</u> (高さ) <u>192 cm</u> (幅) <u>132 cm</u> ③ 補強 <u>等辺山形鋼(枠) 40 mm × 40 mm</u> (内) <u>30 mm × 30 mm</u> 間隔 (縦) <u>38 cm, 39 cm</u> (横) <u>33 cm</u>  ハ 火気取扱施設距離等 (1) 火気取扱施設の種類 <u>GHP室外機</u>	保安物件	設備距離	実測距離	対象物件	第1種保安物件	16.97m (13.58m)	15.0m	マーケット〇〇〇店	第2種保安物件	11.31m (9.05m)	100m	民家
保安物件	設備距離	実測距離	対象物件										
第1種保安物件	16.97m (13.58m)	15.0m	マーケット〇〇〇店										
第2種保安物件	11.31m (9.05m)	100m	民家										

号	対 応 事 項
第 1 号	(2) 火気取扱施設距離 <u>18.5 m</u> (3) 火気取扱施設距離が 8 m 以上ない場合の障壁……該当しない。 ① 材料 <u>-----</u> ② 高さ <u>----- m</u> ③ 迂回水平距離 <u>----- m</u>
	ニ 滞留防止措置 (1) 容器置場面積 <u>20.54 m<sup>2</sup></u> (2) 法定換気口面積 <u>20.54 m<sup>2</sup> × 300 cm<sup>2</sup>/m<sup>2</sup> = 6,162 cm<sup>2</sup> (A)</u> (3) 換気口面積 開口部面積 (縦) <u>39 cm × (横) 39 cm × 10ヶ所</u> = <u>15,210 cm<sup>2</sup></u> 鉄筋断面積 <u>1 cm × 39 cm × 4 本 × 10ヶ所</u> = <u>1,560 cm<sup>2</sup></u> 実際換気口面積 <u>15,210 - 1,560 = 13,650 cm<sup>2</sup> (B)</u> (B) > (A)
	ホ さく、へい等の設置……貯蔵設備の建屋と兼ねる。
	ヘ 警戒標 (1) 掲示位置 容器置場入口及び側面 (2) 表示内容 ① L P G 特定供給設備 ② 燃 (赤色文字) ③ 火気厳禁 (赤色文字) (3) (2) に掲げるもののほか、次の事項を表示した標識を掲げる。 ① 特定供給設備の管理者の住所、氏名 ○○液化石油ガス株式会社 ○○営業所 ○○県○○市○○町○○丁目○○番地 ○ ○ ○ ○ ② 電話番号 (昼間・夜間) ○○○-○○○-○○○○
	ト 消火器 (1) 型式 <u>20型 (A5B12C) 6 kg</u> (2) 個数 <u>4 個</u> (3) 設置場所 当該容器置場の入口外側の収納ボックス内に設置する。
	チ 屋根材等 屋根組及び屋根の材料 <u>軽量鉄骨、折版</u>
	リ 転落転倒防止措置 (1) 容器置場は水平でかつ上から物が落ちる恐れがないようにする。 (2) 転倒防止チェーンによる転倒防止措置を講ずる。
	ヌ 腐食防止措置 (1) 充てん容器は全面にわたって十分に防錆塗装がされた容器を使用する。 (2) 容器置場は排水のよい構造とし容器の底部を乾きやすくする。
第 2 号	貯槽の基準……貯槽を設置しない。

号	対 応 事 項
第3号	容器交換時の供給中断防止措置 自動切替式調整器を設置する。
第4号	第18条第4号から第8号まで、第10号及び第19号から第21号までの基準
第18条 第4号	貯蔵設備、調整器等の選定 一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適応する数量の液化石油ガスを供給しうるものを設置する。 別紙に貯蔵設備、調整器及びガスメーターの選定根拠を記載
第5号	腐食、割れ等の欠陥 バルブ、集合装置及び供給管は、使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものを使用する。
第6号	腐食防止措置 バルブ、集合装置及び供給管には、腐食を防止する措置を講ずる。
第7号	使用材料 バルブ、集合装置及び供給管の材料は、その使用条件等に照らし適切なものを使用する。 別紙2 バルブ、集合装置等の材料、耐圧性能、腐食防止措置を記載（記載略） 別紙3 バルブ、集合装置等に関する添付書類を記載（記載略）
第8号	集合装置及び供給管に関する基準 イ 高圧部の耐圧試験 充てん容器と調整器の間に設置される管は、2.6MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用する。 ロ 低圧部の耐圧試験 調整器とガスメーターの間に設置される管は、0.8MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用する。 ハ 中圧部の耐圧試験 2段式減圧用1次側調整器と2次側調整器の間に設置される管は、0.8MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用する。 ニ 引張試験 充てん容器等と集合装置に係る集合管を接続する管は、接続状態で1kN以上の引張試験に合格するものを使用する。
第10号	漏えい試験 バルブ、集合装置及び供給管は、漏えい試験に合格するものを使用する。
第19号	気化装置に関する基準……気化装置は設置しない。

号	対 応 事 項
第20号	<p>調整器に関する基準</p> <p>イ 腐食、割れ等の欠陥、液化石油ガスへの適合性 使用上支障のある腐食、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものを使用する。</p> <p>ロ 耐圧試験、気密試験 次の耐圧試験、気密試験に合格するものを使用する。 (1) 2段式減圧用2次側のものを除く調整器 耐圧試験 2.6MPa以上 気密試験 1.56MPa以上 (2) 2段式減圧用2次側の調整器 耐圧試験 0.8MPa以上 気密試験 0.15MPa以上</p> <p>ハ 調整圧力、閉そく圧力（2段式減圧用1次側のものを除く。） 次の調整圧力、閉そく圧力のものを使用する。 (1) 生活用の調整器 調整圧力 2.3kPa以上3.3kPa以下 閉そく圧力 3.5kPa以下 (2) 生活用以外の調整器 調整圧力、閉そく圧力は、使用する燃焼器に適合したものを使用する。</p> <p>※ 調整器の種類、メーカー、型式等 (1) 種類 <u>自動切替式一体型</u> (2) メーカー <u>〇〇〇〇(株)</u> (3) 型式 <u>1次側 00-000-0</u> <u>2次側 00-000-0</u> (4) 容量 <u>1次側 100 kg/h 2個</u> <u>2次側 100 kg/h 2個</u></p>

貯蔵設備、調整器及びガスメーターの選定根拠

1. 設計条件

- (1) 使用容器の種類 ..... 50kg容器
- (2) 液化石油ガスの規格 ..... い号 (PP95%以上)
- (3) 最大消費数量 ..... 65.8kg/h  
    GHP設置台数 20馬力 18台  
    1台当たり消費量 51.2kW  
    最大消費数量 =  $51.2 \times 18 = 921.6\text{kW} = 921.6 \div 14 = 65.8\text{kg/h}$   
    (kWからkg/hへの換算値 : 1/14)
- (4) ピーク時の気温 ..... 0℃
- (5) 50kg容器1本当たりのガス発生能力 ..... 2.0kg/h  
    LPガス設備設置基準及び取扱要領 (KHK) より  
    気温0℃時の連続使用のガス発生能力を採用

2. 容器設置本数の計算

- (1) 必要本数 最大消費数量÷容器1本当たりガス発生能力  
    =  $65.8 \div 2.0 = 32.9$  ..... 33本 (片側) 採用
- (2) 設置本数  $33 \times 2 = 66$ 本 (両側)
- (3) 貯蔵量  $50\text{kg} \times 66 = 3,300\text{kg}$

3. 調整器容量の計算

調整器容量 : 最大消費数量  $\times 1.5 = 65.8\text{kg/h} \times 1.5 = 98.7\text{kg/h}$  ..... 100kg/h採用

4. ガスメーター容量の計算

メーター容量 : 最大消費数量  $\times 1.2 = 65.8\text{kg/h} \times 0.482 \times 1.2 = 38.1\text{m}^3/\text{h}$  ..... 40 $\text{m}^3/\text{h}$ 採用  
(kg/hから $\text{m}^3/\text{h}$ への換算値 : 0.482)

(2) 貯蔵施設等変更届書  
(特定供給設備の変更)

様式第30(第58条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

貯 蔵 施 設 等 変 更 届 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 県 知 事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更の内容

〇〇液化石油ガス株式会社〇〇営業所に係る特定供給設備の廃止  
特定供給設備の設置先名称 レストラン〇〇〇〇  
特定供給設備の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
許可年月日 令和〇年〇〇月〇〇日  
許可番号 〇〇〇第〇〇〇号

2 変更の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更の理由

他の事業者へ営業権譲渡のため

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 特定供給設備の軽微な変更（特定供給設備の廃止、消火設備の変更、換気孔の増設）を行ったとき、その特定供給設備の許可をした都道府県知事に提出すること。

### 3. バルク特定供給設備の設置

#### 3-1 バルク特定供給設備の設置に係る法令

##### (1) 意見書交付申請

意見書の交付を申請する場合

法第36条第2項により、  
貯蔵施設所在地を管轄する  
消防長等に意見書交付申請

##### (2) 貯蔵施設等設置許可申請

特定供給設備を設置する場合

- (例1) バルク容器による貯蔵能力が3トン  
以上10トン未満の供給設備を設置  
(例2) バルク貯槽による貯蔵能力が1トン  
以上10トン未満の供給設備を設置

法第36条第1項第2号  
規則第51条により、  
所在地の都道府県に貯蔵施設等設置許可申請  
法第37条の3  
規則第59条により、  
所在地の都道府県に貯蔵施設等完成検査申請

(注) バルク特定供給設備の完成検査は、都道府県知事によるもののほか、協会又は指定完成検査機関による完成検査の受検も可能です。(規則第60条)

#### 3-2 バルク特定供給設備の設置に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先		頁 No.
	液石法 規則	様 式	消 防 長	知 事	
1. 意見書交付申請書	法36-2	—	○	—	190
① 貯蔵施設等設置許可申請書の写し	51-1	28	○	—	—
② 2. ②～⑤の書類	51-2	—	○	—	—
③ 防火管理の計画書	—	—	○	—	191
④ 自主点検記録表	—	—	○	—	193
⑤ 特記事項	—	—	○	—	194
2. 貯蔵施設等設置許可申請書	51-1	28	—	○	195
① 消防長等の意見書(正本)	法36-2	—	—	○	—
② バルク特定供給設備の位置及び構造等の明細書	51-2	—	—	○	196
③ バルク特定供給設備の位置を示す案内図	51-2	—	—	○	204
④ バルク特定供給設備の付近の状況見取図	51-2	—	—	○	205
⑤ バルク特定供給設備の構造図	51-2	—	—	○	206
⑥ バルク貯槽周辺の配管系統図	51-2	—	—	○	207
3. 貯蔵施設等完成検査申請書	59-1	31	—	○	179
4. 貯蔵施設等完成検査受検届書	60-2	33	—	○	180

(注) 意見書交付申請は、貯蔵施設の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長。)又は消防署長となっているので、市町村に提出先を確認すること。

### 3-3 貯蔵施設等設置許可申請書等(特定供給設備(バルク貯槽設置))の作成例

#### (1) 意見書交付申請

様式 1

## 意見書交付申請書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×交付年月日	年 月 日
×交付番号	

□ □ □ 消防長 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に定めるところにより、貯蔵施設等(バルク特定供給設備)の設置の許可を受けたいので、同法第36条第2項に定める意見書を交付されたく、別添関係書類を添えて申請致します。

(注) 1. 特定供給設備の変更許可申請の場合の申請書本文は、次のとおりとすること。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に定めるところにより、貯蔵施設等(バルク特定供給設備)の変更の許可を受けたいので、同法施行規則第56条第2項に定める意見書を交付されたく、別添関係書類を添えて申請致します。

(注) 2. 提出先は、消防局、消防署、市町村等に確認し記載すること。

# 防 火 管 理 の 計 画 書

## 1. 目 的

この計画は、バルク特定供給設備における液化石油ガスの貯蔵取扱いに関し、防火上必要なことを定め、これを実行することにより、災害の防止と被害の軽減をはかることを目的とする。

## 2. 防火管理の監督等

- (1) ○○営業所所長は、液化石油ガスの貯蔵、取扱いに関する防火管理業務を総括し、業務主任者（業務主任者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合は、業務主任者の代理者が代行する。以下同じ。）をして、その監督にあたらせるものとする。
- (2) 業務主任者は、液化石油ガスの貯蔵、取扱いの作業をするすべての従業員を掌握し、LPガス協会等の講習を受けるほか、常に防火についての知識の高揚に努め、必要に応じ適確な保安上の指示を与え、施設の保安の確保についての責任を十分果たすよう努めなければならない。

## 3. 自 主 点 検

- (1) 業務主任者は、バルク特定供給設備の点検を1箇月に1回以上、別表に定める自主点検記録表によって実施しなければならない。
- (2) 業務主任者は、前項の自主点検を行ったつど自主点検記録表を○○営業所所長に提出しなければならない。
- (3) ○○営業所所長は、自主点検記録表の内容を検討し、災害予防上必要であると認められる事項については、ただちに改修等の措置を講じなければならない。

## 4. 液化石油ガスの貯蔵等

液化石油ガスの貯蔵、取扱いは、次により行わなければならない。

- (1) バルクローリからバルク貯槽へのLPガス受入時にガスを漏えいさせないこと。
- (2) バルク貯槽に自動車等の車両が接触しない措置を講ずること。
- (3) バルク貯槽の周辺には、可燃性の物を置かないこと。
- (4) バルク貯槽の周辺では、火気を使用する作業等をしないこと。
- (5) バルク貯槽の消火器は毎月1回以上点検すること。

## 5. 災害時の処置等

火災等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の応急処置は次のとおりとする。

- (1) 消防機関への通報
- (2) 初期消火活動
- (3) 避難誘導に関すること。
- (4) 消防隊の誘導に関すること。
- (5) その他

## 6. 消防機関への連絡等

(1) 液化石油ガス販売事業者は、常に消防機関との連絡を密にし、より防火管理の適正化をはかるよう努めなければならない。

(2) 消防職員の立入検査を受けるにあたっては、〇〇営業所所長又は業務主任者が立会い、災害の予防に関し、指導を受けなければならない。

### (3) 教育計画

業務主任者は、すべての従業員に対し、液化石油ガスの災害予防に関する必要な知識及び技能を習得させるために毎月1回以上教育を実施するとともに、この結果を記録しておかなければならない。

別 表

自 主 点 検 記 録 表

点検項目		点 検 月 日	月	日	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
		点 検 者 印														
		販売事業者確認印														
1	バルク貯槽又はその周辺に緊急連絡先が表示されているか。															
2	緊急連絡先の文字は鮮明か。															
3	第1種保安物件又は第2種保安物件との距離は適当か。															
4	バルク貯槽は、火気取扱施設から5m以上の距離があるか。*															
5	バルク貯槽のガスの漏えいはないか。															
6	バルク貯槽の周囲に可燃物、ドラムかん等が放置されていないか。															
7	バルク貯槽の基礎は、有害な割れ、沈下等がないか。															
8	バルク貯槽に自動車等の車両が接触しない措置が講じてあるか。															
9	バルク貯槽の腐しょく、割れ等の欠陥はないか。															
10	バルク貯槽の電気設備は異常ないか。															
11	バルク貯槽の消火器は所定の場所にあるか。															
12	バルク貯槽の消火器の標示は有効か。															
13	バルク貯槽の消火器は有効に使用できるか。															

備考 点検項目に異常のあった時は×印を記入のこと。 \*バルク貯槽が3トン以上の場合、8m以上の距離とすること

特 記 事 項

	月 日	項 目	内 容 (処 置)
点 検 以 外 の 記 録 事 項			

備考 特記事項についてはできるだけ詳細に記入すること。

(2) 貯蔵施設等設置許可申請書（特定供給設備(バルク貯槽設置)）

様式第28(第51条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×許可番号	

貯蔵施設等設置許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 貯蔵施設又は特定供給設備を設置しようとする販売所の名称及び所在地

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

2 設置しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

バルク特定供給設備の設置先名称 〇〇〇病院  
バルク特定供給設備の所在地 〇〇県□□市□□町□丁目□□番地

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

(注) 消防長等の意見書の正本を添付すること。

## バルク特定供給設備の位置及び構造等の明細書

### 1. 設置の理由

〇〇〇病院の厨房機器、ボイラー、冷暖房機器(GHP)等の消費設備に、貯蔵能力2.9トン型のバルク貯槽による特定供給設備を設置し、液化石油ガスを供給するため。

### 2. バルク特定供給設備の設置先名称及び所在地

設置先名称 〇〇〇病院

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

### 3. バルク特定供給設備の概要

No.	設備内容	規格及び仕様	設置数	備考
1	2.9トン型バルク貯槽	内容積 7,231ℓ	1基	地上設置
2	電熱温水加熱式気化装置	100kg/h	1基	
3	圧力調整器	1次側 200kg/h	1個	気化装置出口に設置 貯槽気相ラインに設置 供給圧力に減圧用
		〃 200kg/h	1個	
		2次側 200kg/h	2個	
4	ガス漏れ検知警報設備	2点式	1式	貯槽のプロテクター内及び 気化装置横に設置
5	付帯配管設備	-----	1式	

### 4. 貯蔵能力

貯蔵能力の計算

$$W = 0.85 w V$$

W : 貯蔵能力 (kg)

w : 常用の温度における液化石油ガスの比重 0.473 (40℃)  
(プロパン98% ブタン2%)

V : バルク貯槽の内容積 7,231ℓ

$$\therefore W = 0.85 \times 0.473 \times 7,231 = 2,907\text{kg}$$

### 5. バルク特定供給設備の技術上の基準に対応する事項

(液化石油ガス法施行規則第54条各号)

※号数の網掛け部分は、施行規則第18条、第19条の引用部分を示す。

号	対応事項
第1号	バルク容器の基準……バルク容器は設置しない。
第2号	バルク貯槽の基準
	イ バルク貯槽の基準適合性 高圧ガス保安法第56条の4第1項で定める「特定設備検査合格証」を有するものを設置する。 (注) 特定設備基準適合証の場合は次の記載とする。 高圧ガス保安法第56条の6の14第2項で定める「特定設備基準適合証」を有するものを設置する。

号	対 応 事 項												
第2号	<p>ロ 設備距離</p> <p>(1) 設備距離            貯蔵能力 <u>2,907 kg(バルク貯槽)</u> × <u>1 (基)</u> = <u>2,907 kg</u></p> <table border="1" data-bbox="391 353 1315 539"> <thead> <tr> <th>保安物件</th> <th>設備距離</th> <th>実測距離</th> <th>対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種保安物件</td> <td>7.0m ( 0m)</td> <td>150m</td> <td>〇〇小学校</td> </tr> <tr> <td>第2種保安物件</td> <td>7.0m ( 0m)</td> <td>35m</td> <td>民 家</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 設備距離の ( ) 内は障壁設置時の距離を示す。</p> <p>(2) 設備距離の不足に対する障壁の必要性 有 ・ 無</p> <p>① 材料 <u>-----</u></p> <p>② 寸法 (高さ) <u>--- cm</u> (厚さ) <u>-- cm</u></p> <p>③ 配筋 <u>-- mm, -- mm 鉄筋</u> 間隔 (縦) <u>-- cm</u> (横) <u>-- cm</u></p> <p>(3) 地盤面下に埋設の必要性 有 ・ 無</p> <hr/> <p>ハ 火気取扱施設距離等</p> <p>(1) 火気取扱施設の種類 <u>焼却炉</u></p> <p>(2) 火気取扱施設距離 <u>10.0 m</u></p> <p>(3) 火気取扱施設距離が5m以上ない場合の障壁・・・該当しない。</p> <p>① 材料 <u>-----</u> (注) 3トン以上の場合8m</p> <p>② 高さ <u>--- m</u></p> <p>③ 迂回水平距離 <u>--- m</u></p> <hr/> <p>ニ 消火器</p> <p>(1) 型式 <u>20型 (A5B12C) 6 kg</u></p> <p>(2) 個数 <u>3 個</u></p> <p>(3) 設置場所 <u>バルク貯槽横の収納ボックス内に設置する。</u></p> <hr/> <p>ホ 規則第19条第3号ハ及び第4号から第6号に対応する事項</p>	保安物件	設備距離	実測距離	対象物件	第1種保安物件	7.0m ( 0m)	150m	〇〇小学校	第2種保安物件	7.0m ( 0m)	35m	民 家
保安物件	設備距離	実測距離	対象物件										
第1種保安物件	7.0m ( 0m)	150m	〇〇小学校										
第2種保安物件	7.0m ( 0m)	35m	民 家										
第19条 第3号	<p>ハ バルク貯槽は、次の基準に適合するものを設置する。</p> <p>(1) 安全弁 バネ式安全弁を設置する。</p> <p>(2) 液面計 フロート式液面計を設置する。 液面計には85%表示を朱書 液面は常時電話回線によりガス供給者で監視</p> <p>(3) 過充てん防止装置 液受入口に過充てん防止装置を設置する。(最高液面85%)</p> <p>(4) カップリング用液流出防止装置付き液取入弁 セーフティカップリングを取り付けた液取入弁を設置する。</p> <p>(5) ガス放出防止器付きガス取出弁 ガス放出防止器を取り付けたガス取出弁を設置する。</p>												

号	対 応 事 項
第19条 第3号	<p>(6) ガス放出防止器付き液取出弁 ガス放出防止器を取り付けた液取出弁を設置する。</p> <p>(7) 均圧弁用カップリング 均圧弁にセーフティカップリングを設置する。</p> <p>(8) プロテクター (1)～(7)の機器を保護するためプロテクターを設置する。</p> <p>(9) LPガス、火気厳禁の表示 バルク貯槽の外部から見やすい箇所に「LPガス」「火気厳禁」と朱書する。</p> <p>(10) 緊急連絡先の表示 バルク貯槽の外部から見やすい箇所に緊急連絡先を表示する。 緊急連絡先 <u>〇〇液化石油ガス(株)〇〇営業所 電話番号000-000-0000</u></p> <p>(11) 腐食防止措置 バルク貯槽は下地処理後、錆止め20μm以上/回、上塗り15μm以上/回の塗装を2回実施する。</p> <p>(12) 転倒防止等措置 バルク貯槽のサドルは、コンクリート基礎にアンカーボルトで固定する。</p>
第4号	<p>漏えい試験 バルク貯槽は、ガスの漏えいがないものを設置する。</p>
第5号	<p>ガス漏れ検知器 バルク貯槽のプロテクター内にガス漏れ検知器を設置し、電話回線で常時監視するシステムと接続する。</p>
第6号	<p>バルク貯槽と調整器の間の再液化防止措置 気化装置を使用するため該当しない。</p>
第2号	<p>へ 規則第19条第3号ニ(1)～(5)の基準に対応する事項</p>
第19条 第3号	<p>ニ 地盤面上に設置するバルク貯槽は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>(1) バルク貯槽の基礎 基礎は、平坦なコンクリート盤とし、水平、かつ、地盤面から5cm以上高くする。</p> <p>(2) 車両接触防止措置 バルク貯槽の周囲は、ガードレール(鉄板)で囲み、車両の接触を防止する。</p> <p>(3) バルク貯槽の固定 バルク貯槽のサドルは、アンカーボルトで基礎と固定する。</p> <p>(4) バルク貯槽の接地 バルク貯槽は、アース棒(10φ×500mm)で大地と電氣的に接続する。</p> <p>(5) 安全弁の放出管 バルク貯槽の安全弁の放出管は、貯槽頂部から10cm以上の高さで、開口部は上向きとし、先端にレインキャップを取り付ける。</p>
第2号	<p>ト 地盤面下に埋設するバルク貯槽……該当しない。</p>

号	対 応 事 項
第2号	チ 貯蔵能力が3,000kg以上のバルク貯槽……該当しない。
第3号	第18条第4号から第7号まで、第10号及び第19号から第21号に対応する事項
第18条 第4号	バルク貯槽、気化装置、調整器等の選定 一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適応する数量の液化石油ガスを供給しうるものを設置する。 別紙-1にバルク貯槽、気化装置、調整器及びガスメータの選定根拠を記載
第5号	腐食、割れ等の欠陥 バルブ、受入・払出配管及び供給管は、使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものを使用する。
第6号	腐食防止措置 バルブ、受入・払出配管及び供給管には、腐食を防止する措置を講ずる。
第7号	使用材料 バルブ、受入・払出配管及び供給管の材料は、その使用条件等に照らし適切なものを使用する。 別紙-2にバルブ、受入・払出配管及び供給管等の材料、耐圧性能、腐食防止措置を記載 別紙-3にバルク貯槽、気化装置、バルブ等に関する添付書類を記載
第10号	漏えい試験 バルブ、受入・払出配管及び供給管は、漏えい試験に合格するものを使用する。
第19号	気化装置に関する基準 イ 腐食、割れ等の欠陥 使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものを使用する。 ロ 耐圧試験 <u>2.7 MPa</u> ハ 加熱方式 <u>電熱温水加熱式</u> ニ 液流出防止方式 <u>温水温度制御方式による液流出防止</u> ホ 温水部の凍結防止措置 <u>寒冷地でないため該当しない。</u>  ※ 気化装置のメーカー、型式等 (1) メーカー <u>〇〇〇(株)</u> (2) 型式 <u>00-0000</u> (3) 処理能力 <u>100kg/h</u>
第20号	調整器に関する基準 イ 腐食、割れ等の欠陥、液化石油ガスへの適合性 使用上支障のある腐食、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものを使用する。

号	対 応 事 項
第18条 第20号	<p>ロ 耐圧試験、気密試験 次の耐圧試験、気密試験に合格するものを使用する。</p> <p>(1) 2段式減圧用2次側のものを除く調整器 耐圧試験 2.6MPa以上 気密試験 1.56MPa以上</p> <p>(2) 2段式減圧用2次側の調整器 耐圧試験 0.8MPa以上 気密試験 0.15MPa以上</p>
	<p>ハ 調整圧力、閉そく圧力（2段式減圧用1次側のものを除く。） 次の調整圧力、閉そく圧力のものを使用する。</p> <p>(1) 生活用の調整器 調整圧力 2.3kPa以上3.3kPa以下 閉そく圧力 3.5kPa以下</p> <p>(2) 生活用以外の調整器 調整圧力、閉そく圧力は、使用する燃焼器に適合したのものを使用する。</p>
	<p>※ 調整器の種類、メーカー、型式等</p> <p>(1) 種類 <u>2段減圧式分離型</u></p> <p>(2) メーカー <u>〇〇〇〇(株)</u></p> <p>(3) 型式 <u>1次側(気化装置出口) 00-000-0</u> <u>2次側 00-000-0</u> <u>1次側(貯槽気相ライン) 00-000-0</u></p> <p>(4) 容量 <u>1次側(気化装置出口) 200kg/h 1個</u> <u>2次側 200kg/h 2個</u> <u>1次側(貯槽気相ライン) 200kg/h 1個</u></p>
第21号	地下室等に係る供給管の緊急遮断装置……地下室等に供給しない。
第22号	ハ 対震自動ガス遮断器 調整器の1次側と2次側の間の中圧部分に2個設置する。
第4号	<p>供給管に関する基準</p> <p>イ 高圧部の耐圧試験 バルク貯槽と調整器（2段式減圧用2次側のものを除く。）の間に設置される管は、2.6MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用する。</p> <p>ロ 中圧部の耐圧試験 2段式減圧用1次側調整器と2次側調整器の間に設置される管は、0.8MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用する。</p>

(注) 対震自動ガス遮断器の設置は、バルク供給に係る特定供給設備（貯蔵設備から調整器まで）の技術上の基準には規定されていないが、供給設備の技術上の基準が適用されるため、対象物件のガスメーターが大型ガスメーターで感震器が組込まれていない場合は、対震自動ガス遮断器を設置する必要がある。（施行規則第18条第22号ハ）  
この場合、調整器の1次側と2次側の間の中圧部分に対震自動ガス遮断器を設置することが多いため記載した。

バルク貯槽、気化装置、調整器及びガスメーターの選定根拠

1. 設計条件

- (1) 使用貯槽の種類 ..... 7,231 $\frac{リットル}{kg}$  (2,907kg) バルク貯槽
- (2) 液化石油ガスの規格 ..... い号 (PP95%以上)
- (3) 最大消費数量 ..... 80.6kg/h

【最大消費数量算定根拠】

- ① 温水ボイラー (缶体出力：465kW)  
給湯時消費数量 39.4kg/h
- ② 厨房  
総消費数量 398.8kW=28.5kg/h (kWからkg/hへの換算値：1/14)  
※ 同時使用率 80% : 28.5kg/h×0.8=22.8kg/h
- ③ GHP  
  - 〈GH-1〉 30HP 67.6kW 1台 = 4.83kg/h×1=4.83kg/h
  - 〈GH-2〉 25HP 51.2kW 2台 = 3.66kg/h×2=7.32kg/h
  - 〈GH-3〉 20HP 43.3kW 2台 = 3.09kg/h×2=6.18kg/h

合計 18.33kg/h

※ 同時使用率 100% (≒18.4kg/h)

∴最大消費数量=①+②+③=39.4+22.8+18.4=80.6kg/h

2. ローリ充てん周期

$$\frac{\text{貯槽貯蔵量} \times 2/3}{\text{最大消費数量} \times \text{平均稼働時間}} = \frac{2,907 \times 2/3}{80.6 \times 5} = 4.8 \text{ 日}$$

3. 気化装置の選定

最大消費数量×1.2=80.6kg/h×1.2=96.7kg/h ..... 100kg/h 採用

4. 調整器の選定

最大消費数量×1.5=80.6kg/h×1.5=120.9kg/h ..... 1次側 200kg/h 1個 採用  
2次側 200kg/h 2個 採用

5. ガスメーターの選定

最大消費数量×0.482×1.2=80.6kg/h×0.482×1.2=46.6m<sup>3</sup>/h ..... 65m<sup>3</sup>/h 採用  
(kg/hからm<sup>3</sup>/hへの換算値：0.482)

## バルブ、受入・払出配管及び供給管の材料、耐圧性能及び腐食防止措置

名 称	材料及び規格	耐圧性能	腐食防止措置
高圧バルブ	ダクタイル鉄鑄造品 FCD-S	2.7 MPa	防錆塗装施工
高圧バルブ	鍛造用黄銅 JIS H 3250 C3771BE	3.1 MPa 4.0 MPa	-----
中圧バルブ	ダクタイル鉄鑄造品 FCD-S	2.4 MPa	防錆塗装施工
中圧バルブ	鍛造用黄銅 JIS H 3250 C3771BE	3.1 MPa 4.0 MPa	-----
低圧バルブ	ダクタイル鉄鑄造品 FCD-S	2.4 MPa	防錆塗装施工
低圧バルブ	鍛造用黄銅 JIS H 3250 C3771BE	4.0 MPa	-----
1次側調整器	ダクタイル鉄鑄造品 FCD-S	2.7 MPa	防錆塗装施工
2次側調整器	ダクタイル鉄鑄造品 FCD-S	0.8 MPa	同上
高圧配管 (受入、払出)	圧力配管用炭素鋼鋼管 JIS G 3454 STPG370 SCH40	2.7 MPa	同上
中圧配管 (1次～2次)	配管用炭素鋼鋼管 JIS G 3452 SGP	0.8 MPa	同上
低圧配管 (供給管)	配管用炭素鋼鋼管 JIS G 3452 SGP	0.8 MPa	同上
高圧フレキ シブルホース	SUS304	4.0 MPa	-----

バルク貯槽、気化装置、バルブ等に関する添付書類

1. 2.9 tバルク貯槽	仕様書 強度計算書 組立図
2. 気化装置	仕様書 強度計算書 組立図
3. ガス放出防止器	強度計算書 組立図
4. フランジ型ボールバルブ	強度計算書 組立図
5. フランジ型ストレーナー	強度計算書 組立図
6. ブロー弁	強度計算書 組立図
7. ネジ込み型ストップ弁	強度計算書 組立図
8. 2段式1次側圧力調整器	強度計算書 組立図 流量性能曲線
9. 2段式2次側圧力調整器	強度計算書 組立図 流量性能曲線
10. 供給管	強度計算書
11. フレキシブルメタルホース	強度計算書 寸法図
12. LPガス検知警報器	仕様書 寸法図
13. 対震自動ガス遮断弁	強度計算書 組立図
14. 圧力計	仕様書

(注) 本書では、掲載しているバルク貯槽の本体図、配管系統図以外の図面等の添付は省略する。

特定供給設備の位置を示す案内図

特定供給設備の設置先名称		特定供給設備の所在地
〇〇〇病院		〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
電話番号	000-000-0000	〇〇駅より 〇 Km 目標物件 〇〇小学校
<p>5万分の1*の地図を貼付し最寄駅等より特定供給設備への経路、位置を明示                      (*地図の縮尺は5万分の1を原則とし、状況等により縮尺を変更することは可。)</p>		

特定供給設備の付近の状況見取図

特定供給設備の設置先名称	特定供給設備の所在地
〇〇〇病院	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

貯蔵能力	2,907 kg	設備距離	実測距離	対象物件
第1種保安物件までの距離		7.0 m ( 0 m)	m	病院の建物
第2種保安物件までの距離		7.0 m ( 0 m)	m	民家
火気取扱施設までの距離		5 m	m	GHP室外機

( )内は障壁設置時の距離

## バルク貯槽本体の構造図

バルク貯槽本体の構造図を添付

## バルク貯槽周辺の配管系統図

バルク貯槽周辺の配管系統図を添付

#### 4. バルク特定供給設備の変更

##### 4-1 バルク特定供給設備の変更に係る法令

###### (1) 意見書交付申請

意見書の交付を申請する場合

法第36条第2項により、  
貯蔵施設所在地を管轄する  
消防長等に意見書交付申請

###### (2) 貯蔵施設等変更許可申請

特定供給設備を変更する場合

- (例1) 特定供給設備の貯蔵能力を増加
- (例2) 特定供給設備の位置を変更
- (例3) 特定供給設備の構造、設備、装置等の変更

法第37条の2第1項  
規則第56条により、  
所在地の都道府県に貯蔵施設等変更許可申請  
法第37条の3  
規則第59条により、所在地  
都道府県に貯蔵施設等完成  
検査申請

###### (3) バルク特定供給設備の軽微変更

特定供給設備の廃止その他軽微な  
変更をする場合

- (例1) 特定供給設備を廃止
- (例2) 特定供給設備の消火設備を変更  
又は換気孔を増設

法第37条の2第2項  
規則第58条により、  
所在地の都道府県に貯蔵施設等変更届出

##### 4-2 バルク特定供給設備の変更に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先		頁 No.
	液石法 規則	様式	消防長	知事	
1. 意見書交付申請書（添付書類は新設と同じ）	法36-2	—	○	—	190
2. 貯蔵施設等変更許可申請書	56-1	29	—	○	209
① 消防長等の意見書（正本）	56-2	—	—	○	—
② 特定供給設備の位置及び構造等の変更明細書	56-2	—	—	○	210
③ 特定供給設備の位置を示す案内図	56-2	—	—	○	204
④ 特定供給設備の付近の状況見取図	56-2	—	—	○	205
⑤ 特定供給設備の構造図	56-2	—	—	○	206
⑥ バルク貯槽周辺の配管系統図	56-2	—	—	○	207
3. 貯蔵施設等変更届書	58	30	—	○	188
4. 貯蔵施設等完成検査申請書	59-1	31	—	○	179
5. 貯蔵施設等完成検査受検届書	60-2	33	—	○	180

(注) 1. 特定供給設備の変更事項で、同一材料での屋根のふきかえや、同一製造事業者による同一型式の調整器、気化装置等の交換は含まれない。（通達：法第37条の2（変更の許可）関係）  
2. 貯蔵施設等変更許可申請書、変更明細書以外の項目は、貯蔵施設等設置許可申請の内容を参照して作成すること。

#### 4-3 貯蔵施設等変更許可申請書等(特定供給設備(バルク貯槽設置))の作成例

##### (1) 特定供給設備(バルク貯槽設置)の変更許可申請書

様式第29(第56条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×許可番号	

### 貯蔵施設等変更許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

#### 1 貯蔵施設又は特定供給設備を変更しようとする販売所の名称及び所在地

販売所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
販売所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

#### 2 変更しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

バルク特定供給設備の設置先名称 マーケット〇〇〇店  
バルク特定供給設備の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

#### 3 貯蔵施設又は特定供給設備の変更の内容

特定供給設備の貯蔵能力の変更  
変更前 貯蔵能力 50kg容器 64本 (3,200kg)  
変更後 貯蔵能力 バルク貯槽 (2,907kg)

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 消防長等の意見書の正本を添付すること。

## バルク特定供給設備の位置及び構造等の明細書

### 1. 変更の理由

特定供給設備の設置先マーケット〇〇〇店に50kg容器64本(3,200kg)を設置し、液化石油ガスを供給してきたが、同店でガスエンジンヒートポンプ(GHP)を追加導入することとなったため、従来の容器による供給から貯蔵能力2.9トン型のバルク貯槽による供給に切り替えて、液化石油ガスを供給することになったため。

### 2. バルク特定供給設備の設置先名称及び所在地

設置先名称 マーケット〇〇〇店  
所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

### 3. 変更の内容

変更前 特定供給設備の貯蔵能力：容器64本 3,200kg  
変更後 特定供給設備の貯蔵能力：バルク貯槽 2,907kg

### 4. バルク特定供給設備の概要

No.	設備内容	規格及び仕様	設置数	備考
1	2.9トン型バルク貯槽	内容積 7,231ℓ	1基	地上設置
2	電熱温水加熱式気化装置	100kg/h	1基	
3	圧力調整器	1次側 100kg/h " 100kg/h 2次側 100kg/h	1個 1個 2個	気化装置出口に設置 貯槽気相ラインに設置 供給圧力に減圧用
4	ガス漏れ検知警報設備	2点式	1式	貯槽のプロテクター内及び 気化装置横に設置
5	付帯配管設備	-----	1式	

### 4. 貯蔵能力

貯蔵能力の計算

$$W = 0.85 w V$$

W：貯蔵能力 (kg)

w：常用の温度における液化石油ガスの比重 0.473 (40℃)  
(プロパン98% ブタン2%)

V：バルク貯槽の内容積 7,231ℓ

$$\therefore W = 0.85 \times 0.473 \times 7,231 = 2,907\text{kg}$$

### 5. バルク特定供給設備の技術上の基準に対応する事項

(液化石油ガス法施行規則第54条各号)

※号数の網掛け部分は、施行規則第18条、第19条の引用部分を示す。

号	対 応 事 項
第1号	バルク容器の基準……バルク容器は設置しない。
第2号	バルク貯槽の基準

号	対 応 事 項												
第2号	<p>イ バルク貯槽の基準適合性  高圧ガス保安法第56条の4第1項で定める「特定設備検査合格証」を有するものを設置する。  (注) 特定設備基準適合証の場合は次の記載とする。  高圧ガス保安法第56条の6の14第2項で定める「特定設備基準適合証」を有するものを設置する。</p> <p>ロ 設備距離  (1) 設備距離  貯蔵能力 <u>2,907 kg(バルク貯槽)</u> × <u>1 (基)</u> = <u>2,907 kg</u></p> <table border="1" data-bbox="391 622 1313 813"> <thead> <tr> <th>保安物件</th> <th>設備距離</th> <th>実測距離</th> <th>対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種保安物件</td> <td>7.0m ( 0m)</td> <td>150m</td> <td>〇〇小学校</td> </tr> <tr> <td>第2種保安物件</td> <td>7.0m ( 0m)</td> <td>35m</td> <td>民 家</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 設備距離の ( ) 内は障壁設置時の距離を示す。  (2) 設備距離の不足に対する障壁の必要性 有・無  ① 材料 <u>-----</u>  ② 寸法 (高さ) <u>--- cm</u> (厚さ) <u>-- cm</u>  ③ 配筋 <u>-- mm, -- mm 鉄筋</u> 間隔 (縦) <u>-- cm</u> (横) <u>-- cm</u>  (3) 地盤面下に埋設の必要性 有・無</p> <p>ハ 火気取扱施設距離等  (1) 火気取扱施設の種類 <u>焼却炉</u>  (2) 火気取扱施設距離 <u>10.0 m</u>  (3) 火気取扱施設距離が5m以上ない場合の障壁……該当しない。  ① 材料 <u>-----</u> (注) 3トン以上の場合8m  ② 高さ <u>--- m</u>  ③ 迂回水平距離 <u>--- m</u></p> <p>ニ 消火器  (1) 型式 <u>20型 (A5B12C) 6 kg</u>  (2) 個数 <u>3 個</u>  (3) 設置場所 <u>バルク貯槽横の収納ボックス内に設置する。</u></p> <p>ホ 規則第19条第3号ハ及び第4号から第6号に対応する事項</p>	保安物件	設備距離	実測距離	対象物件	第1種保安物件	7.0m ( 0m)	150m	〇〇小学校	第2種保安物件	7.0m ( 0m)	35m	民 家
保安物件	設備距離	実測距離	対象物件										
第1種保安物件	7.0m ( 0m)	150m	〇〇小学校										
第2種保安物件	7.0m ( 0m)	35m	民 家										
第19条 第3号	<p>ハ バルク貯槽は、次の基準に適合するものを設置する。</p> <p>(1) 安全弁  バネ式安全弁を設置する。</p> <p>(2) 液面計  フロート式液面計を設置する。  液面計には85%表示を朱書  液面は常時電話回線によりガス供給者で監視</p>												

号	対 応 事 項
第19条 第3号	<p>(3) 過充てん防止装置 液受入口に過充てん防止装置を設置する。(最高液面85%)</p> <p>(4) カップリング用液流出防止装置付き液取入弁 セーフティカップリングを取り付けた液取入弁を設置する。</p> <p>(5) ガス放出防止器付きガス取出弁 ガス放出防止器を取り付けたガス取出弁を設置する。</p> <p>(6) ガス放出防止器付き液取出弁 ガス放出防止器を取り付けた液取出弁を設置する。</p> <p>(7) 均圧弁用カップリング 均圧弁にセーフティカップリングを設置する。</p> <p>(8) プロテクター (1)～(7)の機器を保護するためプロテクターを設置する。</p> <p>(9) LPガス、火気厳禁の表示 バルク貯槽の外部から見やすい箇所に「LPガス」「火気厳禁」と朱書する。</p> <p>(10) 緊急連絡先の表示 バルク貯槽の外部から見やすい箇所に緊急連絡先を表示する。 緊急連絡先 <u>〇〇液化石油ガス(株)〇〇営業所 電話番号000-000-0000</u></p> <p>(11) 腐食防止措置 バルク貯槽は下地処理後、錆止め20<math>\mu</math>m以上/回、上塗り15<math>\mu</math>m以上/回の塗装を2回実施する。</p> <p>(12) 転倒防止等措置 バルク貯槽のサドルは、コンクリート基礎にアンカーボルトで固定する。</p>
第4号	<p>漏えい試験 バルク貯槽は、ガスの漏えいがないものを設置する。</p>
第5号	<p>ガス漏れ検知器 バルク貯槽のプロテクター内にガス漏れ検知器を設置し、電話回線で常時監視するシステムと接続する。</p>
第6号	<p>バルク貯槽と調整器の間の再液化防止措置 気化装置を使用するため該当しない。</p>
第2号	<p>へ 規則第19条第3号ニ(1)～(5)の基準に対応する事項</p>
第19条 第3号	<p>ニ 地盤面上に設置するバルク貯槽は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>(1) バルク貯槽の基礎 基礎は、平坦なコンクリート盤とし、水平、かつ、地盤面から5cm以上高くする。</p> <p>(2) 車両接触防止措置 バルク貯槽の周囲は、ガードレール(鉄板)で囲み、車両の接触を防止する。</p> <p>(3) バルク貯槽の固定 バルク貯槽のサドルは、アンカーボルトで基礎と固定する。</p>

号	対 応 事 項
第3号	(4) バルク貯槽の接地 バルク貯槽は、アース棒（10φ×500mm）で大地と電氣的に接続する。 (5) 安全弁の放出管 バルク貯槽の安全弁の放出管は、貯槽頂部から10cm以上の高さで、開口部は上向きとし、先端にレインキャップを取り付ける。
第2号	ト 地盤面に埋設するバルク貯槽……該当しない。 チ 貯蔵能力が3,000kg以上のバルク貯槽……該当しない。
第3号	第18条第4号から第7号まで、第10号及び第19号から第21号に対応する事項
第18条 第4号	バルク貯槽、気化装置、調整器等の選定 一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適応する数量の液化石油ガスを供給しうるものを設置する。 別紙にバルク貯槽、気化装置、調整器及びガスメータの選定根拠を記載
第5号	腐食、割れ等の欠陥 バルブ、受入・払出配管及び供給管は、使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものを使用する。
第6号	腐食防止措置 バルブ、受入・払出配管及び供給管には、腐食を防止する措置を講ずる。
第7号	使用材料 バルブ、受入・払出配管及び供給管の材料は、その使用条件等に照らし適切なものを使用する。 別紙-2にバルブ、受入・払出配管及び供給管等の材料、耐圧性能、腐食防止措置を記載（記載略） 別紙-3にバルク貯槽、気化装置、バルブ等に関する添付書類を記載（記載略）
第10号	漏えい試験 バルブ、受入・払出配管及び供給管は、漏えい試験に合格するものを使用する。
第19号	気化装置に関する基準 イ 腐食、割れ等の欠陥 使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものを使用する。 ロ 耐圧試験 <u>2.7 MPa</u> ハ 加熱方式 <u>電熱温水加熱式</u> ニ 液流出防止方式 <u>温水温度制御方式による液流出防止</u> ホ 温水部の凍結防止措置 <u>寒冷地でないため該当しない。</u>  ※ 気化装置のメーカー、型式等 (1) メーカー <u>〇〇〇(株)</u> (2) 型式 <u>00-0000</u> (3) 処理能力 <u>100kg/h</u>

号	対 応 事 項
第20号	調整器に関する基準
	イ 腐食、割れ等の欠陥、液化石油ガスへの適合性 使用上支障のある腐食、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものを使用する。
	ロ 耐圧試験、気密試験 次の耐圧試験、気密試験に合格するものを使用する。 (1) 2段式減圧用2次側のものを除く調整器 耐圧試験 2.6MPa以上 気密試験 1.56MPa以上 (2) 2段式減圧用2次側の調整器 耐圧試験 0.8MPa以上 気密試験 0.15MPa以上
	ハ 調整圧力、閉そく圧力（2段式減圧用1次側のものを除く。） 次の調整圧力、閉そく圧力のものを使用する。 (1) 生活用の調整器 調整圧力 2.3kPa以上3.3kPa以下 閉そく圧力 3.5kPa以下 (2) 生活用以外の調整器 調整圧力、閉そく圧力は、使用する燃焼器に適合したものを使用する。
	※ 調整器の種類、メーカー、型式等 (1) 種類 <u>2段減圧式分離型</u> (2) メーカー <u>〇〇〇〇(株)</u> (3) 型式 <u>1次側（気化装置出口） 00-000-0</u> <u>2次側 00-000-0</u> <u>1次側（貯槽気相ライン） 00-000-0</u> (4) 容量 <u>1次側（気化装置出口） 100kg/h 1個</u> <u>2次側 100kg/h 2個</u> <u>1次側（貯槽気相ライン） 100kg/h 1個</u>
第21号	地下室等に係る供給管の緊急遮断装置・・・地下室等に供給しない。
第22号	ハ 対震自動ガス遮断器 調整器の1次側と2次側の間の中圧部分に2個設置する。
第4号	供給管に関する基準
	イ 高圧部の耐圧試験 バルク貯槽と調整器（2段式減圧用2次側のものを除く。）の間に設置される管は、2.6MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用する。  ロ 中圧部の耐圧試験 2段式減圧用1次側調整器と2次側調整器の間に設置される管は、0.8MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用する。

バルク貯槽、気化装置、調整器及びガスメーターの選定根拠

1. 設計条件

- (1) 使用貯槽の種類 ..... バルク貯槽 : 7,231 $\frac{1}{14}$  (2,907kg)
- (2) 液化石油ガスの規格 ..... い号 (PP95%以上)
- (3) 最大消費数量 ..... 65.8 kg/h  
 GHP設置台数 20馬力 18台  
 1台あたり消費量 51.2kW  
 最大消費数量 = 51.2 × 18 = 921.6kW = 921.6 ÷ 14 = 65.8kg/h  
 (kWからkg/hへの換算値 : 1/14)

2. ローリ充てん周期

$$\frac{\text{貯槽貯蔵量} \times 2/3}{\text{最大消費数量} \times \text{平均稼働時間}} = \frac{2,907 \times 2/3}{65.8 \times 5} = 5.9 \text{ 日}$$

3. 気化装置の選定

気化装置容量 : 最大消費数量 × 1.2 = 65.8kg/h × 1.2 = 79.0kg/h ..... 100kg/h 採用

4. 調整器容量の計算

調整器容量 : 最大消費数量 × 1.5 = 65.8kg/h × 1.5 = 98.7kg/h ..... 100kg/h採用

5. ガスメーター容量の計算

メーター容量 : 最大消費数量 × 1.2 = 65.8kg/h × 0.482 × 1.2 = 38.1m<sup>3</sup>/h ..... 40m<sup>3</sup>/h採用  
 (kg/hからm<sup>3</sup>/hへの換算値 : 0.482)

《 MEMO 》

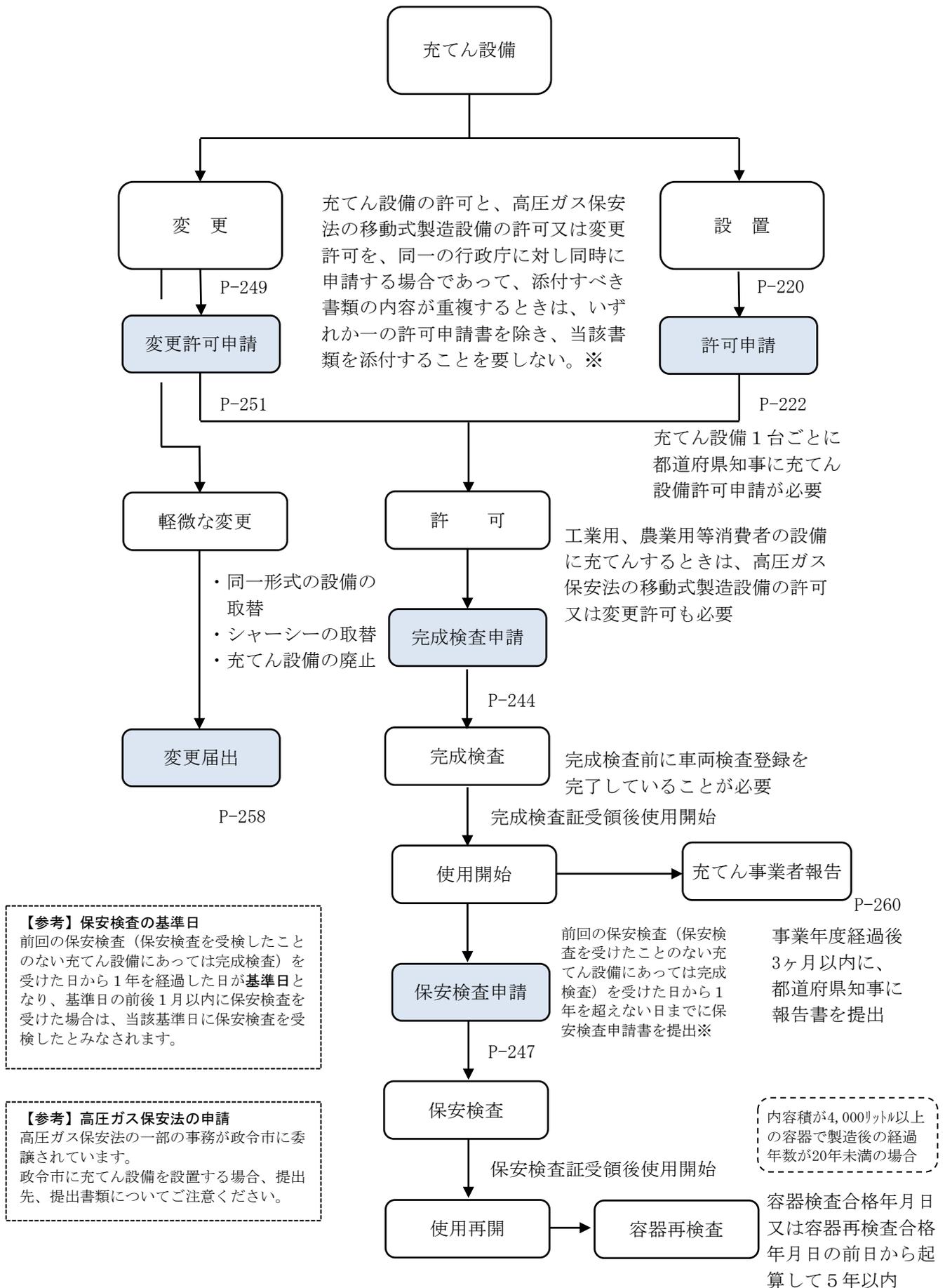
## 第5章 充てん設備の申請・届出等の手続き

## 第5章 充てん設備の申請・届出等の手続き

### 目 次

I. 充てん設備の申請・届出等の手続き一覧表	219
II. 充てん設備の申請・届出等の手続き要領	220
1. 充てん設備の設置	220
1-1 充てん設備の設置等に係る法令	220
1-2 充てん設備の設置等に係る提出書類一覧表	220
1-3 充てん設備許可申請書等の作成例	222
2. 充てん設備の変更	249
2-1 充てん設備の変更に係る法令	249
2-2 充てん設備の変更に係る提出書類一覧表	249
2-3 充てん設備変更許可申請書等の作成例	251
3. 充てん事業者の報告	260
3-1 充てん事業者の報告に係る法令	260
3-2 充てん事業者の報告に係る提出書類	260
3-3 充てん事業者報告書の作成例	261
	END 262

# I. 充てん設備の申請・届出等の手続き一覧表



## II. 充電設備の申請・届出等の手続き要領

### 1. 充電設備の設置

#### 1-1 充電設備の設置等に係る法令

##### (1) 充電設備の許可申請及び完成検査申請

充電設備を設置する場合

- ① 充電設備の許可申請
- ② 充電設備の完成検査申請

法第37条の4第1項  
規則第63条により、  
所在地の都道府県に充電  
設備の許可申請  
法第37条の4第4項で準用  
する法第37条の3第1項  
規則第68条第1項により、  
所在地の都道府県に充電  
設備の完成検査申請

##### (2) 充電設備の保安検査申請

充電設備の保安検査を受ける場合

法第37条の6第1項  
規則第81条第2項により、  
所在地の都道府県に充電  
設備の保安検査申請

(注) 充電設備の完成検査及び保安検査は、都道府県知事によるもののほか、協会又は指定完成検査機関、指定保安検査機関による検査の受検も可能です。(規則第69条、第82条)

(注) 充電設備の保安検査については、前回の保安検査(保安検査を受検したことのない充電設備にあつては完成検査)から1年を経過した日を基準日とし、基準日の前後1月以内に保安検査を受検した場合は基準日において保安検査を受検したものとみなされます。(規則第81条)

#### 1-2 充電設備の設置等に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先 知事	頁 No.
	液石法 規則	様 式		
1. 充電設備許可申請書	63	35	○	222
① 充電計画書	63-2-1	—	○	223
別紙-1 各規則対応事項	63-2-1	—	○	225
別紙-2 充電設備の設備、装置等に関する書類	63-2-1	—	○	239
別紙-3 機器一覧表	63-2-1	—	○	—
② 充電設備の使用の本拠の所在地を示す案内図	63-2-2	—	○	242
③ 充電設備の使用の本拠の所在地の付近の状況見取図	63-2-2	—	○	243
④ 充電作業者講習修了証の写し(再講習欄を含む。)	—	—	○	—
⑤ 法人の登記事項証明書(個人の場合は住民票)	—	—	○	—
⑥ 添付を省略した書類の一覧表	—	—	○	244
2. 充電設備完成検査申請書	68-1	38	○	245
3. 充電設備完成検査受検届書	69-2	40	○	246
4. 充電設備保安検査申請書	81-2	44	○	247
5. 充電設備保安検査受検届書	82-2	46	○	248

- (注) 1. 一般消費者等にだけバルク供給を行う場合は、充てん設備の許可のみで良いが、工業用、農業用等の用途にバルク供給を行う場合は、高圧ガス保安法の移動式製造設備の許可又は変更許可が必要となる。従って両方の許可を取得することが望ましい。
2. 充てん設備の許可と、高圧ガス保安法の移動式製造設備の許可又は変更許可を、同一の行政庁に対し同時に申請する場合であって、添付すべき書類の内容が重複するときは、いずれか一の許可申請書を除き、当該書類を添付することを要しない（ただし、書類の添付を省略した許可申請書には、「⑥ 添付を省略した書類の一覧表」を添付すること。）。

### 1-3 充てん設備の許可申請書等の作成例

#### (1) 充てん設備許可申請書

様式第35(第63条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×許可番号	

### 充てん設備許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

#### 1 充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

本拠の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
本拠の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

#### 2 充てん設備の貯蔵設備の記号及び番号並びに貯蔵能力

貯蔵設備の記号・番号 □□〇〇〇〇  
貯蔵設備の貯蔵能力 2,300kg

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

## 充 て ん 計 画 書

1. 充てんする液化石油ガスの成分  
プロパンを主成分とする液化石油ガス（プロパン95～97％・その他はプロピレン・ブタン等）
2. 充てんの目的  
充てん設備（新バルクローリ）を設置し、一般消費者等の消費先にバルク供給方式による液化石油ガスの供給を行うことを目的とする。
3. 充てんの方法  
当社の2次基地から充てん設備に液化石油ガスを受け入れ、消費先のバルク貯槽、バルク容器等に充てん設備から液化石油ガスを直接充てんする。
4. 貯蔵能力

事業所貯蔵能力一覧表

車両番号	〇〇800 あ11-11		第1種製造施設 総計	合 計
型 式	新バルクローリ			
容器番号	〇〇〇〇			
貯蔵容量(口)	5,373λ			
公称重量(t)	2.3 t			
充てん定数	2.33			
法定最大貯蔵量(t)	2.30 t			2.30 t

貯蔵能力計算式

$$G = V / C \quad V : \text{容器の内容積の数値} (\lambda)$$

〇〇800あ11-11      C : 充てん定数 (2.33)

$$G = 5,373\lambda / 2.33 = 2,306 \text{ kg} \approx 2.30 \text{ t}$$

(注) 事業所の全車両の貯蔵能力及び第1種製造施設（定置式製造施設）の総計を記載  
（充てん設備の増設の場合は、増設の前後の貯蔵量がわかるようにする。）

### 5. 充てん設備の概要

No.	設 備	型 式	能 力	設計圧力	耐圧試験 圧 力	気密試験 圧 力	メーカ
1	容 器	横置円筒型	2,300kg	2.1MPa	3.5MPa	2.1MPa	〇〇〇〇(株)
2	液送ポンプ	000-0000	135λ/min	2.1MPa	3.5MPa	2.1MPa	〇〇〇〇(株)
3	流量計	00-00-00	75kg/min	2.1MPa	3.5MPa	2.1MPa	〇〇〇〇(株)
4	振動検知器	ハイボスイッチ	----	----	----	----	〇〇〇〇(株)
5	ガス検知器	00-00-00	1点式	----	----	----	〇〇〇〇(株)

### 6. 各規則対応事項

該当する規則に対する対応事項を記載する。（別紙-1）

- (1) 液石法施行規則第64条第1項（充てん設備の技術上の基準）及びバルク供給・充てん設備告示に対応する事項）
- (2) 液石法施行規則第72条（液化石油ガスの充てん作業の技術上の基準）に対応する事項
- (3) 液化石油ガス保安規則第48条（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等）に対応する事項

7. 充てん作業者講習修了者名簿

整理番号	氏名	資格取得年月日	修了証番号	備考
1	〇〇 〇〇	元号〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇第〇〇号	
2	□□ □□	元号□□年□□月□□日	□□□第□□号	
3		日付は、和暦とするこ		
4				

(注) 充てん作業者講習修了証の写し(再講習の受講記録を含む。)を添付すること。

別紙-1 各規則対応事項

別紙-2 充てん設備の設備、装置等に関する添付書類  
(設備、装置等の強度計算書及び図面等を添付)

別紙-3 機器一覧表(記載 略)

別紙－1 各規則対応事項

(1) 液石法施行規則第64条第1項(充てん設備の技術上の基準)及びバルク供給・充てん設備告示に対応する事項

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充てん設備告示 第121号		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	---
第1号	貯蔵設備は、容器であること。	—	---	・容器検査合格品の容器を使用します。
第2号	液化石油ガスの通る部分（容器及び高压ガス保安法第49条の2第1項の附属品を除く。以下この条において同じ。）は、告示で定めるところにより行う耐圧試験に合格するものであること。	第17条	（液化石油ガスの通る部分の耐圧試験） 規則第64条第1項第2号の液化石油ガスの通る部分の耐圧試験は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。ただし、高压ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品については、当該耐圧試験に合格したものとみなす。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高压ガス設備品及び認定品は当該成績書によります。</li> <li>・ホースリール、充てんホース、均圧ホース、スイベルジョイント、フレキシブルホースは、それぞれ製造業者が実施した旨を証明する耐圧試験成績書を提出します。</li> <li>・液化石油ガスの通る部分の耐圧試験は、常用の圧力の1.5倍以上の水圧により行い、異常がないことを確認します。 設計圧力：2.1MPa 耐圧試験圧力：3.5MPa</li> </ul>
		第1号	常用の圧力の1.5倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行い、膨らみ、伸び、漏えい等の異常がないことを確認すること。	
		第2号	当該設備がぜい性破壊を起こすおそれのない温度において行うこと。	
第3号	液化石油ガスの通る部分は、告示で定めるところにより行う気密試験に合格するものであること。	第18条	（液化石油ガスの通る部分の気密試験） 規則第64条第1項第3号の液化石油ガスの通る部分の気密試験は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。ただし、高压ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品については、当該気密試験に合格したものとみなす。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高压ガス設備品及び認定品は当該成績書によります。</li> <li>・ホースリール、充てんホース、均圧ホース、スイベルジョイント、フレキシブルホースは、それぞれ製造業者が実施した旨を証明する気密試験成績書を提出します。</li> <li>・液化石油ガスの通る部分の気密試験は、常用の圧力以上の圧力で、窒素ガス（空気）を使用して行い、圧力を10分間以上保持して漏えいがないことを完成検査時に確認します。 気密試験圧力：2.1MPa</li> </ul>
		第1号	常用の圧力以上の圧力で空気その他の危険性のない気体を使用して行い、規定圧力を10分間以上保持し、漏えいがないことを確認すること。	
		第2号	当該設備がぜい性破壊を起こすおそれのない温度において行うこと。	
		第3号	検査の状況によって危険がないと判断される場合は、当該液化石油ガスの通る部分によって貯蔵又は処理されるガスを使用して気密試験を行うことができる。この場合において、圧力は、異常のないことを確認しながら段階的に昇圧することとする。	
第4号	液化石油ガスの通る部分は、告示で定める肉厚を有するものであること。	第19条	（液化石油ガスの通る部分の肉厚） 規則第64条第1項第4号の液化石油ガスの通る部分の肉厚は、次に定めるところにより算定するものとする。ただし、高压ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品については、当該肉厚を有するものとみなす。	・高压ガス設備品及び認定品は十分な強度を有するものを使用します。

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充てん設備告示 第121号		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	---
第4号		第1号	液化石油ガスの通る部分の肉厚の算定については、特定設備検査規則（昭和51年通商産業省令第4号）第12条及び第14条の規定を準用する。この場合において、「設計圧力」とあるのは「常用の圧力」と読み替えるものとする。	・高圧ガス設備品及び認定品以外のホースリール、安全継手、スィベルジョイント、フレキシブルホースは、それぞれ肉厚算定の強度計算書を添付します。
		第2号	前号の算定方法が適用できないものにあつては、次のいずれかの方法によりその強度を確認することをもって肉厚の算定に代えることができる。	・充てんホース、均圧ホース、フレキシブルホースについては、型式ごとに、常用の圧力の4倍の耐圧試験に合格した旨の成績書を提出します。
		イ 型式ごとに水圧による加圧試験を行い、常用の圧力の4倍の圧力に、常用の温度における材料の許容引張応力に対する加圧試験の温度における材料の許容引張応力の比を乗じて得られる値以上の圧力で破壊を生じないものであること。		
ロ 型式ごとに抵抗線ひずみ計による応力の測定を行い、常用の圧力において生ずる応力（穴、ねじ谷等に生じる局部応力を除く。）が、常用の温度における材料の許容引張応力以下であること。				
第5号	充てんのためのポンプ又は圧縮機の起動及び停止を行うスイッチは、遠隔操作ができるものであること。	—	---	・軸シールのない構造のポンプを使用し、遠隔操作で起動及び停止ができます。
第6号	充てんのためのポンプ又は圧縮機を駆動させる発電機は、火花を発生しない構造であること。	—	---	・発電機は設置しません。
第7号	充てんホースは、日本産業規格 K6347（1995）に規定される鋼線編組式ホースとすること。	—	---	・充てんホースは、規則で定める鋼線編組式ホースを使用します。
第8号	充てんホースには、告示で定めるところにより、安全継手を設けること。	第20条	（安全継手の設置等） 規則第64条第1項第8号及び第10号の安全継手は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	・充てんホースには、安全継手を設けます。
		第1号	安全継手は、充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないものであること。	・安全継手は、液化石油ガスに侵されない材料を使用します。
		第2号	安全継手は、引張試験を行い、当該安全継手の内圧力を0パスカルとして、530ニュートンの引張荷重を加えたときに自動的に分離し、かつ、瞬時に液化石油ガスを遮断するものであること。	・安全継手は、引張試験を行い、告示の基準に合格するものを使用します。

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充てん設備告示 第121号		対 応 事 項
号	規 定 事 項	条・号	規 定 事 項	---
第8号		第3号	安全継手は、充てんホース及び均圧ホースの先端から60センチメートル以内の位置に設けること。	・安全継手は、充てんホースの先端から60cm以内の位置に設けます。
第9号	充てんホースには、告示で定めるところにより、カップリング用液流出防止装置を設けること。	第21条	(カップリング用液流出防止装置の設置等) 規則第64条第1項第9号のカップリング用液流出防止装置は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	・充てんホースには、カップリング用液流出防止装置を設けます。 (呼び径 : 3/4B)  ・カップリング用液流出防止装置は、告示の基準による各試験に合格したものを設置します。
		第1号	カップリング用液流出防止装置は、充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないものであること。	
		第2号	カップリング用液流出防止装置は、容易に切り離すことができるものであること。	
		第3号	カップリング用液流出防止装置は、型式ごとに作動試験を行い、1万回以上の接続及び切離しに耐えるものであること。	
		第4号	カップリング用液流出防止装置は、型式ごとに着脱漏れ試験を行い、接続及び切離しを10回繰り返したときの液化石油ガスの漏れの総量が、液体状態に換算して50立方センチメートル以下であること。	
		第5号	カップリング用液流出防止装置は、型式ごとにキャップを装着して、バルブを閉止し、1メートルの高さからコンクリート面に自然落下させたときに、漏れがなく、かつ、着脱性能に影響を生じないものであること。	
		第6号	カップリング用液流出防止装置は、使用中及び輸送中に加えられる振動に耐えるものであること。	
		第7号	カップリング用液流出防止装置の見やすい箇所に、次に掲げる事項を容易に消えることがないように表示すること。 イ 製造事業者の名称又は記号 ロ 製造番号 ハ 製造年月 ニ 呼び径	
第10号	均圧ホースを取り付ける場合にあつては、当該均圧ホースは、日本産業規格K6347(1995)に規定される鋼線編組式ホースとし、かつ、告示で定めるところにより、安全継手及び脱着用のカップリングを設けること。	第20条	(安全継手の設置等) 規則第64条第1項第8号及び第10号の安全継手は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	・均圧ホースは、規則で定める鋼線編組式ホースを使用します。 ・均圧ホースには、安全継手及び脱着用のカップリングを設けます。
		第1号	安全継手は、充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないものであること。	

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充てん設備告示 第121号		対 応 事 項
号	規 定 事 項	条・号	規 定 事 項	---
第10号		第2号	安全継手は、引張試験を行い、当該安全継手の内圧力を0パスカルとして、530ニュートンの引張荷重を加えたときに自動的に分離し、かつ、瞬時に液化石油ガスを遮断するものであること。	・安全継手は、引張試験を行い、告示の基準に合格するものを使用します。
		第3号	安全継手は、充てんホース及び均圧ホースの先端から60センチメートル以内の位置に設けること。	・安全継手は、均圧ホースの先端から60cm以内の位置に設けます。
		第22条	(カップリングの設置等) 規則第64条第1項第10号のカップリングは、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	・均圧ホースには、脱着用カップリングを設けます。 (呼び径 : 3/8B)
		第1号	カップリングは、充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないものであること。	・カップリングは、告示の基準による各試験に合格したものを設置します。
		第2号	カップリングは、容易に切り離すことができるものであること。	
		第3号	カップリングは、型式ごとに作動試験を行い、1万回以上の接続及び切離しに耐えるものであること。	
		第4号	カップリングは、型式ごとに着脱漏れ試験を行い、接続及び切離しを10回繰り返したときの液化石油ガスの漏れの総量が、気体状態で12リットル以下であること。	
		第5号	カップリングは、型式ごとに1メートルの高さからコンクリート面に自然落下させたときに、漏れがなく、かつ、着脱性能に影響を生じないものであること。	
		第6号	カップリングは、使用中及び輸送中に加えられる振動に耐えるものであること。	
第7号	カップリングの見やすい箇所に、次に掲げる事項を容易に消えることがないように表示すること。 イ 製造事業者の名称又は記号 ロ 製造番号 ハ 製造年月 ニ 呼び径			
第11号	容器に取り付けられた配管（液化石油ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限る、かつ、容器と配管との接続部を含む。）には、緊急遮断装置を設けること。ただし、容器に緊急遮断装置が設けられている場合はこの限りでない。	—	---	・容器には、緊急遮断装置を設けます。（内装式）

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充てん設備告示 第121号		対 応 事 項
号	規 定 事 項	条・号	規 定 事 項	---
第12号	前号の規定により設けられた緊急遮断装置（容器に設けられた緊急遮断装置を含む。）は、液封による配管又は充てんホースの破損を防止する機能を有する構造であること。ただし、液封が生じるおそれのある配管又は充てんホースに逃がし弁等を設置した場合は、この限りでない。	—	---	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急遮断弁は弁体が容器内圧力により閉止する構造であり、配管内の圧力が容器内圧力よりも高くなれば弁体が開き、液封が発生しません。</li> </ul>
第13号	容器には、告示で定めるところにより、液面計を設けること。	第23条	（液面計の設置等） 規則第64条第1項第13号の液面計は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>容器には、フロート式液面計を設けます。</li> </ul>
		第1号	液面計は、充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>液面計は、液化石油ガスに侵されない材料を使用します。</li> </ul>
		第2号	液面計は、耐圧部分にガラス若しくは合成樹脂を使用したもの又は液化石油ガスを放出しながら液面を測定するもの以外であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐圧部分にガラス、合成樹脂は使用しません。</li> <li>フロート式液面計を使用します。</li> </ul>
		第3号	液面計は、日本工業規格D1601(1990)自動車部品振動試験に合格するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>液面計は、告示で定める自動車部品振動試験に合格したものを使用します。</li> </ul>
第14号	容器には、告示で定めるところにより、温度計を設けること。	第24条	（温度計の設置等） 規則第64条第1項第14号の温度計は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>容器には、液相部の温度を検知できる温度計を設けます。</li> </ul>
		第1号	温度計は、液化石油ガスの液相部の温度を検知できるものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>温度計は、容器底部に感温部差込座を設けて、液相部の温度を検知できるように設置します。</li> </ul>
		第2号	温度計の測定範囲は、当該液化石油ガスの温度を適切に測定できるものであり、かつ、最高目盛と最低目盛の範囲が100度であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>温度計の測定目盛範囲は、-30～70℃のものを使用します。</li> </ul>
第15号	告示で定めるところにより、圧力計を設けること。	第25条	（圧力計の設置等） 規則第64条第1項第15号の圧力計は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>充てん設備には、設備の適切な区分ごとに圧力計を設けます。</li> </ul>
		第1号	圧力計は、液化石油ガスの通る部分のうち常用の圧力を相当程度異にし、又は異にするおそれのある区分ごとに設けること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>圧力計は、液化石油ガスの通る部分の圧力の区分ごとに設けます。</li> </ul>
		第2号	圧力計は、日本工業規格B7505(1994)ブルドン管圧力計又はこれと同等以上の性能を有するものであり、かつ、測定範囲が当該区分の常用の圧力を適切に測定できるものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>圧力計は、告示で定めるブルドン管圧力計を設置します。</li> <li>圧力計の測定目盛範囲は、0～3.5MPaのものを使用します。</li> </ul>

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充電設備告示 第121号		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	---
第16号	告示で定めるところにより、誤発進防止装置を設けること。	第26条	(誤発進防止装置の設置等) 規則第64条第1項第16号の誤発進防止装置は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	・充電設備には、誤発進防止装置を設けます。
		第1号	充電ホースを充電ホース受け金具から取り外している間、当該車両の全輪にブレーキが作動するもの又は当該車両が発進できない機能を有するものであること。	・充電ホースの先端のカップリング用受け金具にリミットスイッチを設け、ホースを受け金具から外している間、スイッチが作動して全輪にブレーキが作動します。
		第2号	充電作業終了後、充電ホースを完全に格納し、操作箱を閉じなければ前号の機能が解除されないものであること。	・操作箱の扉にリミットスイッチを設け、扉を閉じないとスイッチが作動せず、車両が発進できない構造です。
第17号	告示で定めるところにより、緊急停止スイッチを設けること。	第27条	(緊急停止スイッチの設置等) 規則第64条第1項第17号の緊急停止スイッチは、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	・充電設備には、緊急停止スイッチを設けます。
		第1号	充電設備の操作箱から離れた位置であって充電設備に固定したものと及び遠隔操作ができるものであって携帯式のものを設置すること。	・緊急停止スイッチは、車両後部に設置する固定式のもの、遠隔操作のできる携帯式の無線機に設けます。
		第2号	緊急遮断弁の閉止、車両のエンジンの停止、ポンプ又は圧縮機の停止及び発電機を使用しているものにあつては発電機の停止を同時に行うものであること。	・緊急停止を行うと、緊急遮断弁の閉止、車両のエンジンの停止、ポンプの停止を同時に行います。
		第3号	警報を発するもの又は表示するものであること。	・緊急停止を行うと同時に運転室内の警報ブザーが作動します。
第18号	充電作業中に、次に掲げる異常を検知した場合に、緊急遮断弁の閉止、車両のエンジンの停止、ポンプ又は圧縮機の停止及び発電機を使用しているものにあつては発電機の停止を同時に行う機能を有し、かつ、その場合に警報を発し又は表示する装置を設けること。	—	---	・充電作業中に次に掲げる異常を検知した場合は、緊急遮断弁の閉止、車両のエンジンの停止、ポンプの停止を同時に行うとともに運転室内の警報ブザーが作動します。 イ. 操作箱内のガス漏れを検知した場合 ロ. 自動車の衝突等異常な衝撃を検知した場合 ハ. 充電中に操作箱の扉が開いた場合
		第28条	(ガス漏れ検知設備の設置等) 規則第64条第1項第18号イの設備は、操作箱内のガス漏れを検知し警報を発するもの(以下「検知警報設備」という。)であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。	・ガス漏れ検知器は、接触燃焼方式のものを使用します。
	イ 容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブその他主要な付属品が収納されている操作箱(以下この号において「操作箱」という。)内に設置された設備であつて告示で定める機能を有するものによりガス漏れを検知した場合	第1号	次に掲げる機能及び構造を有すること イ 接触燃焼方式、半導体方式その他の方法によって検知エレメントの変化を電気的機構により伝達し、あらかじめ設定された液化石油ガス濃度(以下「警報設定値」という。)において自動的に警報を発するものであること。	・ガス漏れ検知器の機能及び構造は、告示の基準に適合するものを使用します。

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充てん設備告示 第121号		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	---
第18号		第1号	<p>ロ 警報設定値は、設置場所の周囲の温度において、爆発下限界の4分の1以下の値であること。</p> <p>ハ 警報精度は、警報設定値に対しプラスマイナス25パーセント以下のものであること。</p> <p>ニ 検知から発信に至るまでの遅れは警報設定値の1.6倍の濃度において通常30秒以内であること。</p> <p>ホ 電源の電圧等が10パーセント変動した場合であっても、警報精度が低下しないものであること。</p> <p>ヘ 警報を発した後は、液化石油ガス濃度が低下しても警報を発信し続けその確認又は対策を講ずることにより警報が停止するものであること。</p> <p>ト 十分な強度及び耐久力を有するものであること。</p> <p>チ 液化石油ガスに接触する部分は、耐しよく性の材料又は十分な防しよく処理を施した材料を用いたものであること。</p> <p>リ 防爆性については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第44条による検定に合格したものであること</p> <p>ヌ 検出端部の受信回路は、他の検出端部の受信回路が作動している場合であっても、当該検知警報設備が作動すべき場合には警報を発することができるものであることとし、かつ検知部分が識別できるものであること。</p> <p>ル 受信回路は、作動状態にあることが容易に識別できるものであること</p> <p>ヲ 警報は、ランプが点灯又は点滅をするものであること。</p> <p>ワ 日本工業規格D1601（1990）自動車部品振動試験に合格するものであること。</p>	<p>・ガス漏れ検知器の機能及び構造は、告示の基準に適合するものを使用します。</p>
		第2号	<p>次に掲げる基準により設置するものとする。</p> <p>イ 検出端部は、充てん設備の操作箱内に1個以上設置すること。</p> <p>ロ 検出端部を設置する高さは、液化石油ガスの比重、周囲の状況、操作箱の高さ等の条件に応じて適切に定めること。</p> <p>ハ 警報を発する場所及びランプが点灯又は点滅する場所は、車両の運転室内とすること。</p>	<p>・ガス漏れ検知器は、操作箱内の底部に1個設置します。</p> <p>・ガス漏れ検知器が作動すると、車両の運転席内タッチパネルに異常を点灯表示します。</p>

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充電設備告示 第121号		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	---
第18号	1 <sub>4</sub> 以上 1 <sub>2</sub> 未満 1 <sub>4</sub> 以上	第29条	(衝撃を検知する機器の設置等) 規則第64条第1項第18号ロの機器は、感震器又は振動検知器とし、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	・衝撃を検知する機器は、振動検知器とし、車両後部に設置します。
		第1号	感震器は、150ガル以上の水平震動加速度を検知したときに作動するものであること。	・感震器は設置しません。
		第2号	振動検知器は、100メートル毎秒毎秒以上の振動加速度を検知したときに作動するものであること。	・振動検知器は、99m/s <sup>2</sup> の振動加速度を検知して作動するものを使用します。
		第3号	感震器又は振動検知器は、充電設備の操作箱内又は車両後部に1個以上設置すること。	・振動検知器は、車両後部に1個設置します。
		第4号	感震器又は振動検知器を充電設備の操作箱内に設置する場合の防爆性については、労働安全衛生法第44条による検定に合格したものであること。	・振動検知器は、操作箱内に設置しません。
		第5号	感震器又は振動検知器は、日本工業規格D1601(1990)自動車部品振動試験に合格するものであること。	・振動検知器は、告示で定める自動車部品振動試験に合格したものを使用します。
	ハ 充電中に操作箱の扉が開いた場合	---	---	・操作箱の扉にリミットスイッチを設け、充電中に操作箱の扉が開いた場合は、リミットスイッチが作動して、異常を検知します。
第19号	充電設備の使用の本拠の所在地は、第14条(第4号及び第6号を除く。)の基準に適合すること。この場合において、「貯蔵施設」とあるのは「充電設備の使用の本拠の所在地」と読み替えるものとする。	液石法施行規則第14条(貯蔵施設の技術上の基準)		対応事項
		第1号	貯蔵施設は、明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げたものであること。	・貯蔵施設(充電設備の使用の本拠地の所在地)は、明示し、警戒標を掲げます。 (1) 掲示位置 貯蔵施設入口及び側面 (2) 表示内容 ① LPガス容器置場 ② 燃 ③ 火気厳禁 ④ 無断立入禁止 ②～③は赤色文字
		第2号	貯蔵施設(次の表に掲げるものを除く。)は、その外面から、第1種保安物件に対し第1種施設距離以上、第2種保安物件に対し第2種施設距離以上の距離を有するこ	・第1種及び第2種保安物件に対し、それぞれの施設距離以上の距離を確保します。
		貯蔵施設の区分	貯蔵施設の外面から最も近い第1種保安物件までの距離	貯蔵施設の外面から最も近い第2種保安物件までの距離
		貯蔵施設 (イ) (ロ)	1 <sub>1</sub> 以上 1 <sub>3</sub> 以上 1 <sub>1</sub> 未満	1 <sub>4</sub> 以上 1 <sub>2</sub> 未満 1 <sub>4</sub> 以上
備考 1 <sub>1</sub> 、1 <sub>2</sub> 、1 <sub>3</sub> 及び1 <sub>4</sub> は、それぞれ第1条第2項第8号に規定する1 <sub>1</sub> 、1 <sub>2</sub> 、1 <sub>3</sub> 及び1 <sub>4</sub> を表すものとする。				

液石法施行規則第64条第1項		液石法施行規則第14条(貯蔵施設の技術上の基準)		対応事項																																
号	規定事項		規定事項	---																																
第19号		第2号	液石法施行規則第1条第2項第8号の表 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"><math>x</math></td> <td style="text-align: center;"><math>x &lt; 8</math></td> <td style="text-align: center;"><math>8 \leq x &lt; 25</math></td> <td style="text-align: center;"><math>25 \leq x</math></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><math>l_1</math></td> <td style="text-align: center;"><math>9\sqrt{2}</math></td> <td style="text-align: center;"><math>4.5\sqrt{x}</math></td> <td style="text-align: center;">22.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><math>l_2</math></td> <td style="text-align: center;"><math>6\sqrt{2}</math></td> <td style="text-align: center;"><math>3\sqrt{x}</math></td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><math>l_3</math></td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;"><math>2.25\sqrt{x}</math></td> <td style="text-align: center;">11.25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><math>l_4</math></td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;"><math>1.5\sqrt{x}</math></td> <td style="text-align: center;">7.5</td> </tr> </table> <p>(<math>x</math> は、貯蔵施設の面積を (単位 <math>m^2</math>) を表す。)</p> <p>(1) 貯蔵施設面積 : <math>27m^2</math> (<math>3m \times 9m</math>)</p> <p>(2) 施設距離</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1種施設距離</th> <th>第2種施設距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定距離</td> <td>22.5m (11.25m)</td> <td>15m (7.5m)</td> </tr> <tr> <td>実測距離</td> <td>500m</td> <td>450m</td> </tr> <tr> <td>対象物件</td> <td>〇〇小学校</td> <td>民家</td> </tr> </tbody> </table> <p>法定距離の ( ) 内は障壁設置時の距離を示す。</p>	$x$	$x < 8$	$8 \leq x < 25$	$25 \leq x$	$l_1$	$9\sqrt{2}$	$4.5\sqrt{x}$	22.5	$l_2$	$6\sqrt{2}$	$3\sqrt{x}$	15	$l_3$	0	$2.25\sqrt{x}$	11.25	$l_4$	0	$1.5\sqrt{x}$	7.5		第1種施設距離	第2種施設距離	法定距離	22.5m (11.25m)	15m (7.5m)	実測距離	500m	450m	対象物件	〇〇小学校	民家	
		$x$	$x < 8$	$8 \leq x < 25$	$25 \leq x$																															
		$l_1$	$9\sqrt{2}$	$4.5\sqrt{x}$	22.5																															
$l_2$	$6\sqrt{2}$	$3\sqrt{x}$	15																																	
$l_3$	0	$2.25\sqrt{x}$	11.25																																	
$l_4$	0	$1.5\sqrt{x}$	7.5																																	
	第1種施設距離	第2種施設距離																																		
法定距離	22.5m (11.25m)	15m (7.5m)																																		
実測距離	500m	450m																																		
対象物件	〇〇小学校	民家																																		
第3号	前号の表に掲げる貯蔵施設(イ)及び(ロ)には、第1種施設距離内にある第1種保安物件又は第2種施設距離内にある第2種保安物件に対し厚さ12センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>障壁の構造 障壁は設置しません。</li> </ul>																																		
第5号	貯蔵施設は、液化石油ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>貯蔵施設は、建屋を設置しないため滞留しません。</li> </ul>																																		

### 日本産業規格への変更について

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行に伴い、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部が改正され、規則において「日本工業規格」は「日本産業規格」となりましたが、バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（バルク供給・充てん設備告示）については、本マニュアル発行日現在改正されておられません。

(2) 液石法施行規則第72条（液化石油ガスの充てん作業の技術上の基準）に対応する事項

① 第1号の基準に対応する事項（第64条第1項の充てん設備によりバルク容器又はバルク貯槽に充てんする場合）

号	規定事項	対応事項
第1号	イ 液化石油ガスを最初に充てんする場合は、バルク容器又はバルク貯槽内が不活性ガスで置換されていること又は残留空気による爆発等のおそれのないように措置されていること並びにバルク容器又はバルク貯槽に係る気密試験並びに液面計及び過充てん防止装置の作動試験が行われていることを確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>液化石油ガスを最初に充てんする場合は、バルク容器又はバルク貯槽（以下、「バルク貯槽等」といいます。）のメーカより提出された次の試験成績書等を確認し、充てんを実施します。               <ol style="list-style-type: none"> <li>バルク貯槽等の不活性ガス置換及び気密試験</li> <li>液面計作動試験</li> <li>過充てん防止装置作動試験</li> </ol> </li> </ul>
	ロ 充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外側から第1種保安物件に対し1.5メートル以上、第2種保安物件に対し1メートル以上の距離があることを確認すること。ただし、第19条第3号ロの構造壁若しくはこれと同等以上の性能を有する壁を設けた場合等においては、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>充てんするときは、充てん設備（充てん口を含む。）の外側から保安物件に対し、規定の距離があることを確認します。               <ul style="list-style-type: none"> <li>第1種保安物件：1.5m以上</li> <li>第2種保安物件：1.0m以上</li> </ul> </li> <li>距離が不足する場合は、構造壁等を設置します。</li> </ul>
	ハ 充てんするときは、あらかじめ、充てん設備とバルク容器又はバルク貯槽との接続部分において液化石油ガスの漏えいがないことを確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>充てん開始前に、充てん設備とバルク貯槽等との接続部分に液化石油ガスの漏えいがないことを、石けん水・漏えい検知器等で確認します。</li> </ul>
	ニ 充てんホースの上を車両が通過しないようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両が通過するおそれのある場合は、充てんホース保護用鋼板の設置又は迂回標示を設置します。</li> </ul>
	ホ 充てん作業中は、充てん設備の周囲から見やすい場所に、充てん作業中及び火気厳禁の標識を掲げること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>充てん作業中は、充てん設備の車両の前後に「充てん作業中」、「火気厳禁」の警戒標識を掲げます。</li> </ul>
	ヘ 充てん作業中は、駐車ブレーキをかけ、非常点滅表示灯を点灯すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>充てん作業中は、駐車ブレーキをかけ、非常点滅表示灯を点灯します。</li> </ul>
	ト 充てん作業中は、車止めを設けること等により車両を固定すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>充てん作業中は、車両に搭載している車止めにて車両を固定します。（タイヤの前後に設置します。）</li> </ul>
	チ 充てん作業中は、液面計により常時液面を監視し、充てんした液化石油ガスの容量がバルク容器又はバルク貯槽の内容積の85パーセント（地盤面下に埋設されたバルク貯槽であって、内容積が2,000リットル以上のものにあつては90パーセント）を超えないようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>充てん作業中は、バルク貯槽等の液面計を常時監視し、充てんした液化石油ガスの容量がバルク貯槽等の内容積の85%（地下埋設バルク貯槽で内容積2,000リットル以上の場合90%）を超えないようにします。</li> </ul>
	リ 充てんホース先端のカップリング用液流出防止装置及びバルク容器又はバルク貯槽のカップリング用液流出防止装置からキャップを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>充てんホース先端のカップリング用液流出防止装置及びバルク貯槽等のカップリング用液流出防止装置からキャップを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行います。</li> </ul>
	ヌ 充てん作業終了後は、カップリング用液流出防止装置から液化石油ガスの漏えいのないことを確認した後、キャップを装着し、ブリーダ弁を閉じること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>充てん作業終了後は、カップリング用液流出防止装置から液化石油ガスの漏えいのないことを、石けん水、検知器等で確認した後、キャップを装着し、ブリーダ弁を閉じます。</li> </ul>
	ル バルク容器の液取入バルブ又はバルク貯槽の液取入弁は、液封を防止するため常時開放しておくこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>バルク貯槽等の液取入弁は、常時開とします。</li> </ul>
	ヲ 充てんするときは、あらかじめ、バルク容器が基礎に確実に設置され、安全な充てんが可能であることを確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>充てんするときは、バルク容器の基礎等の設置状況を確認し、安全な充てんが可能であることを確認します。</li> </ul>

号	規定事項	対応事項
第1号	ワ 充てん設備の使用の本拠の所在地は、第16条第7号の基準に適合すること。この場合において、「貯蔵施設」とあるのは「充てん設備の使用の本拠地」と読み替えるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充てん設備の使用の本拠地の周囲2m以内には、火気又は引火性若しくは発火性の物を置きません。</li> <li>(1) 火気の種類：事務所の給湯器</li> <li>(2) 火気までの距離：40m</li> <li>(3) 火気までの距離が2m以内の場合の障壁：該当しません。</li> </ul> <p>(注) 障壁が必要な場合は、障壁の構造、図面等を記載・添付すること。</p>
第16条第7号	貯蔵施設の周囲2メートル以内には、火気又は引火性若しくは発火性の物を置かないこと。ただし、貯蔵施設に厚さ9センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けた場合はこの限りでない。	

② 第2号の基準に対応する事項（第64条第1項の充てん設備により容器(バルク容器を除く。)又は貯槽に充てんする場合)

号	規定事項	対応事項
第2号	イ 液化石油ガスを最初に充てんする場合は、容器又は貯槽内が不活性ガスで置換されていること又は残留空気による爆発等のおそれのないように措置されていること並びに容器又は貯槽に係る気密試験並びに液面計及び過充てん防止装置の作動試験が行われていることを確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・液化石油ガスを最初に充てんする場合は、容器又は貯槽（以下、「貯槽等」といいます。）のメーカより提出された次の試験成績書等を確認し、充てんを実施します。</li> <li>① 貯槽等の不活性ガス置換及び気密試験</li> <li>② 液面計作動試験</li> <li>③ 過充てん防止装置作動試験</li> </ul>
	ロ 充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外側から第1種保安物件に対し15メートル以上、第2種保安物件に対し10メートル以上の距離があることを確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充てんするときは、充てん設備（充てん口を含む。）の外側から保安物件に対し、規定の距離があることを確認します。</li> <li>第1種保安物件：15m以上</li> <li>第2種保安物件：10m以上</li> </ul>
	ハ 内容積1,000リットルを超える容器又は貯槽に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける容器又は貯槽に、液面計又は過充てん防止装置が設けられていることを確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容積1,000リットルを超える貯槽等に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける貯槽等に液面計又は過充てん防止装置が設けられていることを確認します。</li> </ul>
	ニ 内容積1,000リットル以下の容器又は貯槽に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける容器又は貯槽に、液面計及び過充てん防止装置が設けられていることを確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容積1,000リットル以下の貯槽等に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける貯槽等に液面計及び過充てん防止装置が設けられていることを確認します。</li> </ul>
	ホ 貯槽に充てんするときは、液面計により常時液面を監視し、充てんした液化石油ガスの容量が貯槽の内容積の90パーセントを超えないようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充てん作業中は、貯槽の液面計を常時監視し、充てんした液化石油ガスの容量が貯槽の内容積の90%を超えないようにします。</li> </ul>
	ヘ 充てん設備と容器又は貯槽との接続部分において液化石油ガスの漏えいがないことを確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充てん開始前及び充てん中は、充てん設備と貯槽等との接続部分に液化石油ガスの漏えいがないことを石けん水・漏えい検知器等で確認します。</li> </ul>
	ト 充てんホース先端のカップリング用液流出防止装置からキャップを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充てんホース先端のカップリング用液流出防止装置からキャップを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行います。</li> </ul>
	チ 前号ニからトまで及びワの基準に適合すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前号ニからトまで及びワの基準に適合するように液化石油ガスを充てんします。</li> </ul>

③ 第3号の基準に対応する事項（第64条第2項の充てん設備により充てんする場合）

申請に係る充てん設備は、第64条第1項の充てん設備であるため、第3号の基準は該当しません。

④ 第4号及び第5号の基準に対応する事項

号	規 定 事 項	対 応 事 項
第4号	<p>充てんするときは、あらかじめ、充てんのためのポンプ又は圧縮機の液化石油ガスの漏えいの有無を点検し、漏えいのあるときは、補修その他の危険を防止するための措置を講ずること。ただし、次号に規定する場合並びに当該ポンプ又は圧縮機が軸シール部のない構造のものにあつてはこの限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請に係る充てん設備の液送ポンプは、軸シール部のない構造のものであるため該当しません。</li> </ul>
第5号	<p>操作箱内に設置されたガス漏れ検知器等によって、充てんのためのポンプ又は圧縮機の液化石油ガスの漏えいの検知が可能な場合は、充てん設備の移動を開始するとき及び移動を終了したときに、当該ポンプ又は圧縮機の液化石油ガスの漏えいの有無を点検し、漏えいのあるときは、補修その他の危険を防止するための措置を講ずること。ただし、当該ポンプ又は圧縮機が軸シール部のない構造のものにあつては、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請に係る充てん設備の液送ポンプは、軸シール部のない構造のものであるため該当しません。</li> </ul>

## (3) 液化石油ガス保安規則第48条（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準）に対応する事項

号	規 定 事 項	対 応 事 項
第1号	車両にあつては、その見やすい箇所に警戒標を掲げること。	・車両の前後に次の警戒標を掲げます。「高圧ガス」
第2号	充てん容器等（鉄道車両に固定したものを除く。以下この条において同じ。）は、その温度（ガスの温度を計測できる充てん容器等にあつては、ガスの温度）を常に40度以下に保つこと。この場合において、液化ガスの充てん容器等にあつては、温度計又は温度を適切に検知することができる装置を設けること。	・充てん容器等は、その温度を常に40℃以下に保ちます。 ・容器には、液相部の温度を検知できる温度計を設けます。 ・温度計の測定目盛範囲は、-30～70℃のものを使用します。
第3号	液化石油ガスの充てん容器等（国際輸送用タンクコンテナに係るもの及び液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定されたもの（当該車両の燃料の用のみに供するものに限る。）を除く。）にあつては、容器（鉄道車両に固定したものを除く。第8号を除き、以下この条において同じ。）の内部に液面揺動を防止するための防波板を設けること。	・容器の内部に防波板を1枚設置します。
第4号	容器（当該容器の頂部に設けた附属品を含む。）の地盤面からの高さが車両の地盤面からの最大高より高い場合には、高さ検知棒を設けること。	・運転室の上部に高さ検知棒を設けます。 ・高さ検知棒の先端は、容器頂部より10cm以上の位置とします。実測寸法： cm
第5号	液化石油ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるバルブ（以下「容器元弁」という。）をその後面に設けた容器（次号において「後部取出し式容器」という。）にあつては、容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブと車両の後バンパの後面との水平距離が40センチメートル以上であること。	・後部取出し式容器ではないため該当しません。
第6号	後部取出し式容器以外の容器にあつては、容器の後面と車両の後バンパの後面との水平距離が30センチメートル以上となるように当該容器が車両に固定されていること。	・容器後面と車両の後バンパとの水平距離は、30cm以上とします。 ・実測距離： cm
第7号	容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブその他の主要な附属品が突出した容器にあつては、これらの附属品を車両の右側面以外に設けた堅固な操作箱の中に収納すること。この場合において、操作箱と車両の後バンパの後面との水平距離は、20センチメートル以上であること。	・車両左側にステンレス製の操作箱を設置します。 ・操作箱と車両の後バンパの後面との水平距離は、20cm以上とします。 ・実測距離： cm
第8号	前3号に掲げるところによるほか、附属品が突出した容器にあつては、これらの附属品の損傷により液化石油ガスが漏えいすることを防止するために必要な措置を講ずること。	・安全弁には、固定式保護枠を設けます。 ・配管等は、操作箱内部に設け、緊急遮断装置を設けます。
第9号	充てん容器等には、ガラス等損傷しやすい材料を用いた液面計を使用しないこと。	・容器には、フロート式液面計を設けます。
第10号	容器に設けたバルブ又はコックには、開閉方向及び開閉状態を外部から容易に識別するための措置を講ずること。	・バルブには、開閉表示板を設けます。
第11号	充てん容器等の移動を開始するとき及び移動を終了したときは、液化石油ガスの漏えい等の異常の有無を点検し、異常のあるときは、補修その他の危険を防止するための措置を講ずること。	・車両の移動開始、終了時には、液化石油ガスの漏えい等の異常の有無を点検し、異常のあるときは、補修その他危険を防止するための措置を講じます。
第12号	充てん容器等を移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。	・消火器は、能力単位B-12の粉末消火器を車両の左右それぞれに1個設置します。 ・応急措置に必要な資材、工具等は、例示基準第53節に定めるものを常備します。

号	規 定 事 項	対 応 事 項
第13号	<p>車両に固定した容器により移動する場合において、駐車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第18号に規定する駐車をいう。以下同じ。）するときは、当該容器に液化石油ガスを受け入れ、又は当該容器から液化石油ガスを送り出すときを除き、第1種保安物件の近辺及び第2種保安物件が密集する地域を避け、かつ、交通量が少ない安全な場所を選ぶこと。また、駐車中移動監視者（次号の規定により液化石油ガスの移動について監視する者をいう。以下同じ。）又は運転者は、食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車する場合は、容器に液化石油ガスを受入又は送り出すときを除き、第1種保安物件の近辺及び第2種保安物件の密集する地域を避け、かつ、交通量が少ない安全な場所を選びます。</li> <li>・ 駐車中は、移動監視者又は運転者は、食事その他やむを得ない場合を除き、車両を離れません。</li> </ul>
第14号	<p>車両に固定した容器により、質量3,000キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者又は高压ガス保安協会（以下「協会」という。）が行う液化石油ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格した者に液化石油ガスの移動について監視させること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動するときは、製造保安責任者免状又は移動監視者の資格を有しているものを乗務させ、移動に係る保安状況を監視させます。</li> </ul>
第15号	<p>前号の移動監視者は、高压ガスの移動を監視するときは、常に前号の免状又は講習を修了した旨を証する書面を携帯しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動監視者は、液化石油ガスの移動を監視するときは、免状又は講習修了証を携帯します。</li> </ul>
第16号	<p>車両に固定した容器により、質量3,000キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは、あらかじめ、液化石油ガスの移動中充てん容器等が危険な状態となった場合又は当該充てん容器等に係る事故が発生した場合における次に掲げる措置を講じてすること。</p> <p>イ 荷送人へ確実に連絡するための措置</p> <p>ロ 事故等が発生した際に共同して対応するための組織又は荷送人若しくは移動経路の近辺に所在する第1種製造者、販売業者その他高压ガスを取り扱う者から応援を受けるための措置</p> <p>ハ その他災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両に固定した容器により、質量3,000キログラム以上の液化石油ガスを移動するときは、あらかじめ、液化石油ガスの移動中充てん容器等が危険な状態となった場合又は当該充てん容器等に係る事故が発生した場合における次の措置を講じて行います。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) イエローカードに緊急連絡先、異常時の措置等を記載しています。</li> <li>(2) 災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置については、移動監視者の教育を行います。</li> </ol>
第17号	<p>車両に固定した容器により、質量3,000キログラム以上の液化石油ガスを移動する者は、次に掲げる措置を講じてすること。</p> <p>イ 移動するときは、繁華街又は人ごみを避けること。ただし、著しく回り道となる場合その他やむを得ない場合には、この限りでない。</p> <p>ロ 運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して次の各号のいずれかに該当して移動する場合は、交替して運転させるため、容器を固定した車両1台について運転者2人を充てること。</p> <p>(イ) 一の運転者による連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）が、4時間を超える場合</p> <p>(ロ) 一の運転者による運転時間、1日当たり9時間を超える場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動するときは、繁華街又は人ごみを避けます。</li> <li>・ 原則として長距離運転は行いませんが、規則で定める時間を超えて移動するときは、運転者2人を乗務させます。</li> </ul>
第18号	<p>車両に固定した容器により、液化石油ガスを移動するときは、移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 液化石油ガスを移動するときは、移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載したイエローカードを運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させます。</li> </ul>

充てん設備の設備、装置等に関する添付書類

1. 強度計算書

- (1) 配管肉厚強度計算書
- (2) φ19用ホースリール耐圧強度計算書
- (3) φ9用ホースリール耐圧強度計算書
- (4) スイベルジョイント強度計算書
- (5) 液用安全継手強度計算書
- (6) ガス用安全継手強度計算書
- (7) セフティカップリング強度計算書

2. 図 面

- (1) LPガスタンクローリ全体図
- (2) 容器本体図
- (3) 容器本体図照号欄
- (4) 配管組立図
- (5) 配管組立図照号欄
- (6) 配管系統図
- (7) 液送ポンプ組立図
- (8) ホースリール（φ19用）組立図
- (9) ホースリール（φ9用）組立図
- (10) スイベルジョイント組立図
- (11) φ19×30 m LPGホース組立図
- (12) φ19×0.6m LPGホース組立図
- (13) φ9×30 m LPGホース組立図
- (14) φ9×0.6m LPGホース組立図
- (15) 安全継手（φ19用）組立図
- (16) 安全継手（φ9用）組立図
- (17) セフティカップリング組立図
- (18) 均圧用カプラ組立図
- (19) 20Aフレキシブルチューブ組立図
- (20) 15Aフレキシブルチューブ組立図
- (21) ガス検知器組立図
- (22) 追突検知器組立図
- (23) リミットスイッチ組立図

3. その他添付書類

- (1) 液封防止機構作動説明書
- (2) 貯蔵施設の所在地を示す案内図
- (3) 貯蔵施設の付近の状況見取図（保安物件、火気との距離が確認できる図面）
- (4) 貯蔵施設の構造図
- (5) 防災用具明細表
- (6) 充てん作業者講習修了証の写し

(注) 1. 充てん設備に関する各基準と添付資料(資料番号付)との関連表を添付すること。  
2. 本書では、掲載しているローリ本体図、配管系統図以外の図面等の添付は省略する。

# 車 両 本 体 図

バルクローリの本体図面を添付

# 配管系統図

バルクローリの配管図面を添付

充てん設備の使用の本拠の所在地を示す案内図

事業所の名称		事業所の所在地
〇〇液化石油ガス株式会社〇〇営業所		〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
電話番号	000-000-0000	〇〇駅より 〇 Km 目標物件 〇〇病院
<p>5万分の1*の地図を貼付し最寄駅等より充てん設備の使用の本拠の所在地を明示                      (*地図の縮尺は5万分の1を原則とし、状況等により縮尺を変更することは可。)</p>		

充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況見取図

事業所の名称	事業所の所在地
〇〇液化石油ガス株式会社〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

貯蔵施設の面積	27 m <sup>2</sup>	施設距離	実測距離	対象物件
第1種保安物件までの距離		22.50 m (11.25 m)	500 m	〇〇小学校
第2種保安物件までの距離		15.00 m ( 7.50 m)	450 m	民家
火気までの距離		2 m	40 m	事務所の給湯器

( )内は障壁設置時の距離

充てん設備の所在地付近の状況を記載（保安物件に対する距離等）

(注) バルクローリの車庫を設置する場合は、車庫の構造図を添付すること。

## 添付を省略した書類の一覧表

充てん設備の許可と、高圧ガス保安法の移動式製造設備の許可（又は変更許可）を、同時に申請するに当たり、以下の添付書類が重複することから、本申請書においては添付を省略します。

提出書類名	添付を省略した書類 <sup>(注1)</sup>	備考
① 充てん計画書		
別紙-1 各規則対応事項		
別紙-2 充てん設備の設備、装置等に関する書類		
別紙-3 機器一覧表		
② 充てん設備の使用の本拠の所在地を示す案内図		
③ 充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況見取図		
④ 充てん作業者講習修了証の写し（再講習欄を含む。）		
⑤ 法人の登記事項証明書（個人の場合は住民票）		

（注1）添付を省略した書類について、「○」を記入すること。

（注2）上記以外の書類の添付を省略する場合には、上記一覧表に追加すること。

(2) 充てん設備完成検査申請書

様式第38(第68条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×検査番号	

充てん設備完成検査申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項で準用する同法第37条の3第1項本文の検査を受けたいので、次のとおり申請します。

1 検査を受けようとする充てん設備の許可の年月日及び許可番号

許可年月日 令和□□年□□月□□日  
許可番号 〇〇〇第〇〇〇号

2 検査を受けようとする充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

本拠の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
本拠の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 協会又は指定完成検査機関に申請する場合は、宛先を高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関の名称とし、申請書本文は、次のとおりとすること。  
「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項で準用する同法第37条3第1項ただし書の検査を受けたいので、次のとおり申請します。」

(3) 充てん設備完成検査受検届書

様式第40(第69条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

充てん設備完成検査受検届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項で準用する同法第37条の3第1項ただし書の規定により、次のとおり届け出ます。

1 検査を受けた充てん設備の許可の年月日及び許可番号

許可年月日 令和□□年□□月□□日

許可番号 〇〇〇第〇〇〇号

2 検査を受けた充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

本拠の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所

本拠の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

3 検査実施者の名称及び検査年月日

検査実施者の名称 指定完成検査機関：〇〇株式会社

検査年月日 令和◇◇年◇◇月◇◇日

4 充てん設備完成検査証の検査番号

第〇〇〇号

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(4) 充てん設備保安検査申請書  
様式第44(第81条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×検査番号	

充てん設備保安検査申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 ④  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第1項本文の検査を受けたいので、次のとおり申請します。

1 充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

本拠の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所

本拠の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

2 充てん設備の許可の年月日及び許可番号

許可年月日 令和□□年□□月□□日

許可番号 〇〇〇第〇〇〇号

3 前回の保安検査の検査年月日(保安検査を受けたことのない充てん設備にあつては、完成検査の検査年月日)及び充てん設備保安検査証の検査番号

検査年月日 令和◇◇年◇◇月◇◇日

検査証の検査番号 第〇〇〇号

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 前回の保安検査の年月日は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に起案する法律施行規則第81条第2項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 1. 液化石油ガス法に係る充てん設備は、1台ごとに保安検査を受けること。  
2. 前回の保安検査(保安検査を受けたことのない充てん設備にあつては、完成検査)を受けた日から1年を超えない日までに、保安検査申請書を提出すること。  
3. 高压ガス保安法に係る移動式製造設備と充てん設備の両方の許可を持っている場合は、液化石油ガス法に係る保安検査を受ければ、高压ガス保安法に係る保安検査を受けなくても良い。(高压ガス保安法 製造細目告示第13条第2項第3号)  
4. 協会又は指定完成検査機関に申請する場合は、宛先を高压ガス保安協会又は指定完成検査機関の名称とし、申請書本文は、次のとおりとすること。  
「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第1項ただし書の検査を受けたいので、次のとおり申請します。」

(5) 充てん設備保安検査受検届書

様式第46(第82条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

充てん設備保安検査受検届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第1項ただし書の規定により、次のとおり届け出ます。

1 検査を受けた充てん設備の許可の年月日及び許可番号

許可年月日 令和□□年□□月□□日

許可番号 〇〇〇第〇〇〇号

2 検査を受けた充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

本拠の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所

本拠の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

3 検査実施者の名称及び検査年月日

検査実施者の名称 指定保安検査機関：〇〇株式会社

検査年月日 令和◇◇年◇◇月◇◇日

4 充てん設備保安検査証の検査番号

第〇〇〇号

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 保安検査の検査年月日は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第81条第2項により当該検査を受けたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。  
4 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 2. 充てん設備の変更

### 2-1 充てん設備の変更に係る法令

#### (1) 充てん設備の変更許可申請

充てん設備を変更する場合

- (例1) 充てん設備の使用の本拠地(置場)を変更する場合
- (例2) 充てん設備の構造を変更する場合
- (例3) 充てん設備の設備を変更する場合
- (例4) 充てん設備の装置を変更する場合

法第37条の4第3項で準用する法第37条の2第1項所在地の都道府県に充てん規則第65条により、所在地の都道府県に充てん設備の変更許可申請

#### (2) 充てん設備の変更届出

充てん設備の軽微な変更をする場合

- (例1) 充てん設備のLPガスの通る部分の取替え(同一型式のものに限る。)をする場合
- (例2) 充てん設備のLPガスの通る部分の充てん設備に係る設備の取替え(大臣認定品等に限る。)をする場合であって、処理能力の変更を伴わない場合(同一型式でない大臣認定品等のバルブの取替え等)
- (例3) 充てん設備のLPガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替えをする場合(シャーシー部分等)
- (例4) 充てん設備を廃止する場合

法第37条の4第3項で準用する法第37条の2第2項規則第67条により、所在地の都道府県に充てん設備の変更届出

### 2-2 充てん設備の変更に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先 知事	頁 No.
	液石法 規則	様式		
1. 充てん設備変更許可申請書	65	36	○	251
① 変更明細書	--	—	○	252
別紙-1 各規則対応事項	63-2-1	—	○	253
別紙-2 充てんホース等に関する添付書類	63-2-1	—	○	257
別紙-3 機器一覧表	63-2-1	—	○	—
② 充てん設備の使用の本拠の所在地を示す案内図	--	—	○	242
③ 充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況見取図	--	—	○	243
④ 充てん作業者講習修了証の写し(再講習欄を含む。)	--	—	○	—
⑤ 添付を省略した書類の一覧表	--	—	○	258
2. 充てん設備完成検査申請書(都道府県知事又は指定完成検査機関)	68-1	38	○	244
3. 充てん設備完成検査受検届書	69-2	40	○	246
4. 充てん設備変更届書	67	37	○	259

- (注) 1. ②～⑤については、充てん設備の設置等に係る作成例を参照すること。
2. 充てん設備完成検査申請書及び完成検査受検届書は、充てん設備の設置等に係る作成例を参照すること。
  3. 充てん設備の変更許可と、高圧ガス保安法の移動式製造設備の許可又は変更許可を、同一の行政庁に対し同時に申請する場合であって、添付すべき書類の内容が重複するときは、いずれか一の許可申請書を除き、当該書類を添付することを要しない。(ただし、書類の添付を省略した許可申請書には、「⑤ 添付を省略した書類の一覧表」を添付すること。)

## 2-3 充てん設備の変更許可申請書等の作成例

### (1) 充てん設備変更許可申請書

様式第36(第65条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×許可番号	

## 充てん設備変更許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇 ㊟  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項で準用する同法第37条の2第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

#### 1 変更しようとする充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

本拠の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所  
本拠の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

#### 2 充てん設備の変更の内容

充てんホース等の交換

変更前 充てんホース 〇〇〇(株)製型式〇〇〇 長さ30m 口径φ19  
均圧ホース 〇〇〇(株)製型式〇〇〇 長さ30m 口径φ9  
変更後 充てんホース △△△(株)製型式△△△ 長さ37m 口径φ19  
均圧ホース △△△(株)製型式△△△ 長さ37m 口径φ9

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 充てん設備の変更明細書

### 1. 変更の理由

使用している充てんホースが老朽化により、外観上の傷等が目立ち、今後保安上の支障が予想されることから、充てんホース及び均圧ホースの取り替えを行う。

### 2. 変更する充てん設備の概要

No.	設 備	型 式	材 質	口 径	設計圧力	耐圧試験 圧 力	気密試験 圧 力	メーカ
1	充てんホース	00-00-01	NBR	φ 19	2.1MPa	8.8MPa	2.1MPa	〇〇〇(株)
2	安全継手	00-00-02	S25C	20A	2.1MPa	3.6MPa	2.1MPa	〇〇〇(株)
3	中間ホース	00-00-03	NBR	φ 19	2.1MPa	8.8MPa	2.1MPa	〇〇〇(株)
4	セフティカップリング	00-00-04	SUS304	20A	2.1MPa	3.6MPa	2.1MPa	〇〇〇(株)
5	均圧ホース	00-00-05	NBR	φ 9	2.1MPa	8.8MPa	2.1MPa	〇〇〇(株)
6	安全継手	00-00-06	SUS304	10A	2.1MPa	3.6MPa	2.1MPa	〇〇〇(株)
7	中間ホース	00-00-07	NBR	φ 9	2.1MPa	8.8MPa	2.1MPa	〇〇〇(株)
8	均圧カップリング	00-00-08	SUS304	10A	2.1MPa	3.6MPa	2.1MPa	〇〇〇(株)

### 3. 充てん設備の技術上の基準に対応する事項

規則対応事項 …… 別紙-1 (変更に係る部分)

液石法施行規則第64条第1項 (充てん設備の技術上の基準) 及びバルク供給・充てん設備告示に対応する事項)

### 4. 充てん作業者講習修了者名簿

整理番号	氏 名	資格取得年月日	修了証番号	備 考
1	〇〇 〇〇	元号〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇第〇〇号	
2	□□ □□	元号□□年□□月□□日	□□□第□□号	

(注) 1. 充てん作業者講習修了証の写し (再講習の受講記録を含む。) を添付すること。

2. 「資格取得年月日」の日付は、和暦で記載すること。

### 5. 充てんホース・均圧ホース等に関する添付書類 …… 別紙-2 (変更に係る部分)

別紙－1 規則対応事項（変更に係る部分）

(1) 液石法施行規則第64条第1項(充てん設備の技術上の基準)及びバルク供給・充てん設備告示に対応する事項

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充てん設備告示 第121号		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	---
第1号	容器・・・略	—	---	
第2号	液化石油ガスの通る部分（容器及び高圧ガス保安法第49条の2第1項の附属品を除く。以下この条において同じ。）は、告示で定めるところにより行う耐圧試験に合格するものであること。	第17条	（液化石油ガスの通る部分の耐圧試験） 規則第64条第1項第2号の液化石油ガスの通る部分の耐圧試験は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。ただし、高圧ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品については、当該耐圧試験に合格したものとみなす。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧ガス設備品及び認定品は当該成績書によります。</li> <li>・ホースリール、充てんホース、均圧ホース、スイベルジョイント、フレキシブルホースは、それぞれ製造業者が実施した旨を証明する耐圧試験成績書を提出します。</li> <li>・液化石油ガスの通る部分の耐圧試験は、常用の圧力の1.5倍以上の水圧により行い、異常がないことを確認します。 設計圧力：2.1MPa 耐圧試験圧力：3.6MPa</li> </ul>
		第1号	常用の圧力の1.5倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行い、膨らみ、伸び、漏えい等の異常がないことを確認すること。	
		第2号	当該設備がぜい性破壊を起こすおそれのない温度において行うこと。	
第3号	液化石油ガスの通る部分は、告示で定めるところにより行う気密試験に合格するものであること。	第18条	（液化石油ガスの通る部分の気密試験） 規則第64条第1項第3号の液化石油ガスの通る部分の気密試験は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。ただし、高圧ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品については、当該気密試験に合格したものとみなす。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧ガス設備品及び認定品は当該成績書によります。</li> <li>・ホースリール、充てんホース、均圧ホース、スイベルジョイント、フレキシブルホースは、それぞれ製造業者が実施した旨を証明する気密試験成績書を提出します。</li> <li>・液化石油ガスの通る部分の気密試験は、常用の圧力以上の圧力で、窒素ガス（空気）を使用して行い、圧力を10分以上保持して漏えいがないことを完成検査時に確認します。 気密試験圧力：2.1MPa</li> </ul>
		第1号	常用の圧力以上の圧力で空気その他の危険性のない気体を使用して行い、規定圧力を10分以上保持し、漏えいがないことを確認すること。	
		第2号	当該設備がぜい性破壊を起こすおそれのない温度において行うこと。	
		第3号	検査の状況によって危険ないと判断される場合は、当該液化石油ガスの通る部分によって貯蔵又は処理されるガスを使用して気密試験を行うことができる。この場合において、圧力は、異常のないことを確認しながら段階的に昇圧することとする。	
第4号	液化石油ガスの通る部分は、告示で定める肉厚を有するものであること。	第19条	（液化石油ガスの通る部分の肉厚） 規則第64条第1項第4号の液化石油ガスの通る部分の肉厚は、次に定めるところにより算定するものとする。ただし、高圧ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品については、当該肉厚を有するものとみなす。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧ガス設備品及び認定品は十分な強度を有するものを使用します。</li> </ul>

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充てん設備告示 第121号		対応事項
号	規定事項	条・号	規定事項	---
第4号		第1号	液化石油ガスの通る部分の肉厚の算定については、特定設備検査規則（昭和51年通商産業省令第4号）第12条及び第14条の規定を準用する。この場合において、「設計圧力」とあるのは「常用の圧力」と読み替えるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧ガス設備品及び認定品以外のホースリール、安全継手、スィベルジョイント、フレキシブルホースは、それぞれ肉厚算定の強度計算書を添付します。</li> <li>・充てんホース、均圧ホース、フレキシブルホースについては、型式ごとに、常用の圧力の4倍の耐圧試験に合格した旨の成績書を提出します。</li> </ul>
		第2号	前号の算定方法が適用できないものにあつては、次のいずれかの方法によりその強度を確認することをもって肉厚の算定に代えることができる。	
		イ	型式ごとに水圧による加圧試験を行い、常用の圧力の4倍の圧力に、常用の温度における材料の許容引張応力に対する加圧試験の温度における材料の許容引張応力の比を乗じて得られる値以上の圧力で破壊を生じないものであること。	
		ロ	型式ごとに抵抗線ひずみ計による応力の測定を行い、常用の圧力において生ずる応力（穴、ねじ谷等に生じる局部応力を除く。）が、常用の温度における材料の許容引張応力以下であること。	
第5号、第6号 ポンプ関係 …… 略				
第7号	充てんホースは、日本産業規格 K6347（1995）に規定される鋼線編組式ホースとすること。	—	---	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充てんホースは、規則で定める鋼線編組式ホースを使用します。</li> </ul>
第8号	充てんホースには、告示で定めるところにより、安全継手を設けること。	第20条	（安全継手の設置等） 規則第64条第1項第8号及び第10号の安全継手は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充てんホースには、安全継手を設けます。</li> </ul>
		第1号	安全継手は、充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全継手は、液化石油ガスに侵されない材料を使用します。</li> </ul>
		第2号	安全継手は、引張試験を行い、当該安全継手の内圧力を0パスカルとして、530ニュートンの引張荷重を加えたときに自動的に分離し、かつ、瞬時に液化石油ガスを遮断するものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全継手は、引張試験を行い、告示の基準に合格するものを使用します。</li> </ul>
		第3号	安全継手は、充てんホース及び均圧ホースの先端から60センチメートル以内の位置に設けること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全継手は、充てんホースの先端から60cm以内の位置に設けます。</li> </ul>
第9号	充てんホースには、告示で定めるところにより、カップリング用液流出防止装置を設けること。	第21条	（カップリング用液流出防止装置の設置等） 規則第64条第1項第9号のカップリング用液流出防止装置は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・充てんホースには、カップリング用液流出防止装置を設けます。 （呼び径：20A）</li> </ul>

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充てん設備告示 第121号		対応事項	
号	規定事項	条・号	規定事項	---	
第9号	充てんホースには、告示で定めるところにより、カップリング用液流出防止装置を設けること。	第1号	カップリング用液流出防止装置は、充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないものであること。	・カップリング用液流出防止装置は、告示の基準による各試験に合格したものを設置します。	
		第2号	カップリング用液流出防止装置は、容易に切り離すことができるものであること。		
		第3号	カップリング用液流出防止装置は、型式ごとに作動試験を行い、1万回以上の接続及び切離しに耐えるものであること。		
		第4号	カップリング用液流出防止装置は、型式ごとに着脱漏れ試験を行い、接続及び切離しを10回繰り返したときの液化石油ガスの漏れの総量が、液体状態に換算して50立方センチメートル以下であること。		
		第5号	カップリング用液流出防止装置は、型式ごとにキャップを装着して、バルブを閉止し、1メートルの高さからコンクリート面に自然落下させたときに、漏れがなく、かつ、着脱性能に影響を生じないものであること。		
		第6号	カップリング用液流出防止装置は、使用中及び輸送中に加えられる振動に耐えるものであること。		
		第7号	カップリング用液流出防止装置の見やすい箇所に、次に掲げる事項を容易に消えることがないように表示すること。 イ 製造事業者の名称又は記号 ロ 製造番号 ハ 製造年月 ニ 呼び径		
第10号	均圧ホースを取り付ける場合にあつては、当該均圧ホースは、日本産業規格K6347（1995）に規定される鋼線編組式ホースとし、かつ、告示で定めるところにより、安全継手及び脱着用のカップリングを設けること。	第20条	（安全継手の設置等） 規則第64条第1項第8号及び第10号の安全継手は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。	・均圧ホースは、規則で定める鋼線編組式ホースを使用します。 ・均圧ホースには、安全継手及び脱着用のカップリングを設けます。	
		第1号	安全継手は、充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないものであること。		・安全継手は、液化石油ガスに侵されない材料を使用します。
		第2号	安全継手は、引張試験を行い、当該安全継手の内圧力を0パスカルとして、530ニュートンの引張荷重を加えたときに自動的に分離し、かつ、瞬時に液化石油ガスを遮断するものであること。		・安全継手は、引張試験を行い、告示の基準に合格するものを使用します。
		第3号	安全継手は、充てんホース及び均圧ホースの先端から60センチメートル以内の位置に設けること。		・安全継手は、均圧ホースの先端から60cm以内の位置に設けます。
		第22条	（カップリングの設置等） 規則第64条第1項第10号のカップリングは、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。		・均圧ホースには、脱着用カップリングを設けます。 （呼び径：10A）

液石法施行規則第64条第1項		バルク供給・充てん設備告示 第121号		対 応 事 項
号	規 定 事 項	条・号	規 定 事 項	---
第10号	均圧ホースを取り付ける場合にあつては、当該均圧ホースは、日本産業規格K6347（1995）に規定される鋼線編組式ホースとし、かつ、告示で定めるところにより、安全継手及び脱着用のカップリングを設けること。	第1号	カップリングは、充てん設備内にある液化石油ガスに侵されないものであること。	・カップリングは、告示の基準による各試験に合格したものを設置します。
		第2号	カップリングは、容易に切り離すことができるものであること。	
		第3号	カップリングは、型式ごとに作動試験を行い、1万回以上の接続及び切離しに耐えるものであること。	
		第4号	カップリングは、型式ごとに着脱漏れ試験を行い、接続及び切離しを10回繰り返したときの液化石油ガスの漏れの総量が、気体状態で12リットル以下であること。	
		第5号	カップリングは、型式ごとに1メートルの高さからコンクリート面に自然落下させたときに、漏れがなく、かつ、着脱性能に影響を生じないものであること。	
		第6号	カップリングは、使用中及び輸送中に加えられる振動に耐えるものであること。	
		第7号	カップリングの見やすい箇所に、次に掲げる事項を容易に消えることがないように表示すること。 イ 製造事業者の名称又は記号 ロ 製造番号 ハ 製造年月 ニ 呼び径	
第11号から第19号 …… 略				

充てんホース等に関する添付書類

1. 強度計算書

- (1)  $\phi 19 \times 37$  m L P G ホース強度計算書
- (2)  $\phi 19 \times 0.6$  m L P G ホース強度計算書
- (3)  $\phi 9 \times 37$  m L P G ホース強度計算書
- (4)  $\phi 9 \times 0.6$  m L P G ホース強度計算書
- (5) 液用安全継手強度計算書
- (6) ガス用安全継手強度計算書
- (7) セフティカップリング強度計算書
- (8) 均圧用カップリング強度計算書

2. 図 面

- (1)  $\phi 19 \times 37$  m L P G ホース組立図
- (2)  $\phi 19 \times 0.6$  m L P G ホース組立図
- (3)  $\phi 9 \times 37$  m L P G ホース組立図
- (4)  $\phi 9 \times 0.6$  m L P G ホース組立図
- (5) 安全継手（20A用）組立図
- (6) 安全継手（10A用）組立図
- (7) セフティカップリング組立図
- (8) 均圧用カップリング組立図

3. その他添付書類

液封防止機構作動説明書その他の添付書類の記載は省略する。

(注) 本書では、ローリ本体図、配管系統図、その他の図面等の添付は省略する。

## 添付を省略した書類の一覧表

充てん設備の変更許可と、高圧ガス保安法の移動式製造設備の許可（又は変更許可）を、同時に申請するに当たり、以下の添付書類が重複することから、本申請書においては添付を省略します。

提 出 書 類 名	添付を省略した書類 <sup>(注1)</sup>	備考
① 変更明細書		
別紙－1 各規則対応事項		
別紙－2 充てんホース等に関する添付書類		
別紙－3 機器一覧表		
② 充てん設備の使用の本拠の所在地を示す案内図		
③ 充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況見取図		
④ 充てん作業者講習修了証の写し（再講習欄を含む。）		

(注1) 添付を省略した書類について、「○」を記入すること。

(注2) 上記以外の書類の添付を省略する場合には、上記一覧表に追加すること。

## (2) 充てん設備変更届書

様式第37(第67条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

### 充てん設備変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項で準用する同法第37条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

#### 1 変更の内容

充てん設備の廃止  
許可番号 〇〇〇第〇〇〇号

#### 2 変更の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

#### 3 変更の理由

充てん設備のセーフティカップリングの取替

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 充てん設備の交換部品で、①同一型式のものとの交換、②認定試験者試験等成績書の添付されたもの及び高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行った試験に合格したものへの交換(同一型式ではない場合であつて、処理能力の変更を伴わないもの)のいずれも軽微な変更の工事となる。  
2. 充てん設備の軽微な変更、充てん設備の廃止のほか、充てん事業者の名称の変更、代表者の氏名の変更、事業所の住居表示の変更、事業者の法人格の変更(個人から法人を除く。)等の届出をする場合は、この様式により提出すること。  
3. 変更後の事業者の名称、住所、代表者の氏名で届出すること。

### 3. 充てん事業者の報告

#### 3-1 充てん事業者の報告に係る法令

##### 充てん事業者の報告

每事業年度が経過した場合

每事業年度経過後3ヶ月以内に下記事項を都道府県知事に報告する。

(事項1) 充てんに係る一般消費者等の数

(事項2) 充てん作業に従事している充てん作業者の数

法第82条第2項  
施行令第10条第7項  
規則第132条事業の報告により、  
所在地の都道府県に充てん  
事業の報告

#### 3-2 充てん事業者報告に係る提出書類

提出書類名	関係法令		宛先	頁 No.
	液石法 規則	様 式	知 事	
充てん事業者報告書	132	—	○	261

(注) 記載要領は、報告書の注書き欄を参照すること。

### 3-3 充てん事業者報告書の作成例

任意様式

令和〇〇年〇〇月〇〇日

## 充 て ん 事 業 者 報 告

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあつては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1. 報告する事業年度の期間 令和□□年□□月□□日から令和◇◇年◇◇月◇◇日

2. 充てんに係る一般消費者等の数及び充てん作業に従事している充てん作業者の数

事業所の名称 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所

事業所の所在地 〇〇県□□市□□町□□丁目□□番地

充てんに係る供給設備の数 〇〇 地点

充てんに係る一般消費者等の数 〇〇〇 戸

充てんの作業に従事している充てん作業者の数 〇 人

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(注) 1. 事業所ごとに作成し、事業年度経過後3ヶ月以内に提出すること。

2. 充てんに係る供給設備の数は、充てん場所・設置年月・設置バルク貯槽の種別等を記載した別表を添付すること。

《 MEMO 》

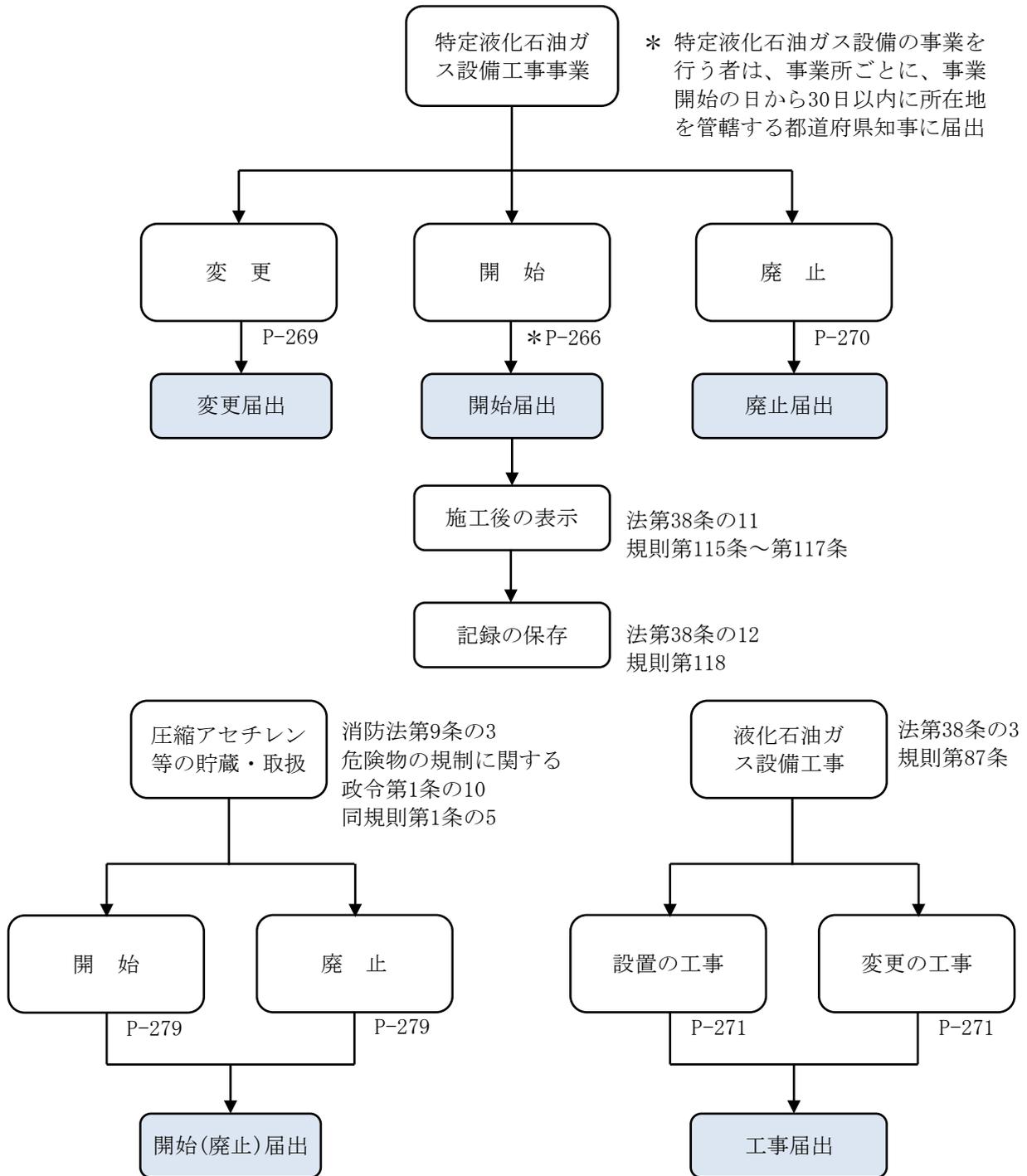
## 第6章 液化石油ガス設備工事等の届出の手続き

## 第6章 液化石油ガス設備工事等の届出の手続き

### 目 次

I. 液化石油ガス設備工事等の届出の手続き一覧表	265
II. 液化石油ガス設備工事等の届出の手続き要領	266
1. 特定液化石油ガス設備工事事業	266
1-1 特定液化石油ガス設備工事事業に係る法令	266
1-2 特定液化石油ガス設備工事事業に係る提出書類一覧表	266
1-3 特定液化石油ガス設備工事事業の届書の作成例	267
2. 液化石油ガス設備工事の届出	271
2-1 液化石油ガス設備工事に係る法令	271
2-2 液化石油ガス設備工事に係る提出書類一覧表	271
2-3 液化石油ガス設備工事の届書の作成例	272
3. 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出	279
3-1 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いに係る法令	279
3-2 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いに係る提出書類一覧表	279
3-3 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いに係る届書の作成例	280
END	280

# I. 液化石油ガス設備工事等の届出の手続き一覧表



## 《参考》法律関係通達：第38条の2（基準適合義務）関係2.

本条の基準適合義務を確実に実施するため、液化石油ガス販売事業者に対し、液化石油ガス設備士を販売所ごとに確保又は法第38条の10の特定液化石油ガス設備工事事業者と継続的な委託契約を締結するよう指導されたい。

特に、液化石油ガス販売事業の登録を行う際には、液化石油ガス設備士を販売所ごとに確保又は法第38条の10の特定液化石油ガス設備工事事業者と継続的な委託契約を締結するよう十分に指導するとともに、当該申請者が液化石油ガス設備士を有しない場合にあつては、液化石油ガス販売事業者自身が液化石油ガス設備工事の作業を行うことのないよう徹底を図られたい。

## II. 液化石油ガス設備工事等の届出の手続き要領

### 1. 特定液化石油ガス設備工事事業

#### 1-1 特定液化石油ガス設備工事事業に係る法令

##### (1) 特定液化石油ガス設備工事事業の届出

特定液化石油ガス設備工事事業を行う場合

事業所ごとに、事業開始の日から30日以内に届出  
《届出事項》

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事業所の名称及び所在地
- ③ 設備工事の記録及び配管図面の保存の場所及び分類の方法（規則第113条）
- ④ 液化石油ガス設備士の氏名及び液化石油ガス設備士免状の番号（規則通達第112条関係）
- ⑤ 自記圧力計の数（規則通達第112条関係）

法第38条の10第1項  
規則第112条により、  
所在地の都道府県に特定液  
化石油ガス設備工事事業の  
開始の届出

##### (2) 特定液化石油ガス設備工事事業の変更又は廃止の届出

特定液化石油ガス設備工事事業の変更又は  
廃止する場合

事業開始時の届出事項に変更があった場合は、  
遅滞なく届出

法第38条の10第2項  
規則第114条により、  
所在地の都道府県に特定液  
化石油ガス設備工事事業の  
変更又は廃止の届出

#### 1-2 特定液化石油ガス設備工事事業に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先 知事	頁 No.
	液石法 規則	様式		
1. 特定液化石油ガス設備工事事業開始届書	112	56	○	267
別紙 記録及び配管図面の保存の方法等	119	—	○	268
2. 特定液化石油ガス設備工事事業変更届書	114	57	○	269
3. 特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書	114	58	○	270

(注) 1. 提出先は、都道府県により異なるので、都道府県の担当部署を確認すること。  
2. 添付書類については、別紙を参照すること。

# 1-3 特定液化石油ガス設備工事事業の届書の作成例

## (1) 特定液化石油ガス設備工事事業開始届書

様式第56(第112条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

### 特定液化石油ガス設備工事事業開始届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇 ㊟

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の10第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

#### 1 事業所の名称

〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所

#### 2 事業所の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

#### 3 記録及び配管図面の保存の場所及び分類の方法

別紙のとおり

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(注) 特定液化石油ガス設備工事事業を行う事業所ごとに届出をすること。

## 別 紙

### 記録及び配管図面の保存の方法等

#### 1. 記録及び配管図面の保存の方法

##### (1) 記録する事項

- ① 特定液化石油ガス設備工事の注文者の氏名又は名称及び住所
- ② 特定液化石油ガス設備工事の内容、施工場所及び施工年月日
- ③ 特定液化石油ガス設備工事に従事した液化石油ガス設備士の氏名
- ④ 施工後の気密試験の結果
- ⑤ 特定液化石油ガス設備工事に係る配管図面

##### (2) 分類の方法

- ① 工事記録は、施工した日付順にファイルで整理する。
- ② 配管図面は、工事記録と同様に日付順に、図面番号を付し整理する。

##### (3) 工事記録及び配管図面の保存の場所

工事記録及び配管図面は、事務所のロッカーで5年以上保存する。

#### 2. 液化石油ガス設備士の氏名及び免状番号等

	氏 名	免状番号	交 付 年 月 日
1	○ ○ ○ ○	第○○○○号	元号○○年○○月○○日
2	○ ○ ○ ○	第○○○○号	元号○○年○○月○○日
3			日付は、和暦とするこ
4			
5			

#### 3. 自記圧力計

	品 名	メーカー名	型 式	台 数
1	機械式自記圧力計	○○○○(株)	○○○○○	2
2	電気式ダイヤフラム式自記圧力計	○○○○○○(株)	○○○○○	2
3				

(注) 液化石油ガス設備士免状の写し（再講習の受講記録を含む。）を添付すること。

(2) 液化石油ガス設備工事事業変更届書

様式第57(第114条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

特定液化石油ガス設備工事事業変更届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の10第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 事業開始の届出の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 変更の内容

社名の変更

変更前 〇〇液化石油ガス株式会社 〇〇営業所

変更後 株式会社〇〇〇〇 〇〇営業所

変更年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更の理由

イメージアップのため

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 本社所在地の変更のほか、事業者及び事業所の名称変更、代表者の氏名の変更、法人格の変更(個人から法人を除く。)、記録及び配管図面の保存場所及び分類の方法の変更等の届出をする場合は、この様式により提出すること。  
なお、事業所を移転する場合は、移転先において「特定液化石油ガス設備工事事業開始届書(P.267)」を提出し、移転後に旧事業所の「特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書(P.270)」を提出すること。  
2. 法人格の変更(個人から法人)の場合には、個人の事業廃止の届出を行い、改めて法人の事業開始の届出をすること。  
3. 変更後の事業者の名称、住所、代表者の氏名で届出すること。

### (3) 液化石油ガス設備工事事業の廃止の届出

様式第58(第114条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名

〇 〇 〇 〇 ㊟

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の10第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

#### 1 事業開始の届出の年月日

令和□年□□月□□日

#### 2 廃止の理由

液化石油ガス販売事業とともに設備工事事業を廃止したため。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 2. 液化石油ガス設備工事の届出

### 2-1 液化石油ガス設備工事に係る法令

#### (1) 液化石油ガス設備工事届出

液化石油ガス設備工事を施工した場

法第 38 条の 3  
規則第 88 条油ガス設備工  
事の届出により、  
所在地の都道府県に液化石  
油ガス設備工事の届出

特定供給設備以外で、貯蔵能力が500kgを超える供給設備であって、規則第86条の施設又は建築物に係る液化石油ガス設備の設置の工事又は変更の工事をした場合は遅滞なく届出

《規則第87条の変更の工事》

- ① 供給管の延長を伴う工事
- ② 貯蔵設備の位置の変更又はその貯蔵能力の増加を伴う工事

《規則第86条の施設又は建築物》

- ① 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設
- ② キャバレー、ナイトクラブ、遊技場その他これらに類する施設
- ③ 貸席及び料理飲食店
- ④ 百貨店及びマーケット
- ① 旅館、ホテル、寄宿舎及び共同住宅  
(共同住宅：同一建築物内に3世帯以上入居する構造のもの)
- ⑥ 病院、診療所及び助産所
- ⑦ 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校
- ⑧ 図書館、博物館及び美術館
- ⑨ 公衆浴場
- ⑩ 駅及び船舶又は航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）
- ⑪ 神社、寺院、教会その他これらに類する施設
- ⑫ 床面積の合計が1,000平方メートル以上である事務所(前各号に掲げるものに該当するものを除く。)

#### 2-2 液化石油ガス設備工事に係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先	頁 No.
	液石法 規則	様式	知事	
液化石油ガス設備工事届書	88	48	○	272
添付書類 様式第1号～第6号	88	—	○	273

(注) 1. 提出先及び宛先は、都道府県により異なるので、都道府県の担当部署を確認すること。  
また、事前届出を求められる場合があるので確認すること。  
2. 添付書類は、様式第1号～様式第6号による。

## 2-3 液化石油ガス設備工事の届書の作成例

### (1) 液化石油ガス設備工事届書

様式第48(第88条関係)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

## 液化石油ガス設備工事届書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

氏名又は名称及び 〇〇液化石油ガス株式会社  
法人にあっては  
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇〇〇 ㊟

住 所 〇〇市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

工事に係る供給設備又は消費設備の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
当該設備の所有者又は占有者の氏名又は名称	□ □ □ □ (アパートの家主)
当該設備の使用目的	アパート(60戸)の一般消費者等に液化石油ガスを供給
貯蔵設備の貯蔵能力	50kg容器 24本 (1,200kg)
工事の内容	アパートの供給設備の設置工事

- (備考) 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2. ×印の項は記載しないこと。  
3. 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

- (注) 1. 液化石油ガス設備工事届書については、市町村に権限委譲されていることが多いので、提出先及び届書の宛名について、設置先の都道府県等に確認すること。  
2. 容器による貯蔵能力が、500kgを超え1,000kg未満のときは、様式第1号、第4号から第6号を、1,000kg以上3,000kg未満のときは、様式第1号、第2号、第4号から第6号を添付すること。  
(貯蔵能力：規則第86条に係る施設又は建築物の貯蔵設備の貯蔵能力をいう。)  
3. バルク貯槽による貯蔵能力が、500kgを超え1,000kg未満のときは、様式第1号、第3号から第6号を添付すること。  
(貯蔵能力：容器の場合と同じで、規則第86条関係施設等での貯蔵能力をいう。)

## (2) 様式第1号から第6号

## 様式第1号

## 工事の内容等

工事の種類	1. 新設 2. 変更(供給管の延長・貯蔵設備の位置の変更・貯蔵能力の増加)				
工事従事者	氏名	設備士免状番号	氏名	設備士免状番号	
	氏名				
完成検査実施者名					
気密試験結果	供給管等内容積	圧力	気密試験保持時間		
	㎡	kPa	分		
貯蔵設備	火気の種類及び距離	種類		距離	m
	腐食防止措置	有・無			
	転落、転倒防止措置	鎖・ロープ・その他( )			
	40℃以下対策	屋根・遮へい板・その他( )			
調整器メーカー・型式					
供給管	高圧部 材質				
	中圧部 材質				
	低圧部 材質	埋設管		露出管	
気化装置		有・無	ガス発生能力	kW	
安全装置		1	マイコンメータ(S、H、SB、E、EB、S4、E4)		
		2	対震自動ガス遮断装置		
		3	ガス漏れ警報器連動ガス遮断装置		
		4	圧力検知式漏えい検知装置		
		5	流量検知式切替型漏えい検知装置		
		6	流量検知式圧力監視型漏えい検知装置		

様式第2号

供給設備の技術上の基準

(容器による貯蔵で、貯蔵能力が1,000kg以上3,000kg未満及び貯槽による貯蔵で、貯蔵能力が500kgを超え1,000kg未満のときに添付)

1. 保安距離	①第1種保安距離 (法定16.97m・障壁設置 0m) 実際_____m 保安物件の名称_____
2. 障壁	②第2種保安距離 (法定11.31m・障壁設置 0m) 実際_____m 保安物件の名称_____
3. 火気等との距離	①障壁の構造 材料_____寸法 (高さ) _____cm (厚さ) _____cm ②扉の構造 材料_____ (厚さ) _____cm ③扉の補強 等辺山形鋼(枠) _____mm×_____mm (内) _____mm×_____mm 間隔 (縦) _____cm (横) _____cm
4. 滞留防止	①火気等の種類_____火気等との距離_____m ②火気距離が5m未満 障壁 (材料) _____ (高さ) _____m
5. さく、へい等の設置	①貯蔵設備面積_____m <sup>2</sup> 法定換気口面積_____cm <sup>2</sup> ②実際の換気口面積_____cm <sup>2</sup>
6. 警戒標	①さく、へい等の種類_____
7. 消火設備	①揭示位置_____
8. 軽量の屋根等	②表示内容_____
9. 転倒防止等の措置	①粉末消火器 A_____B_____×_____個 ②その他_____
10. 腐食防止措置	①屋根の場合その材料_____
	②遮へい板の場合その材料_____
	①貯蔵設備の床は水平で、かつ上から物が落ちる恐れがないようにする。
	②転倒防止チェーンによる転倒防止措置を講ずる。
	①容器は十分に防錆塗装がされたものを使用する。 ②貯蔵設備は排水のよい構造とし、容器の底部を乾きやすくする。

様式第3号

バルク供給に係る供給設備の技術上の基準

(バルク貯槽による貯蔵で、貯蔵能力が500kgを超え1,000kg未満のときに添付)

1. 貯槽の設備状況	地盤面上 ・ 地盤面下
2. 貯槽の適合性	特定設備検査合格証 ・ 特定設備基準適合証
3. 保安距離	①第1種保安距離 (法定1.5m 構造壁等又は埋設設置 0m) 実際距離_____m 保安物件の名称_____ ②第2種保安距離 (法定1.0m 構造壁等又は埋設設置 0m) 実際距離_____m 保安物件の名称_____
4. 構造壁等	壁の構造 材料 _____ 寸法 (高さ) _____ m (幅) _____ m
5. 貯槽の表示	LPガス及び火気厳禁(朱書き)、緊急連絡先の表示の有無 有 ・ 無
6. 腐食防止措置	下地処理・錆止め塗装等の有無 有 ・ 無
7. 転倒防止等措置	支柱又はサドル等取付けの有無 有 ・ 無
8. プロテクター内のガス漏れ検知器の設置等	ガス漏れ検知器の設置の有無 有 ・ 無 常時監視システム設置の有無 有 ・ 無
9. 火気距離	①火気等の種類_____火気等との距離_____m ②火気距離が2m以内 防火壁等の設置の有無 有 ・ 無

様式第4号

貯蔵設備の付近見取図

販売店（供給業者）の名称	〇〇液化石油ガス株式会社〇〇営業所
〃 所在地	〇〇県〇〇市□□町□丁目□□番地
所有者等の氏名又は名称	〇〇株式会社〇〇事業所
供給設備等の所在地	〇〇県〇〇市□□町□丁目□□番地
<p>5万分の1*の地図を貼付し最寄駅等より貯蔵設備への経路、貯蔵設備の位置を明示                  (*地図の縮尺は5万分の1を原則とし、状況等により縮尺を変更することは可。)</p>	

様式第5号

貯蔵設備の配置図

販売店（供給業者）の名称	〇〇液化石油ガス株式会社〇〇営業所
所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
所有者等の氏名又は名称	〇〇株式会社〇〇事業所
供給設備等の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
<p>貯蔵設備と第1種保安物件・第2種保安物件との位置関係、火気距離等を明示</p>	

様式第6号

貯蔵設備の構造図

販売店（供給業者）の名称	〇〇液化石油ガス株式会社〇〇営業所
所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
所有者等の氏名又は名称	〇〇株式会社〇〇事業所
供給設備等の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
<p>貯蔵設備の平面図、側面図、障壁の配置図、配管図等を添付</p>	

### 3. 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出

#### 3-1 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いに係る法令

##### (1) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出

液化石油ガスの貯蔵又は取扱いをする場合

特定供給設備及び液化石油ガス設備工事の届出に係る設備以外で、貯蔵量300kg以上の液化石油ガスの貯蔵する場合又は廃止する場合（工業用を含む。）

消防法第9条の3  
危険物政令第1条の10  
危険物規則第1条の5により、所在地の消防長等に液化石油ガスの貯蔵又は取扱いの開始（廃止）の届出

#### 《参考》消防法・危険物の規制に関する政令・規則の抜粋

##### 【消防法】

第9条の3 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。ただし、船舶、自動車、航空機、鉄道又は軌道により貯蔵し、又は取り扱う場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、同項の貯蔵又は取扱いを廃止する場合について準用する。

##### 【危険物の規制に関する政令】

###### （届出を要する物質の指定）

第1条の10 法第9条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、次の各号に掲げる物質で当該各号に定める数量以上のものとする。

- 一 圧縮アセチレンガス 40キログラム
- 二 無水硫酸 200キログラム
- 三 液化石油ガス 300キログラム
- 四 生石灰 五 毒物 六 劇物 …… 詳細略

2 法第9条の3第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）の政令で定める場合は、高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第74条第1項、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第47条の5第1項又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第87条第1項の規定により消防庁長官又は消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長）に通報があつた施設において液化石油ガスを貯蔵し、又は取り扱う場合（法第9条の3第2項において準用する場合にあつては、当該施設において液化石油ガスの貯蔵又は取扱いを廃止する場合）とする。

##### 【危険物の規制に関する規則】

###### （圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出書）

第1条の5 法第9条の3の規定による貯蔵又は取扱いの届出は、別記様式第1の届出書によつて行わなければならない。

#### 3-2 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いに係る提出書類一覧表

提出書類名	関係法令		宛先	頁 No.
	消防法 規則	様式	消防長	
圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書	1-5	1	○	280
添付書類 様式第4号～第6号	—	—	○	276

(注) 1. 提出先及び宛先は、貯蔵する場所を管轄する消防署等に確認すること。  
2. 添付書類の様式第4号～第6号は、液化石油ガス設備工事の届出の例による。

### 3-3 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）の届出書

様式第1（第1条の5関係）

#### 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書

〇〇消防長 殿		令和〇〇年〇〇月〇〇日		
		届出者 住所 〇〇市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇) 氏名 〇〇工業株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 ㊟		
事業者の所在地	所在地	〇〇市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号		
及び名称	名称	〇〇工業株式会社 〇〇支店		
貯蔵し、又は取り扱う倉庫、施設等の名称	貯蔵し、又は取り扱う倉庫、施設等の構造等の概要	貯蔵し、又は取り扱う物質の名称	最大貯蔵数量又は最大取扱数量(kg)	消火設備の概要
〇〇工業社宅(アパート)	ネットフェンスで立入防止措置	液化石油ガス	400kg	A-5B-12C 1個
物質に対する処理剤の種類及び保有量	種類	保有量	対象物質	
	-----	-----	-----	
貯蔵又は取扱開始(廃止)予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			
緊急時の連絡先	昼間	〇〇営業所 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		
	夜間・休日	〇〇営業所 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		
その他必要な事項	特になし			
※受付欄	※ 経 過 欄			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 「処理剤」とは、消石灰等の化学処理剤及び乾燥砂等の吸収剤をいう。
- 4 ※印欄は、記入しないこと。
- 5 貯蔵又は取扱いを開始しようとするときは、倉庫、施設等の位置及び倉庫、施設等内における物質の貯蔵又は取扱場所を示す見取図を添付すること。

(注) 1. 液石法で届出の対象となる貯蔵量は、容器の場合は、300kg以上3,000kg未満。貯槽・バルク貯槽の場合は、300kg以上1,000kg未満。(上限値以上の貯蔵は特定供給設備となる。)  
ただし、規則第86条に係る施設等で容器の場合は、500kgを超え3,000kg未満、貯槽・バルク貯槽の場合は、500kgを超え1,000kg未満は、液化石油ガス設備工事の届出をすることにより、圧縮アセチレンガス等の届出はしなくても良い。

2. 高圧ガス保安法で届出の対象となる貯蔵量は、容器・貯槽・バルク貯槽全て300kg以上3,000kg未満。3,000kg以上の場合は、第2種貯蔵所の届出をすること。

3. 液化石油ガス設備工事の届出に添付する第4号から第6号の図面を提出先に確認し添付すること。

## 第7章 参 考 资 料

## 第7章 参 考 資 料

### 目 次

1. 保安業務委受託契約書・覚書の作成例	283
2. 販売事業登録先及び保安機関認定先の変更について	290
3. 事故報告・事故届出等について	297
4. 用途地域内の高圧ガスの貯蔵等の制限について	302
5. 建築基準法施行令による補強コンクリートブロック造について	304
6. 登録免許税法、手数料令等の抜粋	306
(1) 登録免許税法	306
(2) 液石法関係の手数料令	307
(3) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の抜粋	308
7. バルク貯槽告示検査の際の仮設の手続き（特定供給設備の場合）	312
	END 313

# 1. 保安業務委受託契約書・覚書の作成例 (法第28条第2項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して交付する場合を除く。)

収入  
印紙

## 保安業務委受託契約書(例)

〇〇液化石油ガス株式会社(以下「甲」という。)と、株式会社〇〇〇保安機関(以下「乙」という。)は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「法」という。)第28条の規定に基づき、保安業務の委受託に関する契約を次のとおり締結する。

(委受託業務)

**第1条** この契約において、甲及び乙が委受託する保安業務は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第29条の規定による次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 供給開始時点検・調査
- (2) 容器交換時等供給設備点検
- (3) 定期供給設備点検
- (4) 定期消費設備調査
- (5) 周知
- (6) 緊急時対応
- (7) 緊急時連絡

(注)(注書きは契約書には記載しないこと。)

1. 委受託をしない事項については、記載しないこと。
2. 乙が2、3、4号のいずれかの認定を受けており、1号の業務を委受託する場合には、1号も記載すること。
3. 乙が6号の認定を受けており、7号の業務を委受託する場合には7号も記載すること。

(委託に係る一般消費者等)

**第2条** 甲は、乙に保安業務を委託するとき及び委託後においては、次の各号により一般消費者等の登録、変更等の手続きを行うものとする。

- (1) 本契約締結時及び一般消費者等の追加時には、保安業務の委託に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を記載した「保安業務委託先一覧表」を乙に提出するものとする。
- (2) 保安業務を委託した後において、「保安業務委託先一覧表」の記載事項の変更、一般消費者等の削除等がある場合には、その都度「保安業務委託先変更連絡表」を乙に提出するものとする。

(保安業務の範囲)

**第3条** 甲及び乙が委受託する保安業務の範囲は、次の各号によるものとする。

- (1) 供給開始時点検・調査

- ① 規則第36条第1項第1号の点検及び第37条第1号の調査を供給開始時又は液化石油ス(以下「LPガス」という。)の最初の引渡し時のみにおいて行い、その結果を「液化石油ガス設備点検調査票」又は「バルク供給納品書兼保安点検票」により甲及び所有者又は占有者に通知する業務

バルク供給に係る点検を委受託しない場合は、バルク供給に係る記述を削除すること。以下同じ。

- ② 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合において、当該通知をした場合には、その通知の日から1月を経過し、かつ、6月を経過しない期間内に当該通知に係る事項について再調査を行い、改善されていることを確認する

(注)再調査を委受託しない場合には、②は記載しないこと。以下同じ。

- (2) 容器交換時等供給設備点検

- ① 規則第36条第1項第1号の表中下欄に掲げる点検の回数が、充てん容器等の交換時(充てん容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあつては毎月1回以上)、バルク供給に係るものについては充てん作業時及び規則第37条第1号の表中下欄に掲げる調査の回数が、毎月(容器に充てんされたLPガスを一般消費者等に引き渡さない月を除く。)1回以上であるものについて行い、その結果を「容器交換時等点検調査票」又は「バルク供給納品書兼保安点検票」により甲及び所有者又は占有者に通知する業務
- ② 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合において、当該通知をした場合には、その通知の日から6月を経過しない期間内に当該通知に係る事項について再調査を行い、改善されていることを

確認する業務

(3) 定期供給設備点検

規則第36条第1項第1号の表中下欄に掲げる点検の回数が、供給開始時及び充てん容器等の交換時（充てん容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあっては毎月1回以上）、バルク供給に係るものにあつては、6月に1回以上又は1年を超えない範囲で行う充てん作業時であるもの以外の事項について行い、その結果を「液化石油ガス設備点検調査票」又は「バルク供給納品書兼保安点検票」により甲に通知する業務

(4) 定期消費設備調査

① 規則第37条第1号の表中下欄に掲げる調査の回数が、LPガスの最初の引渡し時及び毎月（容器に充てんされたLPガスを一般消費者等に引き渡さない月を除く。）1回以上であるもの以外の事項について行い、その結果を「液化石油ガス設備点検調査票」により甲及び所有者又は占有者に通知する業務

② 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合において、当該通知をした場合には、その通知の日から1月を経過し、かつ、6月を経過しない期間内に当該通知に係る事項について再調査を行い、改善されていることを確認する業務

(5) 周知

規則第27条の周知の内容を記載した書面により規則第38条の周知の方法で一般消費者等に周知する業務

(6) 緊急時対応

法第27条第1項第4号の規定により、LPガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、甲に当該事実を速やかに連絡するとともに、以下の措置を行う業務

イ. 電話等の通信手段により、一般消費者等に対し適切な助言等を与えること。

ロ. 出動の際には、必要な機材を携行し、可及的速やかに現場に到着し適確な措置（点検、調査、何らかの措置が必要な場合の甲への連絡、安全が確認できた場合の復帰作業等）を講ずること。

(7) 緊急時連絡

法第27条第1項第4号の規定により、LPガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたときは、甲に当該事実を速やかに連絡するとともに、電話等の通信手段により、一般消費者等に対し適切な助言等を与える業務

（保安業務の実施の方法）

**第4条** 保安業務の実施の方法は、乙が定める保安業務規程第3条の規定によるものとする。

（保安業務の実施結果の連絡の方法）

**第5条** 保安業務の実施結果の甲への連絡の方法は、乙が定める保安業務規程第4条の規定によるものとする。

（供給設備等の改善措置及び連絡）

**第6条** 甲は、供給設備又は消費設備が技術上の基準に不適合の連絡を乙から受けた場合は、速やかに設備の改善措置、再調査等を行い、「月間（年間）通知・改善状況一覧表」により乙に連絡するものとする。

（緊急措置）

**第7条** 保安業務の実施の結果、供給設備、消費設備等に異常を発見し、その改善に緊急を要し、災害が発生するおそれがある場合は、甲及び乙は次の各号により緊急措置を行うものとする。

(1) 乙は、適切な応急措置を行うと同時に、電話又はその他の方法により速やかにその旨を甲及び当該一般消費者等に通報するものとする。

(2) 甲は、前号の緊急通報を受けた時は、直ちに出勤してその設備の改善措置を行い、その結果を乙及び当該一般消費者等に報告するものとする。

（一般消費者等が不在等の場合の措置）

**第8条** 乙が、保安業務を履行するために一般消費者等を訪問したとき、一般消費者等が不在又

は受託設備への立入りを拒否する等その履行ができない場合は、乙は次の各号に基づき措置するものとする。

- (1) 乙が、2回訪問しても一般消費者等が不在又は受託設備への立ち入りを拒否した場合は、乙はその旨を甲に連絡するものとする。この場合、甲は一般消費者等に対し保安業務の履行について協力を促し、保安業務の履行可能な日時を乙に連絡するものとする。
- (2) 乙が、前号後段の連絡に基づき3回目の訪問をしても一般消費者等が不在又は受託設備への立入りを拒否した場合は、乙は甲に対してその旨を文書で通知するものとし、通知を受けた甲は、その後の措置について乙と協議するものとする。

(基準適合義務等)

**第9条** 甲は、この契約を締結した後においても、法第16条の2の基準適合義務等及び法第20条の業務主任者の職務等の条項によりLPガス販売事業者に課せられている法律上の責任と義務を負うものとする。

(保安業務への協力)

**第10条** 甲は、乙の行う保安業務の内容を理解し、必要資料の提供、業務の合理化、設備の改善等について乙から協力を求められた場合は、正当な事由がない限りこれに協力するものとする。

(損害賠償責任)

**第11条** 乙が甲より委託を受けた保安業務の実施に関連して事故が発生し、第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任については、次の各号によるものとする。

- (1) 乙は、保安業務の遂行中に乙の過失により事故が発生し、一般消費者等に損害を与えた場合は、その事故に関する損害賠償上の責任を負うものとする。
- (2) 甲は、保安業務等を乙に委託した甲の一般消費者等において、前号以外の設備の欠陥等に起因する事故が発生した場合は、その事故に関する損害賠償上の責任を負うものとする。

(免責事項)

**第12条** 乙は、地震等の天災、その他乙の責任に帰することのできない事由により、保安業務が実施できなくなったときは、その責務を免れるものとする。

(委託料金)

**第13条** 保安業務の委託料金等については、次の各号によるものとする。

- (1) 委託料金の明細については、別に定める「保安業務等委託料金明細表」によるものとする。
- (2) 乙は、保安業務等の当月履行分の委託料金を、月末締切の上翌月〇日迄に、甲に請求するものとする。
- (3) 甲は、前号の当月履行分の委託料金を、翌月〇〇日迄に、乙に現金をもって支払うものとする。
- (4) 請求内容等に疑義を生じた場合は、甲乙双方が誠意を持って協議し、解決するものとする。
- (5) 委託料金は、経済情勢の変化その他特別の事由がある時は、甲乙双方の協議により改訂するものとする。

(契約の解除)

**第14条** 甲及び乙において次の各号に該当する事項が生じた時は、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- (1) 甲及び乙が本契約に違反した時
- (2) 甲が支払を停止し又は破産、和議、民事再生、会社更生若しくは会社整理の申し立てを行った時
- (3) 甲が債務者又は連帯保証人として、差押、仮差押、強制執行、競売等の処分を受けた時
- (4) 甲及び乙がその事業について関係行政庁から登録又は認定の取消し又はこれらに準ずる命令を受けた時

(契約解除時の処理)

**第15条** 本契約を解除した時の処理は、次の各号によるものとする。

- (1) 甲は、本契約終了と同時に、残債務全額を直ちに現金にて乙に支払うものとする。
- (2) 乙は、甲から提出を受けていた書類一式を甲に返還するものとする。
- (3) 甲及び乙は、一般消費者等に対する保安業務の継続に必要な事項について、本契約解除後も互いに協力するものとする。

(反社会的勢力の排除)

**第15条の2** 甲及び乙は、自己の役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当しないこと及び、暴力的な要求、法的な責任を超えた不当な要求、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる、風説を流布し偽計又は威力を用いて相手の信用を棄損し又は業務を妨害する行為を行わないことを保証するとともに、当該事項の一つにでも該当することが判明した場合、相手方に何らの催告を要せず本契約を解除できるものとし、それによる何らの損害賠償責任を負わないものとする。

- 2 乙は、甲から受託した委託消費者が前項の反社会的勢力に該当することが判明した場合、当該消費者を委託消費者名簿から削除することができるものとし、それによる何らの損害賠償責任を負わないものとする。

(秘密の保持)

**第16条** 甲及び乙は、業務上又は取引上知り得た夫々の秘密をみだりに他に漏らさないものとする。

(個人情報保護及び取扱い)

**第17条** 甲及び乙は、個人情報の保護及び取扱いについて適切な管理を行うものとし、業務上知り得た個人情報を次の各号の利用目的以外の用途に使用しないものとする。

- (1) LPガスの供給を行うために利用
- (2) LPガスの設備工事を行うために利用
- (3) 規則第29条で定められた保安業務区分によるLPガスの保安業務を行うために利用
- (4) ガス機器、警報器等販売、設置、修理・点検、アフターサービス
- (5) 上記に関するサービス・製品等のお知らせ・案内、調査・データ分析

(合意管轄)

**第18条** 本契約に関する訴訟（手形、小切手訴訟を含む。）の管轄裁判所は、〇〇地方裁判所又は△△地方裁判所とし、提訴当事者がこれを選択できるものとする。

(契約条項の改訂)

**第19条** 社会情勢の変化、LPガスに関する法令の改正、その他の重大な事由により契約条項に改訂の必要が生じた時は、甲乙協議の上、改訂できるものとする。

(契約期間)

**第20条** この契約の有効期間は、契約締結の日から起算して2ケ年とする。

ただし、契約期間満了の3ヶ月前迄に、甲乙双方から文書による別段の意思表示がない時は、更に2ケ年延長するものとし、以後もこの例によるものとする。

(協議)

**第21条** 本契約に定めのない事項について保安業務等の委受託上疑義を生じた時は、甲乙双方が誠意をもって協議し解決するものとする。

以上、この契約の証として本書式通を作成し、甲乙双方記名捺印の上各壹通を保有するものとする。

契約締結年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地  
名称 〇〇液化石油ガス株式会社  
代表者名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ,

乙 所在地 ○○県○○市□□町□丁目□□番地  
名称 株式会社○○○保安機関  
代表者名 代表取締役 □ □ □ □ ,

**【参考資料】 保安業務の委託に関する法律・規則・通達の規定**

(保安業務の委託)

法第 28 条 液化石油ガス販売事業者及び保安機関は、保安業務につき委託契約を締結するときは、次の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 一 委託に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 委託に係る保安業務の範囲及び期間並びに実施の方法
- 三 前 2 号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

(委託契約に係る記載事項)

規則第 28 条 法第 28 条第 3 号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 保安業務を実施した結果を液化石油ガス販売事業者に連絡する方法
- 二 委託に係る一般消費者等が変更した場合の連絡に関する事項
- 三 委託に係る供給設備又は消費設備について液化石油ガスによる災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項

規則第 28 条 (委託契約に係る記載事項) 関係

第 3 号中「災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項」とは、

- (1) 供給設備について災害が発生するおそれのある場合には、供給設備の種類及び所在地、予見される災害の内容並びに保安機関が連絡する相手方（液化石油ガス販売事業者及び一般消費者等に被害が及ぶおそれがある場合にあっては当該一般消費者等）をいう。
- (2) 消費設備について災害が発生するおそれのある場合には、消費設備の種類その消費設備を使用する一般消費者等の氏名及び住所、予見される災害の内容並びに保安機関が連絡すべき相手方（液化石油ガス販売事業者及び一般消費者等）をいう。

(注) 以前の保安業務の委受託契約書の作成例では、第 7 条（緊急措置）の中で甲、乙間での緊急措置についての記載はありますが、一般消費者等についての記載がありませんでした。

規則第 28 条関係通達では、「災害が発生するおそれがある場合」にあっては、一般消費者等にも連絡が必要となっているため、今回の作成例では、第 7 条本文に「災害が発生するおそれがある場合」を追加し、応急措置、改善措置の後に「当該一般消費者等」を追加しました。（作成例の波線部分）

なお、保安業務の委受託契約書をすでに取り交わしている場合にあっては、作成例の第 7 条について、「災害が発生するおそれがある場合」、「当該一般消費者等」を加えた「覚書」を作成し、締結することが望まれます。

上記については、本省所管事業者の立入検査で指摘があり、日液協事務局から本省所管事業者へ「覚書」で対処するように連絡がありました。

☆次ページに「覚書」の作成例を記載しましたので参考にしてください。

## 《覚書の作成例》

### 覚 書

〇〇〇〇ガス株式会社（以下「甲」という。）と□□□□点検・調査株式会社（以下「乙」という。）は、すでに取り交わしている保安業務委受託契約書第7条（緊急措置）の記載内容の一部を変更するため、次のとおり覚書を締結する。

#### 《旧記載内容》

##### （緊急措置）

第7条 保安業務の実施の結果、供給設備、消費設備等に異常を発見し、その改善に緊急を要すると認めた場合は、甲及び乙は次の各号により緊急措置を行うものとする。

- (1) 乙は、適切な応急措置を行うと同時に、電話又はその他の方法により速やかにその旨を甲に通報するものとする。
- (2) 甲は、前号の緊急通報を受けた時は、直ちに出勤してその設備の改善措置を行い、その結果を乙に報告するものとする。

#### 《変更後記載内容》

##### （緊急措置）

第7条 保安業務の実施の結果、供給設備、消費設備等に異常を発見し、その改善に緊急を要し、災害が発生するおそれがある場合は、甲及び乙は次の各号により緊急措置を行うものとする。

- (1) 乙は、適切な応急措置を行うと同時に、電話又はその他の方法により速やかにその旨を甲及び当該一般消費者等に通報するものとする。
- (2) 甲は、前号の緊急通報を受けた時は、直ちに出勤してその設備の改善措置を行い、その結果を乙及び当該一般消費者等に報告するものとする。

以上、この覚書の証として本書式通を作成し、甲乙双方記名捺印の上各巻通を保有するものとする。

覚書締結年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 所在地  
名称  
代表者名 印

乙 所在地  
名称  
代表者名 印

(注) 乙は、委受託に係る保安業務の実施事業所の所在地・名称を記載すること。

## 2. 販売事業登録先及び保安機関認定先の変更について

事 務 連 絡  
平成23年4月27日

〇〇経済産業局資源エネルギー環境部石油課長 殿

〇〇産業保安監督部保安課長 殿

原子力安全・保安院液化石油ガス保安課長

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における所管先変更に伴う事務手続について

上記の件について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）に基づく液化石油ガス販売事業の登録及び保安機関の認定の手続について、本省と経済産業局（経済局）・産業保安監督部（監督部）との間での所管先変更に係る手続については、以下のとおりとする。監督部と支部間の手続についても同様とする。

なお、経済産業省と都道府県との間の所管先変更に係る手続については、従前のとおりとする。

## 1. 液化石油ガス販売事業の登録先を本省から経済局・監督部に移管する場合

本省所管の事業者が、販売所の一部廃止又は譲渡等により、販売所が一の経済局の管轄区域内のみとなる場合の手続については以下のとおりとする。

① 申請者は、経済局・監督部に対して、液石法第8条の規定に基づく販売所等変更届書の提出を行う。

本届出は、事後届出であることから、届出時点において当該事業者を所管する部局に提出することになるため、経済局・監督部への提出となる。

なお、届出に先立ち、事業者から届出先について問い合わせを受けた場合は、経済局・監督部に提出する旨を教示する。

※本省は、必要に応じて経済局・監督部に情報を提供する（以下②以降でも対応可）。

② 起案により以下の通知を行う。

- ・ 経済局・監督部は、当該事業者に対して、新たな登録番号を通知する。

- ・ 経済局・監督部は、消防庁長官及び都道府県知事に対して、液石法第87条第1項に基づく通報を行う。

- ・ 経済局・監督部は、本省に対して、当該届出の写し及び新たな登録番号通知書の写しを添付し、登録行政庁が変更された旨の通知を行う。

③ 登録所管行政庁変更後の申請等の受付

（参考：従前の手続）

① 申請者は、監督部に対して、液石法第3条の規定に基づき、登録申請を行う。（登録免許税及び手数料を納付する。）

② 監督部は、申請者に対して、液石法第3条の2の規定に基づき、登録の通知を行う。

③ 申請者は、本省に対して、液石法第6条の規定に基づき、登録行政庁変更届を提出。

## 2. 液化石油ガス販売事業の登録先を経済局・監督部から本省に移管する場合

経済局・監督部所管の事業者が、販売所を一部新設若しくは他の販売事業者からの承継等により、販売所が二以上の経済局の管轄区域にまたがる場合の手続については以下のとおりとする。

- ① 申請者は、本省に対して、液石法第8条の規定に基づく販売所等変更届書又は液石法第10条の規定に基づく販売事業承継届書の提出を行う。

本届出は、事後届出であることから、届出時点において当該事業者を所管する部局に提出することになるため、本省への提出となる。

なお、届出に先立ち、事業者から届出先について問い合わせを受けた場合は、本省に提出する旨を教示する。

※経済局・監督部は、必要に応じて本省に情報を提供する（以下②以降でも対応可）。

- ② 起案により以下の通知を行う。

- ・本省は、当該事業者に対して、新たな登録番号を通知する。
- ・本省は、消防庁長官、国家公安委員会及び都道府県知事に対して、液石法第87条第1項に基づく通報を行う。
- ・本省は、経済局・監督部に、新たな登録番号通知書の写し及び届出の写しを添付し、登録行政庁が変更された旨の通知を行う。

- ③ 登録所管行政庁変更後の申請等の受付

（参考：従前の手続）

① 申請者は、本省に対して、液石法第3条の規定に基づき、登録申請を行う。  
（登録免許税及び手数料 を納付する。）

② 本省は、申請者に対して、液石法第3条の2の規定に基づき、登録の通知を行う。

③ 申請者は、監督部に対して、液石法第6条の規定に基づき、登録行政庁変更届を提出。

### 3. 保安機関の認定先を本省から監督部に移管する場合

本省所管の事業者が、事業所の一部廃止又は譲渡等により、保安業務を実施する販売所（受託を含む。）が一の監督部の管轄区域内のみとなる場合の手続については以下のとおりとする。

① 申請者は、事業所の廃止又は譲渡を行う前までに、認定を受けている本省に対して、液石法第35条第1項の規定に基づき、保安業務規程変更認可申請を行う。

なお、申請に先立ち、事業者から申請先について問い合わせを受けた場合は、本省に提出する旨を教示する。

※ 本省は、必要に応じて経済局・監督部に情報を提供する（以下②以降でも対応可）。

② 起案により以下の通知を行う。

- ・本省は、申請内容を審査し、支障なければ申請者に対して、保安業務規程の変更認可を行う。
- ・本省は、監督部に対して、当該申請書の写し及び変更認可書の写しを添付し、認定行政庁が変更となる旨の通知を行う。

③ 当該事業者は、変更の認可を受けて、事業所の廃止又は譲渡を行った後に、届出時点において当該事業者を所管する監督部に対して、液石法第35条の4において準用する第8条の規定に基づく保安機関変更届書、及び、液石法第33条第2項の規定に基づく一般消費者等の数の減少届書を提出する。

④ 起案により以下の通知を行う。

- ・監督部は、当該事業者に対して、新たな認定番号の通知を行う
- ・監督部は、本省に対して、保安機関変更届書の写し及び新たな認定番号通知書の写しを添付し、認定行政庁が変更された旨の通知を行う。

⑤ 認定所管行政庁変更後の申請等の受付

（参考：従前の手続）

①申請者は、監督部に対して、液石法第29条の規定に基づき、認定の申請を行う。（登録免許税及び手数料を納付する。）

②監督部は、申請者に対して、液石法第29条の規定に基づき、認定の連絡を行うとともに、認定番号を通知する。

③申請者は、本省に対して、液石法第6条（第35条の4準用）の規定に基づき、登録行政庁変更届を提出。

#### 4. 保安機関の認定先を監督部から本省に移管する場合

監督部所管の事業者が、事業所を一部新設、又は他の事業者からの承継等により、保安業務を実施する販売所（受託を含む。）が二以上の監督部の管轄区域内となる場合の手続については以下のとおりとする。

なお、本手続は申請後の業務内容が監督部の管轄区域を超えるため、認可は本省で行う。

- ① 申請者は、事業所の新設又は承継等を行う前までに、本省に対して、液石法第35条第1項の規定に基づき、保安業務規程変更認可申請を行う。

また、一般消費者等の数の増加が伴う場合は、液石法第33条第1項の規定に基づき、一般消費者等の数の増加認可申請（登録免許税及び手数料を納付する。）を行う。

なお、申請に先立ち、事業者から申請先について問い合わせを受けた場合は、本省に提出する旨を教示する。

※経済局・監督部は、必要に応じて本省に情報を提供する（以下②以降でも対応可）。

- ② 起案により以下の通知を行う。

- ・本省は、申請内容を審査し、支障なければ申請者に対して、保安業務規程の変更認可及び一般消費者等の数の増加認可を行う。
- ・本省は、監督部に対して、当該申請書の写し及び認可書の写しを添付し、認定行政庁が変更となる旨の通知を行う。

- ③ 当該事業者は、変更等の認可を受け、事業所の新設等を行った後に、本省に対して、液石法第35条の4において準用する第8条の規定に基づく保安機関変更届書を提出する。

なお、承継による移管の場合は、承継後、本省に対して、液石法第35条の4において準用する第10条第3項の規定に基づく保安機関承継届書を提出する。

- ④ 起案により以下の通知を行う。

- ・本省は、当該事業者に対して、新たな認定番号の通知を行う。
- ・本省は、監督部に対して、保安機関変更届書の写し（保安機関承継届書の写し）及び新たな認定番号通知書の写しを添付し、認定行政庁が変更された旨の通知を行う。

- ⑤ 認定所管行政庁変更後の申請等の受付

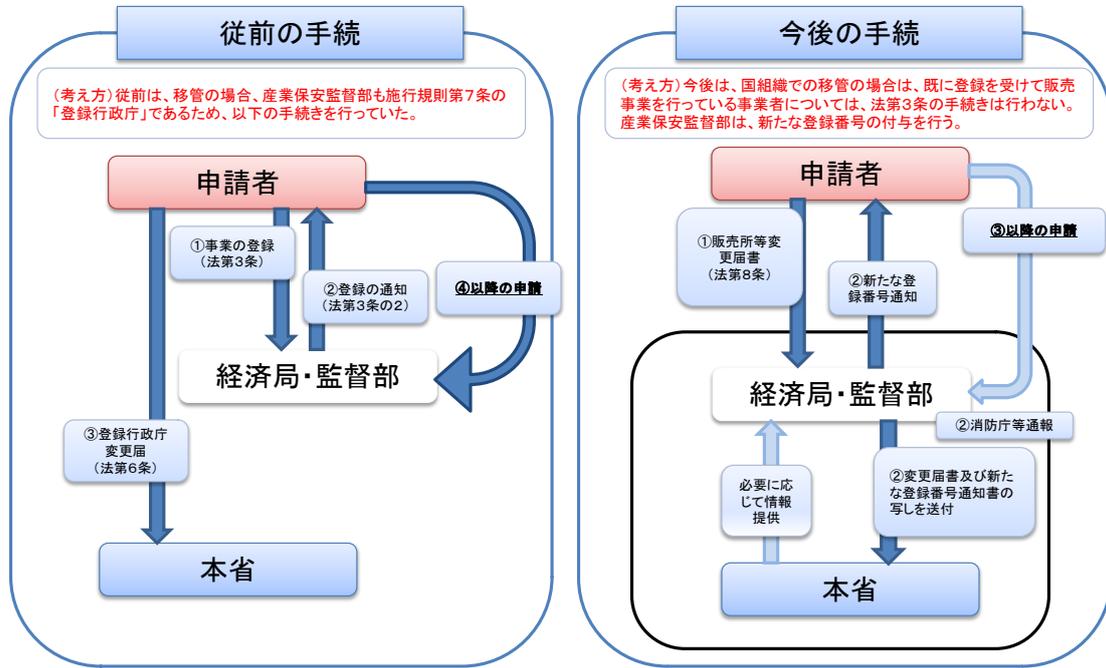
（参考：従前の手続）

① 申請者は、本省に対して、液石法第29条の規定に基づき、認定の申請を行う。  
（登録免許税及び手数料を納付する。）

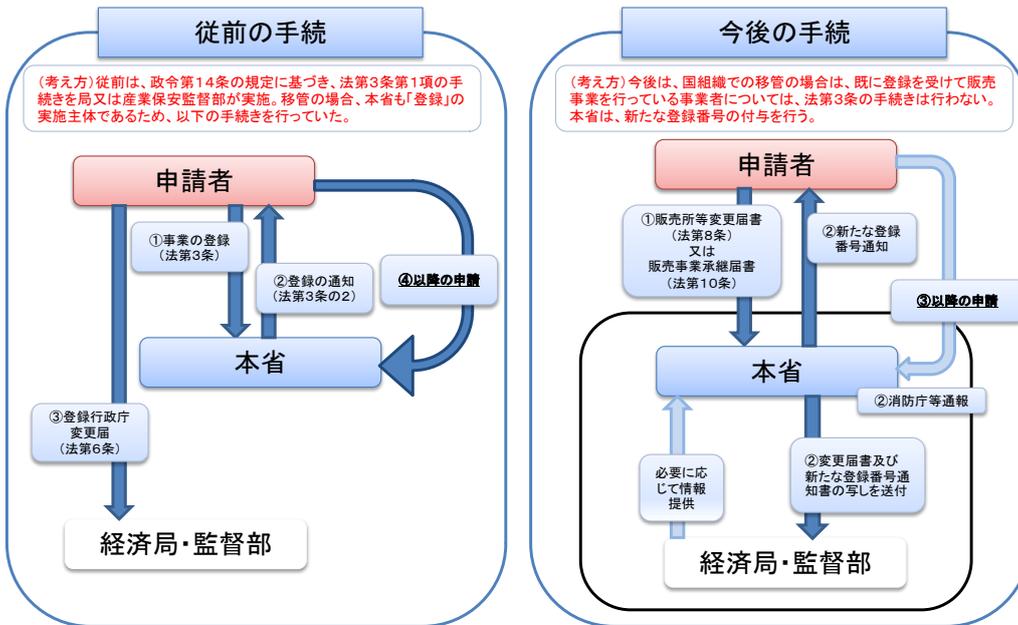
② 本省は、申請者に対して、液石法第29条の規定に基づき、認定の連絡を行うとともに、認定番号を通知する。

③ 申請者は、監督部に対して、液石法第6条（第35条の4準用）の規定に基づき、登録行政庁変更届を提出。

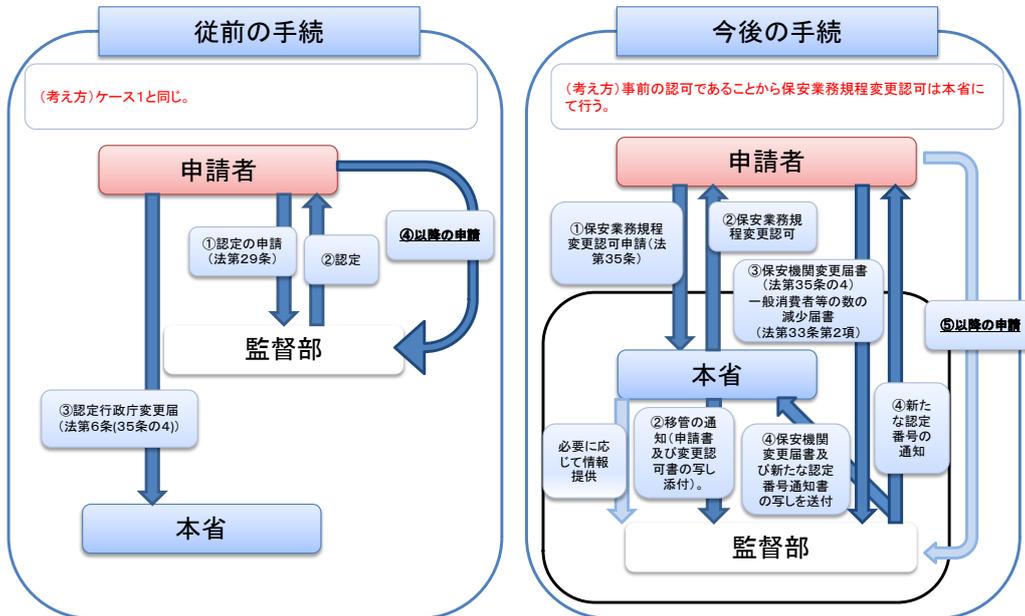
## 販売事業登録先の変更について (ケース1:本省から経済局・監督部へ移管する場合)



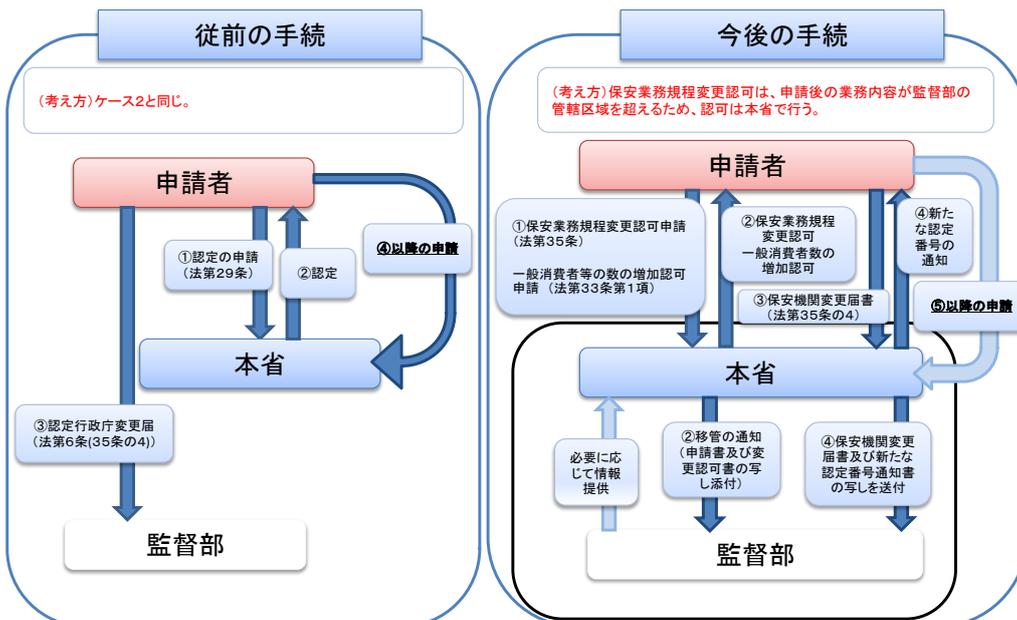
## 販売事業登録先の変更について (ケース2:経済局・監督部から本省へ移管する場合)



## 保安機関認定先の変更について (ケース3:本省から監督部へ移管する場合)



## 保安機関認定先の変更について (ケース4:監督部から本省へ移管する場合)



### 3. 事故報告・事故届出等について

#### (1) 液化石油ガス保安規則の改正部分

##### ① 高圧ガス保安法の報告の徴収

(報告の徴収)

**第61条** 経済産業大臣又は都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者、高圧ガスの輸入をした者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、容器製造業者、容器の輸入をした者、容器検査所の登録を受けた者又は機器製造業者に対し、その業務に関し、報告をさせることができる。(第2項～第4項 略)

##### ② 液化石油ガス保安規則の改正部分

(平成18年12月22日の改正部分：アンダーライン)

(報告の徴収)

**第93条の2** 法第61条第1項の規定により、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者は、同法第2条第5項に規定する消費設備(ガスメーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。以下「特定消費設備」という。)について次に掲げるいずれかの事故が発生したときは、直ちに事故の発生日時及び場所、概要、原因並びに当該事故に係る特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項について、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により事故の発生した場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。

- 一 特定消費設備の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故
- 二 特定消費設備から漏えいしたガスに引火することにより発生した負傷又は物損事故

(事故届)

**第96条** 法第63条第1項の規定により、都道府県知事に事故を届け出ようとする者は、様式第57の事故届書(特定消費設備に係る事故の場合にあつては様式第57の2の事故届書)を事故の発生した場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。(注) 事故届書の様式は、P-75, 76を参照

(産業保安監督部長に対する都道府県知事の報告)

**第96条の2** 都道府県知事は、法第74条第4項の規定により報告を行うときは、速やかに事態又は事故の発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項(特定消費設備に係る事故の場合にあつては、当該特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項を含む。)について適当な方法により当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に報告するとともに、その詳細について、次の表の上欄に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに様式第58の事故報告書(特定消費設備に係る事故の場合にあつては様式第58の2の事故報告書)を当該産業保安監督部長に提出しなければならない。

事 故 の 区 分	報 告 期 限
一 次のイからニまでのいずれかに該当する事故 イ 死者が1名以上、重傷者(負傷の治療に要する期間が30日以上の負傷者をいう。)が2名以上若しくは軽傷者(負傷の治療に要する期間が30日未満の負傷者をいう。)が6名以上の人身被害又はこれと同等以上の人身被害が生じた事故 ロ 直接に生ずる物的被害の総額が1億円以上の事故 ハ 大規模な火災又はガスの大量の漏えいがあつた事故その他重大な社会的影響を及ぼしたと認められる事故 ニ 同一の事業所において事故が発生した日から1年を経過しない間に発生した事故	事故発生日から10日以内
二 前号に規定する事故以外の事故	当該事故が発生した月の1月分の事故を取りまとめ、翌月10日まで

- 2 都道府県知事は、高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第18条第3項の規定により報告を行うときは、速やかに様式第59の報告徴収等結果報告書を当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

## (2) 特定消費設備に係る事故報告について

# 経済産業省

平成18・12・26原院第5号  
平成18年12月27日

液化石油ガス保安規則第93条の2、第96条（特定消費設備に係る事故に限る。）並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第131条第2項の運用について

経済産業省原子力安全・保安院  
N I S A - 2 7 4 a - 0 6 - 0 1

原子力安全・保安院は、液化石油ガス保安規則（以下「液石則」という。）第93条の2、第96条（特定消費設備に係る事故に限る。以下同じ。）並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「液石法施行規則」という。）第131条第2項の運用について下記のとおり定める。

### 記

1. 液石則第93条の2及び第96条に規定する事故報告及び事故届の取扱いについては、次のとおりとする。
  - (1) 液石則第93条の2の規定により液化石油ガス販売事業者が行う事故情報の報告先について特定消費設備に係る事故が発生した場合には、別表1により事故報告を行うこと。
  - (2) 液石則第93条の2及び第96条に規定する事故報告及び事故届に係る特定消費設備の機種について  
事故報告及び事故届に係る特定消費設備の機種については、別表2の中から選択すること。
  - (3) その他
    - ① 液石則第93条の2の規定に基づき液化石油ガス販売事業者が当省に対して行う事故報告の期限等について  
本報告は、事故の発生及び当該事故に係る情報を直ちに当省に報告することにより、人的被害や物損被害が少ない場合でも、全国的な同様の事例調査や一般消費者等に対する注意喚起等の対応を速やかに行う必要性を判断することを主目的としているものであることから、報告事項のうち不明な点がある場合には「不明」である点を明確にした上で、直ちに報告を行うこと。  
なお、当初報告時点において「不明」と報告した事項については、本報告の趣旨にかんがみ、新しい情報が入り次第、追加報告をすること。  
追加報告の実施期間は、都道府県知事が当省に事故詳細を提出するまでの期間である「事故発生の日から10日」とし、その時点において、なお不明な場合においては、都道府県知事が液石則第96条の2の規定により作成する事故報告に必要な調査への対応として、都道府県知事に対し回答又は追加報告すること。

② 液石則第96条の規定に基づき液化石油ガス販売事業者が都道府県に対して行う事故届の提出期限等について

本届は、事故の発生及び当該事故に係る情報を遅滞なく都道府県知事に提出することにより、二次災害の防止、当該事故原因の究明・再発防止等を図ることを主目的として実施するものであり、本届を受けた都道府県に対して、事故の発生後一定期間が経過した後に当省宛の事故詳報の提出を求めているものである。

このため、本届の当初提出時点において報告事項のうち不明な点がある場合には「不明」と記載の上、遅滞なく都道府県宛提出を行うことはやむを得ないと考えるが、本報告の趣旨にかんがみ、都道府県知事が液石則第96条の2の規定により作成する事故報告に必要な調査への対応として、都道府県知事に対し回答又は追加報告すること。

2. 液石法施行規則第131条第2項に規定する供給開始時調査及び定期消費設備調査に係る帳簿記載事項のうち燃焼器の製造者又は輸入者の名称並びに燃焼器の型式及び製造年月について

本記載事項は、燃焼器に問題があった場合に、当該燃焼器を使用する一般消費者等に対し、的確かつ迅速に注意喚起等の対応をするために、供給開始時調査及び定期消費設備調査を踏まえ帳簿への記載を求めているものである。

長期使用の燃焼器などで、表示ラベルの欠落、刻印の磨耗等により型式の特定が困難な場合又は燃焼器の設置状況によって当該燃焼器の全部若しくは一部を取り外さないと型式の特定が困難な場合には、「不明」として帳簿に記載することもやむを得ないものとする。ただし、当該燃焼器の製造者等に照会の上、不足情報について把握することが望まれる。また、調査未実施の燃焼器との違いを明確に確認できるようにしておくこと。

なお、燃焼器の全部を取り外し、再度設置する場合には、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に抵触するおそれがあることに留意すること。

3. 適用時期について

本運用のうち、1. に記載の事項については、平成19年1月1日以降に行う事故報告及び事故届に適用し、2. に記載の事項については、平成19年4月1日以降に行う供給開始時調査及び定期消費設備調査に係る帳簿への記載に適用する。

(注) 事故報告書の作成例は、P-74参照

(別表1)

産業保安監督部	管轄の都道府県 (事故発生の都道府県)	事故発生時の報告先
北海道産業保安監督部	北海道	北海道産業保安監督部 保安課
関東東北産業保安監督部	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	関東東北産業保安監督部東北支部 保安課
	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 新潟県、山梨県、長野県、静岡県	関東東北産業保安監督部 保安課
中部近畿産業保安監督部	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、 三重県	中部近畿産業保安監督部 保安課
	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	中部近畿産業保安監督部近畿支部 保安課
中国四国産業保安監督部	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県	中国四国産業保安監督部 保安課
	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国産業保安監督部四国支部 保安課
九州産業保安監督部	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県	九州産業保安監督部 保安課
那覇産業保安監督事務所	沖縄県	那覇産業保安監督事務所 保安監督課

(別表2)

## 特定消費設備の名称及び機種

名 称	機 種	
燃焼器具	瞬間湯沸器	その他湯沸器
	ガストーブ	風呂釜
	家庭用こんろ	家庭用オーブン
	家庭用炊飯器	その他家庭用
	業務用こんろ	業務用オーブン
	業務用レンジ	業務用フライヤー
	業務用炊飯器	業務用グリドル
	業務用酒かん器	業務用おでん鍋
	業務用蒸し器	業務用焼き物器
	業務用食器消毒保管庫	業務用煮沸消毒器
	業務用湯せん器	業務用めんゆで器
	業務用煮炊釜	業務用中華レンジ
	業務用食器洗浄機	業務用その他
硬質管	金属管	金属フレキシブルホース
低圧ホース	液化石油ガス用継手金具付低圧ホース	低圧ホース (その他)
ゴム管等	ゴム管 (両端迅速継手あり)	ゴム管 (その他)
	塩化ビニルホース (両端迅速継手あり)	塩化ビニルホース (両端ゴム継手付)
末端ガス栓	ガス栓 (ホースエンド)	ガス栓 (迅速継手)
	ガス栓 (フレキガス栓)	ガス栓 (その他)
その他	その他	

「瞬間湯沸器」、「その他湯沸器」、「ガスストーブ」又は「風呂釜」の場合は、給排気方式として、「開放式」、「自然排気式」、「強制排気式」、「バランス外壁式」、「バランスチャンバ式」、「バランスダクト式」、「強制給排気式」又は「屋外式」の別を記入すること。

「その他家庭用」、「業務用その他」、「ガス栓(その他)」又は「その他」の場合は、具体的に名称を記入すること。

ガス栓には、過流出安全機構及び検査孔の有無を併記すること。その他、過流出安全機構を内蔵していないガス栓の場合、接続具として安全アダプター(外挿式に限る。)の有無を併記すること。

産業保安監督部	管轄の都道府県 (事故発生の都道府県)	事故発生時の報告先
北海道産業保安監督部	北海道	北海道産業保安監督部 保安課 電話：011-709-8346 FAX：011-707-6337
関東東北産業保安監督部	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	関東東北産業保安監督部東北支部 保安課 電話：022-215-9279 FAX：022-261-1376
	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、新潟 県、山梨県、長野県、静岡県	関東東北産業保安監督部 保安課 電話：048-600-0294 FAX：048-601-1317
中部近畿産業保安監督部	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、 三重県	中部近畿産業保安監督部 保安課 電話：052-951-0291 FAX：052-951-2762
	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	中部近畿産業保安監督部近畿支部 保安課 電話：06-6966-6050 FAX：06-6966-6093
中国四国産業保安監督部	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県	中国四国産業保安監督部 保安課 電話：082-224-5749 FAX：082-224-5650
	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国産業保安監督部四国支部 保安課 電話：087-811-8589 FAX：087-811-8596
九州産業保安監督部	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県	九州産業保安監督部 保安課 電話：092-482-5469 FAX：092-482-5932
那覇産業保安監督事務所	沖縄県	那覇産業保安監督事務所 保安監督課 電話：098-866-6474 FAX：098-860-1376

#### 4. 用途地域内の高圧ガスの貯蔵等の制限について

##### (1) 用途地域

用途地域とは都市計画法（第8条、第9条）で下表のとおりその地域の目的に応じ12種類に区分して、生活環境の保護や工業の促進を図ることにしている。

用途地域の区分	内 容
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域 主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域 主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	住居の環境を保護するため定める地域 主として住居の環境を保護するため定める地域 道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域
近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
商業地域	主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
準工業地域	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域
工業地域	主として工業の利便を増進するため定める地域
工業専用地域	工業の利便を増進するため定める地域

##### (2) 用途地域内の高圧ガスの貯蔵等の制限

建築基準法では用途地域の趣旨に支障を及ぼすおそれのある建築物を制限し又は建築することのできる建築物の範囲を限定することにより社会環境を保全しようとしている。

(法第48条、同法施行令第116条、第130条の4、第130条の9)

[高圧ガスの貯蔵又は処理に供する建築物に係る貯蔵量]

(下表に定める数量を超えてはならない。)

用途地域の区分	圧縮ガス (m <sup>3</sup> )	液化ガス (ton)	可燃性ガス (m <sup>3</sup> )
第1種低層住居専用地域	---	* 3.5	---
第2種低層住居専用地域	---	* 3.5	---
第1種中高層住居専用地域	---	* 3.5	---
第2種中高層住居専用地域	---	* 3.5	---
第1種住居地域	---	* 3.5	---
第2種住居地域	---	* 3.5	---
準住居地域	350	3.5	35
近隣商業地域	700	7	70
商業地域	700	7	70
準工業地域	3,500	35	350
工業地域	制限なし	制限なし	制限なし
工業専用地域	//	//	//

(注)1. 建築基準法施行令第130条の4第5号の規定により国土交通大臣が指定する建築物（告示第396号）により、ガス事業の用に供する特定ガス発生設備、液化石油ガス販売事業の用に供する供給設備である建築物（液化ガスの貯蔵量又は処理量が3.5トン以下のものに限る。）は設置できる。

(上記表内\*印、次ページ参照)

(注)2. 上記告示では、供給設備に限られているので貯蔵施設の設置については、その地域の建築関係部署に確認すること。

## 《 建築基準法施行令の抜粋 》

最終改正 平成24年 7月25日 政令第202号

### (第1種低層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物)

第130条の4 法別表第2(イ)項第9号(法第87条第2項又は第3項において法第48条第1項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設で延べ面積が500平方メートル以内のもの
- 二 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので延べ面積が600平方メートル以内のもの
- 三 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所
- 四 路線バスの停留所の上家
- 五 次のイからチまでのいずれかに掲げる施設である建築物で国土交通大臣が指定するもの
  - イ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設
  - ロ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定する電気事業(同項第7号に規定する特定規模電気事業を除く。)の用に供する施設
  - ハ ガス事業法第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供する施設
  - ニ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
  - ホ 水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する施設
  - ヘ 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の用に供する施設
  - ト 都市高速鉄道の用に供する施設
  - チ 熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第2条第2項に規定する熱供給事業の用に供する施設

### 建築基準法施行令第130条の4第5号の規定により国土交通大臣が指定する建築物

最終改正 平成16年 3月31日 国土交通省告示第396号

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の4第5号の規定により国土交通大臣が指定する建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 認定電気通信事業者が認定電気通信事業の用に供する次のイ及びロに掲げる施設である建築物で執務の用に供する部分の床面積の合計が700m<sup>2</sup>以内のもの
  - イ 電気通信交換所
  - ロ 電報業務取扱所
- 二 電気事業の用に供する次のイ及びロに掲げる施設である建築物
  - イ 開閉所
  - ロ 変電所(電圧17万ボルト未満で、かつ、容量90万キロボルトアンペア未満のものに限る。)
- 三 ガス事業の用に供する次のイからハマまでに掲げる施設である建築物
  - イ バルブステーション
  - ロ ガバナーステーション
  - ハ 特定ガス発生設備(液化ガスの貯蔵量又は処理量が3.5トン以下のものに限る。)
- 四 液化石油ガス販売事業の用に供する供給設備である建築物(液化石油ガスの貯蔵量又は処理量が3.5トン以下のものに限る。)
- 五 水道事業の用に供するポンプ施設(給水能力が毎分6m<sup>3</sup>以下のものに限る。)である建築物
- 六 公共下水道の用に供する次のイ及びロに掲げる施設である建築物
  - イ 合流式のポンプ施設(排水能力が毎秒2.5m<sup>3</sup>以下のものに限る。)
  - ロ 分流式のポンプ施設(排水能力が毎秒1m<sup>3</sup>以下のものに限る。)
- 七 都市高速鉄道の用に供する次のイからハマまでに掲げる施設である建築物(イに掲げる施設である建築物にあつては、執務の用に供する部分の床面積の合計が200m<sup>2</sup>以内のものに限る。)
  - イ 停車場又は停留場
  - ロ 開閉所
  - ハ 変電所(電圧12万ボルト未満で、かつ、容量4万キロボルトアンペア未満のものに限る。)

## 5. 建築基準法施行令の補強コンクリートブロック造について

○ 補強コンクリートブロック造について、建築基準法施行令では次のように定められている。

### 第4節の2 補強コンクリートブロック造

#### (適用の範囲)

**第62条の2** この節の規定は、補強コンクリートブロック造の建築物又は補強コンクリートブロック造と鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物の補強コンクリートブロック造の構造部分に適用する。

2 高さが4メートル以下で、かつ、延べ面積が20平方メートル以内の建築物については、この節の規定中第62条の6及び第62条の7の規定に限り適用する。

### 第62条の3 削除

#### (耐力壁)

**第62条の4** 各階の補強コンクリートブロック造の耐力壁の中心線により囲まれた部分の水平投影面積は、60平方メートル以下としなければならない。

2 各階の張り間方向及びけた行方向に配置する補強コンクリートブロック造の耐力壁の長さのそれぞれの方向についての合計は、その階の床面積1平方メートルにつき15センチメートル以上としなければならない。

3 補強コンクリートブロック造の耐力壁の厚さは、15センチメートル以上で、かつ、その耐力壁に作用するこれと直角な方向の水平力に対する構造耐力上主要な支点間の水平距離（以下第62条の5第2項において「耐力壁の水平力に対する支点間の距離」という。）の50分の1以上としなければならない。

4 補強コンクリートブロック造の耐力壁は、その端部及び隅角部に径12ミリメートル以上の鉄筋を縦に配置するほか、径9ミリメートル以上の鉄筋を縦横に80センチメートル以内の間隔で配置したものとしなければならない。

(注) 液石法施行規則例示基準のコンクリートブロック製障壁は、次のように定められている。

直径9mm以上の鉄筋を縦横40cm以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束し、かつ、ブロックの空洞部にコンクリートモルタルを充てんした厚さ15cm以上、高さ1.8m以上のものであって、堅固な基礎の上に構築され、かつ、対象物を有効に保護できるものであること。

5 補強コンクリートブロック造の耐力壁は、前項の規定による縦筋の末端をかぎ状に折り曲げてその縦筋の径の40倍以上基礎又は基礎ばり及び臥梁又は屋根版に定着する等の方法により、これらと互いにその存在応力を伝えることができる構造としなければならない。

6 第4項の規定による横筋は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 末端は、かぎ状に折り曲げること。ただし、補強コンクリートブロック造の耐力壁の端部以外の部分における異形鉄筋の末端にあつては、この限りでない。

二 継手の重ね長さは、溶接する場合を除き、径の25倍以上とすること。

三 補強コンクリートブロック造の耐力壁の端部が他の耐力壁又は構造耐力上主要な部分である柱に接着する場合には、横筋の末端をこれらに定着するものとし、これらの鉄筋に溶接する場合を除き、定着される部分の長さを径の25倍以上とすること。

がりょう

#### (臥梁)

**第62条の5** 補強コンクリートブロック造の耐力壁には、その各階の壁頂に鉄筋コンクリート造の臥梁を設けなければならない。ただし、階数が1の建築物で、その壁頂に鉄筋コンクリート造の屋根版が接着する場合においては、この限りでない。

2 臥梁の有効幅は、20センチメートル以上で、かつ、耐力壁の水平力に対する支点間の距離の20分の1以上としなければならない。

(目地及び空洞部)

第62条の6 コンクリートブロックは、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積し、鉄筋を入れた空洞部及び縦目地に接する空洞部は、モルタル又はコンクリートで埋めなければならない。

- 2 補強コンクリートブロック造の耐力壁、門又はへの縦筋は、コンクリートブロックの空洞部内で継いではならない。ただし、溶接接合その他これと同等以上の強度を有する接合方法による場合においては、この限りでない。

(帳壁)

第62条の7 補強コンクリートブロック造の帳壁は、鉄筋で、木造及び組積造（補強コンクリートブロック造を除く。）以外の構造耐力上主要な部分に緊結しなければならない。

(塀)

第62条の8 補強コンクリートブロック造のへのは、次の各号（高さ1.2メートル以下のへいにあつては、第5号及び第7号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合において は、この限りでない。

- 一 高さは、2.2メートル以下とすること。
- 二 壁の厚さは、15センチメートル（高さ2メートル以下のへいにあつては、10センチメートル）以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径9ミリメートル以上の鉄筋を縦横に80センチメートル以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ3.4メートル以下ごとに、径9ミリメートル以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの5分の1以上突出したものを設けること。
- 六 第3号及び第4号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- 七 基礎の丈は、35センチメートル以上とし、根入れの深さは30センチメートル以上とすること。

## 6. 登録免許税法、手数料令等の抜粋

### (1) 登録免許税法

## 登録免許税法

公 布 昭和42年 6月12日 法律第35号  
最終改正 令和元年 5月17日 法律第6号

(趣旨)

**第1条** この法律は、登録免許税について、課税の範囲、納税義務者、課税標準、税率、納付及び還付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(課税の範囲)

**第2条** 登録免許税は、別表第1に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明(以下「登記等」という。)について課する。

**第3条～第23条** 略

(免許等の場合の納付の特例)

**第24条** 別表第1に掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明で政令で定めるもの(以下この章において「免許等」という。)につき課されるべき登録免許税については、当該免許等を受ける者は、当該免許等に係る登記機関が定めた期限までに、当該登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記機関の定める書類にはり付けて登記官署等に提出しなければならない。

2 免許等に係る登記機関は、当該免許等に係る前項の登録免許税の納付の期限及び書類を定めなければならない。この場合には、その期限を当該免許等をする日から1月を経過する日後としてはならない。

**第24条の2～第35条** 略

**別表第1** 課税範囲、課税標準及び税率の表(第2条、第5条、第9条、第10条、第13条、第15条―第17条、第17条の3―第19条、第23条、第24条、第34条、第34条の2関係)

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税 率
一から九十九 略	—	— — —
百 液化石油ガス販売事業者の登録、保安機関の認定若しくは一般消費者等の数の増加の認可又は特定液化石油ガス器具等に係る検査機関の登録		
(一) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第3条第1項(事業の登録)の経済産業大臣がする液化石油ガス販売事業者の登録	登録件数	1件につき 30,000円
(二) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第29条第1項(認定)の経済産業大臣がする保安機関の認定(更新の認定を除く。)	認定件数	1件につき 90,000円
(三) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第33条第1項(一般消費者等の数の増加の認可等)の規定により経済産業大臣がする保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可	認可件数	1件につき 15,000円
(四) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第47条第1項(検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	申請件数	1件につき 90,000円 既に(四)に掲げる登録を受けている者については、 15,000円)
百一から百五十九 略	—	— — —

以前の**附則** 略

**附 則**(令和元年5月17日 法律第6号)

(施行期日) 略

- (注) 1. (一)から(三)は、いずれも経済産業大臣がする登録・認定・認可であり、都道府県知事がある場合には適用されない。(四)は、特定液化石油ガス器具等の検査機関の登録時に適用される。
2. (一)及び(二)は、都道府県知事所管事業者が本省所管又は産業保安監督部所管事業者になるときに適用され、(三)は、本省所管及び産業保安監督部所管事業者に適用される。

## (2) 液石法関係の手数料令

### 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料令

公 布 昭和43年2月7日 政令第15号

最終改正 平成16年3月24日 政令第57号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第86条第1項の規定により、次の表の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第2条第6号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。

納付しなければならない者	金 額	電子申請等による場合における金額
一 法第3条第1項の登録を受けようとする者	1件につき 35,300円	1件につき 32,100円
二 液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付を請求しようとする者	1通につき 720円	1通につき 700円
三 液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧を請求しようとする者	1回につき 530円	1回につき 520円
四 法第29条第1項の認定を受けようとする者	1件につき 8,000円に新たに行う保安業務区分の数を乗じた額 及び41,900円の合計額	1件につき 8,000円に新たに行う保安業務区分の数を乗じた額 及び40,700円の合計額
五 法第29条第1項の認定の更新を受けようとする者	1件につき 8,000円に保安業務区分の数を乗じた額及び17,900円	1件につき 8,000円に保安業務区分の数を乗じた額及び17,000円
六 法第33条第1項の認可を受けようとする者	1件につき 8,000円に保安業務区分の数を乗じた額及び25,700円	1件につき 8,000円に保安業務区分の数を乗じた額及び24,500円
七 法第35条の6第1項の認定を受けようとする者		
イ 認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合	1件につき 55,100円	1件につき 55,100円
ロ 認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満の場合	1件につき 79,400円	1件につき 79,400円
ハ 認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合	1件につき 103,600円	1件につき 103,600円
八 法第37条の5第4項の指定を受けようとする者	1件につき 56,800円	1件につき 53,600円

以前の附則 略

附 則 [平成16年3月24日 \*政令第57号]

\*政令第57号は、「工業標準化法に基づく表示認定申請手数料の額等を定める政令等の一部を改正する政令」

この政令は、平成16年3月31日から施行する。ただし、第8条の規定は、同年4月1日から施行する。

- (注) 1. 第8条：特許法等関係手数料令の一部改正  
2. 法第86条第1項

次に掲げる者\*（経済産業大臣、産業保安監督部長又は機構に対して手続を行おうとする者に限る。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

\*次に掲げる者：手数料令の一～八に係る者及び経済産業大臣又は機構が行う特定液化石油ガス器具等の適合性検査を受けようとする者

### (3) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令

#### 地方公共団体の手数料の標準に関する政令

公 布 平成12年1月21日 政令第16号  
最終改正 令和元年9月11日 政令第96号

内閣は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法第228条第1項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金 額
一～七十五	(略)	(略) (注)液化石油ガス法関係を抜粋
七十六 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録に関する事務	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条第1項の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査	31,000円
七十七 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧に関する事務	1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付	一通につき630円
	2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿を閲覧に供する事務	一回につき460円
七十八 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条第1項及び第32条第1項の規定に基づく保安機関の認定又は同法第33条第1項の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可に関する事務	1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条第1項の規定に基づく保安機関の認定の申請に対する審査	34,000円と6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
	2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第32条第1項の規定に基づく保安機関の認定の更新の申請に対する審査	14,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額

	3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第33条第1項の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申	20,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
七十九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定に関する事務	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	イ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1000戸未満の場合 55,000円 ロ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1000戸以上1万戸未満の場合 80,000円 ハ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合 110,000円
八十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可に関する事務	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請に対する審査	21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
八十一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可に関する事務	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
八十二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査に関する事務	1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
	2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく同法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額

<p>八十三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の規定に基づく充てん設備による液化石油ガスの充てんの許可に関する事務</p>	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の規定に基づく充てん設備による液化石油ガスの充てんの許可の申請に対する審査</p>	<p>28,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額</p>
<p>八十四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可に関する事務</p>	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>19,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額</p>
<p>八十五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項において準用する同法第37条の3第1項の規定に基づく充てん設備の完成検査に関する事務</p>	<p>1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項において準用する同法第37条の3第1項の規定に基づく同法第37条の4第1項の許可に係る充てん設備の完成検査</p>	<p>36,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額</p>
	<p>2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第4項において準用する同法第37条の3第1項の規定に基づく同法第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の許可に係る充てん設備の完成検査</p>	<p>27,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額</p>
<p>八十六 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第1項の規定に基づく充てん設備の保安検査に関する事務</p>	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6第1項の規定に基づく充てん設備の保安検査</p>	<p>27,000円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た金額</p>
<p>八十七 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4第1項及び第5項並びに第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士に関する事務</p>	<p>1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4第1項の規定に基づく液化石油ガス設備士免状の交付</p>	<p>3,300円</p>

	2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4第1項及び第5項の規定に基づく液化石油ガス設備士免状の再交付	2,300円
	3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4第1項及び第5項の規定に基づく液化石油ガス設備士免状の書換え	1,200円
	4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	20,700円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、20,200円）
八十八～百九	(略)	(略)

備考

- 一 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）又は政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
- 二 この表の下欄に掲げる金額は、当該下欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては1件についての金額とする。

以前の附則 略

附 則〔令和元年9月11日 政令第96号〕

略

## 7. バルク貯槽告示検査の際の仮設の手続き（特定供給設備の場合）

特定供給設備（バルク貯槽の場合）により一般消費者等に供給している場合において、当該バルク貯槽の修理又は告示検査を行う際に、消費先に継続して供給する必要がある場合の許認可手続きの例を紹介します。

なお、実際の工事にあたっては、必要な許認可の手続及び完成検査の実施方法等について、事前に都道府県に確認するようお願いします。

○バルク貯槽(2.9 t × 1 基)により供給している場合の手続き（例）

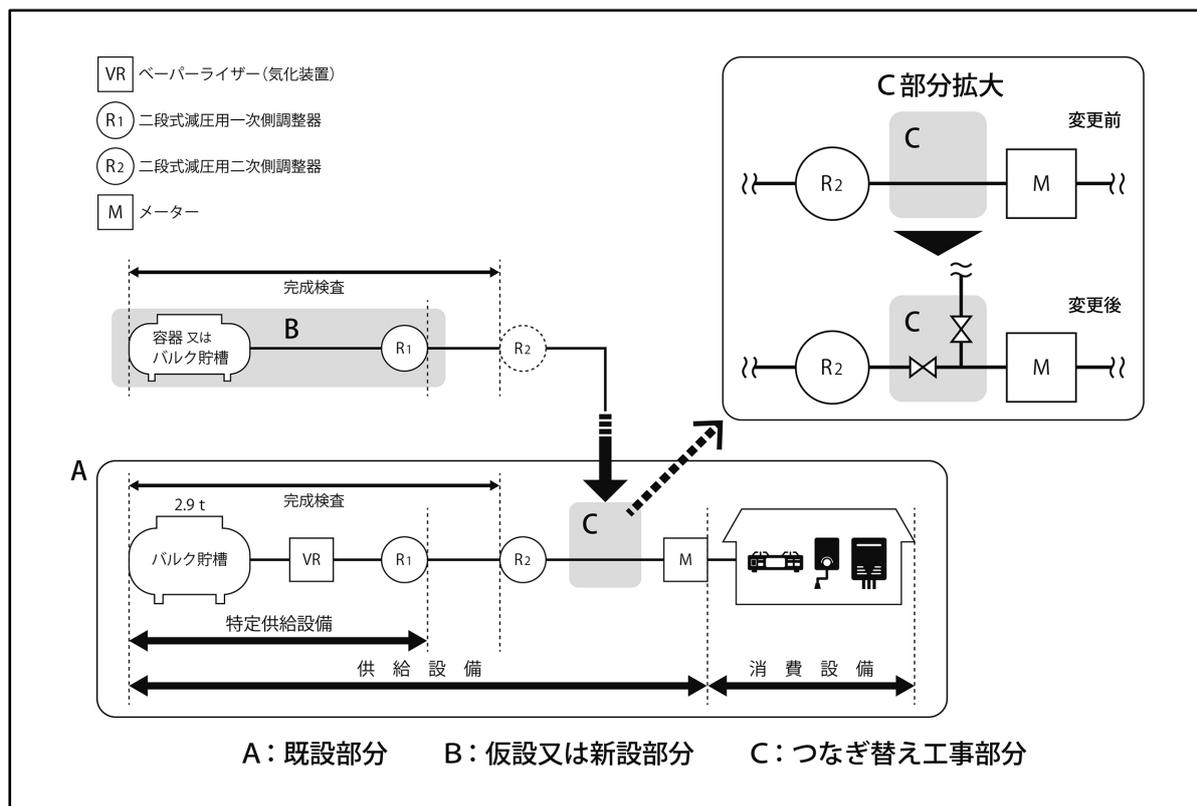


図 特別供給設備（バルク貯槽）による供給と仮設貯蔵設備の設置例

(例1) 一時的に仮設供給し、告示検査後、仮設を撤去

当該バルク貯槽の告示検査の際に、容器又はバルク貯槽を仮設し、告示検査後、仮設部分を撤去する場合

- 1 C部分について、変更の工事を行う。（許可、届出不要）
- 2 B部分（仮設部分）について、特定供給設備の変更許可申請（供給設備Bの追加）を行う。
- 3 許可され、設置の工事が完了した後、完成検査を受検し、合格後、Bによる供給に切り替え、元のバルク貯槽は告示検査を行う。
- 4 告示検査後、元の位置に据え付け、元のバルク貯槽による供給に切り替える。
- 5 B部分（仮設部分）について、特定供給設備の変更許可申請（供給設備Bの撤去）を行う。
- 6 許可後、B部分を撤去し完成検査を受検する。
- 7 必要に応じてC部分の変更の工事を行う。（許可、届出不要）

《許可・完成検査 2回》

(例2) 新たな場所にバルク貯槽等を設置し、元のバルク貯槽を撤去

当該バルク貯槽の撤去を前提に、容器又はバルク貯槽を設置し、切り替え後、元のバルク貯槽を撤去する場合

- 1 C部分について、変更の工事を行う。(許可、届出不要)
- 2 B部分について、特定供給設備の変更許可申請(供給設備Bの追加)を行う。
- 3 許可され、設置の工事が完了した後、完成検査を受検し、合格後、Bによる供給に切り替える。
- 4 元バルク貯槽部分について、特定供給設備の変更許可申請(供給設備元バルク貯槽部分の撤去)を行う。
- 5 許可後、元バルク貯槽部分を撤去し完成検査を受検する。
- 6 必要に応じてC部分の変更の工事を行う。(許可、届出不要)

《許可・完成検査 2回》

(例3) バルク貯槽を取り替え

当該バルク貯槽の取替えを前提に、容器又はバルク貯槽を仮設し、新バルク貯槽設置後、仮設部分を撤去する場合

- 1 C部分について、変更の工事を行う。(許可、届出不要)
- 2 B部分について、特定供給設備の変更許可申請(供給設備Bの追加)を行う。
- 3 許可され、設置の工事が完了した後、完成検査を受検し、合格後、Bによる供給に切り替える。
- 4 新バルク貯槽について、特定供給設備の変更許可申請(バルク貯槽の取替え)を行う。
- 5 許可され、バルク貯槽の取替えが完了後、完成検査申請を行う。
- 6 完成検査を受検し、合格後、新バルク貯槽による供給に切り替える。
- 7 B部分(仮設部分)について、特定供給設備の変更許可申請(供給設備Bの撤去)を行う。
- 8 許可後、B部分を撤去し完成検査を受検する。
- 9 必要に応じてC部分の変更の工事を行う。(許可、届出不要)

《許可・完成検査 3回》

(参考)

- 1 いずれの例も、元バルク貯槽内の残ガスを極力減らすことが可能で、撤去、運搬の安全性の向上が考えられます。  
また、許認可手続き及び完成検査が円滑に実施でき、継続供給の計画が可能です。
- 2 仮設部分について、現特定供給設備の追加とせず、単独での新規許可申請を行おうとする場合、消費設備が存在しない状態と考えられるため、液化石油ガス法での申請手続きが可能かどうか都道府県に確認する必要があります。